

* 0005326000 *

0005326-000

312. 22-T o 347 s

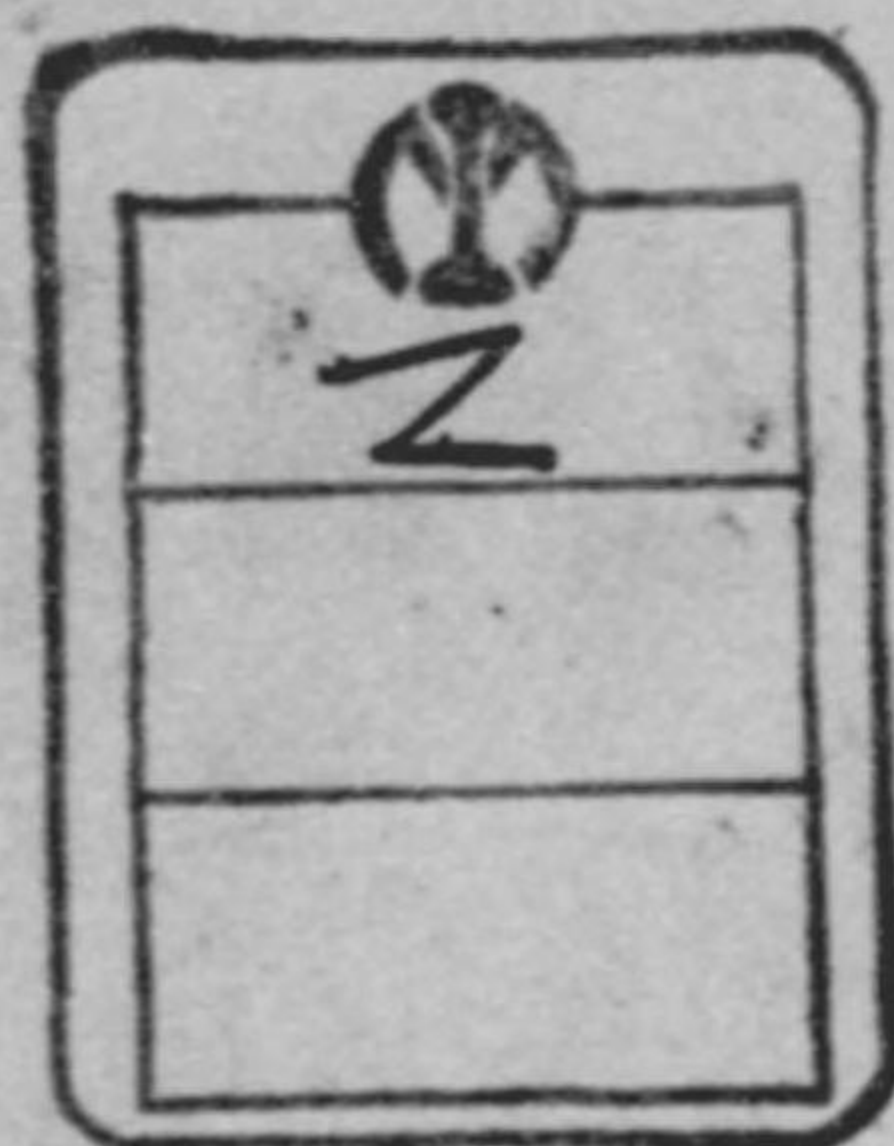
新支那現勢要覽

東亞同文会業務部

第2回 (昭和15年版)

1940

ABC



第二回

新支那現勢要覽

(昭和十五年版)

東亞同文會發行

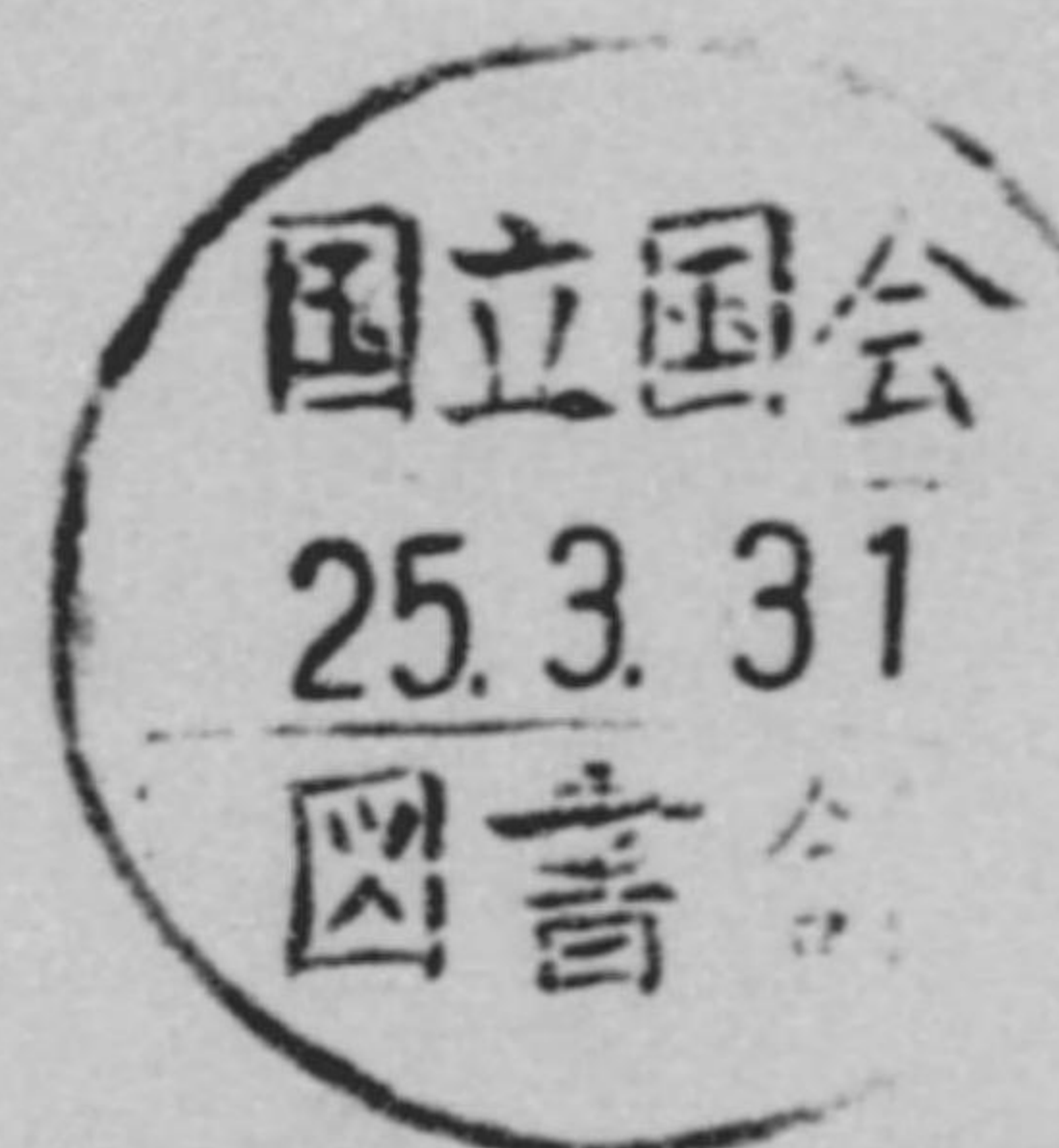
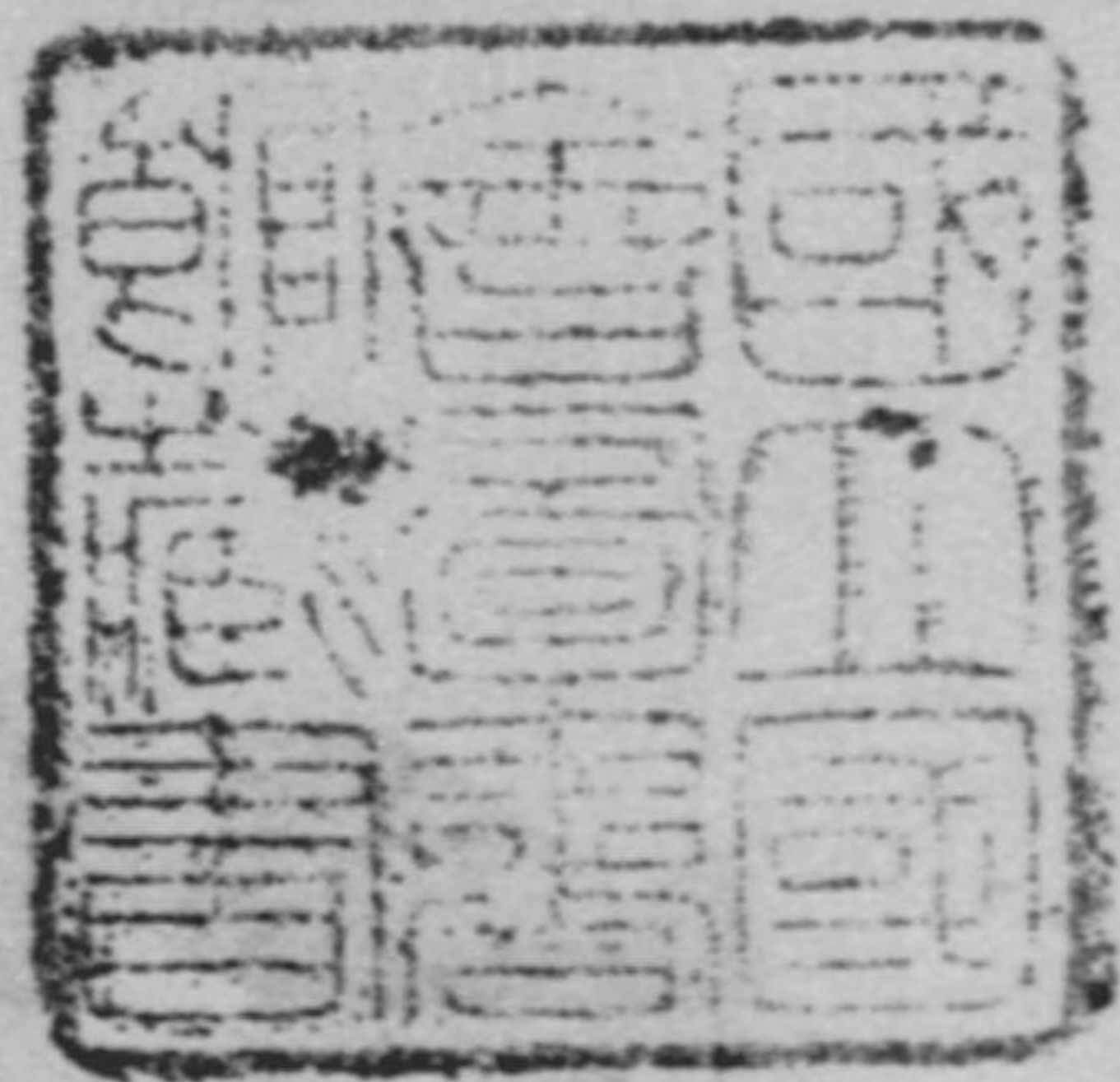
昭和十五年一月



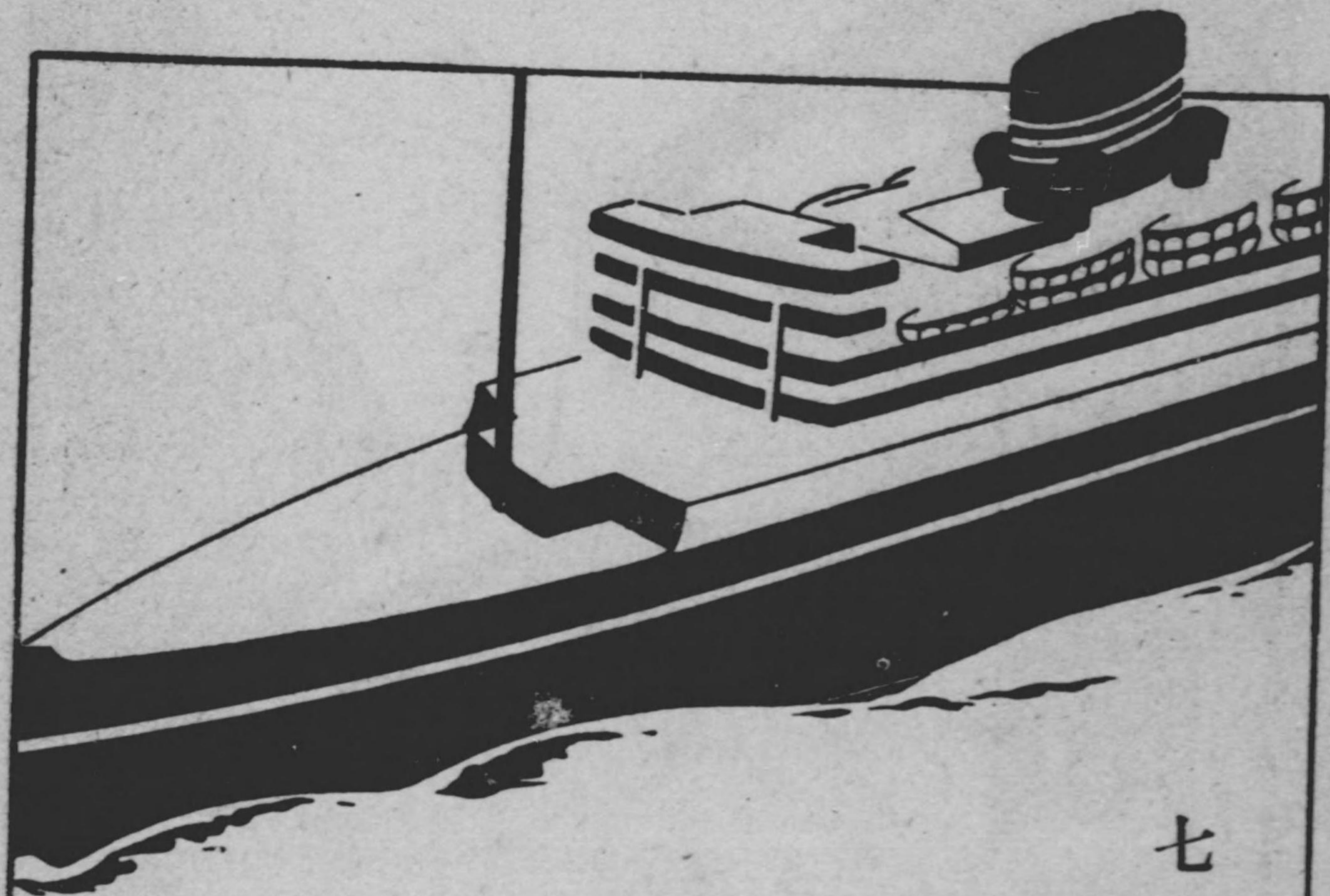
興亞

文磨也

3/2.22
T0347A
II



116919



七洋を往く
此堅陣

此偉容

所有船舶 百六十五隻
總噸數 百六萬三千噸

主要航路

南洋線	孟買線	甲谷陀線	李浦線	漢堡線	伊太利東線	日本近東線	濠洲線	倫敦線	日華聯絡線	神戶上海直航線	青島線	東航世界一周線	紐育線	南米西岸線	沙市線	桑港線
月	月	月	月	月	約月	月	月	二週	每日乃至三日	每月十日	月	週	週	週	週	週
七	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回

日本郵船

東京 橫濱 名古屋 大阪 神戶 門司 長崎



印
角
砂
糖

角糖の元祖
 完璧の設備...
 永年の経験...
 から生れたこの逸品の
 眞價を御試し下さい

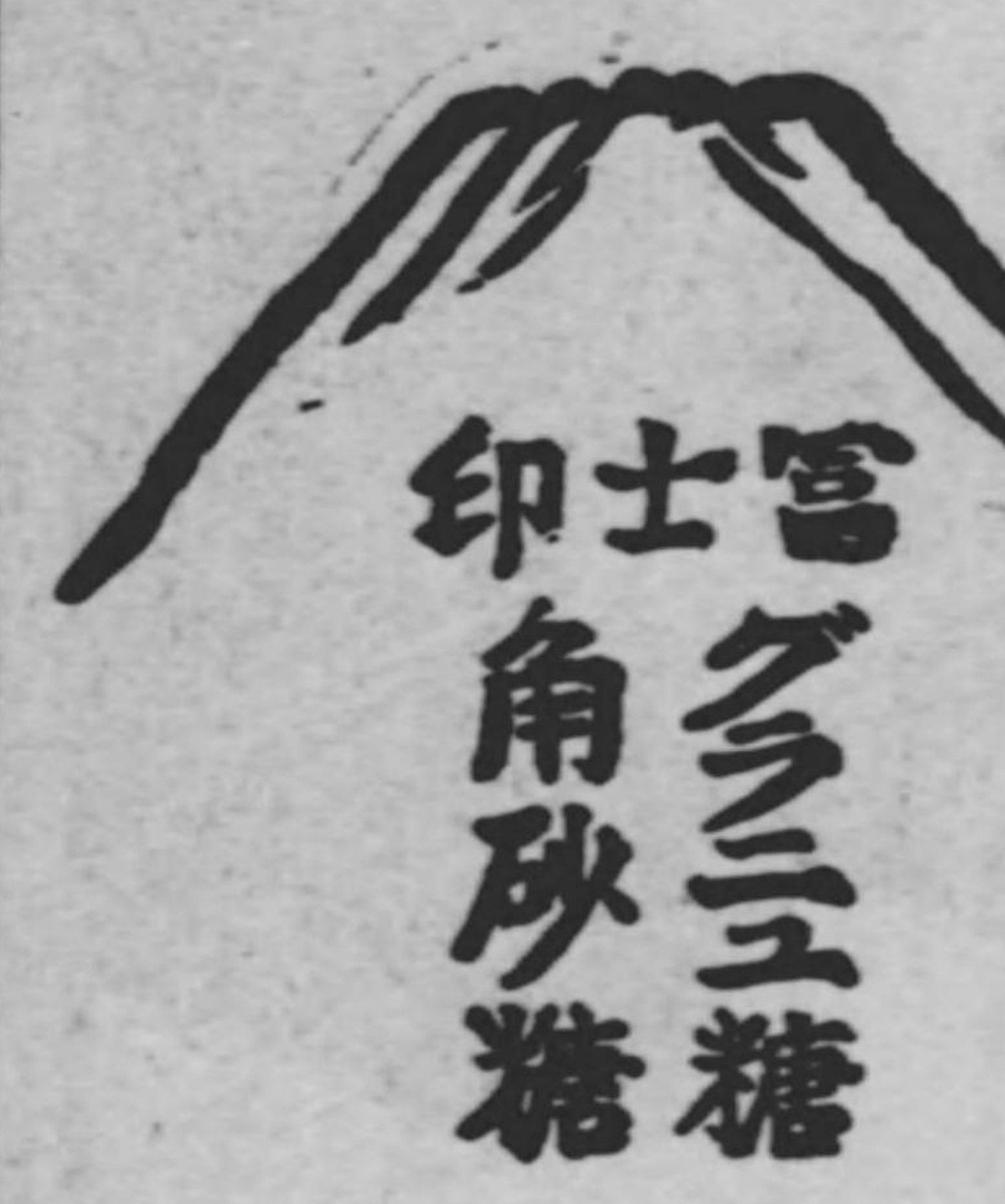
大日本製糖株式會社



臺灣製糖株式會社

分蜜糖
 耕地白糖
 精製糖
 酒精

資本金六千參百萬圓



本 社 臺灣高雄州屏東市歸來八七三
 出張所 東京市麴町區丸ノ内南樂館
 一手販賣所 三井物産株式會社



TRADE MARK

藤 高 電 線

株 式 會 社

主 要 製 品

銅線銅合金線、電車線
各種被覆絕緣電線
護膜被覆絕緣電線
キヤブタイヤ ケーブル
高周波用同心ケーブル
通信用紙ケーブル
電力用紙ケーブル
電線、電纜接續用品

東 京 大 阪 神 戶 廣 島 天 上 三
市 岡 崎 津 井
深 西 中 府 海
川 上 區 山 四
區 新 津 大 南 口 川 產
平 町 通 津 大 南 口 川 產
久 崎 通 津 大 南 口 川 產
町 崎 通 津 大 南 口 川 產
一 町 崎 通 津 大 南 口 川 產
ノ 丁 四 町 崎 通 津 大 南 口 川 產
四 目 一 町 崎 通 津 大 南 口 川 產

本 社 東 京 市 京 橋 區 京 橋 二 丁 目 八
工 場 川 崎 房 州 北 海 道

代 理 店 所 出 張 處

NO. 104

Meiji Chocolate 精製糖 YP. YS. YT. YRO
Meiji Biscuits 耕地白糖 MB. MO.
Meiji Caramel 甜菜糖 MX. MK. MR
Meiji Drops 角糖 Domino 人形印
Meiji Calmin 甜菜糖 Beet Dulp
Meiji Merry Milk 酒 精 94.° 95.° 96.° 變性酒精
& Etc.



明 治 製 菓 株 式 會 社

資本金壹千萬圓

本 社 東 京 市 京 橋 區 京 橋 二 丁 目 八
工 場 川 崎 房 州 北 海 道



明 華 糖 廠

中華民國上海楊樹浦路一、五〇四號

本 社 臺 灣 臺 南 州 會 文 郡 麻 豆 街 麻 豆
事 務 所 東 京 市 京 橋 區 京 橋 二 丁 目 八
工 場 川 崎、神 戶、戶 畑、北 海 道、臺 灣、上 海



明 治 製 糖 株 式 會 社

資本金五千八百萬圓

電線電纜



日本電線株式會社

東京 向島

各種電線電纜



千代田電線株式會社

東京市澁谷區衆樂町十四番地

電話澁谷(46)

一、三九五
一、三九六
一、三九七

上海白里南路乙六〇〇號

日華興業株式會社

總務部	青島奉天路八〇號
青島工場	青島奉天路八〇號
張店工場	山東省張店
上海出張所	上海九江路三井銀行三階
天津出張所	天津日本租界壽街六號
大連出張所	大連山縣通り二〇八
東京出張所	東京市京橋區京橋片倉ビル六
其他出張所並分行	濟南、博山、周村、濰縣、德州、彰德、石家莊、青州、大坂



昭和電線電纜株式會社

營業品目

裸電線
被覆電線及電纜
ゴム絶緣電線及電纜
通信用紙絶緣ケーブル
動力用紙絶緣ケーブル

本社出張所

東京 川崎市 東渡田
大阪 福岡 京城
上海 天津



東京芝浦電氣株式會社

マツダ支社

主要製品並販賣品目

電氣計器 配線材料 配線器具 屋内外照明器具 屋内外器具 機械器具 醫療用機械 物理製品 化學製品 金屬製品

マツダ支社出張所

東京	賣務所	東京市京橋區銀座西5の2	電話(代表) 5571(6)
	銀座賣店	東京市京橋區銀座西5の2	電話 1 8 9
	新宿賣店	東京市四谷區新宿3の12	電話銀座(57) 5329
	大事務所	大阪市西淀川區大仁東2の6	電話四谷(39) 6001
	心齋橋賣店	大阪市南區心齋橋筋2の33	電話福島(45)
		をぐらやビルヂング内	代表 3551(4)
京金	都	京都市下京區四條通御旅町21	代表 3651(6)
廣島	澤	澤市片町46	電話南(75) 5779
名古屋	島	廣島市大手町1の1千代田ビル	電話本局 { 1 1 9 6
	古	名古屋市中區廣小路通6の3	電話 1 1 9 8
	屋	住友ビルヂング内	電話 1 5 4 7
	臺	仙臺市國分町4の159	電話中(2) 2832
	幌	札幌市南二條通西4の2	電話本局 2597
		北門ビルヂング内	電話 2598
福	岡	福岡市天神町5	電話 1332
			電話 989
小	倉	小倉市大阪町9の112 小倉ビルヂング内	電話西 { 2 1 2 6
臺	北	臺北市本町2の69	電話 { 2 9 7 8
京	城	京城府長谷川町2の74 近澤ビルヂング内	電話 { 4 7 9 5
上	海	上海四川路185號	電話 { 6 1 6
天	津	天津日本租界伏見街16	電話 { 1 0 3 8
		(舊稱東京電氣株式會社) 電話 { 川崎 自3561・至3569	
神奈川	縣	川崎市堀川町72 振替口座東京38944	電話上海 12729
			電話大森 自7501・至7504

東京芝浦電氣株式會社 マツダ支社

神奈川縣東亞輸出組合

橫濱市中區山下町一十五番

電話本局五二三四番

天津幹旋所

日界旭街天賀ビル内

電話(二) 四三四一

大連幹旋所

羽衣町一〇 滿洲輸入組合ビル

電話 伏見三二〇二番

奉天幹旋所

加茂町一三番地

電話 中央六二七九番

上海幹旋所

黃浦灘路 日本物産會社内

電話 一〇四六三

廣東幹旋所

一德西路 五三九番地

ヨコハマタイヤ

耐久力斷然優れ〔消費節約〕の大策に適合す

個人のタイヤ經費と
國家の海外拂を

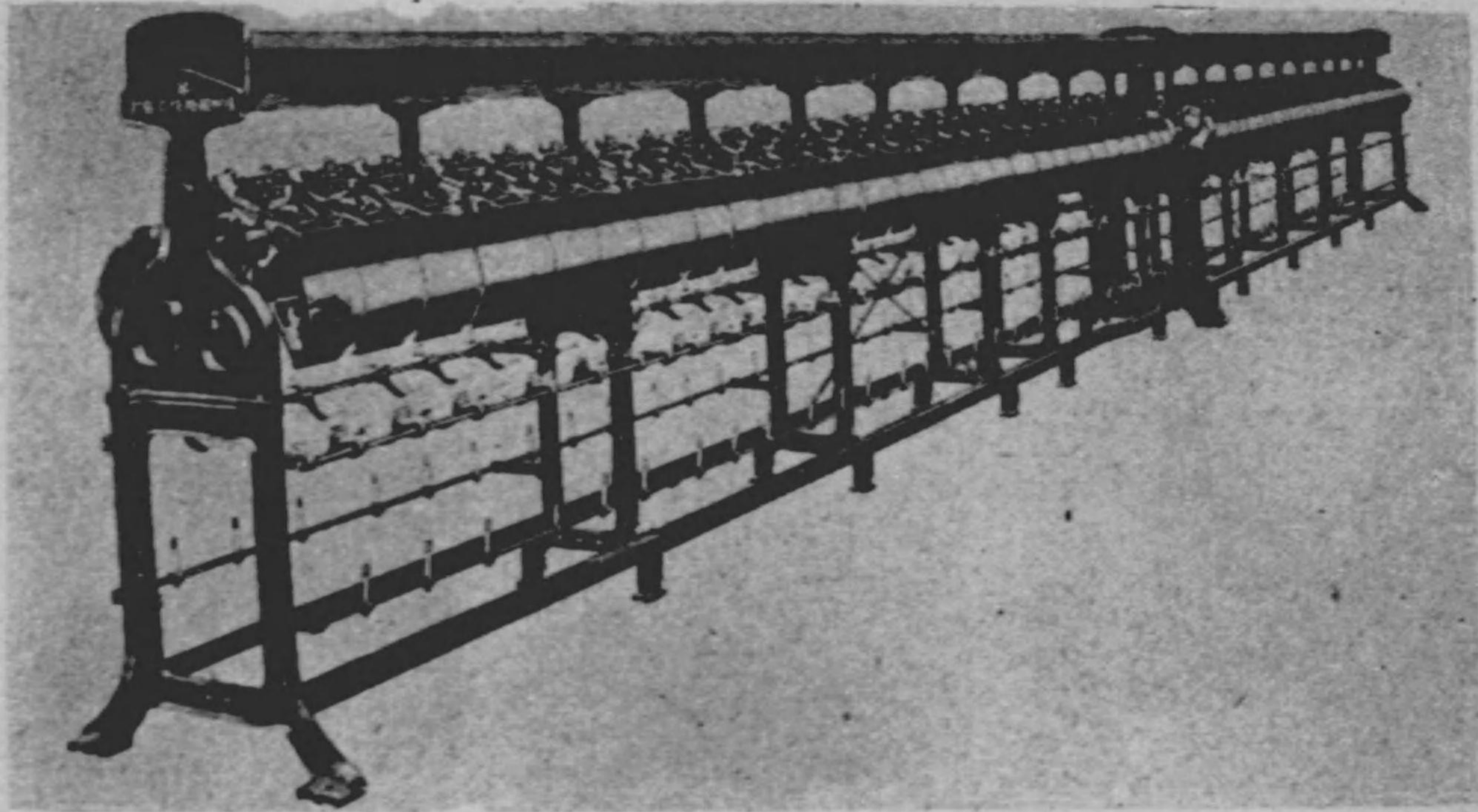
節約する

一石二鳥の國策タイヤ!

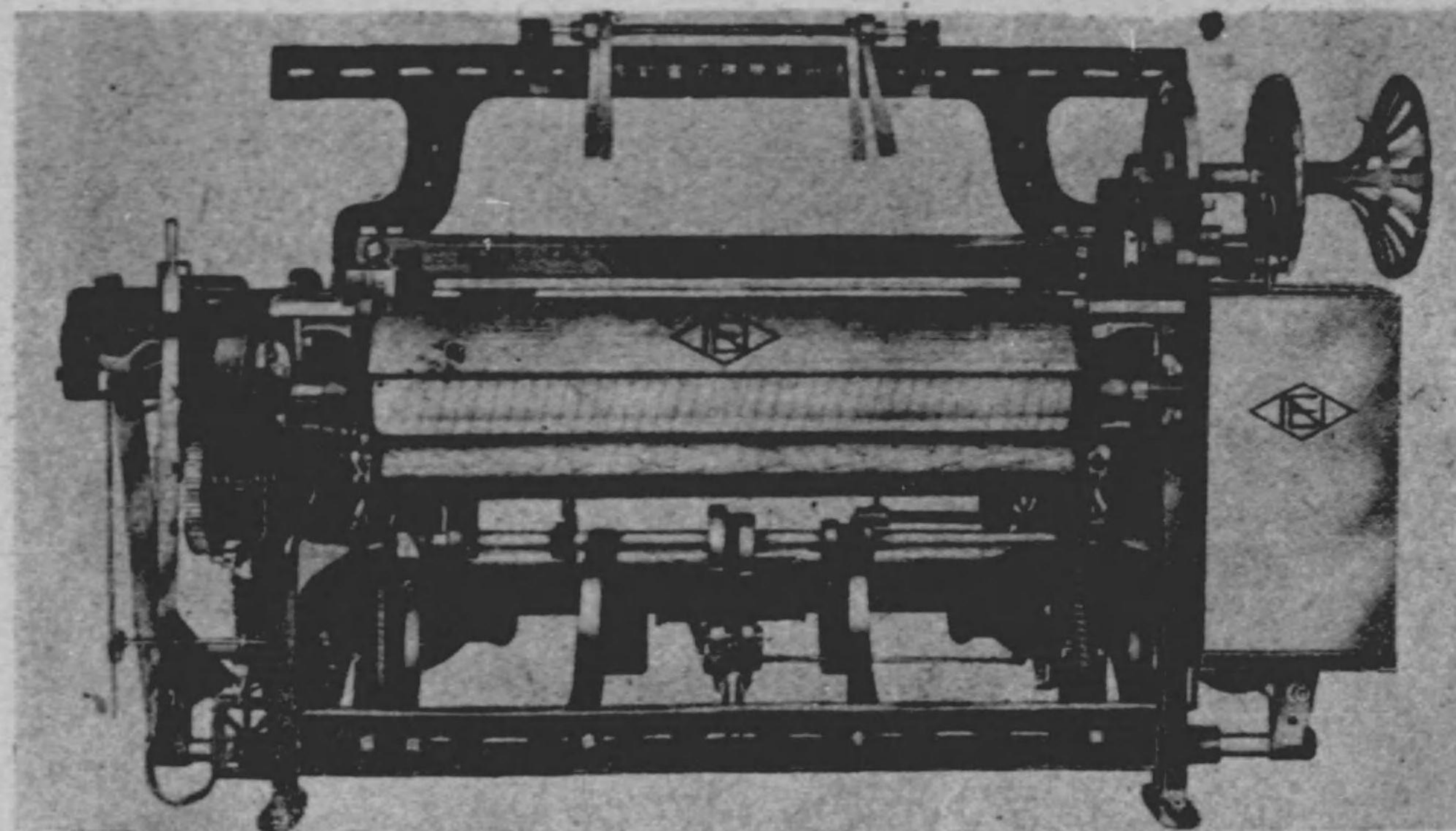


株式会社護謨製造

專賣特許
阪本式高速度經糸捲機



專賣特許
阪本式自働織機



遠州織機株式會社

本社 濱松市外高塚 電話(代)濱松 4180
出張所 大阪市南區瓦屋町 電話南 7181, 7182

資本金壹千萬圓
高級工作機械

株式會社大隈鐵工所

取締役社長 大隈榮一
名古屋市西區辻町字日進二十七番地

各種絹洋服地	絹帽	子
絹レンコート地	絹國	旗
絹婦人小供服地	絹足	袋
絹セル地	絹靴	下



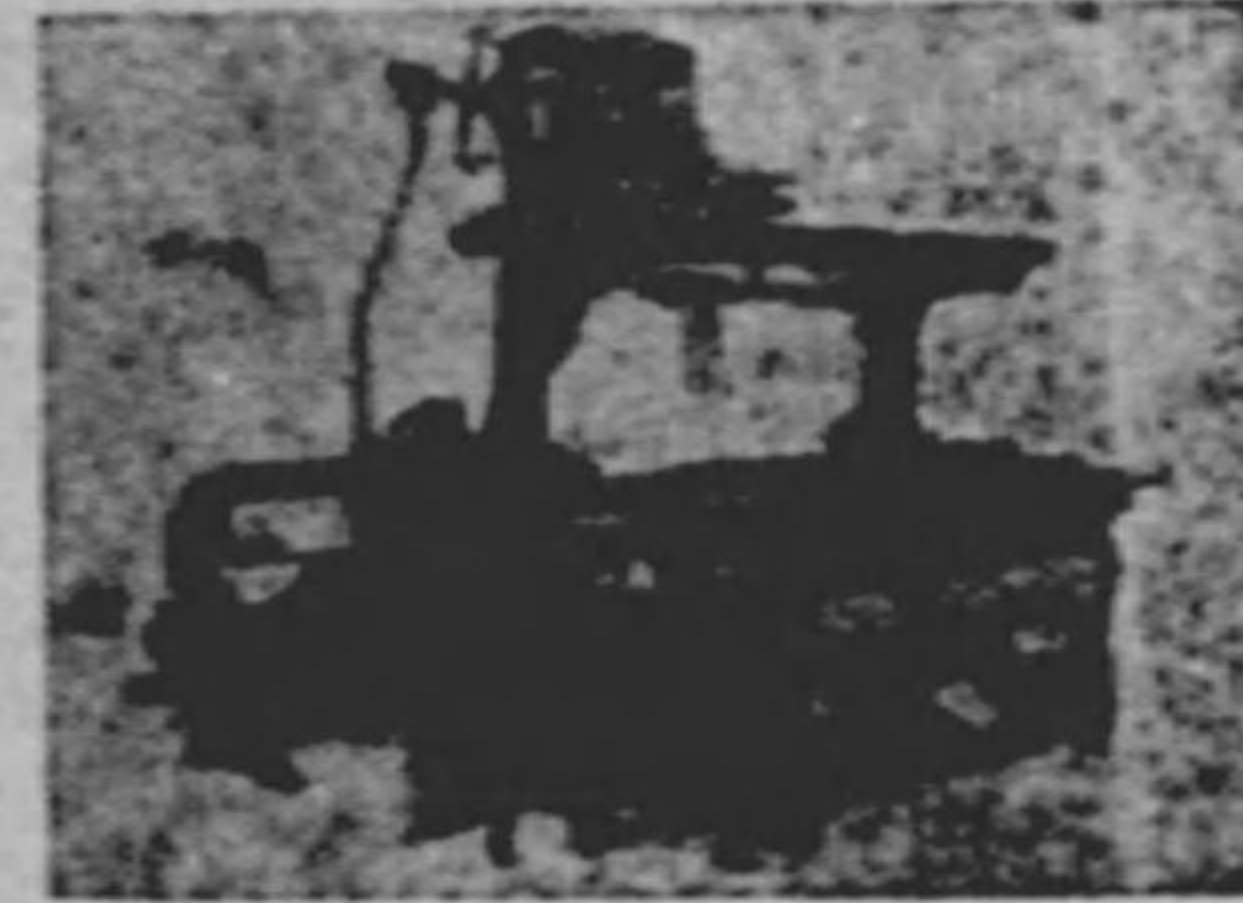
絹洋服地	レンコート地
絹メリヤス	絹國旗

帝國蠶絲株式會社

製織工場 濱濱市鶴見區平安町一丁目二九 (電話鶴見三六三二)
東京販賣店 東京市麹町區有樂町一(蠶絲會館) (電話丸ノ内 四九〇九・二八六一)
神戸販賣店 神戸市神戶區元町三一三 (電話三宮三〇五九)

織機・準備機・染色整理仕上機械・紡織用木管

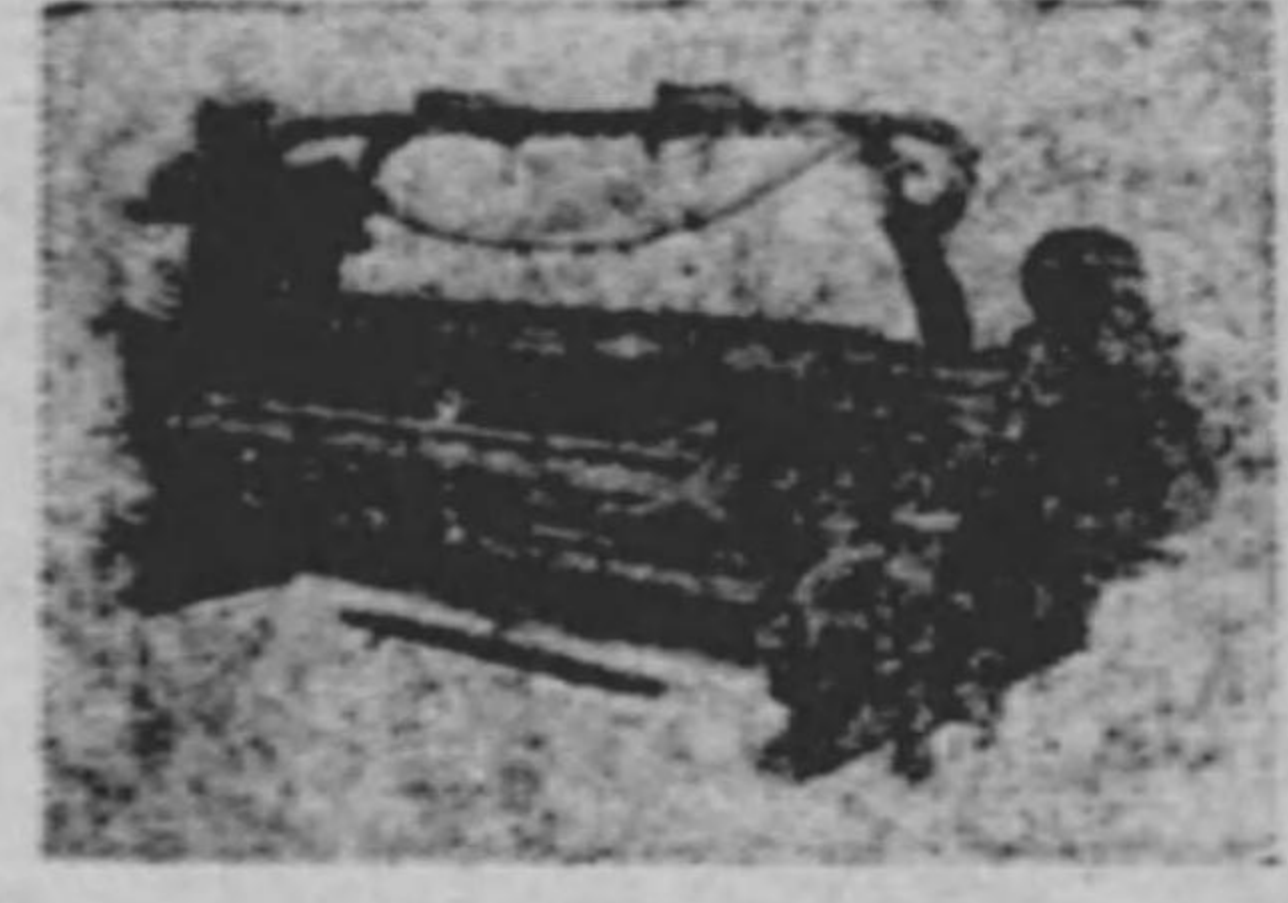
高級人絹織機



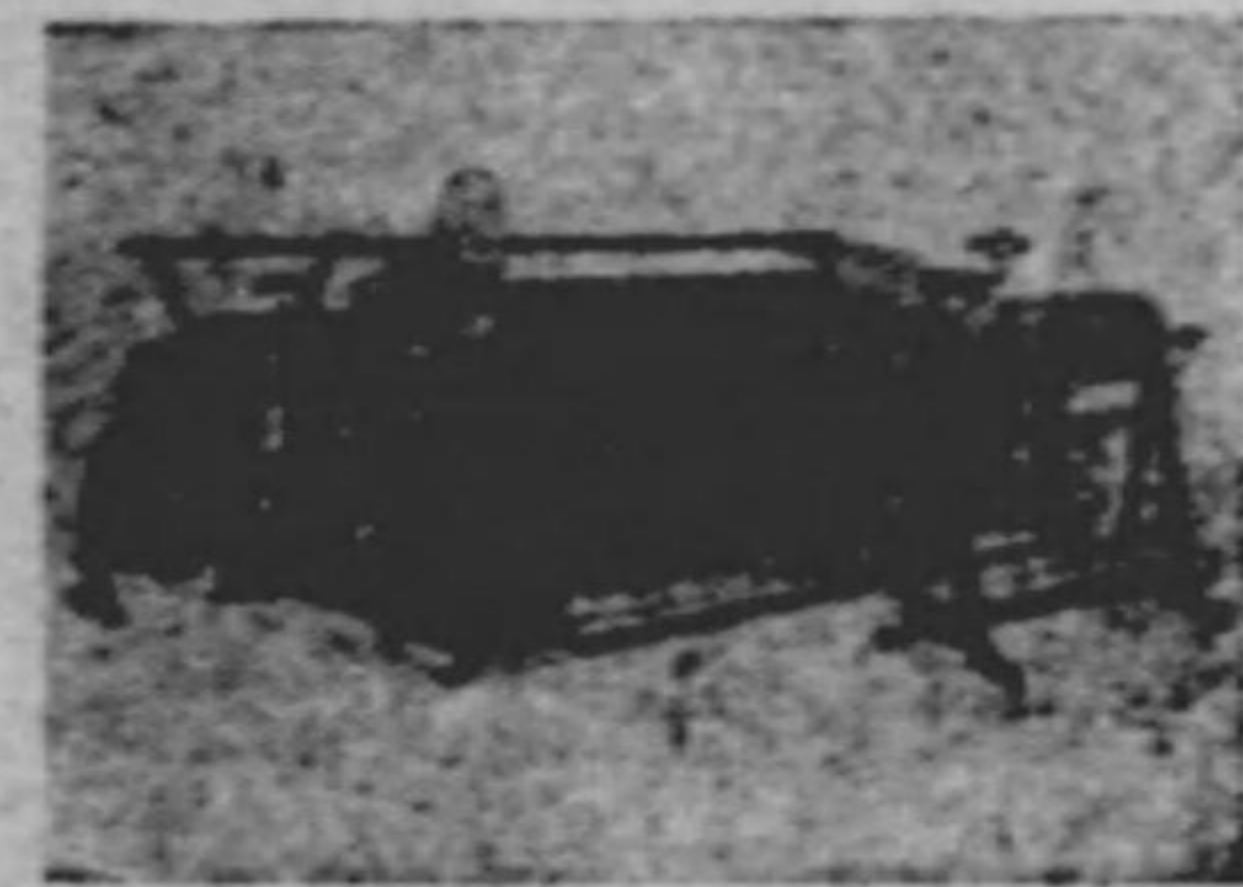
最新型綿布織機



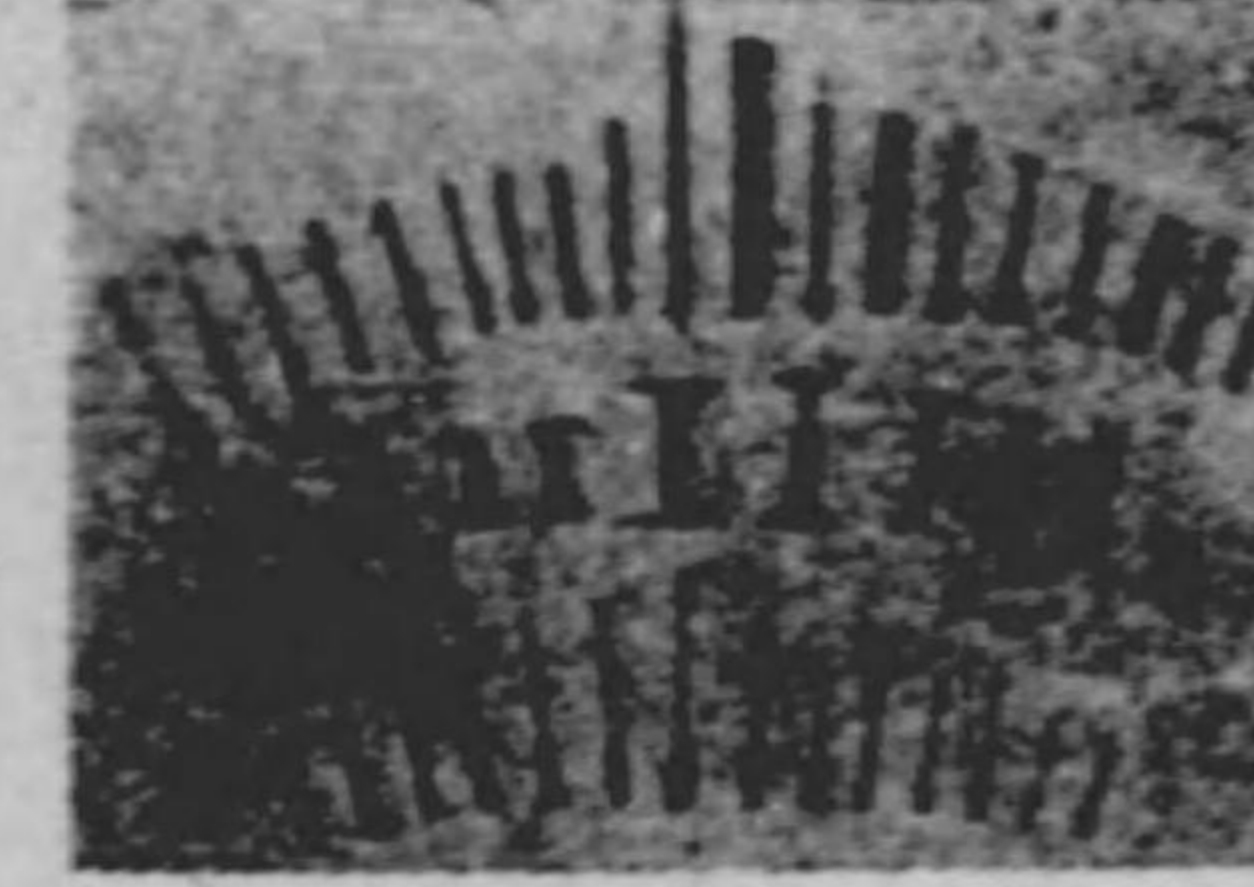
最高級毛織機



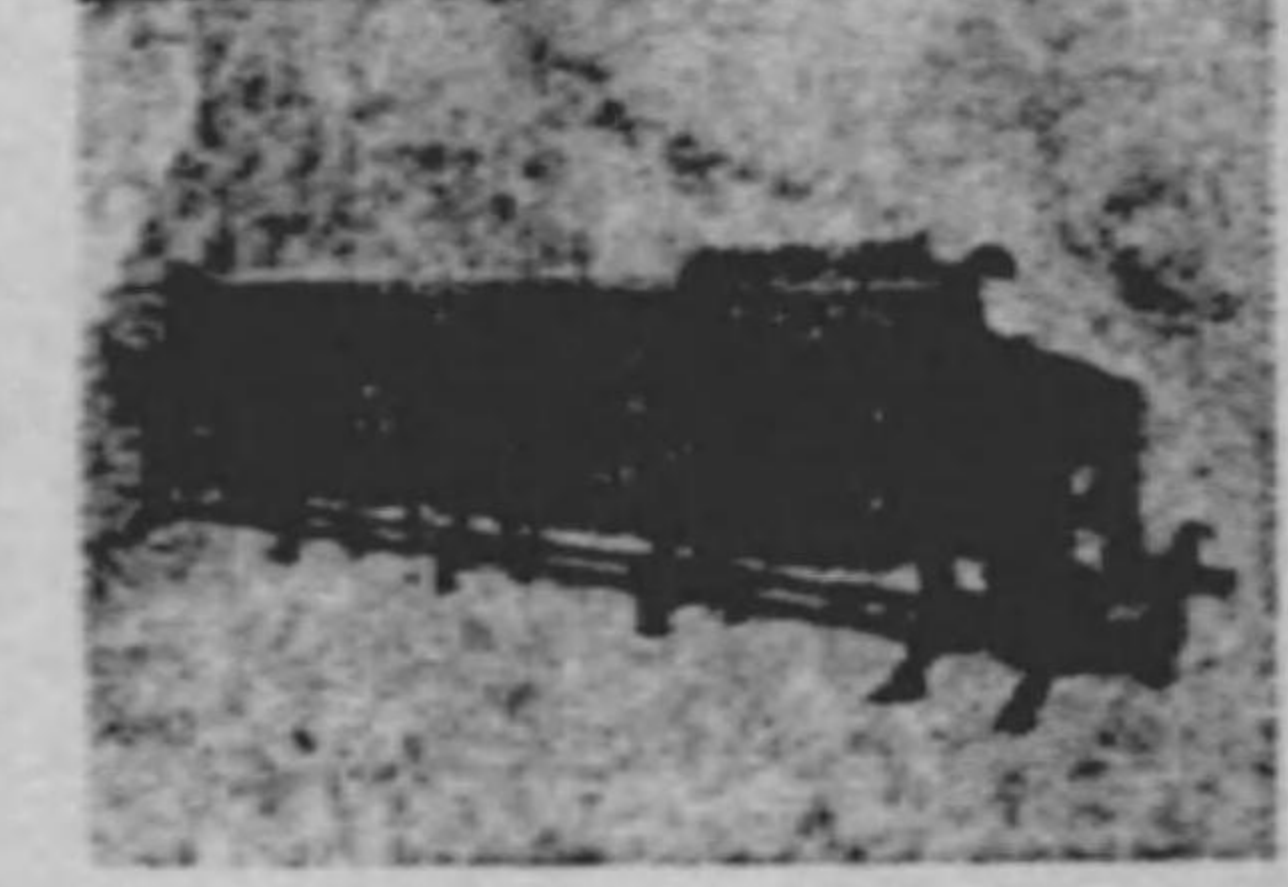
部分整理機



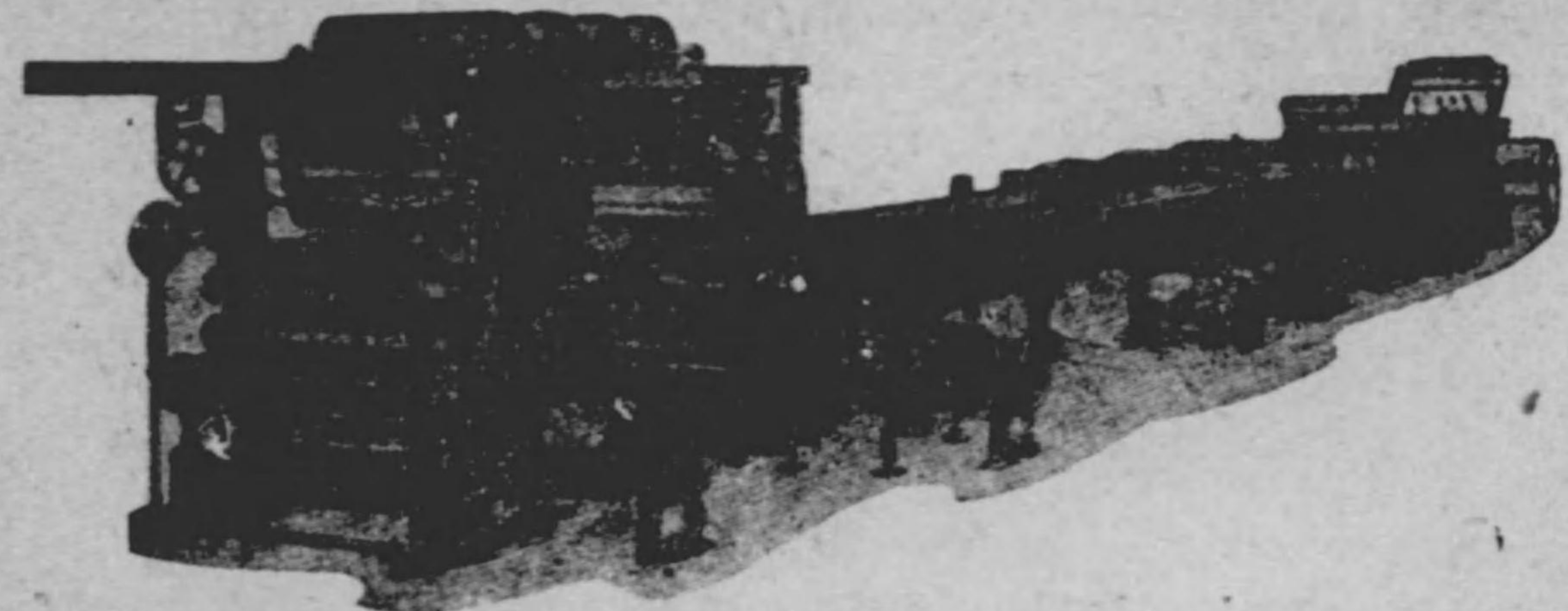
紡織木管



高速度チーズ捲機



工場全景



最新型布シルケット機

大日本濱松市 鈴木式織機株式會社 電話 3880
3881
3882



組合員數
昭和十四年
末三〇八名

域地出輸合組本
香 蒙 中 滿 關
華 洲 東
民
港 古 國 國 州

區地合組本
長 三 愛
野 重 知
縣 縣 縣

業事ルナ主ノ合組本
調證金買輸輸
查明融取出出
其事事輸幹統
他務業出旋制
(實績ニヨル輪
出承認事務)

愛知縣東亞輸出組合
理事長 加藤勝太郎

名古屋市西區御幸本町通一(愛知縣商工館内)

電話本局 六三番、一八〇七番
振替口座名古屋 一六六一二番

出張所 大連市常盤町永喜ビル内
電話 三一六一六四番

綿 布

本社 日本愛知縣名古屋市

分工場 同 同 刈谷町(刈谷工場)

分工場 同 同 名古屋市(南工場)

豊田紡織株式會社

社長 豊田 佐助

常務 豊田 利三郎

電話代表(西)二五〇番

愛知縣碧海郡刈谷町大字熊字油木二ノ一

株式會社 豊田自動織機製作所

愛知縣西加茂郡舉母町

トヨタ自動車工業株式會社

製品種目

サージ、メルトン、クレバネットゼコニー
背廣地、オーバ地類
其他服地類一切



伏原毛織合資會社

工場 名古屋市東區船付町
營業所 名古屋市西區裏鹽町
電話 (西) 一八七九番
電話 (西) 三九五番

特別高壓用碍子碍管類
高低壓用碍子
通信碍子、電熱用磁器
其他磁器製電氣絕緣物一式
NGK耐酸磁器一般
NGK耐酸ポンプ
NGK耐酸送風機
NGK化學磁器

名古屋市昭和區堀田通二丁目



日本碍子株式會社

電話瑞穗⑭三二七一番
電信略號(ニカ)
受信(アッタ、ニチガイ)
營業所 名古屋、東京、大阪
出張所 福岡、京城、大連、天津
駐在員 新京

製造品
★ 點火栓
濾過器
耐酸セメント



日本特殊陶業株式會社

名古屋市昭和區堀田通一丁目一七番地
電話瑞穗⑭(代表)三二二二番
東京出張所 東京市麹町區丸ノ内ビルヂング 電丸ノ内⑭
大阪出張所 大阪市北區堂島ビルヂング 電北⑭
福岡出張所 福岡市上吳服町片倉ビルヂング 電東③二八〇四
京城出張所 京城府黃金町一朝鮮ビルヂング 電本②三三九〇
大連出張所 大連市山縣通東拓ビルヂング 電本②三五九〇
天津出張所 天津市日本租界福島街七番地 電二局 五四八三
上海出張所 上海九江路六九號 電一九七〇〇
駐在員 株式會社住友本社上海事務所內
新京駐在員 滿洲國新京室町三井物產株式會社電三局 二三六〇

生地綿布 加工綿布
人絹織物 毛織物
一般雜貨



株式會社 服部商店

本社 名古屋市東區宮町壹
支店 大阪市東區淡路町壹
出張所 上海共同租界四川路一四九號
(二〇七室)
天津日本租界秋山街十四番地

生地綿布 加工綿布
人絹織物 毛織物
織物



瀧定合名會社本店

名古屋市西區東萬町
瀧定合名會社貿易部
大阪市東區安土町二丁目

電話本町
五五五五
二二二二
九七五三
五五五五
三二二二
〇八六四

電話本局
三三三三
〇〇〇〇
〇〇〇〇
八七六八

營業科目

礦山機械部
 機械部
 金物部
 器具部
 帶部
 調護部
 潤滑油部
 外油部

自動車部
 自動用品部
 自轉車部
 羅紗部
 時計部
 時寫部
 實石部



株式會社

大澤商會

社長 大澤德太郎

本社 京都市中京區三條小橋西入ル
 支店 東京市東區橋區座西二ノ
 大田區宮町四丁目五ノ
 四丁目三丁目
 小倉市府本區三丁目
 京都市神戶區淡路町三丁目
 新倉市興安町
 北新市興安町
 出張所 天津路二丁目二八
 一六目目四五

營業品目

物理化學器械
 材料強弱試驗器
 各種電氣爐
 X線裝置
 減速齒車裝置
 工業諸機械
 教育用標本及模型
 精密測定器械
 各種電氣計器
 精密化學天秤
 電氣醫療器械
 耐酸耐アルカリ製品
 人絹用紡絲口及唧筒
 マネキン



株式會社 島津製作所

創立 明治八年(西曆一八七五年)
 資本金 壹千貳百萬圓
 本店 京都市河原町二條
 支店及出張所 東京、福岡、大阪、名古屋、臺北、札幌、神戶、京城、大連、奉天、新京、北京

ジーエス蓄電池

海軍省・陸軍省・鐵道省・逓信省



指定工場 日本電池株式會社

本社 京都市上京區新町今出川上ル

海外代理取扱 三菱商事株式會社各地支店出張所

ライター水銀整流器

七洋に雄飛する



創立明治十七年・經營航路十五餘線・使用船舶一八〇隻餘

主要經營航路

世界一周線	南米(東岸)	西廻り(アフリカ經由)	東廻り(バナマ經由)	東南アフリカ	西アフリカ	歐洲	紐育	濠洲	新西蘭	孟買	甲谷陀	比律賓	西貢、盤谷	大連	清津	基隆
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……

○世界主要都市ニ支店、代理店アリ

大阪商船

- ナイト印 レザークロス
- 東洋印 ウインドホーランド
- 太陽印 ブックバインディングクロス
- エムバイヤ印 トレーシングクロス

其他各種クロス製造

東洋クロス株式會社

本社 京都市下京區吉祥院中島
電話(代表)下局八五九五

商工省選定優良國産品

- ダイヤモンド印 ブッククロス
- ダイヤモンド印 トレーシングクロス
- ダイヤモンド印 プライントクロス
- ダイヤモンド印 タイプライターリボン
- ダイヤモンド印 オイルドシルクス
- ダイヤモンド印 オイルドクロス
- ダイヤモンド印 樂器用革布

輸出人絹織物並ニ諸絹綿布ノ染色整理
海軍省指定工場 大藏省御指定 鐵道省御指定

京都市右京區西京極 電話下(5)8546-8548・桂176

日本クロス工業株式會社

專務取締役 坂部三次

取扱商品

綿布、綿紗、各種織物、衛生衣、毛巾、帽子及原料、洋傘、肩布、各種首飾、洋装附件、五金、機器、脚踏車及其附件、醫療器械、各種橡皮製貨、電氣及附件、文具紙製品、飲食品、各種賽路及製品、化粧品、藥品各種、玻璃製品、厨房器具、漆器、運動用雜貨、玩具、留聲機、其他俱全



大阪東亞輸出組合

大阪市北區堂島濱通二ノ十二
(大阪商工會議所内)

特 徴

大阪東亞輸出組合は大坂生産商品の東亞に於ける其の輸出の促進を計り擴充するのが主要なる目的である。大日本帝國政府官許の唯一の東亞に對する輸出組合である。何れも當地に於ける各業界を代表する最も有力なる東亞輸出貿易商を會員として居り、滿支の要地には何れも出張所を置き各種通商上の連絡を整備されて居るので、本組合員との御取引は何等の不安もなく御期待に副ふことが出来るのである。従つて本組合は以上の有力なる會員の體として貿易の斡旋、商品の委託販賣、商品見本陳列會及都市巡廻見本展示會等の事業を主催し相互の利益増進結成團の爲め常に努力し御期待に副ふべきを使命と致すものです。従つて本組合取扱ひの各種商品は何れも最高位の優良品であり安心して御購入し得、併も低廉なる價格で提供されて居ることは本組合の最も誇りとする處であり、貴店の御發展の必要條件たることを確信するものであります。猶各種の御調査御紹介等は一切無料で御取扱ひ致して居りますから各品に對し何時でも御利用御下命を願へば迅速に御回答申し上げます。必らず御期待に副ふ決心でありますから宜敷御利用願ひ上げます。



株式會社

住友電線製造所

新製品

O F 式 靜電蓄電器
特殊耐油電線
（航空機及自動車用特殊電線）
本ゲタオイ
（切削工用具用超硬合金）

製品目録

海各丹 被裸 覆電線 電線
理底附屬 電線 電線
摺品線

大阪市此花區恩島南之六拾番地

代理店

大金台新泰哈
連澤北天京

販賣店

東京 仙台 横濱 神戶 名古屋 上野 長崎 佐世 京

創立 明治貳拾貳年六月拾九日
 資本金 壹億壹千參百萬圓
 積立及繰越金 六千九百拾九萬圓
 工場 內地 十八工場 支那 二工場
 朝鮮 二工場

綿絲・綿布・絹絲・絹布・人造纖維絲布



大日本紡績株式會社

營業所 大阪市東區安土町貳丁目

社長 小寺源吾

精紡錘數	百貳拾六萬六千參百四錘
絹毛錘數	七萬壹百貳拾八錘
織機臺數	壹萬六千七百七拾六臺
人造纖維設備	日產 參拾噸
人造絹絲設備	日產 參拾五噸

資本金 七千貳百七拾貳萬五千圓(拂込濟)
 營業 各種纖維工業品及化學工業品ノ製造、加工、販賣



東洋紡績株式會社

社長 庄司乙吉
 本店 大阪市北區堂島濱通
 支店 名古屋、東京、京城
 事務所 天津、北京
 分銷處 北京市外一區正陽門

裕豐紡績株式會社

本店 上海楊樹浦路二八六六號
 營業所 上海漢口路百拾號
 工場 上海、天津及青島

陸軍省・海軍省・鐵道省・御指定

◆特許光明丹	◆ワニス・エナメル	◆一般ペイント各種	◆旭ラツカ	◆ズホイット 特許塗料 シール 耐酸 用	世界八ヶ國 防錆用 コンクリート用
--------	-----------	-----------	-------	----------------------------------	-------------------------

大日本塗料株式會社

本 社 大 阪 市 此 花 區 朝 日 橋 東 詰 電 話 土 佐 堀 三 八 七 番
 番 二 九 四
 番 五 三 八
 番 七 八 三 六
 番 八 五 一 七
 番 七 六 一 八

營 業 所 東 京 門 司 奉 天 大 連 漢 口
 工 場 大 阪 濱 橫 一 第 海 上 二 第 海 上



營業品目

トラペラー、針布、針類、リング、フライヤー、スピンドル、ギルフォラー、絲道、陶磁器製品、スプリング類、ワキヤーヘルド、ハイドラフト精紡装置、リードワキヤー、ボーキエウバインローラー、エメリーフレット、硝子ボール及硝子製品一式、特殊鋼線、其他紡織機用部分品一切

金井 針トラペラー製造所 特殊鋼線

營業部	大阪市北區堂島船大工町二二 電話北六、三六、三八、三八、三九
本工場	兵庫縣武庫郡大庄村東大島 電話福島四九四二、尼崎二二番
針布工場	兵庫縣川邊郡稻野村池尻 電話 尼崎 一九九番
東京出張所	東京市京橋區京橋一丁目八ノ四 電話 京橋 二三八九番
名古屋出張所	名古屋市東區市場町三丁目二 電話 東 五九八五番
青島出張所	青島 章 邱 路 五〇號





吳羽紡績株式會社

資本金 金參阡八百五拾萬圓(全額拂込済)

取締役社長 伊藤忠兵衛

専務取締役 井上富三

本社 大阪市東區安土町貳丁目

吳羽工場	富山縣吳羽町	千種工場	名古屋市千種區高見町
福野工場	同 福野町	幸田工場	愛知縣額田郡幸田村
大庄川(加工)工場	同 大門町	錦工場(人絹)	福島縣石城郡錦村
井波工場	同 井波町	高萩(人絹)工場	茨城縣高萩町
入善工場	同 入善町	津(人絹)工場	三重縣安濃郡安東村

綿絲、綿布、光綿絲
人絹絲、光棉

錦華紡績株式會社

營業所 大阪市東區瓦町二丁目

本社 三和ビル内

本社 金澤市大豆田新町

本社工場 金澤市大豆田新町

福井工場 福井市山奥町

浪速工場 大阪府下濱寺町下石津

佐賀工場 佐賀市神野町

廣島人絹工場 廣島市宇品町二一

番地

◇過骨鹽	◇植物性活性炭	◇オロンジクロールベンゾール	◇パラジクロールベンゾール	◇金屬砒素	◇綠色枸橼酸鐵アンモニア	◇枸橼酸鐵アンモニア	◇グルトアミン酸曹達	◇アモンニア	◇純鹽	◇純鹽	◇純鹽	◇四硫化炭	◇二硫化炭	◇特種化學工業用藥品製造	◇一般化學用寫真工業用藥品	◇國產保證書附化學用藥品	◇メルク社製品化學用藥品
鐵炭素	炭素	ル	ル	素	ア	ア	達	水	酸	酸	酸	素	素	製造	藥品	藥品	藥品
(製版用)	(脫臭脫色用)	(脫臭脫色用)	(殺蟲用)	(殺蟲用)	(電氣化學用)	(褐色寫真用)	(青寫真用)	(調味料)	(化學工業用)	(化學用)	(化學用)	(殺蟲用)	(殺蟲用)	(殺蟲用)	(殺蟲用)	(殺蟲用)	(殺蟲用)

化學工業藥品製造輸出入商

株式會社 林藥店

大阪市東區道修町二丁目(堺筋北入)

電話長 { 北濱八八四番 振替大阪七二五九番
北濱二五七九

同興紡織株式會社

江商株式會社

明治二十六年創業

海上保險 運送保險 航空保險
火災保險 傷害保險 信用保險
自動車保險 盜難保險



大阪海上火災保險株式會社

大阪市北區堂島濱通二丁目二番地

電話北 自六〇二 至六〇五
六〇三 六〇四 六〇五

上海出張所

上海黃浦灘路五號、東亞海運株式會社內

天津駐在員事務所

天津日本租界松島街八、東亞海運株式會社內

大連駐在員事務所

大連市寺內通二九、株式會社福昌公司保險部內

其他 東京 神戶 橫濱 名古屋 福岡 京城
營業所 新京 金澤 仙臺 京都 門司 廣島
代理店 內外樞要ノ地ニ三千二百餘店

大阪市北區玉江町二丁目三番地

福島紡績株式會社

大連市外周水子會周家屯

滿洲福紡株式會社

御醫者がス、メル滋養のお菓子

菓乳
カルケツト製造元



中央製菓株式会社

本社 東京市城東區北砂町三丁目
東京工場 電話本所 三三三〇一
三三三〇二
三三三〇三
三三三〇四
三三三〇五
三三三〇六
三三三〇七
三三三〇八
三三三〇九

支店 大阪工場 大阪市西成區旭北通り八丁目
電話 櫻川 九三三二

取扱目品

綿、人絹、人織絲布
綿雜品、雜貨
直輸出入及代理業

大阪市東區南久太郎町二丁目



又一株式会社

代表 電話船場 一三七〇〇
一三七〇一
一三七〇二
一三七〇三
一三七〇四
一三七〇五
一三七〇六
一三七〇七
一三七〇八
一三七〇九
受信略號(オサカマタイチ)

支店、出張所 奉天、孟買、東京、神戸、スラバヤ、天津、
大連、京城、ベノスアイレス、青島

上海 四川路二二三號

株式會社 阿部市洋行

分行 漢口

迅速且ツ嚴確 無類ノ定量法
フイキサナル純正定規液販賣代理店

大阪市東區伏見町一丁目四番地
大阪東局私書函八二號



化學藥品
器械直輸
貿易商

島田幾商店

吉岡一郎

電話本局四(52)五一三四番
振替口座大阪九三三七二番
電信略號(シ)又(ハ)(シマ)
受信略號オサカフイキサナル

醫藥品
工業藥品
製造販賣

資本金七百五十萬圓



株式會社 鹽野義商店

本社 大阪市東區道修町三丁目十二
支店 東京市日本橋區本町二丁目
同 奉天市大和區協和街五段四三號
出張所 天津日界桃山街九ノ一
同 上海西華德路七〇號
同 廣東市文德路十三號

電線と電纜

品製トイナボ工・板鉛・管鉛



大日電線株式會社

町之西島向東市崎尼縣庫兵



原田汽船株式會社

大阪市北區中之島宗是町一番地

電話土
二九九
〇三八七
番番番

青島線
大連線
營口線
經營

IWATA BROS. & CO., LTD.
ITACHI-BORI.
OSAKA, JAPAN.
IMPORTERS & EXPORTERS OF
MACHINERY, TOOLS, SUPPLIES
GENERAL HARDWARES, TRACK RAILS, GAS TUBES,
ELECTRICAL
INSTRUMENTS & ETC.

資本金百萬圓(既繳)積立金四拾萬圓
本公司專以諸工業用機器材料瓦斯管軌條
工匠具並電機器直接進出口及製作出售

株式會社 岩田兄弟商會

營業部 大阪市西區立賣堀北通六丁目
電話新町 530, 531, 532, 533, 代表 6151, 6152, 6153, 6154,
商品陳列所 大阪市西區立賣堀北通五丁目
第一大阪市西區立賣堀北通六丁目
倉庫 第二大阪市西區立賣堀北通七丁目
第三大阪市西區立賣堀北通七丁目

紡績用各種

スピンドル
SKFローラーベアリングスピンドル
リニング
フルーテッドローラー
窒化リング及窒化加工品

株式會社 日本スピンドル製造所

兵庫縣 尼崎市 潮江

電話 (福島三二六四番 尼崎八三六番)

製品
種目

銀塊、特殊鋼、帶鐵、帶鉄力、
熔接鋼管、亞鉛鍍鐵板、亞鉛鍍
鐵線、丸釘、鐵條網



日亞製鋼株式會社

本社 兵庫縣武庫郡大庄村中濱
新田字南西ノ切百番地

上海出張所

上海四川路二一五號



株式會社 神戸製鋼所

神戸市葺合區脇濱町一丁目

(電話代表番號葺合一〇二番)

山手工場 神戸市葺合區脇濱町一丁目
西海燈工場 神戸市葺合區脇濱町海岸通
東海燈工場 神戸市灘區日之出町
門司工場 門司市小森江
長府工場 下關市長府町
鳥羽工場 三重縣志摩郡鳥羽町
名古屋工場 名古屋市西區光音寺町
東京事務所 東京市麴町區丸ノ内(壘銀ビル)
大阪出張所 大阪市東區今橋三丁目三〇(日商ビル)
吳出張所 吳市岩方通三丁目

販賣品目

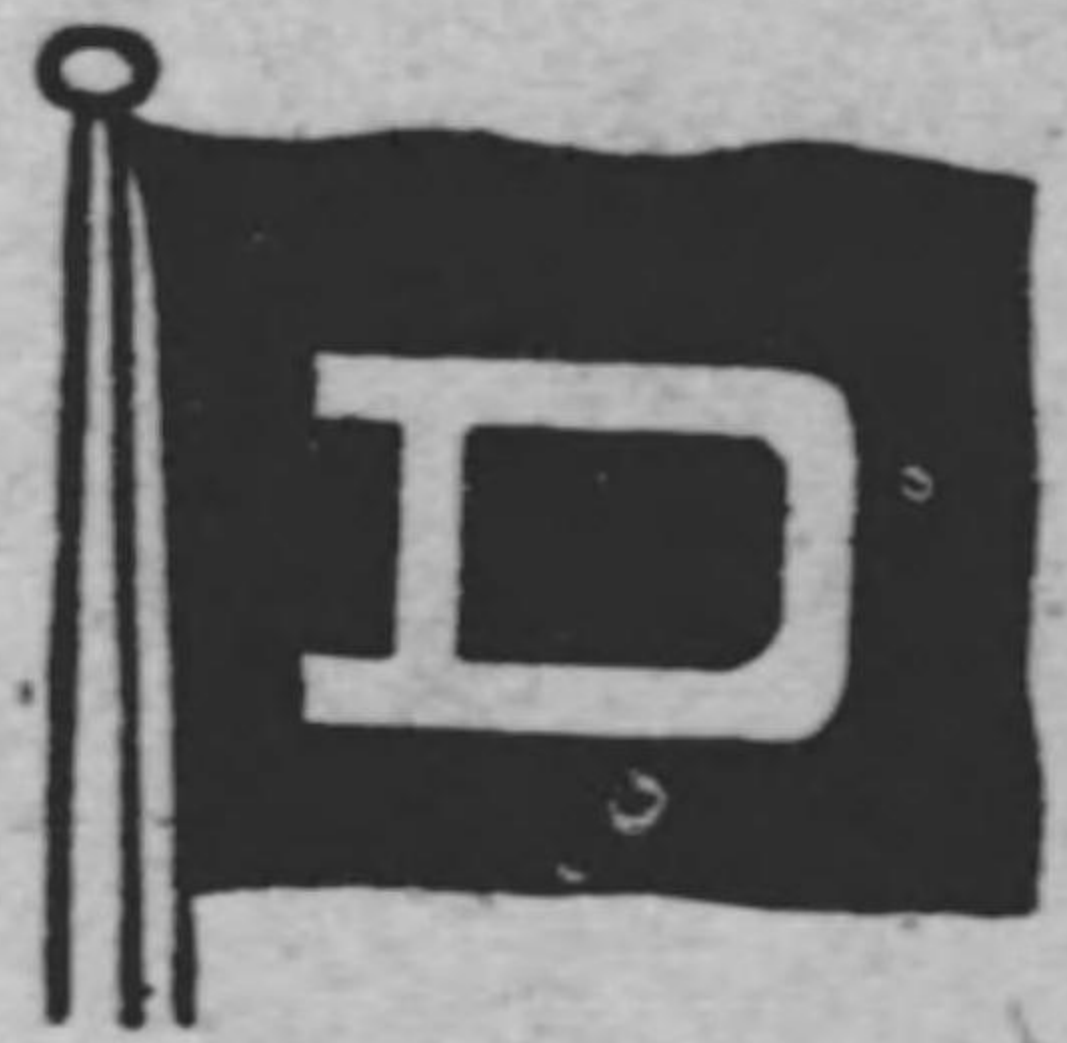
綿絲、綿布、加工綿絲、加工綿布、毛絲、毛織物、人絹絲、人絹織物、ステール・ファイバー、ス・フ織物、絹紡絲、生絲、生絲撚絲、麻絲、絹布、加工絹布、絹メリヤス、絹靴下、絹緞通、毛緞通、各種絲の交織物、絹石鹼

鐘淵紡績株式會社

販賣所

神戸市林田區御崎町鐘紡營業部
 東京市隅田區向島町鐘紡内取引係
 大阪市旭區友淵町鐘紡内取引係
 大阪市東區備後町綿業會館内鐘紡事務所
 名古屋市西區御幸本町通徴兵館内鐘紡事務所
 東京市品川區大井町鐘紡内取引係

神戸市神戸區浪花町二十七番地



大同海運株式會社

電話三宮 (三五五〇番、三五五一番、三五五二番、三五五三番、三五五四番、三五五五番、三五五六番)

支店、出張所 東京、横濱、若松、八幡、
 所在地 上海、沙府、倫敦



MITSUI LINE

三井物産船舶部

定期航路

紐	孟	伊	盤	比	大	天
育	買	蘭	谷	連	津	律
直	航	ス	灣	寶	賓	賓
線	線	線	線	線	線	線
月	月	月	月	月	月	月
二	一	一	一	一	一	一
三	二	二	二	二	二	二
回	回	回	回	回	回	回

本部
支部
派出員

神戸市神戸區海岸通三番地
 東京市日本橋區室町二丁目
 小樽・大阪・門司・三池・大連・天津・
 上海・盤谷・馬尼刺・孟買・沙府・桑港・
 紐育・倫敦

"K"



LINE

定期航路

紐	桑	桑	沙	中	孟	阿	マ
育	港	港	市	南	買	弗	ニ
府	坡	坡	晚	米	加	利	ラ
線	土	土	香	坡	線	線	線
線	蘭	蘭	坡	線	線	線	線

濠	洲	線
橫	濱	、名古屋、阪神、大連、天津線
名	古屋	、青島、天津、上海線
大	阪	、大泊線
下	關	、麗水線
朝	鮮	、內地線
小	樽	、京濱、阪神線
三	陸	、京濱、阪神線

川崎汽船株式會社

神戸市神戸區榮町通二丁目四七番地

代表電話 三三宮三三三三三

出張所
 倫敦
 小樽
 下關
 東京
 橫濱

輸出入業

本店 神戸市京町七十番地

ESTABLISHED 1898.
TSURUTANI and Co., LTD.
70. KYO-MACHI KOBE JAPAN.
EXPORTERS and IMPORTERS.

支店
出張所

香港 廣東 大連 天津 上海 漢口 北京 奉天 青島 烟台 濟南 煙台 威海衛 營口 安東 長春 哈爾濱 滿洲里 海拉爾 齊齊哈爾 佳木斯 牡丹江 延吉 琿春 敦化 蛟河 磐石 舒蘭 德惠 九台 農安 梨樹 懷德 雙陽 伊通 乾安 扶餘 大安 洮安 鎮賚 通榆 乾安 扶餘 大安 洮安 鎮賚 通榆

鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行
鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行
鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行
鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行 鶴谷洋行

株式會社 鶴谷商會本店

漁業 トロール 船汽



株式會社 高砂漁業

專務取締役 松尾文雄

下關市觀音崎町五番地ノ一
電話 一 二 三 二 番

序

曩に東亞同文會業務部が編纂した第一回「新支那現勢要覽」は、支那事變勃發以來の移り行く支那の相貌を有るがまゝに展示したものとて、遍く支那研究家の推讃を受けたものであつた。が、茲に、更に第二回「新支那現勢要覽」を世に送り得ることは、本會の洵に欣幸とするところである。

云ふ迄もなく、支那は事變以來、日夜急激なる轉變を續けてゐる。舊い秩序、舊い権力が亡びて、新なる秩序、新なる政治が産聲を擧げてゐるのである。四百餘州、四億の民衆にとつても、五千年の歴史あつて以來の一大變革に直面してゐるのである。昨日を以て今日を卜することが出来ないまでに、凡ゆる部門が動いてゐる。此の動く支那を捉へて、洩れなくパノラマの如く綴つたものが、即ち此の第二回「新支那現勢要覽」である。

序

事變の経過は勿論、事變を繞る内外政局の推移は、悉く收めて本書に在り、事變後の新生諸政權を始め、汪兆銘氏の新政權樹立の経過及び蔣政權の現状等に關し、思想上、政治上、經濟上の諸觀點から細大洩れなく之を描破したのである。新支那の現状を知らうとするものにとつては、一刻も手離すことを許さぬ恰好の参考資料たるを失はない。

支那事變處理の完遂、東亞新秩序の建設は、日滿支三國民、分けても日本民族の双肩にかけられた有史以來最大の使命である。此の使命達成に勇往邁進し得ることは、光輝ある紀元二千六百年に生を享けたもの、等しく最大の光榮とするところである。本書が此の光榮ある使命を遺憾なく遂行せんがための生ける指針とならんことこそ、私の特に切望して已まないとこゝろである。

昭和十五年新春

東亞同文會理事長

阿部信行

第二回新支那現勢要覽 目次

題字……………公爵近衛文麿

序……………阿部信行

第一編 帝國の事變對策……………一

第一章 緒言……………一

第二章 近衛内閣の方針……………三

第一節 最高國策の決定……………三

近衛首相の決意……………三

五相會議の新設……………六

對支最高方針確定……………六

第二節 外交機關整備……………二

外交顧問設置……………二

外務大臣更迭……………二

近衛外相外交方針闡明……………三

專任外・拓兩相新任……………三

目次

第三節 帝國不動の對支國策……………三

帝國政府の聲明……………三

財政經濟政策新段階……………六

各政黨の協力躍起……………八

民政黨……………八

東方會……………〇

社大黨……………三

政民兩黨……………三

支那朝野の反響……………三

第四節 東亞新秩序建設の根本方針……………四

御前會議開催……………四

帝國國防の新目標……………五

有田外相の事變處理方針……………七

第五節 所謂「近衛聲明」發表……………三

近衛首相の聲明……………三

全支那への衝動……………三

臨時政府……………三

維新政府……………三

蒙疆聯合委員會……………三

第六節 軍人援護の勅語……………三五

第三章 平沼内閣の事變處理策……………三七

第一節 近衛内閣より平沼内閣へ……………三七

近衛内閣總辭職……………三七

平沼内閣成立……………三七

第二節 議會と平沼内閣……………三九

政府の所信説明……………三九

議會に於ける事變處理方針論議……………四〇

東亞新秩序の意義……………四一

新秩序建設の根本方針……………四二

新秩序は獨占的ならず……………四三

新秩序建設の難關怖れず……………四四

新東亞建設方針……………四五

我が對支方針不動……………四五

事變處理は慎重……………四六

國民政府は一地方政權なり……………四六

事變終了の時期……………四七

平沼首相の道義外交論……………四八

外交方針の概要……………四九

對支政策……………五〇

列強の認識是正問題……………四九

國際會議召集の意なし……………五〇

在支第三國權益の損害賠償せず……………五一

租界返還と列強……………五二

防共強化問題……………五三

長期駐兵方針變更せず……………五四

支那新政府國防費分擔問題……………五五

蘇支二正面同時作戰の意義……………五六

興亞院の權限……………五七

文化的事務の區分……………五八

占領地區の人心指導方針……………五九

東亞協同體の根本原理……………六〇

支那新政府の形態……………六一

中央新政府の統治政策……………六二

汪兆銘脱出問題……………六三

三民主義の排撃……………六四

第三節 阿部内閣の成立……………六五

平沼内閣の總辭職……………六五

阿部内閣の成立……………六六

新内閣政綱……………六七

第四章 興亞院の創設経緯……………六七

第一節 軍部、外務の主張對立……………六九

興亞院成立經過……………六九

突如宇垣外相辭職……………七〇

「對支院」案大綱決す……………七一

第二節 「興亞院」官制成る……………七三

興亞院官制成る……………七三

興亞院の新設……………七四

興亞院連絡部成立……………七五

北支軍特務部廢止さる……………七六

興亞院連絡部長官會議……………七七

興亞委員會設置……………七八

興亞委員會初總會……………七九

第三節 國家總力體制の確立促進……………八〇

總動員法實施方針……………八〇

地方長官會議の訓示……………八一

陸軍の總力戰強化提唱……………八二

國民精神總動員中央聯盟結成……………八三

興亞奉公日設定……………八四

第五章 東亞新秩序建設事業……………八五

第一節 新秩序建設運動……………八五

建設運動の展開……………八五

北京の運動……………八六

中支の音楽行進……………八七

蒙疆の民衆大會……………八八

旅日華僑大會……………八九

第二節 新支那の長期經濟建設……………九〇

經濟的長期戦へ……………九〇

北中支經濟工作進む……………九一

華北電信電話會社開業……………九二

北支開發、中支振興兩社創立……………九三

北支開發會社業態……………九四

華北交通會社創立……………九五

中支振興會社業務……………九六

華中鐵道會社創立……………九七

東亞海運會社の誕生……………九八

第三節 中南支の金融政策……………九九

爲替取引取締強化……………九九

中南支に軍票制度實施……………一〇〇

上海に華興商業銀行創設……………一六

第四節 治水復舊工事……………一七

大黃河治水完成……………一七

武漢三鎮の治水完成……………一七

第五節 日支の文化提携工作……………一七

東亞文化協議會成立……………一七

成立大會……………一七

第二回協議會は東京で……………一七

東亞研究所設立……………一七

全國中等學校に支那語教授……………一七

第六節 在支邦人事業の復興助成……………一七

政府の事變被害對策……………一七

在支被害民に復興資金……………一七

在支邦人の發展……………一七

第七節 聖戰既に二周年……………一八

第六章 支那事變軍事行動……………一八

第一節 戰局の進展……………一八

概 說……………一八

二周年の綜合戰果……………一九

上海事變二周年……………一九

支那派遣軍總司令部設置……………一九

第二節 中支戰線……………一九

漢口攻略戰……………一九

廬山、南昌作戰……………一九

海州方面作戰……………一九

安陸附近作戰……………一九

第三節 南支戰線……………一九

廣東攻略戰……………一九

海南島作戰……………一九

汕頭作戰……………一九

第四節 各地肅清戰……………一九

北支方面掃蕩戰……………一九

山西方面……………一九

中支方面……………一九

南支方面……………一九

四月攻勢の挫折……………一九

第五節 帝國海軍々事行動……………一九

揚子江遡江作戰……………二四

廣東攻略、珠江遡江作戰……………二四

金門島占領……………二四

舟山列島占據……………二四

南支海港封鎖強化……………二四

支那沿岸諸島全部占領……………二四

第六節 各地治安維持會成立……………二四

概 說……………二四

武漢治安維持會……………二四

武漢特別市政府……………二四

和平救國聯合會……………二四

廣東治安維持會準備委員會……………二四

廣東治安維持會……………二四

廈門特別市政府……………二四

瓊崖臨時政府……………二四

第二編 支那事變國際關係……………二五

第一章 列強の動向大觀……………二五

第二章 事變と國際聯盟……………二五

規約第十七條適用……………二六

對日制裁適用報告書採擇……………二六

支那紙對聯盟共同宣言……………二六

聯盟との協力終止……………二六

理事會の反日援支決議……………二六

授蔣及び空爆非難決議……………二六

第三章 租界を繞る外交折衝……………二六

第一節 上海租界の治安問題……………二六

テロ事件頻發……………二六

新交渉の開始……………二六

新細目協定の成立……………二六

維新政府の新要求……………二六

テロ行爲熄まず……………二六

第二節 上海租界改組折衝……………二六

帝國の租界改組申入れ……………二六

英米斷乎反擊し來る……………二六

租界内反日取締交渉……………二六

第三節 鼓浪嶼問題の經緯……………二六

租界當局との交渉……………二九
 英米佛の對日行動……………三〇三
 陸戦隊問題交渉……………三〇三
 會談一時停頓……………三〇四
 租界機構改革承認……………三〇六

第四節 天津英租界遮斷……………三〇八

發端……………三〇八
 檢問檢索の斷行……………三二二
 臨時、維新兩政府の態度……………三四
 不遜なる英國の態度……………三七
 英憲兵の暴行事件……………三二
 檢問檢索強化……………三二
 日英東京會談……………三三
 原則會談開始……………三六
 第一次會談……………三六
 第二次會談……………三七
 英國の態度……………三八
 第三次會談……………三九
 第四次會談……………三〇
 日英現地問題交渉……………三三

第一次會談……………三三
 第二次會談……………三三
 治安警察小委員會……………三四
 第三次會談……………三四
 第四次會談……………三五
 第五次會談……………三六
 第六次會談……………三七
 第二回小委員會……………三七
 第三回小委員會……………三八
 會談停頓……………三八
 再開交渉……………三八
 天津軍聲明……………三九
 英大使館聲明……………三九
 現地軍代表引揚……………四〇
 加藤・クレイギー會談……………四〇
 英國不誠意暴露……………四一
 遂に決裂状態に陥る……………四一
 各地排英運動起る……………四二

第四章 事變と列國關係……………四五

第一節 軍事行動に伴ふ案件……………四五

廣東空襲の實相闡明……………三五
 廈門攻略戰の証言反駁……………三五
 戰區擴大に關する申入……………三五
 戰區外人の退避要求……………三五
 漢口難民區設定反對……………三五
 英米人占領地復歸解決……………三五
 第三國旗濫用防止要望……………三六
 第三國人に立退勸告……………三六
 在漢口外人權益尊重……………三六
 北支軍第三國に通告……………三六
 南支作戦に付き注意喚起……………三六
 南支上陸軍列國に要望……………三五
 第三國艦船に避難要請……………三五
 戰區擴大の新通告……………三六
 上海外人の策動……………三七
 廣東稅關圓滿接收……………三八
 揚子江開放要求拒否……………三八
 揚子江再開不許可聲明……………三九
 外國軍艦の交替認可……………三九
 第三國機に注意喚起……………三九

廬山外人の下山再通告……………三七
 射陽河外國船退去勸告……………三七
 蘇北外人に避難勸告……………三七
 英佛米國旗利用取締要求……………三七

第二節 英國關係……………三八

概説……………三八
 英大使國民政府へ抗議……………三八
 英租借地境に作戦通告……………三八
 英領内トーチカ占領事件……………三八
 英外務次官對日演說……………三八
 英國の在支權益損害額……………三八
 青島の英艦不法行爲……………三八
 英領誤爆事件圓滿解決……………三八
 カイ大使の重慶訪問……………三八
 カイ大使・蔣介石會談……………三八
 カ・ク兩大使の上海會議……………三八
 英獨伊等大使使香港會議……………三九
 英議會對支問題論戰……………三九
 英國對極東政策を言明……………三九
 英帝和平斡旋御示唆……………三九

長沙英艦爆擊事件……………三九六
 英政府對日通牒……………三九七
 英武官の通敵行爲……………三九九
 長江で英艦暴行事件……………四〇〇
 英兵浦東警備區に上陸……………四〇一

第三節 米國關係……………四〇六

概 説……………四〇六
 占領地區の米財産返還……………四〇一
 桂林號爆擊事件……………四〇一
 米國務省外交文書發表……………四〇四
 米國對極東態度闡明……………四〇四
 米國政府の對日申入……………四〇五
 帝國政府對米回答……………四〇九
 米國の對日再通牒……………四一三
 駐支米國大使歸國……………四一六
 日米通商條約廢棄……………四一六

第四節 蘇聯關係……………四一九

概 説……………四一九
 蘇聯の對支軍事援助……………四二一

蘇支軍事密約……………四三三
 蘇支新通商協定……………四三三
 蘇聯の空爆中止要求……………四三三

第五節 佛國關係……………四三五

概 説……………四三五
 佛國の南支進出……………四三六
 佛國の對支援助積極化……………四三六
 ナジヤール大使の行動……………四三七
 佛國の西沙島占領……………四三八
 援蔣に帝國嚴重抗議……………四三九
 帝國の新南群島編入聲明……………四四〇
 佛國政府對日通牒……………四四三

第六節 獨伊關係……………四四三

概 説……………四四三
 獨逸の對日支動向……………四四四
 伊國の日本支持……………四四五
 歐亞航空機不時着事件……………四四六
 伊國駐支大使の更迭……………四四七
 伊國上海増遣部隊引揚……………四四八

第三編 蒙古聯合自治政府

第一章 概 説……………四四九

第二章 蒙疆聯合委員會……………四四九

第一節 聯合委員會組織整備……………四四九

委員會改組擴充……………四四九
 德王總務委員長に就任……………四五〇

第二節 官制並に法規整備……………四五三

官制の整備……………四五三
 貿易及び爲替統制委員會暫行規定……………四五三
 經濟監視署官制……………四五四
 郵電總局官制……………四五四
 郵電總局中改正の件……………四五五
 郵電總局分科規定……………四五五
 放送局官制……………四五六
 清查總署官制……………四五六
 清查署官制……………四五七
 清查工廠官制……………四五七
 司法制度審議會規則……………四五八

權運總署官制……………四五八
 權運署官制……………四五八
 勞働統制委員會法案要綱……………四五八
 勞働統制委員會法……………四五九
 勞働統制委員會法施行規則……………五〇〇
 勞働統制委員會官制……………五〇〇
 中央警察學校官制……………五〇一
 文官官等俸給令……………五〇一

各種取締規則……………五〇二

通貨取締令……………五〇三
 通貨取締令第五條の規定に依る物品に關する件……………五〇三
 通貨取締令の施行に關する件……………五〇三
 通貨取締に關する件……………五〇五
 外國爲替買入に關する件……………五〇五
 牲畜搬出取締法……………五〇五
 民營牧畜場取締令……………五〇六
 獸毛類輸出取締令中改正の件……………五〇六
 獸毛類輸出取締令違反に關する罰則……………五〇六
 毛皮類搬出取締令中改正の件……………五〇六
 毛皮類搬出取締令の施行に關する件……………五〇六
 獸毛類輸出取締令の施行に關する件……………五〇七
 毛皮類搬出取締令違反に關する罰則……………五〇八

經濟犯即決に關する件……………四八六
 雜費類取締令……………四八六
 雜費類取締令施行に關する件……………四八六
 暫行阿片管理令……………四八六
 暫行阿片管理令施行規則……………四八六
 暫行阿片稽查令……………四八六
 暫行阿片稽查令施行規則……………四八六
 暫行阿片麻藥稽查提成規則……………四八六
 鹽法……………四八六
 鹽法施行規則……………四八六
 鹽稽查法……………四八六
 鹽稅令……………四八六
 勞働統制法……………四八六
 交通取締規則……………四八六
 蒙疆聯合委員會文書處理細則……………四八六
 公文書規程……………四八六
 行政法規の罰則適用に關する件……………四八六
 公司法中改正の件……………四八六
 公司法施行法中改正の件……………四八六
 第三節 施政の業績……………四九二
 概 說……………四九二
 治安警察……………四九三

青年訓練所開設に關する件……………四八七
 青年訓練所實施要綱……………四八七
 警察制度審議會規則……………四八七
 中央警察學校規定……………四八七
 外 交……………四八七
 蒙疆聯合委員會駐滿機關官制……………四八七
 暫行外國人居住證明書發給規程……………四八七
 暫行外國人居住證明書發給規程改正に關する件……………四八七
 第四節 財政金融工作……………四九〇
 財政概況……………四九〇
 金融工作……………四九〇
 通貨政策の概要……………四九〇
 爲替管理……………四九〇
 蒙疆銀行……………四九〇
 實業銀行……………四九〇
 察南實業……………四九〇
 晉北實業……………四九〇
 蒙古聯盟實業……………四九〇
 第五節 産業の現況……………四九二
 概 說……………四九二
 新産業法……………四九三

鑛業法……………五〇〇
 鑛業法施行細則……………五〇〇
 鑛業に關する手数料の件……………五〇〇
 鑛業登録稅法……………五〇〇
 鑛業稅法……………五〇〇
 鑛業登録規則……………五〇〇
 學校卒業者使用に關する件……………五〇〇
 鐵……………五〇〇
 龍烟鐵鑛株式會社法……………五〇〇
 石 炭……………五〇〇
 石 綿……………五〇〇
 石 油……………五〇〇
 蒙疆地域石油類配給管理令……………五〇〇
 蒙疆石油股份有限公司定款……………五〇〇
 畜 產……………五〇〇
 鹽……………五〇〇
 蒙疆鹽業組合法……………五〇〇
 阿 片……………五〇〇
 蒙疆土業股份有限公司法……………五〇〇
 農 產……………五〇〇
 物資統制……………五〇〇

電力資源……………五〇六
 蒙疆電業株式會社法……………五〇六
 蒙疆電業株式會社定款……………五〇六
 第六節 交通通信……………五〇七
 概 說……………五〇七
 鐵 道……………五〇七
 自動車路……………五〇七
 蒙疆汽車股份有限公司法……………五〇七
 運 輸……………五〇七
 蒙疆運輸股份有限公司定款……………五〇七
 道 路……………五〇七
 通 信……………五〇七
 蒙疆電氣通信設備株式會社法……………五〇七
 蒙疆電氣通信設備株式會社定款……………五〇七
 取扱要綱……………五〇七
 第七節 教育文化工作……………五〇七
 教育工作……………五〇七
 蒙疆學院官制……………五〇七
 蒙疆學院規定……………五〇七
 蒙疆教育審議會規定……………五〇七

文化工作……………五九一

株式會社蒙疆新聞社法……………五九三

株式會社蒙疆新聞社定款……………五九三

蒙疆新聞事業と其の現況……………五九五

第三章 察南自治政府……………五九八

概説……………五九八

政府官制……………五九八

察南自治政府官制……………五九八

治政……………六〇〇

察南中央卸賣市場法……………六〇〇

察南中央卸賣市場法施行規則……………六〇二

財政……………六〇四

會計法……………六〇四

察南醫院特別會計法……………六〇七

張家口都市建設辦事處特別會計法……………六〇七

審計規則……………六〇八

教育……………六〇三

地方行政……………六〇四

察南暫行鎮村規則……………六〇四

第四章 晉北自治政府……………六〇七

概説……………六〇七

財政……………六〇八

金融……………六〇九

第五章 蒙古聯盟自治政府……………六一〇

概説……………六一〇

機構整備……………六一〇

蒙古聯盟自治政府顧問部官制……………六一〇

施政……………六一三

財政……………六一四

貿易……………六一六

教育……………六一六

第六章 蒙古聯合自治政府……………六一七

新政府暫行組織法……………六一八

參議府官制……………六一九

政務院官制……………六一〇

政務院各部官制……………六一〇

察南政廳官制……………六一九

晉北政廳官制……………六一九

盟公署官制……………六一四

(附錄) 蒙古聯合自治政府重要職員表……………六四九

第四編 中華民國臨時政府……………六五三

第一章 政治建設……………六五三

第一節 施政一年有半の大觀……………六五三

成立より現在迄の經過……………六五三

成立一周年式典……………六五四

施政一ヶ年の治績……………六五五

行政機構の整備……………六五五

農村救済……………六五五

治安工作……………六五五

財政金融……………六五五

幣制改革……………六五五

産業開發……………六五五

文化教育……………六五五

中央統一政府への協力……………六五五

第二節 中央行政機構の整備……………六五七

成立當初の行政機構……………六五七

行政委員會の機構改革……………六五八

修正行政委員會組織大綱……………六六九

內政部組織大綱……………六六九

財政部組織大綱……………六七一

財政部辦事細則……………六七一

內政部辦事細則……………六七〇

修正郵政總局組織暫行條例……………六七一

修正銓敘審查會組織大綱……………六七二

中央防疫委員會組織條例……………六七二

物資調節委員會章程……………六七九

法令の整備……………六八一

修正公文程式條例……………六八一

國籍法……………六八三

國籍法施行條例……………六八五

訴願法……………六八六

臨時政府印信條例……………六八八

中華民國國旗條例……………六八九

海港檢疫章程……………六九〇

監督慈善團體條例……………七〇一

監督慈善團體條例施行細則……………七〇三

出版法施行細則……………七〇四

保甲條例……………七〇五

修正辯護師章程……………七二〇

辯護師懲戒委員會章程……………七五
 陣容整備……………七六
 第三節 地方制度の整備……………七六
 四省三特別市統轄……………七六
 第一回省長會議……………七九
 縣知事訓練章程……………七九
 河北省……………七九
 河南省……………七九
 山東省……………七九
 山西省……………七九
 北京特別市……………七九
 北京特別市公署秘書處組織規則……………七九
 北京特別市公署警察局組織規則……………七九
 北京特別市公署教育局組織規則……………七九
 北京特別市公署社會局組織規則……………七九
 北京特別市公署工務局組織規則……………七九
 北京特別市公署衛生局組織規則……………七九
 天津特別市……………七九
 青島特別市……………七九
 青島特別市組織大綱……………七九

徐州其の他……………七九
 第四節 軍事、治安……………七九
 防共軍の養成……………七九
 陸軍々官學校新設……………七九
 修正陸軍々官學校教育綱領……………七九
 下士官並に憲兵養成機關……………七九
 陸軍々士教導團組織章程……………七九
 陸軍憲兵學校規則……………七九
 軍事顧問任命……………七九
 軍警の現狀……………七九
 陸軍々官隊組織暫行規則……………七九
 陸軍々官隊教育綱領……………七九
 憲兵暫行規則……………七九
 治安部警察局組織規則……………七九
 警察教練所組織規則……………七九
 國軍の整備……………七九
 第五節 治水、土木建設……………七九
 新建設政策大綱……………七九
 建設區の設定……………七九
 土木建設總署……………七九

水災工振委員會……………七三
 第六節 對外工作……………七三
 天津事件に強硬態度……………七三
 天津市公署布告……………七三
 英佛當局の猛省を促す……………七三
 反英烽火全北支に擴大……………七三
 駐日滿辦事處の擴充……………七三
 華僑統制……………七三
 第二章 中央政權樹立工作……………七六
 第一節 聯合委員會の結成……………七六
 維新政府との提携工作……………七六
 中華民國政府聯合委員會成立……………七六
 中華民國政府聯合委員會組織大綱……………七六
 中華民國政府聯合委員會辦事規則……………七六
 事務部辦事規則……………七六
 第一次聯合委員會……………七六
 第二次聯合委員會……………七六
 第三次聯合委員會……………七六
 第四次聯合委員會……………七六

第五次聯合委員會……………七六
 第二節 和平救國會の成立……………七六
 反共救國大會開催……………七六
 江朝宗、陸宗輿氏等通電……………七六
 吳佩孚氏の驅起要望……………七六
 吳佩孚氏出馬受諾……………七六
 和平救國會結成……………七六
 綏靖委員會の開設……………七六
 第三節 蔣政權打倒運動……………七六
 黨軍の反省を促す……………七六
 漢口、廣東陥落慶祝宣言……………七六
 蔣の欺瞞反駁聲明……………七六
 蔣の赤化暴露聲明……………七六
 焦土戰術彈劾……………七六
 第三章 思想文化工作……………七六
 第一節 新教育方針の確立……………七六
 教育行政機構整備……………七六
 教育行政會規定……………七六

修正教育部直轄編審會組織規定……………七七

教育部教育法規編審會規定……………七九

修正教科圖書審定規定……………九〇

新教育實施方針……………九〇

國立學校の新設並に改組……………九〇

國立北京大學組織大綱……………九〇

國立北京大學々々則草案……………九〇

國立北京師範學院組織大綱……………九〇

新民學院章程……………九〇

新民學院則……………九〇

私立學校、外國系學校の監督……………九〇

標準小學校の設置……………九〇

新教科書の編纂成る……………九〇

臨時政府治下學校一覽……………九〇

第二節 思想工作の概要……………九〇

新民會の成立と其の活躍狀況……………九〇

新民會一周年の治績……………九〇

民國廿八年實施要綱……………九〇

新民別働隊の編成……………九〇

華北新民同義會……………九〇

中華同義會……………九〇

第三節 文化工作……………八六

文化工作概況……………八六

東亞文化協議會……………八六

中華民國教育總會……………八六

中國回教總聯合會……………八六

佛教同願會……………八六

先天道防共救國會……………八六

北京史蹟修復……………八六

北京古學院の活躍……………八六

宣傳雜誌の發行……………八六

農村教化十年計畫樹立……………八六

北支に於ける新聞通信……………八六

第四章 財政經濟建設……………八七

第一節 財政の刷新……………八七

財政方針……………八七

劃分國家收入地方收入標準……………八七

財政行政の刷新……………八七

所得稅審查委員會組織規定……………八七

所得稅暫行條例……………八七

所得稅暫行條例施行細則……………八七

財政の基礎確立……………八七

民國二十八年年度財政計畫……………八七

關稅改正……………八七

第二節 金融機構の確立……………八八

事變前の金融市場……………八八

金融機構の整備……………八八

聯銀の統制強化と金融調整……………八八

邦人金融機關の統制……………八八

第三節 幣制改革……………八八

概況……………八八

中國聯銀の活動狀況……………八八

中國聯銀第一期業績……………八八

聯銀券強化策……………八八

舊法幣價值の切下斷行……………八八

舊法幣第二次切下……………八八

地方幣制の統一工作……………八八

舊法幣建契約禁止……………八八

舊法幣の流通愈々禁止……………八八

舊法幣禁止後の通貨對策……………八八

第四節 貿易通貨としての聯銀券……………八八

金融攪亂處罰令……………八八

通貨搬出入禁止辦法……………八八

外國爲替基金制度の確立……………八八

特定輸出品目の爲替管理實施……………八八

爲替管理全輸出品目に擴張……………八八

聯銀券の基礎確立……………八八

歐米諸國の聯銀券壓迫……………八八

第五節 交通、通信……………八八

鐵道概況……………八八

北支各鐵道運送新規定……………八八

自動車路線……………八八

公路……………八八

航空路……………八八

港灣……………八八

河川・運河……………八八

通信……………八八

華北電信電話會社條例……………八八

郵政事務……………八八

電力事業……………九〇六

第六節 産業開發狀況……………九〇六

重要産業開發目標……………九〇六

農畜産……………九〇七

土地……………九〇七

土質……………九〇八

氣象……………九〇八

地主、自作、小作別農家比率……………九〇九

耕地面積より見た經營規模……………九〇九

經營方式……………九〇九

小作制度……………九一〇

農畜産物……………九一〇

農村金融事情……………九一一

農業労働賃銀……………九一一

合作社……………九一二

主要農畜産物概況……………九一二

農業開發方針……………九一四

重要資源の開發狀況……………九一六

石炭……………九一七

鐵……………九一〇

鹽……………九二二

棉花……………九三三

其の他の自由企業……………九三四

紡織……………九三六

絹織工業……………九三七

毛織工業……………九三八

硝子工業……………九三九

セメント工業……………九三九

煉瓦及瓦工業……………九四〇

珪瑯鐵器工業……………九四〇

陶磁器工業……………九四〇

製糖業……………九四〇

ゴム工業……………九四〇

煙草工業……………九四一

製粉工業……………九四一

産金工業……………九四三

化學工業其他……………九四三

アルミニウム工業……………九四三

機械器具工業……………九四四

金屬工業……………九四五

曹達工業……………九四六

硫安工業……………九四六

パルプ工業……………九三七

製紙工業……………九三七

其他……………九三八

漁業……………九三八

北支清算取引所……………九三九

註冊局の新設……………九三九

食料品の暴騰抑壓……………九三九

北支貿易の現況……………九三九

第七節 日支經濟提携……………九四〇

日華經濟協議會……………九四〇

三大項目決定……………九四一

土地改良方策決定……………九四三

日支經濟懇談會……………九四三

天津日華經濟聯盟成立……………九四四

(附録) 臨時政府重要職員表……………九四五

第五編 中華民國維新政府……………九五二

第一章 政治建設……………九五二

第一節 一年の治績概観……………九五二

成立後今日迄の經過……………九五二

成立一周年式典……………九五三

施政一ヶ年の治績……………九五三

治安概況……………九五三

教育の再建……………九五三

地方行政の整理充實……………九五三

財政の確立……………九五三

交通の整備……………九五三

經濟の復興……………九五三

第二節 中央行政機構の整備……………九五六

維新政府の行政機構……………九五六

行政院……………九五七

官吏卹金條例……………九五九

官吏卹金條例施行細則……………九六一

國葬條例……………九六三

公葬條例……………九六三

古物保管委員會暫行條例……………九六四

祕書廳……………九六五

印鑄局……………九六六

宣傳局……………九六六

臨時通濟局……………九六八

梁行政院長の訪日……………九六九
 立法院……………九七〇
 立法院議事規則……………九七三
 行政院各部之組織及び職掌……………九七七
 外交部……………九七七
 駐外使領館組織條例……………九七九
 内政部……………九八一
 水利總局暫行組織條例……………九八四
 出版法……………九八五
 出版法施行細則……………九八〇
 著作權法……………九八一
 著作權法施行細則……………九八四
 徵用土地暫行條例……………九八六
 土地陳報暫行條例……………一〇〇一
 戒煙總局組織章程……………一〇〇三
 地方戒煙局組織章程……………一〇〇三
 戒煙暫行條例……………一〇〇四
 戒煙獎勵規則……………一〇〇五
 戒煙暫行條例施行細則……………一〇〇五
 鴉片緝私章程……………一〇〇六
 醫師暫行條例……………一〇〇七

懲治國賊條例……………一〇〇九
 監督慈善團體條例……………一〇一〇
 監督慈善團體條例施行細則……………一〇一一
 財政部……………一〇一一
 綏靖部……………一〇一五
 教育部……………一〇一七
 教育部編歷委員會規程……………一〇一〇
 實業部……………一〇一〇
 商標局組織條例……………一〇一三
 交通部……………一〇一三
 司法行政部……………一〇一三
 司法行政部處務規定……………一〇一〇
 司法人員養成所章定……………一〇一四
 司法行政部制定第三審上訴臨時法廷組織條例……………一〇一五
 司法印紙規則……………一〇一六
 司法官任用暫行辦法……………一〇一七
 執達員獎勵規則……………一〇一七
 法廷傍聽規則……………一〇一九
 司法官考試典試委員會組織暫行條例……………一〇一九
 司法官考試暫行條例……………一〇四一
 縣知事審理訴訟暫行條例……………一〇四三

縣知事兼理司法事務暫行條例……………一〇四五
 刑事訴訟審限暫行條例……………一〇四六
 覆判暫行條例……………一〇四七
 最高法院暫行組織條例……………一〇四九
 沒收物品處分暫行規則……………一〇五〇

第三節 軍事、治安

綏靖區の整備……………一〇五三
 綏靖軍官學校設立……………一〇五三
 水巡隊の創設……………一〇五五
 綏靖部制定軍政總執法組織條例……………一〇五五
 綏靖部制定各區司令部軍法處組織條例……………一〇五八
 綏靖部兵器修理所暫行條例……………一〇五八
 地方治安狀況……………一〇五七
 警政整備……………一〇五八
 警政方針……………一〇五八
 警察關係法令の整備……………一〇五九
 内政部第一期調訓現任警官辦法……………一〇五九
 内政部警察官學校組織規程……………一〇六〇
 治安警察暫行條例……………一〇六二
 修正南京警察廳組織條例……………一〇六五
 警士教練所章程……………一〇六六

第四節 外交工作

修正違警罰法……………一〇七〇
 修正特別市警察局組織條例……………一〇七七
 省警務處組織條例……………一〇七九
 省會警察局組織條例……………一〇八〇
 警察官吏卹金條例……………一〇八三
 治安委員會設置……………一〇八四
 外交方針……………一〇八四
 駐日滿辦事處設置……………一〇八七
 駐滿洲國通商代表公署暫行規程……………一〇八七
 防共態度表明……………一〇八八
 租界對策……………一〇八八
 英佛軍不法事件……………一〇八九
 援蔣國人驅逐聲明……………一〇九〇
 第五節 中央政權樹立運動……………一〇九一
 民衆運動の展開……………一〇九一
 更生反戰宣言……………一〇九三
 反共同盟軍結成……………一〇九三
 反共救國大會……………一〇九四
 中央政權樹立促進大會……………一〇九五

東亞新秩序建設運動……………一〇九

第六節 思想文化工作……………一〇〇

新教育方針の確立……………一〇〇

教育改革方針……………一〇一

基礎教育の充實……………一〇一

小學法……………一〇四

簡易小學暫行規程……………一〇五

編審委員會……………一〇六

臨時教員養成所開設……………一〇六

小、中學校の復興狀況……………一〇七

中學、師範學校設立……………一〇八

暫行中學法……………一〇九

師範學校法……………一一〇

模範學校の設立……………一一一

模範小學暫行辦法大綱……………一一一

維新學院の設立……………一一二

專門學校法……………一一三

國立南京大學設立準備……………一一四

高等學校法……………一一四

大學法……………一一五

教育部督學規定公布……………一一六

教育部督學規定……………一二六

留學規定の制定……………一二八

留學規定……………一二八

維新政府治下學校一覽……………一三二

民國廿八年度計畫概要……………一四一

大民會の成立……………一四三

大民會章程……………一四四

東方文化研究機關設立……………一四八

新體育協會成立……………一四八

文化團體條例公布……………一四八

文化團體組織大綱……………一四八

文化團體組織大綱施行規則……………一四九

圖書標本類接收整理……………一四九

中支宗教大同聯盟結成……………一五〇

宗教團體興辦教育事業條例……………一五〇

中支に於ける新聞、通信……………一五五

第二章 財政經濟建設……………一五七

第一節 財政金融の刷新……………一五七

財政の充實……………一五七

地方稅制整備及び釐金稅撤廢……………一五九

出口貨物賑捐稅創設……………一二〇

轉口徵稅所復活……………一二一

密貿易の取締……………一二三

中支の鹽問題解決……………一二三

財政部施設計畫要綱……………一二三

法幣移行に關する處置……………一二四

金融機關取締條例公布……………一二五

非常時期財政經濟擾亂取締條例……………一二五

金融機關取締條例……………一二六

戰時下金融對策……………一二六

中支那に於ける銀行案……………一二七

第二節 經濟機構の整備……………一二九

經濟機構の充實……………一二九

經濟法令の整備……………一三〇

商法會社編……………一三〇

鑛業條例修正條文……………一三〇

交易所法……………一三〇

度量衡暫行條例……………一三〇

商標法……………一三〇

商會法……………一三〇

上海總商會試辦章程……………一三〇

機構充實計畫……………一二四

第三節 經濟建設狀況……………一二五

經濟建設概況……………一二五

農業の復興……………一二七

工業の回復……………一三〇

華人紡績……………一三〇

邦人紡績……………一三三

上海邦人工場……………一三三

日支共同經營勸告……………一三五

鑛業……………一三六

石炭……………一三七

鹽……………一三七

羊毛……………一三八

商業……………一三八

第四節 交通通信の再建……………一三一

交通概況……………一三一

鐵道……………一三三

バス……………一三四

內河航運……………一三五

目次

省政府公報の發行	三三三
縣城鄉組織章程公布	三三三
徐州辦事所設置	三三三
合作社の建設	三三三
浙江省	三三三
自治委員會招集	三三四
海塘修築	三三四
物價對策	三三四
農村復興	三三四
蠶糸改良	三三四
工業復興	三三四
商業復興	三三五
公共事業回復	三三五
難民救濟	三三六
教育概況	三三六
縣知事會議	三三六
杭州市の情況	三三七
安徽省	三三七
民政	三三九
財政	三三九
建設	三三九
教育	三三九

目次

警務	三三九
南京特別市	三三九
財政の確立	三三九
一般復興狀況	三三九
警察狀況	三三九
救民	三三九
教育	三三九
文化其の他	三三九
上海特別市	三三九
警政	三三九
財政	三三九
社會施設	三三九
交通	三三九
教育	三三九

(附錄) 維新政府重要職員表 三三五

第六編 蔣政權の現勢 三三九

第一章 第二期抗戰下の政治情勢 三三九

目次

航空	三三七
通信	三三七
無線電信	三三七
有線電信	三三七
海底電線	三三八
電話	三三八
電報	三三八
放送	三三八
航政局船舶管理暫行章程	三三九
航政局船舶登記暫行章程	三四〇
二十八年設計畫要旨	三四七

第三章 地方制度の整備 三四八

第一節 地方行政施設 三四八

行政施設概況	三四八
地方長官の任命	三四九
三省別道市縣區劃	三四九
地方行政會議	三五〇
縣政訓練所開設	三五〇
修正內政部縣政訓練所章程附課程	三五二
行政機構確立	三五三

目次

省政府民政廳組織條例	三五五
省政府財政廳組織條例	三五五
省政府教育廳組織條例	三五五
省政府建設廳組織條例	三五五
特別市組織條例	三五六
普通市組織條例	三五六
縣知事任用條例	三五六
各省市地政施行程序大綱	三五六
大上海建設工作	三五六
上海市復興局暫行規定	三五九
上海市建設諮詢委員會組織法	三五九
上海市土地及附着物補償金委員會組織規程	三五九
上海市の建設に關する規定	三六〇
上海市建設の區域に關する規定	三六〇
上海市建設用地買收(收用)臨時規定	三六〇
上海市土地建築物鑒定(評價)臨時章程	三六〇
地方救濟院の設置	三六三

第二節 各省の施政 三六八

江蘇省 三六八

省內縣政會議	三六八
宣傳業務講習會	三六八

第一節 軍政兩面の推移……………一三〇九

 敗戦二ヶ年の概況……………一三〇九

 漢口放棄と綱紀頹廢……………一三二〇

 修正非常時監察權行使暫行辦法……………一三二一

 武漢失陥と「國民に告ぐるの書」……………一三二二

 第二次國民參政會……………一三二五

 第三次國民參政會……………一三七

 内部對立の表面化……………一三九

 抗戰繼續に狂奔……………一三〇

 最高國防委員會成立……………一三三

 軍事委員會政治部の畫策……………一三三

 支那軍の現勢力……………一三四

 新長期抗戰方針……………一三八

 國民精神總動員……………一三九

 抗日教育機關の現状……………一三七

 共產黨の抗日教育……………一四二

第二節 合作下の國共兩黨……………一四四

 國共の合作と對立……………一四四

 五中全會の開催……………一四五

合作の新展開……………一三九

 中共六中全會……………一五〇

 邊區臨時參議會……………一五〇

 共產黨の潛行運動……………一七一

 共產軍の現勢……………一七一

 抗日遊擊政府計畫……………一七三

第三節 歐米依存の外交……………一七五

 蔣政權の外交方針……………一七五

 外交陣の補強策……………一七七

 外交政策發表……………一七九

 英蘇の援蔣積極化……………一八〇

第四節 奧地邊境の動向……………一八一

 西康省政府成立……………一八一

 四川問題の處置……………一八二

 龍雲の向背……………一八三

 寧夏省に反共運動……………一八三

 新疆全省大會と蘇聯の策動……………一八四

第二章 窮迫せる財政經濟……………一八五

第一節 戰時財政の彌縫……………一八五

 事變當初の戰時財政政策……………一八五

 行詰まれる財政……………一八六

 租稅減收と新增稅……………一八八

 關稅……………一八九

 鹽稅……………一九六

 統稅・菸酒稅……………一九九

 所得稅……………一九九

 印花稅……………二〇二

 遺產稅……………二〇三

 過分利得稅……………二〇五

第二節 行詰れる公債政策……………二〇七

 事變後の内外債……………二〇七

 自由公債……………二〇七

 國防公債……………二〇七

 金借款……………二〇七

 戰時救濟公債……………二〇九

 建設公債……………二〇九

 軍需公債……………二一〇

未償還内債額……………二一

 外債の償還停止……………二一

 關稅擔保外債の償還停止……………二一

 鹽稅擔保外債も償還停止……………二一

 未償還外債……………二一

 財政概況發表……………二一

 列國の財政的援助……………二一

第三節 戰費調達策……………二一

 蔣政權の所要戰費……………二一

 在外華僑の送金額……………二一

第四節 蔣政權下の地方財政……………二一

 概説……………二一

 江蘇省……………二一

 浙江省……………二一

 安徽省……………二一

 江西省……………二一

 湖北省……………二一

 湖南省……………二一

 四川省……………二一

山東省……………一四七三
 河南省……………一四七三
 陝西省……………一四七三
 甘肅省……………一四七三
 廣東省……………一四七四
 廣西省……………一四七四
 福建省……………一四八〇
 貴州省……………一四八三
 雲南省……………一四八三

第五節 金融政策……………一四八三

事變初期の金融對策……………一四八三
 上海戰前後の金融對策……………一四八三
 匯割制度の設定……………一四八五
 中央地方を通ずる金融の調整……………一四八七
 全國銀行家大會……………一四九二
 農民銀行貸付總額……………一四九七
 上海支那金融概況……………一四九七
 通貨金融關係主要法令……………一五〇〇
 支那銀行預金引出辦法……………一五〇三

第六節 法幣の轉落……………一五〇八

法幣の崩落……………一五〇八
 法幣安定資金設定……………一五〇九
 香上銀行遂に外貨賣停止……………一五一
 法幣轉落と新財政金融政策……………一五四

第七節 爲替政策……………一五六

爲替兌換の制限……………一五六
 貿易調整・貿易管理……………一五八
 貿易調整委員會……………一五八
 輸出入貿易管理委員會……………一五九
 輸入貿易管理……………一五〇
 輸出貿易管理……………一五三
 輸出業者援助……………一五七
 輸出爲替約定額の變更……………一五八
 爲替差額受取辦法の規定……………一五九
 輸出貨物の轉口制限……………一五〇
 轉口税免徵辦法の制定……………一五〇
 平價準備金の引出實施……………一五一
 失陷區域への物資移出統制……………一五二
 貨物禁輸區域設定……………一五二

第八節 對外貿易と輸入禁制品……………一五四〇

全支貿易の態勢……………一五四〇
 民國二十七年全支貿易額……………一五四〇
 民國二十七年船舶出入統計……………一五四五
 香港金銀輸出入額……………一五四六
 輸入禁制品擴充……………一五四七
 輸入爲替購入辦法……………一五五

第九節 戰時經濟諸施設……………一五五

經濟施策概況……………一五五
 農業關係……………一五五
 鑛業關係……………一五五
 國營鑛區管理法……………一五一
 工業關係……………一五三
 商業關係……………一五五
 敵貨禁止條例……………一五五
 消費節約運動……………一五六

第十節 奧地經濟建設……………一五七

戰時鐵道輸送狀況……………一五九
 鐵道被害狀況……………一七一
 鐵道建設狀況……………一七三
 最近支那の道路網……………一七四
 定期航空狀況……………一七七
 其の他……………一七八
 西南五省の經濟資源……………一七八
 農業概況……………一五七
 林產……………一五九
 水產……………一五六
 鹽產……………一五七
 鑛產……………一五七
 工業……………一五七
 西南開發の機構……………一五九
 昆明經濟金融會議……………一五九
 西南建設公債……………一五九
 第一回全國生產會議……………一五九

(附錄) 蔣政權重要職員表……………一五九

第七編 新中央政權樹立……………一六三

第一章 汪兆銘氏の和平躍起……………一六三

第一節 汪兆銘氏重慶離脱……………一六三

重慶脱出と第一次和平聲明……………一六三

和平勸告の公開状……………一六五

蔣政權の動搖……………一六七

第二次聲明……………一六九

第三次聲明……………一六五

曾仲鳴追悼文……………一六七

和平派一齊に躍起……………一六九

「抗戰の真相」發表……………一六〇

汪兆銘逮捕令……………一六五

第二節 汪氏對蔣絕縁……………一六六

汪氏渡日……………一六六

第二章 中央政權樹立工作……………一六三

第一節 積極的活動開始……………一六三

汪氏の南支工作……………一六三

和平運動各地に起る……………一六七

純正國民黨運動開始……………一三九

六全大會の開催……………一四一

中央執監會議開催……………一四五

南京三巨頭會談……………一五〇

汪兆銘氏對歐方針闡明……………一五四

黨勢大に擴大す……………一五七

周佛海氏の來朝……………一六一

帝國汪政權發展支援聲明……………一六四

第一編 帝國の事變對策

第一章 緒言

支那事變は早くも二周年を閲し、東亞新秩序を指標とする興亞建設の新態勢は、如實に東亞全國を根柢より更生せしめずんば已まざる眞剣味を現出しつゝある。

我が軍の軍事的目標は蔣政權を中心とする抗日支那を膺懲するにあつたが、其の戦果は實に世界戦史に一大エポックを劃するに至り占領地面積百五十六萬三千平方軒、占領地域に於ける支那良民一億七千萬人、戦線延長三千六百軒を超え、抗日支那軍に與へたる損害は將に二百三十餘萬の敵軍を壊滅に瀕せしめ、支那空軍並に其の海軍を殲滅して制空權及び制海權を完全に掌握した。而して海岸線の完封は全支海岸二千八百五十哩に及び、更に揚子江八百哩を始め各河川、湖水の水路交通を遮斷した爲め、抗日支那援助の武器輸送路は今や僅かに佛領印度支那、緬甸、蘇聯の三ルートによる日量五百噸内外の補給路を残すのみとなつて居る。

昭和十三年七月七日、事變一周年記念日に賜はりたる優渥なる勅

語の御聖旨を奉戴せる我が官民は朝野上下一致、眞に長期抗戰に對應する國民的覺悟の下に、着々新たなる地歩を占めつゝ第二周年を迎へたのである（一周年までの経過は昭和十三年版「新支那現勢要覽」を参照されたい）。

即ち昭和十三年七月以來の戦績を顧みるならば、北支那に於ては匪賊、敗殘兵の掃蕩に漸く作戦精密となり、本年中には北支の治安全く恢復さるゝ迄に討匪工作の進捗が傳へられ、昭和十四年三月海州を占領し、中支揚子江作戦亦強度の進展を示し、昭和十三年十月武漢三鎮の攻略より信陽西南地區の掃蕩戦に移り、南支はバイヤス灣上陸に端を發して廣東攻略、次いで鼓浪嶼、海南島、汕頭の占領となつたのである。

以上は破壊的方面の實状であるが、事變の建設的方面に就いては既に北方には蒙疆政府、臨時政府の成立となり、又中支には維新政府が樹立され（昭和十三年版参照）これ等の諸政權が帝國政府の協力指導の下に極めて堅實なる發展を遂げつゝある一方、經濟的には日滿支一體となつて興亞産業の生産擴充に専念し、農産資源、鑛産資源を中心とする交通通信機關の整備を始め、總べての方面に向つて興亞經濟の興隆を思はしむるもの少くない。

殊に蒋介石政權愈々困窮に瀕し、共產黨に追迫せられ、今や破滅の直前に到達した状態なるに引換へて、民心は却つて時局の眞姿に目覺むる所あり、或は汪兆銘、吳佩孚等同憂具眼の士が提唱する和平救國論に傾倒するの傾向次第に顯著となつた。就中汪兆銘歴次の和平救國論は、昭和十三年十一月三日の帝國政府聲明並に十二月二十二日の所謂近衛聲明に共鳴するところ多く、従つて支那大衆の心理を動かし、鋭く蔣政權の首腦者間の胸底を刺るが如き感銘を與へ全支に甚大なる動搖を招来しつゝある。

斯くして事變は今や軍事的破壊工作より、經濟的建設過程へと歩を進めたのであるが、帝國政府が夙に東亞の新秩序建設を提唱し、日支兩民族の結合を促進せんとする趣旨は、支那多數の民衆にも共鳴され、日本國民をして一層勇氣づけた感がある。現に政府の所信に協力して、新東亞建設の礎たらんと、進んで大陸に飛躍せんとする邦人日と共に激増し、現在支那全土に在住する日本人（朝鮮人、臺灣人を含む）は二十一萬六千人の多きに達し、事變直前の昭和十二年六月の八萬七千人に比すれば實に二倍半に達する状態である。固より支那事變は單なる日支間の紛争に止まらず、世界各國の國際情勢に甚大なる影響を齎らしつゝあることは敢へて説明するまで

もない。世界の平和、世界の紛糾は總べて支那事變に聯關性を持たざるはなく、それは現世紀の特異性でもあるが、事變の推移に伴つて世界の各國は利害の多寡に關せず、日支何れかの側に分立して、各々其の權益に執着してゐる事實は幾多の問題に於て表面化されてゐることは周知の通りである。

就中英兩國並に蘇聯の極東政策は、支那事變を一の機會として對日斷性を固執し、敗殘蔣政權に對して無意味なる長期抗日意識を煽りつゝある事實は、英國に關する限り日英東京會談に於て遺憾なく暴露され、蘇聯に就いてはノモンハン事件以來の外蒙軍を使喚する侵略行爲に於て極めて顯著となつたのである。故に帝國政府としてはこれ等複雑なる第三國との關係に就いても確固たる方針を堅持して苟くも事變目的の達成を阻害さるゝことなきやう萬全を期して來たのは勿論である。

然らば茲一ヶ年間に於ける帝國の事變對處策はどうであつたか。軍事上に於て、經濟上に於て、將又政治上に於て如何なる態度と方針とを基調として、所謂支那事變の處理に當り、東亞新秩序の建設に邁進しつゝあつたか、以下章を追うて其の實質的概要を記述することとする。

第二章 近衛内閣の方針

第一節 最高國策の決定

近衛首相の決意 聖戰滿一周年、即ち昭和十三年七月七日長くも優渥なる勅語を賜りて我が帝國政府は、愈々事變長期對應の決意を固め、事變目的の徹底的解決に邁進することに一決、近衛首相、宇垣外相、板垣陸相、米内海相等は夫々決意のほどを表明したのであるが、特に軍部兩大臣に於ては「事變の解決に今後幾年を要するとも帝國の進むべき途は唯一つ、之を措いて東洋百年の平和は望むべくもない」と主張し、又「今や帝國は長期作戰にも備ふるの體制を著々整頓し、飽く迄も所期の目的を達成して東洋永遠の平和を圖り、進んでは世界人類一般の福祉を増進せんが爲めに奮戦力闘しつゝあるのである」と力強く聲明し、何れも 聖旨を奉戴していとも明朗に、平和建設への雄渾なる理想を高調してゐるのは、國民利導の上に頼もしき限りである。されば全國民も亦學國一致、減私奉公の至誠を誓ひ、徹底的事變解決に猛進する姿勢を明かにするに至つたのである。

之より先き昭和十三年七月六日、近衛首相は「事變一周年に際し全國民に懇ふ」と題する聲明（昭和十三年版「新支那現勢」要覽參照、以下昭和十三年版と略す）を發し、更に同日午後三時、首相官邸に於て新聞記者團と會見、政府最高の責任者として、事變一周年に際し帝國政府の一貫せる處理方針並に現下直面せる内外諸問題に關し率直明快なる所信を中外に闡明し、以て國民の嚮ふ所を明かにしたが、其の談話は次の通りである。

近衛首相事變一周年感想談

- 一、一周年の感想 支那事變一周年に際會して格別感想と云ふ程のこともないが最初の不擴大方針が結局實現せずして最悪の事態に到達したことは洵に遺憾である。人的にも物的にも相當の犠牲を拂つた。殊に忠勇なる將士の奮闘に對しては感謝に堪へぬと同時に、戦死傷者諸氏に對しては衷心哀悼と慰問の意を表する次第である。今次の事變に就いては既に不擴大方針が破れた以上既定方針に毫も變りはない。當初の目的を貫徹する爲めには如何なる事態にぶつかつても一路邁進する外はない。
- 二、日支調停説 日支間の和平調停を繞つて第三國は色々動いてゐる。然し此の問題の解決は屢々言明した通り原則として何處までも日支間の直接の話し合ひによつて是を付ける方針に變りはないのである。

三、對支方針不變 五相會議が本年一月御前會議で決定した事變處理方針に就き再検討を加へるといふ事から世間に色々の説を生んでゐるが、一月に決定した根本方針は毫も變らぬ。唯一月以降半年以上を経過してゐるので、情勢の變化に應じた對策に就いて新しく考へようといふので根本方針が問題になつてゐるのではない。蔣介石を對手にせずとの方針に就いて最近其の徹底を缺いてゐないかと云ふ風に見られてゐるが、此の蔣介石を對手にせずとの方針は毫も變つてゐない。去る一月の我が政府の聲明では國民政府を對手にせずとなつてゐるが、之は堂々たる帝國政府が一蔣介石を對象として對手にしないと云ふのは大人氣ないので、「國民政府を對手にせず」と云つたのである。國民政府を對手にしないのは國民政府が容共抗日政策を採つてゐるからである。従つて國民政府が共產黨と手を切り共產分子を排除し、又抗日政策を放棄するならば、即ち同政府が組織を改組し容共抗日政策を捨てるならば、國民政府は容共抗日の國民政府でなくなるのだから之を對手にすることも考へられる譯である。之は國民政府を對手にせずと云ふことを理論的に見た場合である。然し實際は國民政府の中心となつてやつてゐるのは蔣介石である。蔣介石と云ふ人は過去に於て日本と色々な因縁を持つてゐる。彼が廣東から南京に乗込んだ當時、蘇聯の勢力を利用したことは周知の事實である。其の後共產黨彈壓、上海クーデターを執行して共產黨と手を切つたが、支那事變と前後

して再び共產黨と握手し容共政策に出てゐる。だから斯ういふ蔣介石が中心となつて動いてゐる國民政府を對手にして安んじて和平の話を進める譯には行かぬ。之が「國民政府を對手にせず」といふことを實際的に見た場合である。且つ假に蔣介石が下野して、日本と眞に提携する誠意を持つた他の有力な人物が國民政府部内に立つて、日本との媾和を希望した場合があるとすると、其の場合蔣介石無き國民政府は之を支那の中央政府として取扱ふことは出来ぬ。事實上現に北支には臨時政府があり中支には維新政府があるから、之に國民政府が合流して支那に新しい中央政府が出来た場合には其の中央政府を對手にすることは考へられる。要するに實際問題として今後如何なる事態が起つて來ても國民政府を對手にすることはあり得ない。

四、漢口攻略 漢口を攻略すれば蔣政權を潰滅出来るかどうかは今後の見透しの問題である。蔣政權潰滅の爲めに漢口まで行くけれども漢口を占領しても蔣政權は潰滅しないかも知れぬ。潰滅しないとなれば對立の状態が相當長引くことを覺悟しなければならぬ。長期抗戦は望ましいことではないが、然しそれだけの用意は必要である。其の間に和平が來れば幸であるが之は常にならぬ。のみならず假に和平が出来たとしても今迄に消耗した軍需品とか、將來の國防計畫への物資動員また國民生活へ及ぼした影響等から云つても之が直ちに和平と共に元に戻つて直ぐにでも樂になるとはいへない。寧ろ苦しくなるのである。

従つて政府としては東洋に於ける日本の使命に就いて國民の認識を深めるべく努力してゐる。此の點に思ひ至れば國民は宜しく忍苦を覺悟しなければならぬ。

第三國に對して調停を依頼すること等は少しも考へてゐない。然し第三國の援蔣政策を放棄せしめる爲めには外交上經濟上充分考慮しなければならぬ。第三國の權益をも考慮に入れて之に對處するといふ考へ方である。即ち第三國の支那に於ける權益は從來歴次聲明した通り勿論これを尊重する。南京其の他の地で外國の權益侵害の問題が起つたが、之は戰鬪行爲に伴ふ一時的現象に過ぎない。第三國の權益を悉く支那から排除しよう等とは考へてゐない。従つて適當な時期が來れば從來通り長江沿岸の貿易も出来るやうになるだらう。たゞ現在は戰鬪行爲の必要から一時之を停止してゐるに過ぎない。英國あたりは此の點の日本の眞意を疑ひ、此の事變を機會に英國の勢力を全部支那から驅逐すると考へてゐるといふ話だが、そんなことは毛頭考へてゐない。租界問題に就いても根本的に第三國の權益を尊重するといふ建前に立つてゐる。要するに日本の眞意を了解せしめ日本の蔣政權潰滅に對する決意が如何に強いかを知らせる必要がある。一面に於ては戰爭の進展が英國人あたりの神經を刺戟し、それに伴つて彼等の心理も變つて來る。一寸した日本の勝敗だけでも彼等の態度が變つて來るのだ。従つて日本の強硬な決意と戦況の進展が相俟つて今後進めば自ら第三國人の考へ

方も違つて來るだらう。又考へ方を變へるやう工作することが必要である。

五、列國の干渉問題 列國の日本に對する干渉に就いては何も聞いてゐない。假に干渉があつたとしても今日の日本は三國干渉當時とは情勢が違つてゐるし、我が國の實力を見れば列國もさう輕々干渉的態度に出るとは思はれぬ。要するに日本人が眞劍に起ち上つたといふことが外國人によく映つてゐない憾みがある。眞に映つてゐれば彼等も考へ直して來るだらう。

六、對支中央機關 對支中央機關の問題は五相會議で結局決めるのだが、未だそこまで話が進んでゐない。對支政策の一元化は既に嚴然として行はれてゐる所であるが、問題は事務的な一元化と云ふことが必要で、此の點特に現地關係が五相會議の問題になる譯だ。

七、五相會議 五相會議の結果對外對内に意思表示するかどうかといふことは未だ別に考へてゐない。近い内に全體的な意思表示をするといふやうなことはない。然し部分的な問題では意思表示をすることがあるかもしれぬ。經濟上の統制が軍事的色彩を帯びて來た爲め其の影響が跛行的で、不公平ならんとする傾向が見えて來たと稱せられるが、政府としても充分に意を用ひ經濟警察等の制度をも設けて遺憾の點のないやうにしたいと思つてゐる。經濟警察等の活用方法等も餘程注意してかゝらねばならぬことで、經濟生活を實情に餘り經驗のない警察官等が徒

らに警察権を濫用して國民生活を不當に壓迫するやうなことがあつては政府の趣旨に反すること甚だしきもので、選舉取締に於て見られた如き非常識なことのないやうに極力努めたいと思ふ。又經濟統制の強化によつて生ずる失業者の救済策等に就いて目下厚生省で熱心に研究を進めてゐる。要するに今日の事態に於ては國民の經濟生活の上に相當に強力な統制を加へねばならぬことは既定の事實であり、矢張り國民は相當の覺悟をして責はねばならぬと思ふ。

五相會議の新設 戦局の進展に伴ふ對支新局面に對應する爲めに内閣の大改造を斷行した近衛首相は、愈々對支政策を中心とする國策の大方針の具體化に邁進することに決意、昭和十三年六月十日の定例閣議の席上に於て「徐州の戦果に次いで事變處理に關係深き大藏、外務、陸軍三大臣の更迭があつたので此の際三大臣に海相を加へ政戦兩略の一段の緊密化を圖る爲め隔意なき意見の交換を隨時行ふことにしたい。此の點に就いて閣僚諸君の御諒解を得たい」と五相會議開設の趣旨を述べ閣僚の諒解を求めた。即ち首相は對支政策の強力なる遂行に邁進する大方針を決定する爲め、定例閣議とは別個に事變處理に最も緊密なる關係を有する陸・海・外・藏各相の參集を求め隨時五相會議を開き、新事態に即應する外交方針並に

財政經濟政策に就いて隔意なき自由討議を行ひ萬遺憾なきを期せんとするもので、斯くて内閣改造による政戦兩略一層の緊密化は茲に全く成り、蔣政權没落を目前に控へ我が對支國策は新たなスタートを切ることとなり六月中旬より隨時續開されたのである。

財政經濟政策に就いて隔意なき自由討議を行ひ萬遺憾なきを期せんとするもので、斯くて内閣改造による政戦兩略一層の緊密化は茲に全く成り、蔣政權没落を目前に控へ我が對支國策は新たなスタートを切ることとなり六月中旬より隨時續開されたのである。

對支最高方針確定 前述の如く近衛首相を中心に宇垣外相及び池田藏相、板垣陸相、米内海相の五閣僚を以て構成する所謂五相會議は、六月十七日に第一回會談を開催してより以來實に十七回の多きに達し、支那事變指導の最高方針、蔣政權潰滅の爲めの軍事行動に伴ふ政治、經濟其の他各般に亘る指導要綱等々、漢口攻略を前にして豫想せられる事變處理に關する一切の重要案件に就き隔意なき意見の交換を遂げた結果、完全に意見の一致を見るに至つた。仍つて政府は昭和十三年八月九日の閣議に於て之が結論を宇垣外相より閣議に正式に報告、諒解を得ると共に全閣僚の忌憚なき意見の開陳を求めたが、時間の都合上完了するに至らなかつたので、同十六日の閣議に更めて宇垣外相より之を報告した所、殆んど全閣僚より質問並に意見の開陳あつた後、五相會議の結論を正式に承認、茲に閣議決定を見るに至つた。尙ほ政府は之が閣議決定後直ちに定例參議會にも付議して其の諒解を得、即日風見書記官長談の形式を以て

左の如く其の経緯を發表したのである。

風見内閣書記官長談

政府は先般來數次の五相會議を開き支那事變處理に關する重要問題に就き研究討議したが、既定方針に基く今後の支那事變指導の最高方針、蔣政權潰滅の爲めの軍事行動に伴ふ政治、經濟其の他各般に亘る指導要綱、新支那建設に對し帝國の協力すべき方策大綱、事變に伴ふ外交方針等に關する最高方針に就き完全に意見の一致を見たので、本日の閣議にこれを報告し決定した。尙ほ蔣政權の潰滅を期すると共に東亞百年平和の基礎を確立する爲め帝國が愈々國力を統合し作戦、内政、外交、經濟其の他國家一切の努力を傾けて長期戦に應ずる現下必須の諸政策を強化し、物心兩面を通じ戦時體制を充實せしめることに就き政府は其の措置の萬全を期することを申合せた。

而して政府は右五相會議の決定内容を發表すべきや否やに就き慎重研究中の處、今後の軍事行動に關するもの、或は第三國に對する外交措置、其の他絶對發表不可能の部分を除き、大體の骨子を出來る限り詳細に且つ速かに公表し、以て帝國の公正にして確固不動たる方針を外、諸外國に知らしめ無益なる援蔣態度を抛棄せしむると共に内、國民をして長期戦に續く長期建設に臨むに當り益々堅忍持久の覺悟を深からしむることに方針を決定した。因に近衛首相、板

垣陸相、池田藏相並に結城日銀總裁等は夫々次の如く我が對支聖戰の目的並に日本の決意を明確に指示する所があつた。

近衛首相談

今日の西園寺公訪問は特別の意味はない。老公には其の都度書類を以て政府の方針を報告して居り、政府の方針をよく諒解して居られるので、今日の會談では取立て、云ふ話はなかつたが、話題の中心は矢張り漢口攻略を繞つての事變處理政策並に第三國に對する外交方策等であつた。

漢口攻略は順調に進展してゐるが、漢口の陥落に依つて事變の結末が着くか何うかは甚だ疑問であり、帝國政府としては長期應戰の覺悟を以て飽くまで蔣政權の壊滅に向つて邁進する方針であり此の點一月十六日の聲明通り毫も變りはない。

蒋介石の國共合作は事變の進展に伴つて共產黨勢力の浸潤を齎す結果を招くであらうが、之に對して政府は防共樞軸の擴大強化の必要を認め、其の範圍限度に就いては關係當局に於て折角研究中有る。第三國の對蔣援助を放棄せしむるやう各般の努力をすることが必要であるが、第三國（英米其の他）に對しては要するに無用なる刺戟を與へる必要はないし、政府としては第三國の支那に於ける既得權益を尊重する方針を取つて居り、又歐米を支那から閉め出す考へはないのであるから提携の餘地は充分にあり、大局的見地より差支へない限り現地問題に就いても協議して行く方

針である。

漢口攻略前後を期して再び帝國政府の聲明を發表するか何うかに就いては目下關係當局で其の案並に時期に就いて慎重研究中であるが、其の内容は自然蔣政權が地方政權に没落したといふ烙印を意味するものとなるであらう。御前會議は漢口攻略後に種々なる問題の惹起が豫想されるので、漢口攻略後に開催することになるかも知れぬ。對支中央機關は目下五相會議に於て討議を進めてゐるが、憲法並に官制上複雑なる問題が存してゐるので、二回や三回の會議では却々纏まらない。漢口陥落後の長期建設に就いては既に五相會議に於て大方針は決定してゐるが、占領地區の治安狀況並に經濟開發は來年度の豫算並に物資調節と不可分の關係にあるので、其の具體案に就いては關係者間で折角研究中である。(九月十五日於車中)

板垣陸相談

一、漢口攻略と我が態度 漢口陥落の前後が何うなるかは今から豫想することは困難だが、然し問題はどちらにしても抗日政權が參るか參らぬかの二つしかない。我方の態度は一月十六日の聲明以來少しも變つてゐない。強ひて言へば、一月十六日の聲明を繰返す外はない。蒋介石を首班とする國民政府は絶対に對手に出來ぬ。然し蔣政權が反省して新政權の下に入り、防共親日の新支那建設に努力するといふなら、それは支那の政權内の出來事であらう。支那側が勝手にすることだから我方の關知する所ではない。

い。一月十六日の聲明に少しも低觸することはないと思ふ。戰爭は飽くまで蔣政權の屈伏を期してやる。然し蔣政權が屈伏したか何うか、即ち蔣政權の目的を達したか何うかはこつちで認定する。

二、支那將來の政權 支那に將來どんな中央政權が出来るかは支那自體のことであり、今から何とも言へないが、いきなり中央政權が出来るものとは考へられない。二段になると思ふ。即ち現在北支、中支、蒙疆の各地の新政權の間には聯絡がないからこれ等を聯繫する機關を作らなければならぬ。之は各政權の聯合委員會といふやうなものが考へられてゐる。それから次第に中央政府に進展して行かねばならぬと思ふのである。

三、日滿支の經濟提携 今事變の解決に當つて國民の中には直ぐ何か代償を求めようとする向きもあるが、膺懲の本質を國民はもつと理解しなければならぬ。元來東亞にある日滿支といふものは相提携して行かなければならぬ。それを抗日支那が今度の事變を起したから膺懲しなければならぬ。それを抗日支那が今度の提携親善が出来て經濟ブロックが完整すれば、茲に初めて東亞の安定が出来ることになる。世界の現状から見れば、経済の確立といふことが緊急である。今事變の最大の收穫は今回の事變によつて此の經濟ブロック確立建設に希望を見出すことが出来たことである。

四、國家總力の新事態 今事變によつて日本の經濟の重心は輕工業から重工業に轉換しつゝある。輕工業は自由主義經濟で行けたが重工業は其の性質上全體主義の上に立つて國家の統制干渉といふことが必要である。即ち國家と業者とが一體になつて努力しなければならぬ。此の意味で企業院をもつと強力なものにしなければならぬといふ意見もあるやうである。目下重工業がドシ／＼擴充せられてゐるが、戰爭が終るとバツタリ捌け口がなくなつて終つて生産過剰になると危惧してゐる者もあるが、戰爭が終つても重工業は維持して行かねばならぬ。其の爲めには支那大陸が日本の重工業の新しい市場となるだらう。目下日本の工業力は猛烈に發展してゐる。色々の發明がなされ代用品が工夫されてゐる。斯く武力、生産力と建設力の三つが伴つて初めて國家の總力が新事態に即應し其の力を發揮することが出来るのである。(八月二十九日於盛岡)

池田藏相談

一、對支問題 漢口陥落の日は間近に迫つてゐるが、之によつて國民は緊張の度を弛めるやうなことがあつてはならぬ。寧ろ今までより更に緊張の度を強めて蔣政權が既定方針通り地方政權に墮するまで長期戦の覺悟で事變最終目的の達成に進まねばならぬ。そして戦局の進展に伴つて親日政權の強化に努めねばならぬが、今後は作戦の進展と併行して長期建設の必要が痛感される。其の爲め各種の方法を攻究し實行して行かねばならぬ。而して長期建設の根本問題は何と云つても治安の維持で、長期

に亘り今後の戰爭の遂行に當つて最も重要な物資調節の問題も治安維持の遣り方如何に懸つて來る譯で、治安の維持、資源開發、物資調節を巧みに組合せて考へ治安工作を旨くやれば物資供給の問題も可なり圓滑にやれる自信がある。

二、對支中央機關 對支中央機關の設置に就いては目下五相會議で審議中であるが、未だ決定までには多少の経緯があらう。原案は政治、經濟、文化の各般に就いて可なり大きな権能を持たせるものとなつてゐるが、之を實行すると現在在外務省の官制或は外相輔弼の責任といつたやうな問題と低觸する處れがあるのから之に關係あるもの、例へば外務省の對支文化事業部の如きものは其の中に包含されるだらうし、企業院の第三委員會といふやうなものも之に含まれられ、又中央に斯ういふ大きな機關が出来れば、之と對應して現地に其の支所とか現地機關といふやうなものが出来、之に現在ある現地の關係機關が移され統合される筈だ。唯北中支の子會社が支那の法人で監督權は兩政府にあるから、此の監督は兩政府と協議することにならう。中央機關と五相會議との關係を問題にする者があるが、五相會議は法制的のものでなく之を内閣と考へてよく、對支問題を主として審議するものは之であるから對支機關が五相會議に直屬するの

支那の財政に關しては第三國の援助、在外正貨の多寡、關稅、鹽稅、統稅收入の減少等種々の觀測があるが、何れにしても遠からず壞滅して武器の購入が出来なくなる時が來ると思ふ。然し對手は何うあらうと我が國としては益々「戰時經濟體制」を鞏固にすればいゝので、我が經濟力に就いては英米諸國も最近は大分認識を改め、正貨現送等の表面に現はれた現象のみから判斷することは間違ひであることを知つて來たが、今後は愈々日支經濟提携を具體化する時期に入らんとしてゐる所で、日本の經濟力には些かの懸念も必要ないと信ずる。唯我が國は政府の聲明にもある通り支那國民を對手に戰爭してゐるのではないから、日支兩國が手を握つて支那の經濟開發に進むことを希望してゐる。

日銀として現在最も意を注いでゐるのは生産擴充が出来るだけ圓滑に行くやう金融の方面から援助すること、物資需給の不均衡を緩和する爲め輸出の振興を圖ること、並に物價騰貴抑制、轉業の援助等統後國民生活の安定を維持することの三點である。幸ひ今日迄のところ公債消化は頗る順調で、之は軍事費の大部分が内地に落ち、それが旨く循環して貯蓄となつてゐる爲めで、此の循環さへ支障なければ貯蓄は増加し、公債消化も何等懸念なく従つて今後の軍費調達は問題ない。

通貨の基礎は言ふ迄もなく健全なるを要し、其の爲め増發される通貨は適宜回収しなければならぬ。最近日銀券の發行高は確かに増加の傾向にあるが、之は主として朝鮮、臺灣兩行の發行準備充

扱ふことになるかも知れぬ。また今後支那に駐屯せしむべき軍隊の費用は現地で賄ふやうにすることも考へられるが、兎に角今後は日滿支一體の原則の上に事を進めなければならぬ。對支輸出の如きも然りで、支那の實狀を無視することも出来ぬが同時に日本の國際收支も充分考慮して行かねばならぬ。

信託會社の金銭信託最短期限の短縮、配當率上げが問題になつてゐるが、金利反騰の懸念を生ぜしめたり、他の金融機關と摩擦を起したりすることは避けねばならぬ。現在國債消化の爲めには金利の平準化を徹底する必要があり、其の爲め地方銀行協會でも大分力を入れてゐる。だが貯蓄獎勵は今後益々重要となり、之を疎かにすることは出来ぬ。(九月九日)

第二節 外交機關整備

外交顧問設置 漢口陥落を目前に控へて支那事變は益々重大性を加へて來つたに鑑み、外務省では外交顧問を設置するに決し此の新段階に對處すると共に外交方策の萬全を期することとなり、宇垣外相は之が官制を昭和十三年九月九日の閣議に提案決定を見たので即日奏、御裁可を仰ぎ翌十日附の官報を以て公布した。其の設置要綱は左の通りである。

外交顧問設置勅令要綱
第一編 第二章 第二節 外交機關整備

當額の増加、北中支への流出等によるもので、通貨の側からの物價騰貴はない。實際には物價は可なり凹凸があるが、之は全く物資の需給關係から來たものである。爲替相場も相場の協定、餘裕外資の日銀集中等により完全に維持され、餘裕資金の集中は態々外國銀行さへ參加して來た程である。物資の需給調整に就いては商工省が主となつて物資の消費、生産、配給各部面に對策を講じてゐるが、其の中でも最も困難なのは配給部面で此の點に就いては賣惜しみ、拔賣り等を慎しみ業者の一段の自覺を希望して已まぬ。又一部には物資需給統制の犠牲となる方面もあるが、此の際には我慢して貰はねばならない。斯かる中小業者の轉業が困難なことは想像に難くないが、それには當業者自身が將來の方策を考へ或は夫々の機關に相談することが必要だ。日銀としては資金調整或は轉業資金の貸出等に就いて考慮してゐる。

北支那開發、中支那振興兩社の創立が近づいて愈々具體的に支那經濟開發を進めなければならぬ時期となり、今から準備して置かねばならぬが、それには興銀の増資、債券發行限度の擴張、投資會社の設立等も研究する必要がある。興銀の増資或は債券發行限度の擴張と投資會社の設立と兩方やるべきか何うかまだ考慮中だが、今後の經濟建設は大仕事だから銀行だけでは充分でない場合もあらうから政府補償の形で對支投資を積極的ならしめ、また場合によつては外國と共同で開發を進める必要も出て來よう。投資會社を作れば内地關係は興銀で、對支投資は新會社で主として

- 一、支那事變に關する外交上の機務に參照せしむる爲め臨時外務省に外交顧問三名以内を置くこと
 - 一、外交顧問は外交に關し練達堪能なる者の中より任命さるること
 - 一、外交顧問は親任官の待遇を附與せらるること
- 而して其の顧問として佐藤尙武、有田八郎の二氏が任命された。尙ほ宇垣外相が外交顧問設置の理由として同九日の閣議に於て説明したる要旨は左の通りである。

外交顧問設置理由

支那事變の重大性に鑑みて同事變に對處する外交方策の萬全を期する爲め、外交に關して練達堪能の士を簡拔して外交顧問として之を外務省に置き、外交上の機務に參照せしめ且つ當時外務大臣を輔けしめんとするものであつて、其の職責の重大なるに鑑み特に親任待遇とし且つ人数も三名以内に限定された次第である。

外務大臣更迭 事變處理に關する帝國不動の最高方針は昭和十三年八月既に廟議の決定を見て、之が發表の時期を待つばかりとなつてゐた所、時局の重要性は加速度に緊密となり、加ふるに武漢攻略戰展開を控へて容易ならざる局面に到達してゐた折柄、一方に於て對支建設事業擔當の對支中央機關設置問題に就いても朝野に種々

の議論を生じ、其の成行きも國民關心の中心となつてゐた。斯かる折柄外務大臣兼拓務大臣宇垣一成氏は、所謂對支中央機關の要綱に關して其の所信を異にするものありとなし、九月二十九日近衛首相に辭表を提出した。仍つて首相は閣議に諮り取り敢へず宇垣氏に代つて首相自ら外務、拓務を兼攝することとなり、同三十日宇垣氏の辭表聽許、近衛首相の外相、拓相兼攝の親任式が舉行された。茲に於て外・拓兩相を兼攝せる近衛首相は即日五相會議に代る四相會議を開いて、一頓挫せる對支中央機關設置の根本方針を決し、事務當局をして立案せしめ、翌十月一日の臨時閣議に付議決定したのである(興亞院の項参照)。

近衛兼任外相方針闡明

近衛兼任外相は十月三日午前十時十五分外務省に於て宇垣前外相との間に事務引繼を了した後記者團と會見し、左の如き談話をなし帝國外交方針は飽く迄不動であることを強調した。

近衛兼攝外相談

一、帝國の外交方針 帝國政府の外交方針は「蔣政権を對手とせず」と云ふ根本方針に立脚し聖戰目的達成に邁進するものであつて、支那事變處理を中心とする此の帝國の外交方針は毫も變

更なるものではない。宇垣前外相の辭任も、此の根本方針と何等意見の相違があつたものでないから、今後は此の根本方針に則り五相會議に於て決定せる方針を外交に於ても之を具現する譯であつて、專任外相を置くとしても帝國の外交方針は一貫せるものである。

一、專任外相問題 宇垣外相兼任拓相の辭任で一時に三相兼任となり負擔が多くなつたので、專任外相に就いては之を考慮してゐる。然し何ういふ範圍から如何なる人物を選任するかは未だ決定してゐない。又近く之が決定を見るかと云つてもそんなに早く決定するか何うか分らぬ。尙ほ對支政策の根本は五相會議に於て決定し、之を實行に移す譯であるから、專任外相が決定しても別に外交方針が變はるものではない。

一、クレーギー會談 宇垣・クレーギー會談は先方の申込みに依つてなされてゐるものであるから、今後先方の意向があれば引續き之を行ふ積りである。先方の希望があれば自分も會ふ積りであるが、主として堀内次官にやつて貰ふことにしてゐる。

一、外交顧問制 佐藤、有田兩外交顧問は留任する事にならう。外交顧問は三名置ける譯であるが、他の一名の補充に就いては尙ほ考へてゐない。其の他先般大公使級の異動に伴ふ外務陣容の刷新が行はれたが、之を更に動かすことは考へて居らず、又外務省の人事は全然考慮してゐない。

專任外・拓兩相新任

近衛首相は武漢三鎮陥落後に於ける長

期建設と國際情勢の重要性に鑑み、宇垣外相兼拓相辭任後の補充を速かに斷行し、内閣の基礎を固め、首相としての時局擔當の決意を内外に示す必要ありとし、急速に其の後任銜衡を進めた結果外相に有田八郎、拓相に入田嘉明氏を起用するに決し、夫々其の内語を得て首相は十月二十九日午前十時參内、内奏の上即日親任式を舉行した。尙ほ之より先き十月十五日堀内次官を駐米大使に轉出せしめ、其の後任に澤田廉三氏を起用し、又東亞局長には栗原ルーマニア駐在公使を起用して外務陣容を整備する所があつた。

第三節 帝國不動の對支國策

帝國政府の聲明 廣東、武漢陥落後の事變新段階を迎へて長期建設、東亞新體制の確立に巨歩を踏出した帝國政府の重大聲明は昭和十三年十一月三日明治節の佳節を卜して中外に發表された。云ふ迄もなく今次聖戰の目的は容共抗日政權を東亞の天地より拂拭して日滿支を樞軸とする東亞民族の協同體を樹立し、東亞永遠の新秩序を建設し、以て世界平和に貢獻するにあり、此の目的貫徹の爲めには帝國政府は不動の國是に基き既定方針に邁進するのみであつて、此の聲明は國民政府が抗日容共政策を固執する限り、之が潰滅を見

るまで帝國は斷じて矛を收むることなきこと、固より國民政府と雖も從來の指導政策を捨て人的構成を改善して更生の實を擧げ新秩序の建設に來り參するに於ては敢へて之を拒否するものでないこと、支那國民も列國も帝國の意圖を正確に認識するを要することを強調して居り、最後に此の未曾有の重大時局克服の爲めには政治、經濟思想、文化其の他萬般に亘つて國內の革新を斷行し、綜合國力の飛躍的増強を圖らざるべからざるを示唆して、舉國一致の體制を以て此の時艱を突破せんとする牢固たる決意を表明したるものである。

十一月三日の政府聲明

今や陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は、克く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を蕞定したり。國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、尙ほ同政府にして抗日、容共政策を固執する限り、これが潰滅を見るまで、帝國は斷じて矛を收むることなし。

帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り、今次征戰究極の目的亦此に存す。

此の新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。これ實に東亞を安定し世界の進運に寄與する

所以なり。帝國が支那に望む所は此の東亞新秩序建設の任務を分擔せんことにあり。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し其の人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものに非ず。帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず。就中盟明諸國從來の厚誼に對しては深く之を多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が華國の精神に淵源し、之を完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。尙ほ近衛首相は同日午前九時十分より十五分間、東京中央放送局のマイクを通じて政府聲明の内容を敷衍し、特に今後の長期建設時代の處して國民の向ふべき道を闡明する所があつた。

近衛首相の放送演説

本日こゝに明治節を迎へ、明治天皇の盛徳を偲び奉るに際し、天皇の御遺業たる東洋平和の確立に關し、政府の所見を開陳するは私の最も光榮とする所であります。今や廣東陥落に引續いて支那内地の心臓漢口も亦我が有に歸し、近代支那の全機能を支配する

七大都市の全線を包容する龐大なる地區、即ち所謂中原は全く日本軍の掌中にあるのであります。中原を制するものは即ち天下を制す、蔣政權は事實に於て一地方政權に轉落し終つたのであります。日本は一方に於て、外部からの干渉を排撃するに足る十分の精銳なる戰鬥力を保留しつゝ、餘裕綽々として此の戰果を獲得したのであります。之偏へに、陛下の御稜威の下、忠勇なる將兵の奮闘に依るものであります。此の輝かしき戰果を思ふに付けましても國潮したのであります。此の輝かしき戰果を思ふに付けましても國民の感謝は先づ何よりも數萬の戰歿者と負傷者とに向つて捧げられねばなりません。吾々は此の尊き犠牲に對して二つの義務を感じるのであります。第一はこれ等犠牲者の志を嗣いで戰の目的を飽く迄も貫き通すことであり、第二はこれ等犠牲者の遺族家族に對して之に報いることを忘れてはならぬといふことでもあります。今や支那を如何やうに處理するとも、其の鍵は全く日本の手にあるのであります。然し乍ら、我が日本の眞に希望する所のもは支那の滅亡にあらずして支那の興隆にあるのであります。支那の征服にあらずして支那との協力にあるのであります。日本は東洋人としての自覺に目醒めたる支那國民と相携へて、眞に安定せる東亞の天地を築かんことを欲するものであります。實に支那の民族的情熱を認識し、支那の獨立國家としての完成を必然とする事に於て、日本程切實なるものはないのであります。等しく東亞に相隣する日本と滿洲と支那との三大國が各自の個性を存分に

生かしつゝ、東亞保全の共同使命の下に固き結合をなすべき關係にある事は正に歴史の必然であります。然るに日支兩國の間に於ける此の理想の實現が國民政府の誤れる政策の爲めに阻止せられたる事は獨り日本のみならず、全東亞の爲めに遺憾の極みであります。抑々國民政府の政策の基調は、歐洲大戰後の反動期に於ける一時の風潮に便乘したる淺薄のものでありまして、之は斷じて支那國民本來の良知良能に根差したるものではなかつたのであります。殊に政權維持の爲めには手段を選ばず、支那の共產化並に殖民地化の勢ひを激成して顧みなかつた事は、新支那建設の爲めに身命を賭して戦ひたる幾多愛國の先輩に對する反道であること云はなければなりません。これ日本が東亞に於ける二大民族が同文相搏つての悲劇を演ずるを欲せざるに拘らず、猶ほ且つ蔣政權打倒の爲めに戈を執つて起つに至りました所以であります。日本は今や支那の覺醒を望んで止まざるものであります。支那に於ける先憂後樂の士は速かに支那をして本來の道統に立歸らしめ、更生支那を率ゐて東亞共通の使命遂行の爲めに奮起すべきであります。既に北京、南京には更生の氣運賑々たるものあり、又蒙疆には蒙古復興の氣が漲つて居るのであります。五千年の長き歴史を通じて幾度か世界文化史上に烽火を點したる支那民族は、其の偉大性を發揮し新東亞建設の大業を分擔する事により、世界文化に新なる光明を齎し、祖先に恥ぢざる歴史を残すべきであります。國民政府と雖も、此の支那民族本來の精神に立歸り、從來の政策と人的

構成とを改め全く生れ更りたる一政權として支那再建に來り投ずるに於ては、日本は固より之を拒むものではないのであります。世界各國は又此の東亞に於ける新情勢の展開に對し、明確なる認識を持つべきであります。從來支那の天地が帝國主義的野心に本づく列強角逐の犠牲となり、常に其の平和と獨立とを脅威せられつゝありしことは、歴史に徴し明白であります。日本は今日以後斯くの如き事態に對し根本的修正の必要を認め、正義に基く東亞の新平和體制を確立せん事を要望するものであります。固より日本は列國との協力を排斥するものではありません。また第三國の正當なる權益を損傷せんとする者でもありません。若し列國にして帝國の眞意を理解し、此の東亞の新情勢に即して其の政策を講ぜんとするに於ては、帝國は東洋平和の爲めに之と協力する事を吝むものではないのであります。日本が夙に共產主義と闘ひ抜かんとする熱意を有することは、世界周知の事實であります。コミンテルンの企圖する所は東洋の赤化であり、世界平和の攪亂であります。日本は蔣政權の所謂「長期抵抗」の背後に妄動する赤化の根源に向つて、斷乎之が絶滅を期するものであります。幸ひにして防共の盟邦獨逸及び伊太利は、日本の東亞に於ける意圖に共感し、今次事變に際し兩國の寄せたる精神的援助が我が國民を鼓舞する所大なるものありしは吾々の深く多とする所であります。吾々は事變を通じ、此の盟約を愈々緊密にする必要を痛感するのみならず、進んで共通の世界觀の下に、世界秩序の再建に協力せ

んとするものであります。實に現下の世界に必要なは、眞に公正なる均衡の上に平和を築く事であります。過去の諸原則が、事實上不均衡なる原状の維持を鐵則化し固定化する所にあつたこと、は否むべくもありません。聯盟規約の如き國際條約が其の權威を失墜した事は、實に此の不合理に其の根本原因があるのであります。國際正義をして一個の美文たるに止まらしめず通商、移民、資源、文化等の人間生活の各部門に亘り、之を綜合したる見地に立脚し、現實に即應しつゝ歴史の發展に併行する新平和體制が創造せられねばならぬのであります。而して以上の諸條件を完備することが、現下の一般的危機を克服する唯一の手段であることを確信するものであります。

戰場の勇士を絶對に信頼しつゝ黙々として銃後生産に従事し、長期戦の姿勢を充實しつゝある全國民の姿は、正に日本人本來の面目を現代に再現したるものであります。日本の消長發展が常に國體に對する自覺と相併行する事は、日本歴史が如實に證明する處であります。我が皇室の御軫念あらせらるゝ處が常に東洋永遠の平和確立に存することを拜察し奉る時、吾等臣民たるものは道德的使命の重且つ大なるに恐懼感激せざるを得ないのであります。今や日本國民は肅然襟を正して自らに課せられたる責任を直視せねばなりません。東亞諸國を聯ねて、眞に道義的基礎に立つ自主的連帶の新組織を建設する任務が如何なる意義を有し、如何なる犠牲を求め、如何なる用意を必要とするかに就いて、徹底せる理

解を持ち断じて認識を誤る事があつてはならないのであります。若し漢口、廣東の攻略を以て一轉機とし、泰平の時代が直ちに到来するが如き思想を抱くものありとせば、斯くの如きは今次事變の重大意義を理解せざるものにして、天下これ以上の危険はないのであります。新しき東亞の建設を擔當すべき日本は、其の國民の生活の全分野に於て新しき創造の時代に入つたのであります。此の意味に於て、眞の戦ひは今始まつたのであります。眞に偉大な歴史の國民たらんが爲めに、吾々は上下一致固き信念と決意とを以て、内外の整備建設に邁進しなければならぬのであります。

財政經濟政策の新段階

帝國政府の前記聲明に準じて池田藏相及び結城日本銀行總裁は今後の帝國の新段階に對する財政經濟政策に關し、同日夫々左の如く談話の形に於て聲明を行つた。

池田藏相談

武漢攻略に際しまして、茲に衷心より祝意を表し、謹んで御稜威を仰ぎ奉り、忠勇なる帝國陸海の將兵の絶大なる勞苦に對し深甚なる敬意を表する次第であります。

武漢攻略は今時事變所期の目的達成上重要な一段階を劃するものであることは勿論であります。之によつて財政經濟政策の根本に變更があるだらうと考へる者がありますならば、それは甚だしき早計であると言はなければなりません。我が國と致しまして事變の目的達成に努力すべき時期は寧ろ今後に在ります。東亞に

於ける資源を開發し産業を振興することは、日滿支共存共榮の基礎要件でありますと共に、我が國將來の發展を期する所以であります。

まして、これこそ今後我が國にとりまして朝野一致の努力を以て遂行すべき重大任務であります。而して今後尙ほ必要なる戰闘行爲と併行して長期建設、生産力の擴充等の事業を支障なく遂行して参りますに就いては多額の物資及び資金を必要とするのでありますから、之が需給の調整を期する爲めには今後相當長期に亘つて經濟統制を行ふ必要があるものであります。従つて政府と致しましては國內生産の増加、資源の開發及び利用、物資の配給及び消費の統制、物價の調整、貯蓄の徹底、輸出の増進、對外支拂の節約金の増産、廢品の回收、發明の奨励及び利用等に就き從來採つて参つた方針を繼續し、更に之を強化徹底致しまして、其の効果を一層擴大しなければならぬのであります。而してこれ等諸政策殊に物資の配給及び消費の統制、物價の調整等の實施に際しましては、各方面に相當不便を齎らす場合もありませんが、其の成否は今時事變終局の目的達成に至大の關係を有するものでありますから、特に一般國民の深甚なる理解と協力とを得たいと思ひます。明年度豫算に就きましては、目下各省協力の下に編成を急ぎつゝある次第であります。通常の經費は出来る丈け之を緊縮致す方針であります。現下に於ける内外の情勢に鑑みまする時は、今後歳出が相當巨額に達し、従つて公債の發行も尙ほ多額に上ることが豫期せられるのであります。國民としても此の際負擔の輕

減を望むべき時期ではないと考へます。

要するに今後國民は尙ほ長期に亘つて經濟上種々の不便を忍ばなければならぬのであります。之は決して消極退嬰を意味するものではなく、長期建設の困難を克服致しました後に洋々たる前途を期待すべき積極的のものに外ならぬのであります。此の意味に於きまして今後國民は一層堅忍持久の精神を固め、汎ゆる困苦艱難に耐へ、進んで政府の政策に協力し、官民相携へて事變目的の貫徹に邁進せねばならぬと考へる次第であります。

結城日銀總裁談

漢口突入により支那事變は近く新たな段階に入ることとなつたが、我が國は東洋永遠の平和を希ふほか他意ないのであるから支那國民も抗日容共の迷夢より醒め、又救國の英雄が出て眞に日支提携、共存共榮の途を進むことを希望すると共に、第三國も徒らに既得權益に拘泥せず相携へて新支那開發に協力して欲しい。今後の建設は容易なものでなく、又それが効果を擧げる迄には長期を要するから國民は一層緊張して掛ることが必要であるが、此の困難が實を結んだ場合を考へれば期して待つべきものがある。而して我が國の經濟力は外國で想像する如き薄弱なものでなく、事變に對する國民の覺悟も頗る鞏固であるから、國民一致して國策を支援して行く限り財政經濟に對しては何等憂慮する必要はない。勿論豫算は今後も當分尨大な額に上り、公債發行額も巨額に達するだらうが、國民經濟力の進展と其の運用とにより充分それに堪へ

得ると信ずる。

唯差當つては長期建設の爲め資金調整、爲替管理、物資統制は益益強化する必要があり、殊に生産力擴充の爲めには物資の生産、配給、消費に對し適正な對策を必要とし、従つて消費節約、貯蓄奨励は益々重要性を増すべく、國民は一層緊張して我が大使命の達成に努めねばならぬ。統制は今後益々強化しなければならぬが從來の統制が戰爭遂行を唯一の目標としてゐたのに對し、新段階に入つた今後の統制は軍備充實、資源開發、國民生活安定を目標とすべきで、従つて自然統制も或る程度轉換を示し、場合によつては平和産業の抑制を緩和することも豫想され一概に統制強化を憂ふべきでない。

總動員法の發動等による金融統制の強化も問題になつてゐるやうだが、統制は自治的に行ふのが最上で、目下臨時資金調整法により大體目的を達してゐると思ふ。殊に現在は資金と共に物資及び勞力の需給を考へねばならぬから、資金だけで總べてを解決することは出来ない。特殊金融機關の設立に就いても未だ研究の範圍を出でない。

法幣問題は急激な手段を採つても効はなく自然に解決すべきもので、今直ぐ新銀行を設立しても砂上に樓閣を作るやうなものだ。中支の日銀券は回収に努め、今後は専ら軍票を用ひる筈だから漸次流通高は減少するだらう。日支貿易は支那内地の資源を開發して我が國の必要とする物資を補給すると同時に、我が國からも出

来るだけ潤澤な物資を供給すべきであるが、第三國との貿易も原則として阻止すべきでない。唯軍事及び長期建設の上に障害となる場合には此の原則通りに行かぬこともあらうが、要するに第三國とは協力して支那開發に當る必要があり、それには相互に理解ある態度を以て進まねばならぬ。

各政黨の協力願起 帝國政府の聲明に先立ち、我が政黨各派に於ては政府の方針に協力、聖戰貫徹を期し、以て長期建設に邁進することとなり、夫々独自の立場に於て事變處理に關する具體方策を議定發表したが、其の主なるものを示せば左の通りである。

民政黨 民政黨は大陸國策を中樞とする革新政策樹立に關し左の如き成案を得たので、昭和十三年十月三十一日特に臨時總務會幹部會等に附議發表したが、同黨は之を轉機として従來自由主義を本體として建てられてゐた政綱政策に修正を加へ、大陸國策の實現に向つて全機能を動員することになつた。

民政黨の大陸國策案

◇大陸國策の根本方針

- 一、日滿支三國の緊密なる提携を樞軸とし、東亞聯盟を結成し東亞の新秩序を建設することを以て大陸國策の根幹とすべし
- 二、日滿支は東亞に於ける新秩序を建設するが爲め重要な政策に關し協力すべし

- (一) 日滿支は共產勢力の東亞侵入に對し防衛する爲め協力すべし
- (二) 日本は滿支兩國の國防安全を確保し其の國內治安を維持するが爲め協力すべし
- (三) 日滿支は相互依存、相互扶助の關係を緊密化し其の經濟を融合一體化し其の間に自給自足し得るの計畫を樹立し其の實現に協力すべし
- (四) 日滿支は東方文化を宣揚興起し其の國民の康福を増進するが爲め協力すべし

◇對支方策

- 一、蔣政權の潰滅を徹底すると同時に占領地域に於ける治安の確保、經濟開發、文化施設等の諸工作に我が主力を傾注し以て新支那の建設を圖るべし
- 二、支那は歴史的、地理的、經濟的關係に於て地域の政權に分治せらるゝは自然の傾向なるを以て之に大なる自治權を認め育て育成すべし
- 三、地域の諸政權を聯絡綜合し共通の國務を行ふ中央政權の樹立を促し帝國は此の政權を承認し東亞聯盟の一環として之と新國交を訂し更に第三國をして之を承認せしむべし
- 四、支那經濟は日滿支經濟一體化の方針に従つて之を再建し此の新體制の下に於て第三國に對し門戸を開放すべし
- 五、支那の産業は日滿支を通ずる一體的重要計畫に基き之を開發振興すべし
- 六、支那の幣制は日滿支經濟一體化の根本方針に則り各地域的

政權下に於ける經濟力の充實に従ひ漸を逐ひ我が國幣制に聯繫せしむべし。支那の貿易は日滿支經濟一體化の根本方針に従ひ日滿支間の物資交換を成る可く容易ならしめ第三國に對して其の國際收支を順調ならしむる爲め統制すべし

◇帝國外交の方針

- 一、日滿支一體の國交を基調とし帝國の東亞に於ける指導的地位と日滿支三國一體の關係を世界に確認せしむることを以て帝國外交の方針とすべし
- 二、日獨伊防共協定を強化し世界外交に於ける地歩を確立すべし
- 三、帝國は亞細亞諸國並に太平洋諸國に向つて經濟外交に主力を注ぎ特に太平洋經濟再建の爲めに關係諸國をして協力せしむべし

◇國防の再編成

支那事變の成果を收め東亞に加へらるゝ武力脅威を排除し日滿支の國防の安全を保障し更に太平洋の平和を確保するに足る軍

第二回新支那現勢要覽

備を充實し以て新國防體制を確立すべし

◇經濟機構の改革

- 一、我が國は日滿支重要産業計畫並に新國防計畫に順應し國家公益の要求を充たし併せて我が經濟力の發展を遂げしむべき綜合的産業經濟計畫を樹立し我が國に於ける産業の方向を定め物資並に資金に亘り國家統制を加ふべし
- 二、産業經營は民間人をして之に當らしめ其の能力工夫を發揮せしめ生産の増進、技術の進歩を促し官業は國家必要已むを得ざる範圍に之を限定すべし
- 三、國民をして其の能力に應じて活動せしめ以て各々其の所を得せしむべし、特に勞働、小作其の他の勤勞者に對しては其の生活を安んじ其の能率を増進せしめ厚生の方途を講ずべし

◇國民教育訓練の再建

肇國の大精神に則り國體の本義を體し、國民に敢爲、進取、勤勞、犠牲の氣風を養ひ其の天賦の材能を伸べしむると共に協同奉公の精神を發揮せしむべし

◇政治、行政の改革

- 一、共產主義其の他矯激なる思想言動を排撃すると共に獨善の政治的傾向を改め國民をして政治に對する公正なる認識と判斷とを得せしむる機會を與へ國民の總意を結成せしむべし
- 二、國民各階級の均整調和を計り健全なる社會體制を構成すべし

- 三、行政機構を革め各省割據の弊を矯め行政の統一簡易化を計るべし
- 四、官僚萬能の弊習を除き官吏制度を根本的に改革し廣く有爲の材を民間に求むるの方法を講ずべし
- 五、官紀を嚴肅にし下剋上の弊風を打破し其の職守に恪循し政治の責任を明かにすべし
- 六、議會の品位を高め其の能率を増進し大政翼賛の實を擧ぐべし

東方會 東方會では十二月二十六日正午より本部に緊急代議士會を開き、廣東の攻略に次ぐ漢口陥落を契機とする時局對策に關し慎重討議の結果、左の聲明を發することに決定すると共に、更に由谷幹事長より之を近衛首相に手交した。

東方會聲明

廣東の攻略は排日援助の源泉を遮斷し、橫暴なる第三國をして顔色なからしめしのみならず、漢口の陥落は長江の支配權を把握して浙江財閥と猶太資本の死命を制せるものにして、我が國策の遂行上劃期的重大意義を有す。東方會は出征將兵の勞苦と應召家族の奉仕とに對し滿腔の感謝を捧ぐると共に、此の際帝國政府が尊き汗血の犠牲によりて贏ち得たる著大なる戰勝の効果を外交的に確立せんことを要望す。

(イ) 斷じて英佛蘇の策動を相手にせず安んじて勝利者として

の戰果收拾に邁進すべし

(ロ) 防共結盟の線に沿ひて帝國外交の權威を發動し日獨伊三國の新政權承認を背景として新支那の生誕を世界に宣言せしむべし

(ハ) 帝國は新支那と全面的に提携し新政權をして世界の凡ゆる革命政權の前列に倣ひ列國に對し國權恢復の劃期的要求を逐次提出せしむべし

(ニ) 阿片戰爭以來の汚辱たる外國租界の撤廢を斷行して外來的排日の巢窟を一掃せしむべし

(ホ) 帝國政府は新支那政權の確立強化に至るまで税關を完全に接收して關稅を確保し鹽稅、統稅の支配權を徹底的に把握すべし

(ヘ) 外國租界を中心とする抗日援助の策動に對し斷乎たる軍事警察權を發動すべし

社大黨 社會大衆黨では十一月十四日午後本部に中央執行委員會を開き同月二十、二十一兩日芝協議會館に開催の黨本年度大會に附議すべき大陸政策案に關し審議の結果左の如く決定した。

社大黨の大陸政策案

◇大陸政策の目標

- 一、支那事變の解決を日滿支三國の相關關係のみとして處理せんとするに非ず、全亞細亞建設理想の中に道を見出すこと

第一編・第二章・第三節 帝國不動の對支國策

◇當面の大陸政策

- 一、支那に於ける新中國の建設(イ) 統一的協力政權の樹立
 - (ロ) 北支開發五ヶ年計畫の實現(ハ) 中南支振興五ヶ年計畫の實現(ニ) 思想工作、文化工作の具體化(ホ) 農村更生計畫の實施(ヘ) 學國的政黨の結成
 - 二、日滿支協同體の建設(イ) 協同體イデオロギーの確立(ロ) 日滿支政治聯盟の組織(ハ) 日滿支互惠經濟組織の確立(ニ) 「國民聯盟」の結成(ホ) 日滿支統制機關の樹立
 - 三、具體的建設政策(イ) 原料、資源の統一的開發(ロ) 滿洲及び邊疆開拓(ハ) 東亞經濟會社設置
- ◇國內體制の革新
- 一、大陸政策遂行を可能ならしむる國內革新を斷行すること

第二回新支那現勢要覽

二、亞細亞建設國民協力運動を展開すること
政民兩黨 尙ほ政民兩黨に於ては事變處理方針具現の爲め相提携して積極的に東亞再建國民運動に乗出すこととなり、兩黨の實行委員三十一名は十月二十九日議長官舎に會合、勝・砂田兩幹事長より挨拶あつて後協議に入り左記事項並に宣言文を決定した。

協議事項

一、十一月初旬東亞再建國民聯合聯盟を結成し第一回演說會を開催する
一、實行委員より他會派に交渉し政府並に言論機關にも協力を求める

宣言要旨

支那事變勃發して正に一年有半、既に北支中支を裁定し進んで南支の要衝を攻略し、帝國の威武赫々として聖戰の意義明かなり。然れども聖業未だ半にして前途遼遠なり。須らく此の秋にあつて全國民の精神を協せ各階層の衆智を集め、舉國一體の有機的活動を強化して建國の大理想を達せざるべからず。惟ふに聖戰の眞義は七十二帝國議會に賜はりたる聖勅に昭々たり。速かに防共の實績を徹底し、東亞の和平を確立し、八紘一宇の大精神を亞細亞全民族に光被し、以て世界の康寧に貢獻せんとするに外ならず。即ち之が爲めには牢固不動の信念を以て蔣政

權を潰滅し、更生支那の新建設を圖り、日滿支三國の緊密なる連繫を堅持して治安を確保し、經濟を振興し、文化を砥勵し、以て先人の偉績を紹述して千載不磨の勳業を恢弘せざるべからず。我等常に此の烈々たる國是に立脚す。假令事變長期に亘るも困苦に克ち、缺乏に堪へ、聖業成就の大目的に邁進せんとす。若し其戦後の建設に至つては堅忍持久、義勇奉公の精神を發揮し、以て君國の大義に仕へんとす。耿々の志燃ゆるが如し。朝野協力全國民を打つて一丸となし東亞再建設の木鐸たらんとす。茲に宣言す。

支那朝野の反響 帝國政府の聲明並に近衛首相の放送演説は支那各界に非常なる反響を惹起したが、昭和十三年十一月二日ルータ

通信を以て發表せられた蔣政権代辯者の言に據れば「日本政府の聲明は其の措辭に現はれたる限り、これ程支那民衆を驅つて抗戰繼續の決意を固からしめ、且つ破壊的な現事變の早期終結に對する第三國の希望を粉碎するに有効なるものはない。廣東、漢口陥落により蔣政権が地方政權化したとの日本政府の聲明は次ぎの事實により完全に否定されるものである。即ち支那領土の半ばを占領したと誇稱する日本政府の聲明は日本軍が聯絡の保持されてゐる地點より一歩外に出づれば安全を期し得る日本兵士は殆んどないことを附言す

ることを忘れたものであり、且つ日本軍の後方には支那領土の四分の三が今尙ほ蔣政權の支配下にあり、占領地域の警備は日本民衆に取り大なる軍事的、財政的負擔である。日本は或は支那全土と全海港を占領し支那の交通の全動脈を遮断し得るかも知れぬ。然し支那の抗戰は飽くまで繼續されるであらう。支那國民は蔣介石の指導下に固く結束して立つてゐる」と述べ、又一般インテリ階級の意見は十一月四日の香港大公報の社説として掲げられた「日本政府の新聲明」なる左の一文に依つて略ぼ之を推知することが出来る。

大公報の批評

日本政府は三日聲明を發表、武漢陥落後の態度を表示したが、吾人は之を讀み感ずるところ甚だ多かつた。

第一 聲明は先づ冒頭に國民政府は既に一地方政權に過ぎずと述べてゐるが、之は事實と異なる。中國の重要地區は日本軍の爲め占領されたことは事實だが、併も尙ほ國民政府は全國民が之を認め國際的にも亦承認されてゐることは日本と雖も決して認めざるを得ないであらう。日本は國民政府が滅亡する迄は斷じて休戦しない決心だといつてゐるが、國民政府は當然抗戰の一端を辿るのみで日支和平の可能性は全くなく此の責任は全然日本側にある。

第二 聲明中國國民政府が其の從來の政策を改め人物構成を改替し驟然改めて新秩序の建設に参加するならば日本は決して之を拒

絶する者ではないといつてゐる。此の點去る一月十六日の聲明の原則と明瞭に差異のあることが認められる。これ日本が國民政府の地位の強固なるに鑑み其の聲明を變更したものか、或は中國に對する認識不足を改めたものか判らないが、特に日本人に望みたいのは國民政府は何も最初から排日的政策を採つて來たのではないといふことだ。寧ろ謙讓なる態度を以て中國の建設の爲め隣國たる日本との友好關係を取つて來たのである。民國十六年の濟南事變後九・一八事變、一・二八事變、同二十二年の塘沽協定、二十四年後に於ける河北中央軍撤退等次第々々に悪化の一路を辿つて遂に蘆溝橋事變となつたものである。又日本は容共云々をいふが容共は形式上の問題で事實は國民政府と雖も反共であり、日本が中國を征服するのではなく、又國府を打倒すべしとするのでもなければ和平の門が開かれ得ることも困難ではないであらう。

第三 近衛首相は日本の眞實の希望は中國を亡ぼすのではない。之と協力し眞の東亞の安定を希望してゐると述べてゐるが、此の論は言々人を動かす我々を感動せしめた。然し遺憾なことに日本は其の云ふ所と行ふ所が全く正反對であることである。日本が中國の興隆を求めるところは其の手段に於て正に中國を破滅せしめんとしてゐる。吾人は近衛首相が親しく中國に來て此の實情を體驗せられん事を希望する。近衛首相の地位は今や東亞全局百年の運命を決すべき重責を負うてゐる。吾人は中日兩民

族の悲惨な状態を救ふのは首相の努力に俟つ所多いと考へる。
 第四 吾人は率直にいふ、日支兩國は目下敵であるが、中國が戦争してゐるのは根本的に自衛の戦争である。日本が其の態度を改めて停戦、撤兵せば中國は必ず和平に應ずるであらう。
 以上の四點は吾人が敢へて近衛首相に時局收拾を期待してゐるもので、我々は抗戦を以て和平を求むるのみである。

第四節 東亞新秩序建設の根本方針

御前會議開催 帝國政府は前記十一月三日の重大聲明に於て東亞に於ける新秩序の建設を謳つたが、其の具體的内容に就いては最後の決定を見るに至つてゐなかつたので、其の後五相會議に於て如何にして新秩序を建設し、日支兩國の國交調整をなすかの具體的方針に關し、鋭意検討を遂げ來つた所、十一月二十五日の五相會議に於て漸く最後の結論を得たのである。そこで政府は同二十八日の閣議に諮つた上、茲に東亞新秩序建設に關する日支關係調整の最高國策を決定するに至つた。即ち二十八日の閣議は午後二時から近衛首相始め全閣僚出席して首相官邸に開會、劈頭右の具體的方針に就

て有田外相から詳細説明したるに對し、各閣僚より夫々意見の開陳あり、結局五相會議案通り滿場一致決定したので御前會議を奏請することとなつたが、右に關し風見書記官長は談話の形式を以て即日左の如く發表した。

風見書記官長談

本日の閣議に於ては先般來五相會議に於て準備中なりし東亞新秩序建設に關する日支關係調整の根本方針を附議決定せり。而して此の重大國策を決定する御前會議は同三十日午前十時半宮中に於て 天皇陛下親臨の下に開會せられ、閣院參謀總長宮殿下、伏見軍令部總長宮殿下(代理古賀軍令部次長)、近衛首相、板垣陸相米内海相、有田外相、末次内相、池田藏相、平沼樞府議長、多田參謀次長出席、更生新支那との國交調整方針に就き慎重審議の上原案を可決して正午散會した。曩に南京陥落の際、蔣政権の其の後の出方を慎重に検討の上、昭和十三年一月十二日御前會議を開いて支那事變處理要綱を中心として帝國不動の方策を決定し、遂に一月十六日の「蔣政権を對手にせず」との聲明を發表してより二度目の御前會議である。右に關し風見書記官長は即日左の如く發表した。

風見書記官長談

三十日午前十時三十分より宮中に御前會議開かれ參謀總長、軍令

部總長(代理軍令部次長)、内閣總理大臣、陸軍、海軍、外務、内務、大藏各大臣、樞密院議長、參謀次長出席し、更生新支那との國交調整方針に付き慎重審議の上、原案通り可決正午終了せり。
 尙ほ十二月一日開催された樞密院に於ける興亞院官制案の審査委員會に於て、南顧問官は支那事變終了の時期如何と質問したるに對し、近衛首相は左の如く言明した。

近衛首相事變終了に關する答辯

今回の事變は日清、日露の兩戰役に於けるが如く急性的に武力のみで解決するものではない。慢性的推移を以て事變は終了するものと思ふ。即ち飽くまで敵對行為を繼續すると共に治安の回復を圖り、一方に於て支那の新秩序建設を進めて行かねばならぬので其の見極めの付いた時が事變終了の時である。換言すれば日滿支共同して新建設の見据ゑの付いた時が支那事變の終了であると考へてゐる。而して國民政府の内容に就いても複雑であるが、蔣政権が解散して新政府に参加して來れば割合に早く事變終了となるかも知れないが、國民政府内には國民黨系あり、共產黨系あり一方の派が勢力を失へば他方の派が強くなると云ふ複雑な事情にあつて簡單には蔣政権は崩壊しないかも知れないが、順次大勢は我方に有利に移つて行くであらう。斯くして新支那建設の見据ゑを或る時期になつたら政府は認定して、斯かる場合には勅裁を仰いで事變終了を決定したいと考へてゐる。

帝國國防の新目標 長期戦に對處する爲めの陸軍關係軍需工業主懇談會は十一月二十八日午前軍人會館に於て開會されたが、其の席上板垣陸相の挨拶に次ぎ東條陸軍次官は現下支那事變を繞る列國の動向、今後の國際情勢の重要性を説き、事變目的達成に對處する軍の斷乎たる決意並に軍需生産力の飛躍的擴充、國家總動員態勢強化の必要其の他に就き左の如き注目すべき講演を爲した。

東條次官演説

蔣政権は廣東及び漢口に相次ぐ大敗に拘らず西南及び西北地方に退避して執拗なる抗戦を繼續しあり。其の由つて來る所を觀察するに一に西南に於ては英佛より、西北に於ては蘇聯より各々物心兩面の支援を受けるに存すること極めて明白なり。
 英國に在りては我が大陸政策の成功は其の在支權益の基礎を動搖せしめ、加ふるに新嘉坡、濠洲及び印度洋の爲め脅威たらんことを危惧し、之を排除するを以て其の政策の根本となしありと判斷せらるるを以て、援蔣政策の由來する所極めて深遠なるものありと謂ふべし。而して時として我に對し媚態を呈することあるべきも、是れ畢竟、現に失はれつゝある在支權益擁護の爲めの策謀に過ぎざるものと認むべく、彼が東亞の新事態を正視して眞に帝國との協調に目醒むる日は尙ほ豫測し難き實情に在り、佛國も亦佛印保護と歐洲に於ける英佛協調上、只管英國の後塵を拜しあるものと謂ふべし。

次に蘇聯の企圖する對支援助並に赤化政策は其の根源甚だ深く、今後は愈々積極的に之を繼續すべし。即ち蔣政權を支持して極力抗日を繼續せしめ、以て支那に於ける自己勢力の強化擴充を圖ると共に他方支那をして疲弊の極に陥らしめ、並に赤化の爲め恰適の温床を醸成せんことを圖るべし。又我が國に對しては早晚不可避の運命にある日蘇衝突に備ふる爲め、一方に於て極東の兵備を増強し重工業及び交通施設を整備すると共に、他方事變を長期持久に陥らしめ、茲に我が國の消耗を計畫誘致し、以て他日の日蘇開戦の爲め最も有利なる情勢を招來せしめんとしつゝあることは幾多の事象に照し疑ふの餘地なし。

即ち英佛及び蘇聯の援蔣政策は其の因由する所本質的なるものを以て佛印、緬甸及び新疆よりする補給量の大小に拘らず今後愈々執拗に繼續せらるべし。而して其の支援の存続する限り今後假令蔣政權の武力的抗争は一時交綏する事ありとするも、彼の抗日政策は依然繼續強化せらるべし。此の間蘇聯は鋭意其の企圖する軍備充實、産業擴充、國內肅清等を急ぎ其の國家總力戰の準備成るとき抗日支那政權亦之に策應し、兩國は一連の戰線に於て聯合し茲に東亞の破局を招來することあるを豫期せざるべからず。米國は今日中立的態度を維持しあるも、元來東亞の新情勢の進展に拘らず、過去舊時代に於ける諸條約尊重を高唱し、新事態を認むるの態度を示さざるは其の動機那邊に在るやは別とし、警戒を要する所とす。

以上は東亞新情勢に對する一般判斷なるが、若し萬一假りに國民政府にして屈服し來るの情勢ありとするも支那内部所在に抗日容共勢力の蟠居するを以て其の實情とすべく、從つて今後當分の間東亞の實質的情勢は前述の如く其の必至の推移を辿るものと判斷せらる。軍は上述の東亞新情勢に對處し皇國天與の大使命たる東洋永遠の平和を確立し、東亞の新秩序建設の爲め抗日蔣政權の潰滅を見る迄は斷じて兵を收むること能はず、而して現下蔣の擁する兵力は氣息奄々たりと雖も、猶ほ百餘萬を算し、又我が後方攪亂を企圖する遊撃隊、諸匪團等は其の數實に四、五十萬に達しあるの實情なるを以て我が作戦は依然として繼續せらるべく、其の彈藥の補充、資材の追送は今後亦相當の數量に達すべきは自ら明かなる所なり。

蘇つて過去に於ける我が軍備充實計畫を検討するに、該計畫は昭和十一年蘇軍が雄大なる規模を以て極東兵備の増大を開始したるに對し、我が國防の安全を期するを目的とせるものなり。而して當時支那に對して必要の兵力を考慮せしは勿論なりと雖も、今日以降に於ては其の欲すると欲せざるとに拘らず蘇支二正面の武力同時作戦を準備するの必要に當面したるを以て、茲に人馬資材の整備に全力を傾倒して新軍備を建設せざるべからず。即ち軍は今大事變の處理を完遂すると共に將來の爲め蘇支二正面戰爭を準備し、而して後始めて支那事變の根本的解決を求め東亞永遠の安定を招來し得るものとなし、今後當分繼續的に汎ゆる障礙を排除し

て軍備の充實、軍需生産の飛躍的擴大及び基礎生産力の擴充に邁進せんことを期しある次第なり。(以下省略)

有田外相の事變處理方針

有田外相は昭和十三年十一月二十二日樞密院本會議並に内閣參議會に於て大要左の如く帝國の外交處理方針を説明した。

有田外相の説明

揚子江航行問題 揚子江航行問題に關しては當時第三國に回答せる如く、未だ同河流が我が軍の作戰地域であり、同江を利用すると否とは作戰上に甚大な影響を及ぼすは明かであり、現在晝夜を問はず軍用艦船が上下してゐる實情にある以上、第三國艦船の航行を許容し得ざるは極めて當然である。然し乍ら作戦中と雖も其の區域内の第三國權益は嚴に尊重すべきことは歴次の聲明にも明かな所で、第三國の皇軍信頼が望ましい。

門戶開放、機會均等 門戶開放、機會均等に關しても我方は斷じて之を拒否するものではないが、そこに自ら條件が具備されることは止むを得ない。即ち支那の實情は事變前と今日に於ては全く一變してゐる。皇軍の絶大な犠牲を拂つて爲せる正義の進軍により蔣政權は既に一地方政權と墮し、我が占領地域には親日防共の大旗を掲げたる新政權が力強く誕生し新中央政府出現の機も熟しつゝある。此の儼然たる事實を看取すれば、日本の絶對優位を認むべきは當然である。若し各國が此の新情勢と帝國の立場を正

しく認識し「蔣政權を對手とせず」との根本方針を諒解し來るならば帝國としても東亞の新秩序建設に際し寧ろ進んで其の協力を求むるであらう。其の場合には揚子江航行問題も自ら解決する。認識は正を期待 以上は既に第三國諸國に對し屢次に亘つて説明した所であるが、未だに第三國が諒解するに至らないことは甚だ遺憾である。然し乍ら英、米、佛始め各國と雖も今日までの事變の經過を通觀すれば帝國の眞意圖及び當に戰爭のみならず國內外各方面に於ける我が實力を認めざるを得ないであらうから、從來の強壓的態度を飽くまで持續するものとは思はれず、尙ほ今後も機會ある毎に我が眞意を説明すれば難て情勢の推移に伴れて驟然態度を更め、我が東亞の新秩序建設に協力し來るものと信ずる。要するに英、米、佛等第三國の誤れる態度は警戒の要はあるが「話せば解る」と思惟して可なりである。

次いで有田外相は昭和十三年十二月八日グルー駐日米大使及びブレギー駐日英大使を夫々外務省に招き、東亞新秩序並に第三國權益處理の根本方針に關し、自由討議の形式に於て約一時間に亘り懇談を遂げ、十一月三日の政府聲明以來論議の中心となれる「東亞新秩序」の問題を始め、新事態の下に於ける「門戶開放、機會均等」主義並に東亞協同體の概念によつて示される日・滿・支三國を打つて一丸としたる經濟ブロック結成等の問題に關し、大要左の如く説

明したのである。

有田外相説明(要旨)

一、東亞新秩序の建設は聖職の目標として國民的興望に基くもので此の大原則は帝國今後の方針の總べての基調をなすものである。而して東亞新秩序の建設を具體的に云へば日滿支三國特殊關係の相環的強化で、右は日滿支三國に取つては國防上經濟上絶對的に必要な自衛手段である。今日世界の現状を見るに英米の如く經濟的に自給自足し得る國は兎も角、然らざる國は總べて自衛上經濟ブロックを結成する方向に向ひつゝあり、従つて東洋永遠の平和の爲めには日滿支三國ブロック結成が是非とも必要であり、延いては世界平和に寄與するものである。

一、支那に於ける門戸開放、機會均等の原則は事態の變化に即應して修正されなければならぬ。英國議會では未だに九ヶ國條約を云々し且つ對日經濟制裁を唱へてゐる向もあるが、英國等が斯くの如き經濟制裁論を振り廻すこと自體が現下の世界情勢に於ては國家防衛の爲め經濟ブロック結成の必要あることを認むるものに外ならない。従つて東亞新秩序建設の大原則に準據した新たなる門戸開放、機會均等の原則が確立されねばならぬがそれは日滿支三國の自衛の必要から生ずるブロック結成に抵觸せざる範圍に制限されるべきで、更に之を具體的に云へば新支那の國防、經濟自主權を侵犯せざる純經濟活動の範圍に止むべきである。新支那の國防上の必要から來る產業、企業等に付ては

先づ日滿兩國との連環的關係に於て處理さるべく、此の場合の第三國のクレチット等による關係は純然たる經濟的意味に止まり、從來の如き政治的特權を覗ふものは絶對に之を認め難い。此の原則が承認される限り帝國は新支那建設の爲めの第三國の投資、企業、貿易等に對しては欣然之を容認する。此の場合の列國の立場は無差別平等であり帝國と雖も列國と同等の立場に立つものである。

一、右の如き帝國の根本方針が理解せらるゝならば東亞新秩序建設の爲め日滿支三國のブロックが結成されても第三國との關係は決して閉鎖されるものに非ず、却つて益々増進さるべきであることが明白であらう。

一、既得權益の問題に付ては未だ蔣政權と交戦中の現状に於ては軍事上の必要其の他の理由から早急に解決し得ざるものがあるが、之等は現地の情勢をよく判斷し事態に即應して漸次解決するの方針である。然し乍ら既に今後に於ける第三國の經濟的活動の範圍が明示された以上、既得權益の取扱ひに付ても右の原則は當然適用さるべきで、新支那の國防並に經濟自主確立に障礙となるが如き政治的特權を有するものは漸次新事態に即應して按配調整されねばならぬ。此の場合第三國に損害を與へぬ様深甚なる考慮が拂はるべきは勿論で、斯かる條件が確認せらるる限りに於て帝國は第三國の權益を充分尊重するものである。

尙ほ有田外相は十二月二十九日午後三時半在京外國記者團を外相官邸に招待、冒頭左の如きステートメントを発表した後、一問一答の形式による談話を行ひ東亞新秩序建設に伴ふ帝國の根本精神を外に闡明した。此の發表は十一月三日の東亞新秩序建設に關する帝國政府聲明をより明確に具體化したものとして極めて重大意義を有するものであるが、帝國の意圖する東亞新秩序の建設とは日滿支三國の政治、經濟、文化の各般に亘る互助連環の關係を樹立するものであり、政治的には赤化の魔手に對する自己防衛、經濟的には經濟的手段を政治的目的に使用せんとする傾向に對し自衛手段であることを強調した。更に帝國の抱懐する大理想は帝國主義的擡取とは大いに異なるものであることを述べ、第三國權益に對する所謂侵害問題に就いて列國の誤解を指摘し、有無相通じ全世界の共存共榮を念願とするものであることを説き、此の遂行に當つて帝國の不退轉の決意を披瀝した。次いで一問一答に於て英米兩國の對支借款は東洋平和の招來を遅延せしめる徒らなる政治的ゼエスチュアであると排撃し、支那に於ける不平等條約の漸次撤廢及び九ヶ國條約に言及したことは大いに注目されたのである。

外相ステートメント

第一編・第二章・第四節 東亞新秩序建設の根本方針

十一月三日の帝國政府聲明により中外に之を闡明したる如く、日本の冀求する所は東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設にして、此の新秩序の建設とは日滿支三國相携へ政治、經濟、文化各般に亘り互助連環の關係を樹立することとなり、日滿支三國が緊密なる連絡體を作ることの必然性は、政治的には赤化の魔手に對する自己防衛並に東洋文明の擁護の必要により、又經濟的には世界一般に廣く行はるゝ關稅障壁の傾向並に經濟的手段を政治目的に使用せんとする傾向に對し、自衛手段を講ずるの必要により説明せらるべし。

支那を半植民地的地位より完全なる現代國家にまで引上げ行くことは、支那國民自體のみならず東亞全體の利益なり。而して新秩序の建設、即ち日滿支三國互助連環の關係は日滿支三國が各自の獨立を維持し、各自の個性を充分に生がしつゝ、東亞保全の共同使命の下に固き結合をなすことに外ならず。

日本は此の新秩序の建設が國際正義に適ひ、又東亞の平和に資するものなりとの固き信念を有するものにして、従つて之が遂行に對しては確固たる決意を有するものなり。

政治文化の方面に於ける互助連環の關係に付ては之を後日の機會に譲り、此處には經濟方面に於けるそれに付て一言せんとす。

新體制の經濟的方面は世界に自給自足の強大なる經濟單位の存するに對應して日滿支の三國が經濟的方面に於ける相互連環關係を結成し、密接なる經濟的協力により經濟單位を強化せんとするに

外ならぬ。斯かる關係は屢々經濟ブロックなる言葉によりて呼ばれることあるも、此の場合の經濟ブロックは決して Closed System of Trade を意味するものに非ず。若し此の言葉にして關係國以外のものを全然排斥すとの意を含むものとせば斯かる言葉の使用は不適當なりと云ふべし。

近來動もすれば所謂日滿支經濟ブロック結成の結果、日本は外國の企業、資本、貿易等凡ゆる經濟活動を東亞より排除せんことを考慮し居れりと解釋する向少なしとせず、歐米に於ける新聞雜誌の批評が多く斯くの如きものなることは遺憾なり。元來商業上の機會均等は從來日本の世界に向つて強く主張し來りたる所なるが事實は必ずしも日本の主張通りには行かず、良質廉價の日本品は到る處差別待遇を與へられたり。日本は今日に於ても商業上の機會均等が各國の繁榮と世界の繁榮とを來すものなりと信じて居り日本の經濟活動が世界の何れの部分に於ても原則として自由なるべきを主張するものなり。従つて東亞よりして歐米各國の經濟活動を全然排除せんとは考へ居らざるのみならず、斯くの如きは不可能事なりとさへ考へ居るものなり。然し乍ら資源の少き日本、マーケットを其の國內に持たざる日本、又經濟的に力弱き支那としては相倚り相助けて必要物資の自給自足政策に必要な生産の確保を計り、萬一の場合に於けるマーケットの確保を期すること、其の存立上不可缺と認むるものにして、其の範圍に於て東亞以外の各國の經濟活動の制限さるゝことは之を認めざるを得ず。換

言すれば將來支那に於ける第三國の經濟活動は新體制によつて結合するゝ三國の國防及び經濟的自主達成に必要な制限を受くべきものにして且つ政治的特權を伴ふものならざることを必要とする次第なるが、此の種制限は各國何れも其の必要を認め居るものにして英帝國、米國何れも同様なりと思考す。而して此の種制限が加へらるゝも尙ほ廣汎なる商業的經濟的活動の分野が列國に開かれ居るなり。

日滿支に於けるが如く或る程度緊密なる相互關係に立つ經濟集團が存在し組織されたりとするも、之と他國との貿易は決して減少するものにあらず、却つて之が爲め増加するものなり。此の機會に一言し置きたきは克く人は滿洲國の場合に付き列國が之より閉出されたりといふことなり。右は非常なる誤謬にして今之を統計に見るに滿洲國の總貿易額は獨立後累年増加し獨立前一九三〇年に於て十億六千萬元たりしものが一九三七年には十五億三千萬元となれり。而して一九三七年度に於ける英、米、佛三國よりの滿洲國の輸入額と獨立前のそれとを比較するに英は三五・三%、米は九八・九%、佛は三三・二%の激増を示し居り、これ等三國の貿易は滿洲國の獨立により著しく増進せられたるものと云ふを得べし。尙ほ斯かる滿洲國の輸入の増大は機械、工具、車輛、金屬製品、木材等の建設材料に於て特に顯著にして、今後滿洲に於ける經濟建設の進捗により之が需要は更に増加すべし。又統計表に現はれ居らざるもこれ等三國より日本經由行はるゝ貿易をも考慮

するの要あり。更に又滿洲對英米佛屬領との貿易額も累年増加し居ることを注意するの要あり。

要するに帝國の企圖する東亞新秩序の建設により東亞の天地は初めて恒久的安定性を與へられ、其の結果列國の東亞に於ける經濟活動も却つて確實なる基礎の上に置かるゝに至るべきことは余の確信して疑はざる所なり。

第五節 所謂「近衛聲明」發表

近衛首相の聲明

東亞新秩序建設の新段階に處する帝國政府の對支國交調整方針は、昭和十三年十一月三十日の御前會議に於て決定されたので、近衛首相は十二月十一日西下し、大阪市に催される演說會の席上を機會として、之を講演の形式によつて中外に聲明する段取りであつたが、首相微恙の爲め西下を取り止めとなつた爲め遂に聲明の機會を逸するに至つた。然し乍ら帝國政府の新秩序建設なる新理想に對しては内外に尙ほ充分徹底せざるものもあり、且つは第三國方面には依然として誤謬より脱出し得ざるもの尠からざるを以て、政府の所信聲明は何時までも遷延するを許さず、旁々事變處理に對する國民の心構へをも堅實ならしむる必要もあるとなし、

政府は疊に決定せる最高方針に基き作成したる聲明字句を改めて十二月二十二日の五相會議に諮り、更に參議會の同意を得たる上、同夜近衛首相談の形式を以て次の如く公表したのであるが、蓋しこれ所謂「近衛聲明」と稱して爾來帝國朝野が一貫したる思想の下に支持してゐる對支國交調整の根本大綱であつて、此の聲明の堂々たる事變に對する日本政府の所信を率直に、公明正大に表示したる點は支那民心に多大の感銘を與へたるものゝ如く、之より數日後の十二月二十八日、支那國民黨副總裁汪兆銘氏が重慶の監視を脱出して佛領印度支那の河内に至り、近衛聲明に相對應して「日支和平勸告」の宣言を發表して世界の耳目を震駭したるは今尙ほ世人の記憶に新たなる所である。

近衛首相談

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同憂具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢ひ澎湃として起り建設の氣運愈々高まれるを得得せしむるものがある。茲に於て政府は更生支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。日滿支三國は東亞新秩序の建設を

共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之が爲めには支那は先づ何より舊來の偏狹なる觀念を清算して、抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲する事が必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑み、此の防共の目的に對する充分なる保障を擧ぐる爲めには同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。日支經濟關係に就いては日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものにあらず、又新らしき東亞を理解し之に即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず。唯だ飽く迄日支の提携と合作とをして實効あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的、經濟的關係に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於ては其の資源の開發利用上日本に對し積極的に便宜を與ふることを要求するものである。

日本の支那に求むるもの、大綱は以上の如きものである。日本が

兩黨の惡政を暴き新生國家の確立に國共兩黨の地盤から明察の士が復歸しつゝある事實を指摘し、更に第三國に同様の新事態に對する眞の認識を要望する大膽率直な新支那將來への指標である。

維新政府 維新政府行政院長梁鴻志氏は十二月二十七日午後談話の形式を以て近衛首相の聲明に全幅の支持を表明、東洋和平の爲め一路邁進せんとの決意を左の如く力強く聲明した。

維新政府梁院長聲明

余は青島よりの歸途近衛首相の聲明を閱讀したが、東亞新秩序建設に關しては獨り日支兩國のみならず、東亞に深い認識を有する中外人士は賛同を惜しまないものと信ずる。日本は明治維新以來強國となり既に七十年を経過したが、支那は改革を爲し得ず、殊に最近黨政府は聯共の失策を爲し焦土政策を以て民を水深火熱の苦しみに陥れ、併も彼等は身の安全のみを圖つてゐる状態である。日本は土地狭く資源に乏しい。而して支那は技術發達せず資金に缺乏してゐるから我が資源と日本の技術、資金とを以て互助關係に立ち支那の復興、東亞の再建に當るの最も上の策である。近衛首相の宣言に於て我に期待する所は協同防共、經濟提携及び親善の實行で、更に治外法權の撤廢、租界返還にまで言及してゐるが之は極めて明瞭なことで、我々に取つては速かに統一政權を樹立する必要がある。時期到來して戰爭が終結したならば日支の提携、永久の和平は必ず實現する

敢て大軍を動かせる眞意に徴するならば日本の支那に求むるものが區々たる領土に非ず、又戰費の賠償に非ざることは自ら明かである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲めに必要とする治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに吝ならざるものである。

全支那への衝動 右の近衛聲明は言辭極めて率直であり、併も帝國政府の抱懐する事變處理の核心が極めて明快に説示されてゐる爲めに、滿洲國は勿論全支那の民心に絶大な衝動を與へ、臨時、

維新、蒙疆の新支那三政權は日本の決意に全面的に感激し、之が具現を希求すると共に東亞和平確立の大業を分擔する決心を披瀝する聲明を夫々左の如く發表したのである。

臨時政府 臨時政府情報處長周二爲氏は十二月二十日東亞新秩序の建設に就いて長文の聲明を發した。右は近衛首相の宣明した東亞新秩序建設に關する日本の決意に對應する臨時政府の意向を表明したもので、日本の決意を全面的に感激支持し其の具現を希求する新支那臨時政府の態度と東亞和平確立の大業を分擔する決心を正式に披瀝したものととして重視される。其の内容は國共

であらう。東亞以外の諸國が有色人種に差別を設けて我が東方民族を輕蔑するは既に永年のことであり、更に資本主義の侵略共產主義の宣傳により支那並に東亞が禍ひされてゐるが、之は所謂東亞の新秩序と相隔たること甚だしきものであり、我が國民の利害、國家の榮枯、東亞大局の盛衰は徹底的認識を以て判斷し得るか否かにある。余は近衛首相の宣言を誠心を以て接受すると共に、國民が深く覺悟し支那の頹勢を挽回することが即ち東亞和平を圖ることであることを悟り、謠言に迷はされぬやうに希望する。

蒙疆聯合委員會 蒙疆新政權も十二月二十七日近衛聲明に滿腔の賛意を表明、新協同體の一員として光榮ある重責を果さんとの不動の決意を聯合委員會當局談の形式を以て左の如く聲明した。

蒙疆聯合委員會當局談

昨夏日本帝國は容共蔣政權軍閥に對して膺懲の師を起すや各地の軍閥舊官僚は相次いで殪れた。之を好機として我が蒙疆地方七百萬民衆の新興更生の意氣澎湃として起り、皇軍の絶大な支援によつて茲に蒙古、察南、晋北三政府の成立を見たのである。我等蒙疆民衆の眞意は亞細亞の道義に立ち日滿支一體となりて新東亞建設に一路邁進し、外は共產主義を絶滅して世界の平和を冀ひ、内は民族協和と民生の向上を圖り、以て此の宏遠なる理想の下に蒙疆の建設に努めてゐる。今回日本帝國の發表

せられた聲明を見るに我等の言はんとする所と表裏一體此の間何等の間隙を見ないのである。正に蒙疆地方に防共の特殊地域が設定せられたことは眞に人類の福祉と世界の平和とを意圖するものは何人と雖も異議ない所であらう。我が政權は東亞に於ける世界的使命として防共第一線の要路にあり、成立日尙ほ淺しと雖も日夜之が目的達成の爲め盡瘁し來つたのである。將來永く日本皇軍の絶大なる支援によつて防共の鐵壁を更に堅固にし、以て住民の災害を未然に防止すると共に東洋平和の再建設に勇往邁進したい。今や亞細亞の天地には東洋道義を基調とする劃期的新事態が勃興しつゝあるのである。此の新たる亞細亞の更生は今や日本帝國を盟主とする日滿蒙支一體の協同體を創造しつゝあり、此の新事態を正確に認識するものなら我等は悦んで相共に手を携へ資源を開拓し、相一致協力して人文の向上に資せんとするものである。近衛首相の今回の聲明は併せて新事態に對して誤りたる認識に立つ第三國の態度を是正せしむるに充分であらう。新興の意氣に燃え立つ我が蒙疆政權は今次の聲明に對して滿腔の敬意を表すると共に、防共亞細亞の新協同體の一員としての重責を遺憾なく果したいと思ふのである。一方國民政府は同二十六日重慶に於て開かれたる記念週を利用し、蔣介石の名を以て左の聲明を發して近衛聲明に應酬し、僅かに其の存在を示してゐた。

蔣介石の反駁聲明

同志諸君、我等の抗戰は既に新段階に到達した。過去十八ヶ月が第一期の抗戰であつたことは歴次に亘つて指摘したが、之は抗戰の前期であつて今より後の第二期抗戰は抗戰の後期と呼ばるべきものである。現在我方の南北各戰場に在る前線の勇士が戰闘精神極めて旺盛であることは開戦以來未だ曾てなき程である。各地軍民の意志は愈々堅く固まり、齊しく國家の危機を認識し萬衆一心最後の勝利に向つて刻苦努力を續けてゐる。此の間近衛首相は談話を發表、更生中國との國交の調整を行ふべき旨を聲明したが、其の内容は陳腐濫套であつて我が國家、我が民族を滅亡せんとする計畫陰謀を暴露せるものに過ぎず。便宜上左の四點に分つて見れば這般の事情は自ら明白とならう。

- 一、東亞新秩序の建設 東亞新秩序なる言葉は屢々用ひられてゐるが、所謂新生中國なるものは要するに獨立の中國を消滅せしめ、奴隸の中國を生産せんとするものに外ならない。赤化防止に名を藉りて中國の軍隊を抑へ、東洋文明擁護に名を藉りて中國の民族文化を亡ぼし、經濟的障壁の撤廢に名を藉りて歐米の勢力を排斥し、獨り太平洋に覇を唱へんとするものに外ならない。
- 二、東亞協同體の理論 東亞協同體と云ふも或は日滿不可分と云ふも或は日滿支互助關係と云ふも、政治、經濟、文化の各部門に亘り日本が治者となり、滿支を被治者となさんとする

ものに外ならない。

三、經濟單元の強化 經濟單元或は經濟集團の強化は事實上經濟的併呑の手段に過ぎず。北支開發、中支振興兩會社の創立、日滿支經濟懇談會の開催の如き着々それが實踐に移されつゝあるが、これ要するに中國の關稅金融を操縦し中國の生産と貿易を壟斷するものに過ぎない。我等民族の生存を消滅するものに過ぎない。

四、興亞院の成立 此の間にあつて興亞院が設立せられたが、これ中國を滅亡せしめんとする計畫を擔當する綜合機關であり、日支事變の最後目的を達成せんが爲め中國の滅亡を長期に亘つて執行せんとするものに外ならない。更に近衛首相の談話の裏を考へれば表面の字句は霧散し、共同防共と云ふも目的は本來防共非ず防蘇に非ず、實は之に名義を藉りて中國を亡ぼさんとするものなること明白である。又中國が若し東亞新秩序と日滿支共同關係を承認すれば、中國の領土全部は日本の所有する一大租界と化し、實際上には日本に合併されることとなるであらう。

第六節 軍人援護の勅語

之より先き長き邊では皇軍將士遺家族の上に深き御仁慈を垂れさせられ、昭和十三年十月三日畏くも優渥なる勅語と共に、廣く軍人

援護の思召により御内帑金三百萬圓を下賜の御沙汰あらせられた。此の有難き思召を拜した近衛首相は午前十時五十五分宮中に參内、同十一時表御座所に於て 天皇陛下に拜謁仰付けられ、恭しく勅語を拜授、更に松平宮相より御内帑金御下賜の旨傳達され、大御心に恐懼感激して宮中より退下した。

勅語

朕カ陸海軍人ノ忠誠勇武ナル明治以來屢々國難ヲ克服セリ而シテ今次ノ事變師ヲ隣國ニ出スヤ又克ク忠烈ヲ勵ミ以テ國威を中外ニ顯揚シ朕カ忠實ナル臣民統後ニ在リテ相率キ公に奉シ出征ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム朕深ク之レヲ嘉尚ス惟フニ戰局ノ擴大スル或ハ戰ニ死シ或ハ戰ニ傷キ或ハ疫癘ニ罹ルルモノ亦少カラス是レ朕カ夙夜惻怛禁スル能ハサル所ナリ宜シク力ヲ軍人援護ノ事ニ效シ遺憾ナカラシムヘシ茲ニ内帑ヲ頒チ之レカ賞ニ充テシム卿其レ朕カ意ヲ體シ之レカ規畫ニ當リ克ク其ノ績ヲ舉ケンコトヲ期セヨ

近衛首相以下關係各相は優渥なる勅語に對し何れも恐懼感激、銃後の施設の完璧を期する決意を左の如く言明した。

近衛總理大臣謹話

天皇陛下には常に大御心を傷病軍人、戰敗軍人の遺族及び出征軍人の家族等の上にも垂れさせられ、寔に恐懼に堪へぬ次第であり

まするが、本日特に私を宮中に御召しになりまして、軍人援護事業の爲め特に優渥なる勅語を賜はり、且つ御内帑の資を御下賜になりました。私は宏大無邊の聖慮を拜しまして、其の有難さに感激したのであります。事變の長期に亘るに従ひ統後の後援は益々重要性を加ふるに至りました。其の完璧を圖つて出征將兵に些かも後顧の憂ひなからしむることこそ戦線と統後とを繋いで舉國一致所期の目的に邁進する所以の道であります。私は本日尊き聖旨を拜しまして、愈々軍人援護事業の緊要なるを思ひ益々其の全きを期せねばならぬことを痛感致すのであります。御下賜金に就きましてはよく聖旨を體し速かに適切なる規畫を樹て、其の運営を全くし以て聖慮に應へ奉らんことを期してゐる次第であります。

板垣陸軍大臣謹話

畏くも 天皇陛下に於かせられましては事變下軍務に日夜御執筆遊ばさるゝと共に、軍人並に其の遺家族に對する援護、後援事業に深く大御心を注がせ給ひ、本日畏くも有難き御勅語を賜ひ、且つ多額の御内帑金を下賜あらせられ、誠に恐懼感激に堪へない所であります。皇軍將兵並に其の遺家族は此の感銘に自奮自勵益々奉公の誠を效し、又統後國民は一致團結、第一線將兵をして後顧の憂ひなからしむるやう愈々協力支援し、以て大御心の萬分の一にも應へ奉らねばならぬと存する次第であります。

米内海軍大臣謹話

本日軍人援護の思召を以て優渥なる勅語を賜はり、且つ御内帑金

御下賜の御沙汰を拜しましたことは洵に恐懼感激に堪へぬ所であり得ます。帝國軍人が常に後顧の念を絶ち只管本分の遂行に邁進し得ますのは全く鴻大無邊なる聖恩に因るものであります。支那事變勃發以來軍人援護の諸事業は國を擧げて非常なる熱意を以て遂行せられつゝありますことは、將兵は固より傷兵軍人及び遺家族の齊しく感激致してゐる所でありますが、本日畏き聖慮を拜しまして我々軍人は更に盡忠報國の覺悟を深くする次第でありまして粉骨碎心 大元帥陛下の股肱たるの責務遂行に邁進し、以て皇恩に報い奉らんことを期するものであります。

第三章 平沼内閣の事變處理策

第一節 近衛内閣より

平沼内閣へ

近衛内閣總辭職 事變の段階漸く新たとなり、之が處理方策に就いても政府の最高國策は曩に御前會議に於て決定し、今や不動の方針に向つて邁進するのみとなつた。

茲に於てか近衛首相は、確定せる對支國交調整方針に基いて今後の時局を收拾し、長期建設の新段階に處する爲めには、此の際鞏固なる舉國一致新内閣を結成し、民心を一新するの必要ある所以を痛感して、關係各方面とも充分協議を遂げた上、内閣總辭職の決意をなし、昭和十四年一月四日閣下に辭表を捧呈すると共に、其の辭職理由を左の如く聲明した。

近衛首相辭職理由

本日は閣下に辭表を捧呈致しました。私は一昨年六月乏しきを以て圖らずも大命を拜し内閣首班の重責に膺りますや、日ならずして支那事變の勃發を見るに至り、内外の時局は頓に重大を加

へたのであります。私は非才其の任に堪へざるを懼れたのであります。事變の推移は容易に内閣の更迭を許さないものがありました。然るに今や事變は新段階に入り、東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の建設に向つて主力を注ぐべき時期に到達致しました。惟ふに此の新たなる事態に處するが爲めには新たなる内閣の下に新たなる庶政の構想工夫を運らし、以て民心の一新を圖ることの必要なるを確信するものであります。併も事變に處すべき帝國不動の方針は嚮に畏くも聖斷を仰いで確定せられて居るのであります。私は今こそ重責を拜辭すべきでありまして、此の上猶ほ任に止まることは恐懼に堪へぬと思ひます。是れ閣下に骸骨を乞ひ奉つた所以であります。

平沼内閣成立 斯くて湯淺内府は興津に西園寺公を訪ひ種々協議の上歸京奉答の結果、同夜後繼内閣組織の大命は樞密院議長平沼騏一郎男に降下した。そこで平沼男は直ちに組閣に着手、翌五日午後新内閣閣員氏名を内奏、同夜親任式を舉行せられた。因に近衛公は即夜樞密院議長に親任せられ、同時に内閣官制第十條に依り無任所大臣に任せられた。

内閣總理大臣 正二位勳一等男爵 平沼騏一郎
外務大臣 從三位勳一等 有田 八郎(留任)

内務大臣 從三位勳二等侯爵 木戸 幸一
 大藏大臣 從四位勳三等 石渡 莊太郎
 陸軍大臣 陸軍中將從三位勳一等功三級 板垣 征四郎(留任)
 海軍大臣 海軍大將正三位勳一等功四級 米 内 光 政(留任)
 司法大臣兼遞信大臣 正三位勳二等 鹽 野 季 彦(留任)
 文部大臣陸軍大將正三位勳一等功四級男爵荒 木 貞 夫(留任)
 農林大臣 從三位勳二等 櫻 内 幸 雄
 商工大臣兼拓務大臣 從三位勳一等 八 田 嘉 明(留任)
 鐵道大臣 從三位勳一等 前 田 米 藏
 厚生大臣 從四位勳三等 廣 瀬 久 忠
 内閣書記官長 正四位勳二等 田 邊 治 通
 法制局長官 從三位勳二等 黒 崎 定 三

尙ほ平沼新首相は一月六日夜ラヂオを通じ、「大命を拜して」と題し左記要旨の初放送を行ひ、近衛内閣の延長として既定の不動方針遂行の意圖を明確にする所があつた。

平沼首相就任挨拶

私は此の重大時局に際しまして固らざるも大命を拜し、昨日内閣總理大臣の重任に膺ることと相成りました。茲に全國民諸君に親しく御挨拶の言葉を申述べますことは私の最も欣幸と致す所であります。支那事變は既に第三年を迎へ、着々戦果を収めて今や新しい段階に入りました。これ偏へに御稜威の下、忠勇なる將兵諸士

の奮闘と統後國民の熱誠とに依るものでありまして寔に感激の外ありません。殊に長期に亘り各地に轉戦し、幾多の艱難を克服し併も連捷を重ねつゝある我が將兵の方々に對しましては心より感謝致すと共に、護國の英靈に對しましては深く哀悼の意を表する次第であります。

支那事變に對處すべき帝國の方針は、畏くも聖斷を仰ぎ奉つた確固不動のものが存するのであります。前の内閣は之に基いて諸般の施策を進めたのでありますが、新内閣に於きましても勿論此の帝國不動の方針に基きまして、飽く迄所期の目的達成に一路邁進するのみであります。

固より時局の前途が愈々多難なるべきは察するに難くないのであります。此の難局を打開し光明ある前途を拓きまする爲めには國家の總べての力を此の目的貫徹に集中すべきは言を俟たぬ所であり。従つて今後の政策の重點は綜合國力の擴充に置き、廣く世界の情勢を注視して之が運用に當りたいと思ふのであります。既往に泥まず新奇を衒はず、専ら國家總動員態勢を強化して内外各般の國策遂行に當る積りであります。

申す迄もなく我が國の政治の基礎は、全國民が如何なる職業にあつても各々其の分を盡して皇室を輔翼し奉る萬民輔翼に存すると思ふのであります。それ故に假令如何なる國難に直面しても却つて益々一致團結、國體意識を強化して之を克服し來つたのであります。先般の開院式の御勅語の中に仰せられた如く此の傳統的國

民精神の昂揚と國家總力の發揮こそ、東亞に於ける新秩序の建設と云ふ大業を完成する最も重大な要件であります。私は大命を拜しました上は聖旨を奉體し、粉骨碎身御奉公申し上げる決心であります。全國民諸君に於かれましては此の心持を諒とせられ舉國一致、協力せられんことを切望して已まぬ次第であります。

第二節 議會と平沼内閣

政府の所信説明 東亞新秩序の建設といふ重大方策を掲げ事變

處理を唯一の任務として成立せる平沼内閣は、組閣早々一月二十一日を以て再會されたる第七十四回帝國議會を通じて何を行ひ、何を示さんとするかは世界注視の標點となつたのである。平沼首相、有田外相、石渡藏相は此の興亞議會再開劈頭、先づ施政方針、外交方針、財政方針に関する演説を試み、以て對事變策の不動の精神と組閣使命の決意と用意ある旨を明かにしたが、三相の演説は次の通りである。

平沼首相の施政方針

天皇陛下に於かせられましては事變下格別御多端なる御政務、御軍務に連日連夜御精勵遊ばされ、又今期議會開院式に當りまして

は特に優渥なる勅語を賜はり、時局に對する深き御軫念の程を拜しまして寔に恐懼感激に堪へぬ次第であります。私は諸君と共に謹んで聖旨を奉體し、誓つて報効の誠を竭し、宸襟を安んじ奉り度いと存するのであります。

對支不動の方針 現下我が邦朝野を擧げて對處しつゝあります支那事變に對しましては、曩に畏くも聖斷を仰ぎ奉り、確固不動の方針が定められて居りまして、之に基いて必要なる諸般の施策が進められて居るのであります。現内閣に於きましても、固より此の根本方針に基きまして飽くまで所期の目的達成に邁進致す所存であります。申す迄もなく日滿支三國が相互に十分なる理解の上に立つて相提携して政治に、經濟に、將又文化に、互助連環、友好善隣の實を擧げ、之を以て東亞興隆の基と爲すことは我が邦華國の精神を顯現する道であり、不動の國是でありまして、茲に東亞永遠の平和は確立すべきであり、又以て世界の進運に貢獻する所以でもあるのであります。

東亞新秩序建設 東亞安定の責に任ずべき日本、滿洲、支那の三國は須らく速かに此の公正なる目標に向つて協力し、舊套を脱して新しき秩序に趨くのでなければ永遠の安定は遂に望むべくも無きこと自明の理であります。畏くも 明治天皇は「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」と仰せられました。私は之こそ我が邦の政治の基礎でなければならぬと信ずるものであります。東亞の新秩序建設も亦此の根本精神を基礎とし其の上に工作が進めら

れねばならぬと信ずる次第であります。抗日斷じて潰滅 支那側に於きましても、よく此の帝國の大精神を諒解し、些かの疑懼も何等の誤解も持つことなく速かに之に協力するのでなければ東亞の新秩序建設は成らぬのであります。若し今日以後に於ても飽くまで之を理解することなく、抗日を繼續する者に對しては斷乎として之を潰滅することあるのみであります。然し乍ら支那に於ける具眼の士にして克く帝國の國策遂行に協力し、更生新支那建設の礎石とならんと欲する者に對しては、帝國は快く之を授けて支那民衆を塗炭の苦より救ひ、舊き偏見と拘泥より脱せしめて東亞新秩序建設の歴史的事業に迎へ容るべきものであります。

第三國理解増進 今日如く共產主義が支那大陸に瀰漫し、遂に其の政權をも支配せんとするものあるに對しましては、眞實の道を實行する上に何としても之を排除せねばならぬのであります。之が爲めには第三國の理解の増進を圖ると共に理解ある第三國と提携協調して行かねばならぬのであります。盟邦獨、伊兩國が今次事變の當初より一貫して我が邦に全幅の支持を與へ來ましたることに對しましては深く感謝致しますと共に、帝國と防共協定に依り結ばるゝ之等兩國との關係が日を逐うて緊密を加へつゝありますことは寔に御同慶に堪へぬ次第であります。而して他の第三國との關係に就きましても、帝國は徒らに之を經濟的に或は文化的に排除するが如きことを考へてゐるのではなく、彼等が帝國の

眞意を理解し東亞の新秩序建設に協力して参りますことを望んで已まぬのであります。

事變終局の目的 此の秋に當りまして事變處理の根本方針に則り前内閣が發したる帝國政府聲明は、支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な保障を明かにしたるものであります。之に因りて支那の民衆を覺醒せしめ、又列國を啓發すべき今日の情勢に最も適應した指針であると政府は確信するものであります。勇敢なる皇軍將兵の活動と内外地を通じて熱誠なる統後國民の後援とによりまして武力的勝利は既に遺憾なく我に收め、抗日容共の迷夢に狂奔する國民政府は僻陬に遁走して一地方政權に轉落致しました。然し乍ら今次事變の終局の目的は單なる武力的勝利に在るのではなく、支那の更生と之に伴ふ日、滿、支三國の互助提携の上に新らしき東亞の秩序體制が確立されることに在るのであります。而して今日既に興亞院も設置され對支業務の圓滑適正なる進捗を期待し得るやうになりました。固より時局の前途は愈々多難でありますことは察するに難くないのであります。之を克服致しまして光明ある前途を拓きます爲めには畢竟過去に於て我々の祖先が凡ゆる國難をも克服して参りましたる如く、我等國民全體が親和協同して皇室を輔翼し奉る萬民輔翼の精神を以て一切の努力を之に傾倒すべきでありますことは申す迄もないのであります。即ち國家の總べての力を目的貫徹の一途に集中する事でありませぬ。之は國民の決意一つで爲し遂げ得らるるものと確信致します。而して所期の目的が達成せられざる限り事變は終局せぬのであります。

萬民輔翼の精神 萬民輔翼は大御心を奉體して之を徹底することに努力を致すことでありまして、我々は祖先より承け継ぎました傳統的な國民精神の昂揚と國家總力の發揮との上に、東亞新秩序を建設する此の大事業の完成を圖らなければなりません。之が爲めには今次事變、更に續いては今後の國際情勢に對處する爲め、先づ以て國民精神の昂揚を期すると共に、教育の刷新を圖ることが最も緊要であります。此の教育の方針竝に國民精神昂揚の運動は皆萬民輔翼の精神を基礎として、實踐を尙び實行を期するといふことを第一義に考ふる次第であります。

國家總力の發揮 更に國家總力、就中國防力の急速なる擴充即ち強力なる軍備及び日、滿、支を通ずる經濟力の充實發展を速かに具現することが我が邦當面の最も重要な目標であります。即ち此の軍備充實及び經濟建設に對せんが爲めには、時局の眞義に徹し舉國一致、異常の決意を以て生産力の擴充、貿易の振興、資金、物資及び勞務の調整、物價の規整等に就き何れも今後一層の研究と努力とを以て之が遂行に邁進せねばならないと考ふるのであります。

總動員態勢強化 今日までの諸種の經濟統制の如きは綜合國力を最も高度に發揮致します爲めに、必要な限度に於て今後も引續き之を行ふことを要する事は勿論であります。但し今日までは戰

國行爲の遂行と言ふ當面の急需に應ずる經濟方策が多かつたのであります。今後は之に加ふるに恒久的にして建設的なる各般の方策をも併せ遂行する事が重要であると考ふる次第であります。即ち以上の見地に立ち今後は更に國家總動員態勢を強化し、國家總動員法中所要の條項は逐次之を發動すると共に、國內諸般の政新を圖り以て萬民輔翼の精神に基き國家の總力を國策の擔ふ所に集中發揮致しますることが緊要であると信ずる次第であります。

有田外相の外交演説

時恰も支那事變を繰り、我が國際關係が愈々複雑多岐とならうとします時に當りまして、茲に我が外交政策並に對外情勢の全般に付きまして説明する機會を得ましたことは、私の最も欣快とするところでありませぬ。

帝國外交が國體の本義に立脚し、帝國の道義的使命の達成を以て其の根幹と爲し常に東亞諸民族と協力提携して其の興隆を圖り、進んで世界の進運に貢獻せんとするものでありますことは、今更申す迄もない所であります。彼の滿洲國の成立しまするや五族協和、日滿兩國の融合發展を以て其の建國の理想とし、帝國政府は日滿善隣不可分の基礎に立ち、同國が獨立國として健全なる發達を爲すことに協力することを國策となし來つたのであります。兩國の斯くの如き理想に基く協力提携に付きまして、之を以て或は領土的野心の偽裝的發露なりとし、或は列國權益の殲滅排撃を策するものなりとして、論難を加ふる者も少くなかつたことは

御承知の通りであります。然るに建國僅かに六年後の実績を見ますに、國內の制度秩序は着々として確立せられ、各種資源の開發は著しく促進せられ、三千萬民衆は其の業に安んじ、國體は益々鞏固を加へ、之を承認した國も既に七ヶ國に及んで居るのであります。治安の確立、産業の勃興に伴れ列國の享受する利益は著しく増進を見つゝあるのであります。對英及び對米貿易の如きも事變前に比較して顯著なる増加を示してゐるのであります。これ偏へに滿洲國朝野一致の努力に依るは勿論、帝國が其の道義的使命に即し、一意同國の健全なる發達に寄與協力したる結果に外ならないのであります。

今次事變に對しても、帝國政府の根本方針と決意とは客年十一月三日の聲明に依り中外に闡明せられたる通りでありまして、日本の冀求する所は東亞永遠の安寧を確保すべき新たな秩序を建設するにあるのであります。此の新たな秩序の建設とは日滿支三國が、各自の獨立を維持し其の個性を充分に生かしつゝ、相携へて政治、經濟、文化の各般に互り積極的互助連環の關係を樹立し以て道義的基礎に立つ新東亞を建設せんとすることに外ならないのであります。帝國政府は、斯かる新たな秩序の建設こそ、日滿支三國の存立發展上絕對に必要である許りでなく、又世界の眞の安寧平和に資するものであるとの堅き信念を有して居るのであります。更に同十二月二十二日帝國政府は、支那に於ける同憂具眼の士と相携へ、東亞新秩序建設を共同目的として結合し、相

互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものなる趣旨を聲明致しますると共に、帝國の支那に求むる所のものが區區たる領土に非ず、又戰費の賠償に非ずして、帝國は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲めに必要とする治外法權の撤廢、租界の返還に關して積極的なる考慮を拂ふに吝ならざるものなることを表明致しましたが、これ皆均しく帝國の道義に發足する國策を宣明したものであります。最近一部方面に於きまして、帝國政府累次の説明にも拘らず帝國が愈々支那の門戸を閉鎖するが如き誤解を抱いてゐる向きがありますのは洵に遺憾に堪へざる次第であります。固より日滿支三國の互助連環に依り新たな東亞の建設に乘出します以上、三國の國防及び經濟的自主達成に重大なる影響を及ぼすべき分野に於きましては或る程度の制限乃至施設を行ふの要あることは當然であります。右は自ら前述の目的に必要な限度に限らるゝ次第であります。斯かる措置は畢竟東亞が内を治め、世界經濟の一環として進んで其の發展に寄與せんとするものに外ならないのであります。従つて右措置以外の廣大なる範圍に於きましては、第三國の經濟的權益、第三國の平和的通商企業等は毫も影響を受くること無きのみならず、寧ろ進んで其の参加をも歓迎せらるゝ次第であります。故に、全體として第三國の經濟的活動は益々隆盛活動となること、信するのであります。帝國政府は通商上の各種障礙を除去し、世界各國間の經濟的協力

を促進することが、世界人類の繁榮と幸福とを齎す所以なりと信じまして、從來之が爲め努力を續けて來たのであります。今後此の方針に變りはないのであります。前に述べました如く、日滿支互助連環の關係に於きまして、第三國の經濟的活動の制限を國防及び經濟的自主達成に必要な最小限度に止めんと致しまするのも、畢竟右の方針に基くものであります。私は關係列國が帝國の眞意を認識し、東亞の新たな秩序の建設に積極的協力を各々まざるべきを切望し、且つ期待するものであります。尙ほ今次事變に際しまして在支第三國人の個々の權益にして損害を受け、或は其の居住往來を制限せらるゝが如き事態が発生致しましたのは遺憾であります。これ等は軍事行動の必要に出でた萬已むを得ない出來事でありまして、關係國に於ても事情を諒とし居るものと信するのであります。是等の點に付ては帝國政府としても亦細心の注意を怠らないのであります。既に懸案となれる諸案件に關しましては事情の許すもの、又は調査完了のものより逐次解決するの方針を取り、現在迄に圓滿解決の運びとなつた案件も少く無いのであります。

佛領印度支那其の他を通じて蔣政權側に齎らざるゝ武器輸送の情報に關しましては、累次關係國の注意を喚起し來つた次第であります。必要な場合には帝國として適當なる措置を執る所存であります。今や廣東陷落、武漢三鎮の攻略に依つて支那事變は茲に新たな段階に入り、一面に於ては抗日政權壊滅の手を緩めざ

ると共に、他面積極的に建設に鋭意すべきこととなつたのであります。惟ふに蔣政權は今尙ほ所謂長期抗戰を標榜して居りますが、既に辟險に逃避し、純然たる一地方的存在と化して仕舞ひましたるに反し、皇軍占據地域に於きましては反共親日の氣運が勃然として起りつゝあるのであります。臨時、維新及び蒙疆各政權も各々堅實なる發展を遂げ、着々民心を收めて居るのであります。更に昨年秋には臨時、維新兩政府の間に聯絡委員會の組織をも見、漢口、廣東方面にも地方政權樹立の氣運を見つゝある状態でありまして、帝國政府としては新中央政府が速かに成立し、我方と協力して事變の收拾を圖るに至らんことを期待して居る次第であります。尙ほ最近所謂和平派首領の脱出事件等が起りましたが、帝國政府としては其の成行に付き注意を拂つて居るのであります。帝國は曩に共産インターナショナルの破壞的活動に對抗する爲め日獨防共協定を締結し、後更に伊太利國の加盟を見たのであります。此の共産インターナショナルの活動たるや隱顯出沒誠に端睨すべからざるものがあるのであります。歐羅巴に於ても亞細亞に於ても、平和秩序の多少なりとも亂されたるが如き事件の背後には必ずや彼等の活動の存することを發見するのであります。彼の勃發以來既に三年に垂んとする西班牙内亂の如きは其の最も顯著なる例であります。彼等の常套手段は局部的問題を導火線として一般戰爭を誘起し以て世界の赤化を圖らんとするにあるの

であつて、誠に彼等こそ秩序破壊、平和攪亂の元兇と云ふべきであります。

東亞に於きましても今次事變以前より彼等は既に國民政府に働き掛け、蔣をして抗日毎日の政策を執らしめて居つたのでありますが、事變勃發後は急速に其の魔手を延ばし、遂に國民政府の軍事及び政治の中樞に割込み、軍政兩面に對する領導的地位を獲得しつゝあるのがあります。而して所謂長期抗戰遊撃戰術なるものは、元來共產黨の建策に基くものでありまして、畢竟支那大衆の犠牲に於て出来る限り事變の解決を遷延せしめて支那、延いては世界の赤化を招来せんとする陰謀に外ならないのであります。幸ひにして日獨伊防共協定の威力は、共產インターナショナルの破壊工作を、歐羅巴に於けるが如く亞細亞に於ても或る程度に之を喰ひ止め得て居るのでありますが、吾人は過去の經驗に顧み此の協定を將來に於て一層擴大強化することが、世界平和の保障を一層強からしむる所以であると信じて居るのであります。最近滿洲國及び洪牙利國が本協定に參加の決意を表明致しましたことは防共陣營の擴大として慶賀する所であります。

對蘇關係に付きましては、張鼓峰事件に際し非常に緊迫せる關係に置かれたのでありますが、日本側の適切なる措置によつて大事に至らずして済んだのであります。北樺太に於ける石油石炭に對する我が利權の不法壓迫は依然として已まず、其の行使をして愈々困難ならしむる状態に陥れて居るのであります。又漁業問題

に付きましては曩に案文の妥結を見ましたる條約の成立に付き、引續き汎ゆる努力を拂ひましたるに拘らず、蘇聯邦側に於ては條約と關聯なき問題までも提起致しましたる爲め交渉は今以て纏まるに至らないのであります。一方暫定取極めも客年末を以て期限満了となりましたので同取極めの更新方の商議に移りましたが、之に付ても蘇聯邦側は幾多の無理な條件を提起して譲らなかつた爲め年内に妥結を見ず、依つて蘇聯邦に對し漁業の現状に變化を來すが如き措置を執らざるやう申入れ、越年交渉を繼續することとした次第であります。政府としては蘇聯邦側が誠意を以て本交渉に當り、結局取極め成立に至るべきことを期待するものであります。我が正當なる既得の權益擁護の爲めには固より適宜の措置を講ずる覺悟であります。

惟ふに世界の恒久平和なるものは、人類親和の道義的基礎に立脚し公正なる均衡を基調としてこそ始めて築き得らるゝものであります。今日國際間不安動搖の原因は素より複雑なるものがあります。要するに事實上不公正なる現状を其の儘維持せんことに努め、功利的精神により新興勢力の發展向上を阻害せんとすること、其の重大原因たることは争ふべからざる所であります。帝國の企圖する東亞新秩序の建設こそ道義を根幹とし、國際正義に適ふものであります。列國との關係を眞に健全なる基礎の上に益々親善ならしめ、眞の世界平和を招来する所以であると信ずるのであります。之に對しては今尚ほ誤解を抱いて釋然たらざる

者があるのでありますから、此の國策の遂行に當りましては、國民一般正を履んで畏れざるの覺悟を必要とするのであります。

石渡藏相の財政演説

惟ふに東亞永遠の安全を確保すべき新秩序を建設することは我が國不動の方針であつて、之が爲めには國際情勢に對處し得べき國防の充實を期すると共に、日滿支を通じて經濟力の伸張を圖ることを當面の重要な具體的目標として居るのである。此の國防充實及び經濟建設の二大目標を達成する爲めには、既に前内閣に於て各般の必要なる方策を實施し來り、今後に於ても大體從來の方針を持續し、必要に應じて隨時其の擴充を行ふと共に、諸方策相互間の調和併進を期する心算である。

豫算編成の大綱 昭和十四年度豫算に付ては前内閣に於て大體其の編成を了し之を踏襲し本議會に提出することとした。昭和十四年度歳入歳出豫算の金額は歳入歳出共に三十六億九千四百餘萬圓で、之を前年度豫算額と比較するに一億八千餘萬圓を増加してゐる。先づ歳入豫算の大體に付き説明する。歳入豫算の内譯は租稅等の普通歳入二十八億餘萬圓、前年度剩餘金繰入八千四百餘萬圓、公債金繰入八億九百餘萬圓で右の普通歳入は之を前年度豫算額に比すれば二億九千四百餘萬圓の増加となり、之は主として租稅收入の増加によるものである。歳出豫算は前年度に引續き國家各般の施設は事變目的遂行を目標として之に集中するのみならず、更に一層之を強化するの趣旨を以て編成したもので、事變關係施設

は出来るだけ之が充實を期し其の他の諸經費に至つては緊急差措き難きもの、外は計上を見合せることとした。即ち軍事扶助費、軍事援護諸費、傷兵軍人保護諸費等の統後對策に要する經費に付ては合計九千七百餘萬圓の新規増加を計上し、生産力擴充に關する經費五千六百餘萬圓、物資需給調整に關する經費千三百餘萬圓輸出増進に關する經費千八百餘萬圓、馬政計畫實施に要する經費二千餘萬圓、滿洲移民に關する經費二千三百餘萬圓、民間航空及び防空に關する經費二千四百餘萬圓等の新規増加も計上してある。次に昭和十四年度に於ける既定經費中節減及び繰延に依る節約額並に部除及び艦船の出征等に伴ふ經費の減少額は各省に亘り其の額は三億千七百餘萬圓に上り、豫算の内容に於ては前年度に比し相當の變化を來し、尙ほ支那事變特別稅法の制定等に依る收入額は合計三億五千餘萬圓で前年度に比し三千四百餘萬圓の増加となり、之は當初の計畫通り臨時軍事費財源として臨時軍事費特別會計へ繰入るゝ事となつてゐる。昭和十四年度に於ける一般會計歳入の不足額は從來通り公債財源に依ることとし合計八億九百餘萬圓となる。次に特別會計豫算に付いては朝鮮、臺灣、關東州、樺太及び南洋の五特別會計の歳入歳出は何れも前年度豫算額に比較すれば相當の増加となり、歳入の増加は主として租稅收入の増加に基くものである。又歳出の増加は現下の情勢に照らし緊切と認めらるゝ諸經費に於て特に増加を見た。他の各特別會計豫算に付ては夫々一般會計豫算編成方針に準じて編成し、特別會計の本

年度公債發行豫定額は合計二億七千三百餘萬圓、之を前述の一般會計に於ける公債發行豫定額八億九百餘萬圓に加へれば十億八千二百餘萬圓となる。尙ほ事變關係の軍事費に付ては近く臨時軍事費特別會計の追加豫算を提出し協賛を求むる豫定である。

租税の改正増徴 中央及び地方に通ずる税制の一般的改正は事變と共に一時之を見合せて来たが、今や事變は長期建設の段階に入り、税制を整備するの要ありと認められるので、今後に於ける事態の推移に十分留意しつつ慎重調査を進める。然し一方所得の増加しつつある産業に對する負擔を増加すると共に、消費の抑制に資する趣旨に依り臨時軍事費の財源の一部として此の際臨時利得税、物品税等を中心とする租税の改正増徴を行ひ度いと考へ、本議會に提案する見込を以て目下其の準備中である。

資金調整も順調 次に此の機會に事變下に於ける我が國經濟界の狀況に付き一言し度い。事變以來金融市場には巨額の政府資金の撒布を見つゝあるが、政府は之に對する基本的政策として貯蓄獎勵、資金調整等に依り資金の蓄積並に之が移動の適正圓滑を期して參つたのである。之等の政策は國民の理解と協力とにより顯著なる効果を收めつゝあるのであるが、政府は此の間公債の發行、政府資金撒布の時期等に付ても慎重なる考慮を拂つて居る。斯くして金融市場は資金の需給調節概ね適當なるを得て、昨年中の兌換銀行券平均發行高は十九億九千九百餘萬圓で、之を一昨年に比較すれば三億八千四百餘萬圓の増加となつて居る。此の増加の内に

は特殊の原因に依る増加を含んで居る關係もあり、此の程度の兌換銀行券の増加は、最近に於ける我が國經濟の實情に照し特に異常と認むべきものではないと考へる。尙ほ國民の貯蓄の方面に於ても其の増加は相當著しきものがあり、昨年中に於ける銀行預金の増加額は三十三億七千餘萬圓、郵便貯金の増加額は六億八千九百餘萬圓に達して居る。起債市場に於ても昨年二月再開以來相當活況を呈し、年末迄に總額十一億六千餘萬圓に達する社債の新規發行を見た。尙ほ臨時資金調整法の施行も亦引續き圓滑に行はれ昨年一、間に投下された事業設備資金は二十八億圓を超え、何れも我が國に於て當面最も必要なる生産力の擴充に使用せられたのである。今後も時局に顧み緊要なる産業の生産力擴充等の爲め、資金の需要は益々増加するものと考へられるが、政府は一面貯蓄を奨励して資金の蓄積を圖ると共に、他面適切なる資金の調整を行ひ、必要なる方面に對する資金の供給を一層圓滑ならしむる方針である。

第十一條の發動 國家總動員法第十一條の發動に關する問題に付ては、政府は舊國家總動員審議會の議を経て同條の規定を發動することに決定し目下關係命令案を作成中である。惟ふに長期建設の遂行の爲めには日滿支を通じ必要なる物資の生産力を擴充することが急務であつて、臨時資金調整法の施行も之に對する一方策であるが、今後の情勢に對應する爲めには更に企業經營を堅實ならしむると共に、産業資金の積極的供給に付ても方策を講ず

るの要があると考へ、會社の利益配當に關し適當なる制限を設け又政府に於ては日本興業銀行に對し資金の融通に關し必要なる命令を發し得ることと致す次第である。今後臨時資金調整法の運用と相俟つて生産力の擴充並に産業の基礎強化の爲めに寄與することあるべきを期待してゐる。

公債消化、爲替維持 公債の圓滑なる消化は現下に於ける財政運営の要諦であつて、昨年中に於て約三十八億圓の巨額に達する公債の消化を見た。而して現下の情勢に於ては此の公債消化の資金と日滿支を通ずる生産力擴充資金とは専ら國民の貯蓄に俟つのであるから、國民貯蓄獎勵運動を樞軸とし各般の方策、殊に公債普及の方法に付き考究して行きたいと思ふ。次に外國爲替に付ては内外の經濟情勢に顧み現在の爲替水準を維持することが最も妥當であると考へる。申す迄もなく我が對外支拂力の充實は輸出貿易の振興に俟つ所最も大で、昨年に於ける我が國對外貿易は貿易尻に於ては差引き六千餘萬圓の輸出超過を示し、一昨年に於ける六億三千五百餘萬圓に上る輸入超過に比して著しい改善を示した。然し外貨資金獲得の見地より、輸出の伸張に付ては更に格段の努力を拂ふ必要がある。政府は之が爲め既に日銀正貨準備の一部を割いて外國爲替基金を設置する等各般の施設を講じて居るのであるが、今後一層これ等施設の改善擴充に付き十分考究實施したいと考へて居る。尙ほ生産力の擴充が所謂重工業方面に重點を置かるゝこととなるのは當然で、輸出増進に關係ある産業の振興も國

民生活に緊要なる産業の維持と共にこれ亦重要問題であるので、政府は此の方面に對しても原料の確保、金融の疏通等適切なる方策を講じ度き考へである。政府は夙に金増産計畫を樹立し、又國內に在る金の集中も既に各方面の協力に依り好成績を擧げてゐるが、將來一層民間所在金の集中に力を致す考へである。尙ほ物資の配給及び消費の統制並に物價の調整は何れも豫算の實行、輸出の増進、國民生活の安定等の爲めに極めて必要なる條件で、政府は今後共此の方面に付き國民の十分なる協力の下一層の努力を致す心算である。

日滿支提携緊密化 日滿支三國が諸般の經濟問題に關し緊密なる提携を保持しつゝ有無相通じ、共存共榮の實を擧ぐることは現下の時局に顧み極めて必要とせらるゝ所である。今や滿洲國に於ては其の經濟力を増大し我が國に對する互助連環の關係は益々緊密を加へつゝあるのであるが、支那に於ても今後治安の安定するに伴ひ此の方面の發展には期して待つべきものと信ずる次第である。今や我が國は未曾有の國運進展を期すべき長期建設の途上に在るのであつて、此の事業を完成する爲めには益々經濟力の充實を圖ると共に、其の全體を目的達成の一途に集中する必要があると考へる。即ち其の生産も消費も擧げて國家の目的貫徹の爲めに之を調整し且つ動員するの要があると考へる。

板垣陸相の報告

緒言 支那事變勃發以來早くも一年有半を経過した。此の間皇軍

の精銳は汎ゆる困苦缺乏に堪へつゝ東洋平和建設の爲め暴戾な抗日政權膺意の聖戰に従ひ、陸に海に將た空に到るところ曠古の大捷を博して我が威武を中外に宣揚し、赫々たる戦果を獲得するに至つた。

徐州會戰 三月下旬乃至五月中旬に亘り徐州會戰に於て敵に與へた損害は遺棄死體のみにも十二萬三千に達し、鹵獲品の如きは實に莫大である。

廣東作戦 昨年十月十二日未明突如バイヤス灣北岸及び平海半島に奇襲的に上陸して以來、廣東攻略迄に於ける戦果の概要は次の通りである。

敵遺棄死體 六、三七〇、俘虜 二六六
鹵獲品 諸火炮一四六、機關銃九二、戰車三六、自動車一五〇
各種砲彈三、三五〇

漢口作戦 我が軍は徐州會戰に引續き武漢攻略に移り江北方面に於ては九月十七日光州を占領し、一方史河左岸の富金山一帯の天險に據る數ヶ師の敵を力攻逐に十六日商城を占領した。光州を占領した我が軍は引續き西進、十月十二日遂に信陽城を完全に攻略した。廬州出發以來の行程約百里に達してゐる。又十月下旬頃より行動を開始した部隊は二十八日德安を相次いで占據引續き南下した。一方商城より南下した我が軍は十月二十五日麻城を攻略後西北方黃安方面並に京漢線方面に夫々突進した。揚子江北岸方面に於ては八月三十日黃梅附近より進撃を開始した

我が軍は九月二十九日田家鎮要塞を攻略した。次いで十月十七日此の方面の敵が一齊に退却を開始するや諸隊は直ちに追撃に移り破竹の勢ひを以て二十五日には京漢線上漢口北方約十料の滸口附近に於て鐵道を破壊し、同日夕刻快速部隊を先頭に漢口東北角に突入、直ちに市内の掃蕩に移つた。又海軍遼江部隊と協同して江岸を西進した部隊は十月十六日午後遂に漢口附近に到達した。江南方面に於ては九月上旬漸く廬山より馬鞍山を経て瑞昌附近に亘る敵第一陣地帯を突破し得たが、恰も九江を要部とする大扇に僅かに一指を掛けたに過ぎず、未だ此の大扇を動かすことを得なかつたのであるが、瑞昌に到着した新銳部隊は八月下旬より南潯線方面に迂回し九月三日馬廬嶺に進出敵の退路を遮断して甚大な打撃を與へた。斯くて我が軍は瑞昌方面より西進し十月上旬富水河畔に進出すると共に瑞昌—武寧道による扇面の分断を敢行し十月五日著溪を攻略し、二十六日朝早くも武昌に突入すると共に主力を以て金牛鎮及び其の南方地區を西進し、二十七日咸寧東北方地區に於て粵漢線を遮断し、次いで二十九日咸寧を攻略した。武昌に突入した我が軍は引續き城内の掃蕩に移り、更に一部を二十七日漢陽に上陸せしめ、斯くして武漢三鎮は十月二十七日十七時十分完全に我が軍の攻略する所となつた。此の間曩に馬廬嶺附近に進出した我が軍は主力を以て敢然德安陣地の側背を衝くべく九月二十二日迂回を開始、著溪攻略部隊に策應して武寧方面よりする敵の著溪奪回を廣正面に亘り破碎し、十月二十日頃修水北

岸の甘木關附近に進出し、著溪方面部隊と初めて連絡するを得たのである。又一方星子、德安街道方面の我が軍は天險による頑敵に不斷の壓迫を加へつゝ十月二十七日夕刻遂に德安縣城の大半を攻略するに至つた。武漢作戦の綜合戦果は次の通りである。

敵の損害 遺棄死體十五萬四千二百十六、俘虜六千四百六十六
鹵獲品 各種火炮五百二十門、重機關銃一千五百五十五、小銃二萬七百七十七、自動(貨)車九十八、彈藥其他莫大

武漢攻略後の態勢 (一)我が軍の態勢 漢口に入城した皇軍は爾來江北に於ては敵を概ね西方漢水の線に壓迫し、更に京漢線上花園を中心とする地區並に羅田、英山一帯の殘敵の本據を覆滅すると共に武漢周邊の敗敵を掃蕩した。又江南に於ては十一月十一日遂に鄱陽湖畔の岳州を攻略するに至つた。一方北支方面の我が軍は此の間廣大な地域に亘り不斷の努力を續けて占領地域の肅清に邁進し多大の戦果を収めた。即ち本年七月上旬以來十一月末迄に敵に與へた損害は遺棄死體九萬九千七百三十八、俘虜六千七百四十五を算し鹵獲品又莫大である。

(二)支那軍の態勢 武漢防衛に参加した敵軍は約百三十ヶ師七十餘萬であつて、其の中央軍は約八十師五十萬であつたが、現有兵力は五十萬内外に減少し、中央軍の現有實力は約三十萬内外と判断せられてゐる。目下江北方面の敵は其の主力を京漢線以西、漢水流域に後退して餘喘を保ち、現有兵力は四十三ヶ師(内中央軍九ヶ師)十七萬であつて、逐次情勢の沈靜に伴ひ江北地區遊撃

の前線を擔任致すであらう。又江南に於ては其の主力を長沙、衡陽、南昌一帯に集結し現有兵力は七十四ヶ師(内中央軍四十七ヶ師)約三十萬であるが、これ等は努めて永く同方面を保持するに努むることと判断せられる。他方我が南支作戦軍に對抗した廣東軍の正規軍其他約二十萬は主力を以て當分同省北部に蟠踞するであらう。北支、中支、南支を通じ敵の現有總兵力は雜軍、民國軍を合して二百十數ヶ師約百萬(内中央軍八十五ヶ師)内外と判断せられる。

蔣政權は抗日を根幹として民族の統一を完成せんとしてゐるが、特に本事業に際し武裝民衆を組織し抗日戰に參與せしむることに狂奔して居り、大作戦の終結せる今後こそこれ等武裝民衆によるゲリラ戰を敢行して我が後方攪亂を策することと判断せられる。従つて帝國としては今後の建設上民衆の獲得、民心の把握を必要とするのであつて、本事業は今後實に民衆の獲得戰と稱するも過言ではあるまい。匪團の数は目下北支方面三十萬、中支其他に約十萬、計四十萬内外と判断せられる。思ふに治安の確保は諸施策の根基であつて、之が爲めには武力工作を中心とし、之に即應する政治、經濟、文化の諸工作を切要とするのであつて、従つて現在支兵力の骨幹は當分之を現地に留むべきことは當然と云はなければならぬ。

彼我の損害 事業が勃發致しまして以來敵軍に對しまして屢次痛撃を加へ、其の戦力も著しく低下した情況は前述の通りであるが

敵の損害を累計すれば判明せる遺棄死體のみで約八十三萬、損害
總計は少なくも二百萬を下らぬものと考へられる。又莫大なる商
獲品中の主要なるものを擧げれば小銃約二十一萬挺、重機関銃
約一萬一千挺、各種火炮約二千六百門、戰車自動車約五百五十臺
となつて居り、敵軍の兵員素質の低下と裝備の劣悪化は如實に現
はれてゐる。之に對し我が軍に於ても事變勃發以來多數の犠牲者
を出し、陸軍關係に於ても約五萬一千の戦死者を出したことは聖
職貫徹の爲めの貴き犠牲とは申せ誠に痛惜に堪へざる所である。
茲に各位と共に哀悼の誠を披瀝し、其の不滅の勳功を永久に記念
すると共に尙ほ其の遺業を完成し東亞新秩序の建設に邁進し、以
て其の遺烈に應へんことを茲に誓ふものである。

今後に於ける蔣政權に對する觀察 最近に於て蔣政權は表面依然
として長期抗戰を主張し、舉國抗戰態勢の完成を宣傳してはゐる
が其の内部に伏在する主戰、和平の兩派並に容共、反共二者の確
執は漸次表面化し、今次汪兆銘一派の國民政府脱退並に聲明問題
を繞り政局の動きは一段と混沌化してゐる。就中中國共產黨は蔣
政權の實力低下に乘じ、西北地區に於ける赤色根據地の確立と國
民黨政權陣營内部に對する勢力進出の爲め辛辣なる暗躍を執拗に
續けてゐる。之が爲め反共派並に國民黨右派は共產黨に對する糾
弾を畫策し、蔣介石の對共態度に對しても漸く不滿の態度を表面
化するに至つた模様である。蔣介石は四圍の情勢上表面は何れに
對しても不即不離の關係を持續してゐるが、機微なる推移に對し

て内心懊惱煩悶しつゝあると云ふのは蓋し真相ではないかと考へ
られる。他面支那各地に於ける共產系運動の暗躍の全面化は漸く
輕視を許さざるに至つた。即ち現在共產第八路軍約四萬は河北、
山西省境山中に潜入蟄居し、又相當多數の共產系遊撃隊及び匪團
は深く我が占據地域に潜伏し、又一部の中央軍中にも既に赤化せ
るものありと傳へられてゐる現狀に於て、中國共產黨が既往の共
産黨とは其の内容を異にし全然國際共產黨の傀儡として踊らされ
てゐるに過ぎぬと認められる點は今後大いに注目を要する所であ
つて、中國共產黨が國民黨に代り或は更に我が占據地域の治安を
計畫的に攪亂するに至つた場合、帝國としては更に覺悟を新たに
せねばならぬ。要するに蔣政權は現在尙ほ統制を保ちつゝ抗戰を
繼續することに力を傾倒し、特に列國依存を益々強化して長期生
存を策し情勢の好轉を期待してゐる次第で、汪兆銘の脱出により
從來鬱積してゐた内部の弱點が逐次表面化しつゝある事實、及び
共產黨の逐次露骨化する活動などより大勢は次第に動きつゝあり
と判斷してゐる。然し特殊の事態の發生を見ざる限り其の急速な
分裂瓦解を期待することは尙早であると考へる。

米内海相の報告

一、昨年六月中旬、中支方面に於て揚子江遡江作戰を開始し頑強
なる敵の防備線を突破して六月十三日安慶を陥れ、次いで七月
二十六日九江を占領し武漢攻略作戰の準備を致したが、八月下
旬に至り海、陸軍諸般の準備が整つて茲に武漢總攻撃を開始し

た。海軍部隊は特別陸戰隊を以て陸軍部隊と協力、敵據點を逐
次攻略しつゝ遡江し、航空部隊はこれ等遡江部隊に協力、一路
武漢を目指して進撃を續けた。艦艇よりする砲撃と航空部隊の
爆撃下に九月十四日馬頭鎮を陥れ、他の陸戰隊は十七日武穴を
攻略した。茲に於て遡江作戰は一段と進展を示し、十月十六日
石灰窰を、十九日には黄石港を占領し、江上部隊は一舉に巴河
港まで進出した。更に南支方面の作戰進展と共に江上部隊も亦
一意漢口目指して突進し、二十六日朝莫店機雷艇を處分し、遂
に最後の閉塞線を啓開して漢口に突入した。本遡江作戰中に處
分した機雷は極めて多數に上り、揚子江全部に於て處分せる數
は約二千四百個に達するが、掃海部隊の數百裡に亘る嶮難水路
に於ける勇敢なる敵前掃海と特別陸戰隊の壯烈なる敵前上陸及
び要地攻略は世界戰史にも其の類例なきものであつて、實に本
作戰の戰史を永遠に飾るものと信ずる次第である。爾後江上部
隊は更に陸軍の追撃戰に策應し上流に進撃を續行して十一月十
三日其の先頭隊を以て岳陽に進出した。

二、護衛艦隊は南支方面最高指揮官指揮の下に陸軍輸送船團を護
衛し、途中天候に惠まれて十月十二日夜半月明のバイヤス灣に
達し陸軍の上陸を開始した。二十二日朝珠江の入口にある伶仃
島附近に入泊し輕快なる小艦艇より成る部隊は陸軍舟艇群を嚮
導して潭州水道より進入し、途中二手に別れて其の一部は虎門
要塞に向ひ他の一部は水路廣東に向ふ豫定であつたが、潭州附

近に於て機雷原を發見し之を排除、三水に向つた巡洋艦、驅逐
艦等より成る本隊は虎門要塞附近に肉薄し航空部隊と協力して
猛烈なる砲撃爆撃を加へ、翌二十三日敵前上陸を決行し頑強な
敵の抵抗を排除して夕刻迄に虎門要塞の全砲臺を占領した。
珠江本流を遡江する部隊は海心沙附近の機雷原及び閉塞線を突
破し殘敵を掃蕩しつゝ二十九日遂に廣東の前面に到達した。

三、作戰の全期間を通じて航空部隊は勇猛果敢なる攻撃を續行し
遂に敵空軍を殲滅して制空權を握り、其の間敵の戦闘機群と壯
烈なる空中戰を交ふること前後十數回、敵機の撃墜せるもの三
百五十機、地上爆破二百機に上り事變以來の累計は千五百機に
達してゐる。又奥地に逃れたる砲艦十九隻を或は爆沈或は大破
擱坐せしめた外、海軍は特別陸戰隊を以て廈門、連雲港及び汕
頭沖の南澳島等支那沿岸の要衝を占領し、艦艇に依る支那船舶
の航行遮斷と相俟つて悉々封鎖を強化した。

四、今や作戰は豫期の成果を收め支那の中原と海に出づる門戸と
を完全に制し且つ制海、制空の實權を全く我が手に確保してゐ
るが、時局の前途は尙ほ遠遠で、其の上國際關係の動向も一日
の餘安を許さざるものがある。此の秋に當り海軍は全軍一體相
警めて終局の目的達成に邁進し、國防の重責を完うして上 大
元帥陛下の大御心に副ひ奉り、又國民の期待に應へんことを期
してゐる。尙ほ此の機會に舉國一致統後の熱誠なる御後援に對
し將兵一同を代表して厚く御禮を申上げる。

議會に於ける事變處理方針論議 首相、外相、藏相の演説並に陸相、海相の事變經過説明によつて、事變の現段階並に政府の對處方針を審かにせる第七十四議會は、更に徹底的に事變の認識を究め、帝國の立場を世界に明示する意味を以て、政府當局と議員との間に連日に亘り質疑應答を重ねる所あつたが、其の主なる問答要旨を掲ぐれば次の如くである。

東亞新秩序の意義 有田外相は一月二十六日衆議院豫算總會に於て中島彌國次氏が「事變處理に關する真相をもつと國民に知らせてはどうか、又東亞の新秩序の建設とはどんな具體的な内容を持つてゐるのか、事變の處理方法として賠償金はとらない、主權を尊重すると外相は説明してゐるが此の點どう云ふ考へを持つてゐるか」と質したに對し左の通り答辯した。

◇有田外相 日滿支三國が各々其の獨立を維持し其の個性を生かして互助連環の關係を經濟、政治並に文化の方面に於て執つて行く。即ち支那に付きましたは今日まで所謂半植民地の状態でありましたので、之を色々な制限等、例へば治外法權の如きに對しましても亦租界の問題等に對しましても、漸次に解決して之を完全な國家に引上げて行く。斯うして日本と滿洲と支那といふものが完全なる國家として其の獨立を維持し乍ら而も其の

個性は十分に發揮してさうして手を取つて行く。而して其の手を取るのには政治の方面に於て又經濟の方面に於て又文化の方面に於て同様であります。經濟の方面に於て申上げますれば、此の間小川君から御質問のあつたやうに、所謂日滿支の間に密接なる經濟上の提携をして行き有無相通じ、さうして一つの經濟の有力なる單位をなさしめる。然しながら之は決して排他的なものではないのであります。日滿支の三國の各々が國防上の必要或は國家存立の必要上の點に付きましたは各個に優位な地位を認め合ふのであります。其の他の點に於ては他國の經濟活動を制限するといふやうな事のないやうに十分にそこに經濟活動の餘地を存して置く。斯くの如くにして出來た日滿支の一つの經濟的協力の依る結合といふものが經濟の一つの單位として、此の世界經濟の一環をなして行くといふやうな考へ方であるのであります。即ち此の世界經濟の一環である日滿支の經濟單位といふものが強力になればなる程、世界經濟の發展に貢獻するといふことになると思ふのであります。又政治上に於ける日滿支の連環の關係と申しますのは、例へば防共の一點に於ては更に緊密な關係を作つて行く、斯ういふことであるのであります。文化に於ては互に各自の文化を綜合して茲に新しい文化を確立するといふことになると思ふのであります。此の東亞に於ける新秩序といふ觀念は益々發達して行くのであります。今日斯くの如きものだといつて固定した限られた考へ

を決めるべきものではないからと思ふのであります。大體の觀念から漸次發達せしめて行くべきものであらうと思ふのであります。次に新支那との間に國交調整に關する原則に付きましたは前の内閣と申しますか、廣田氏が外務大臣當時發表された調整の要綱と今回のものは賠償の點に付いて違つてゐるのではないかと。斯ういふお尋ねであるのであります。發表されたものに依つても御承知の通り、今回のものは個人の被つた損害はこれを賠償せしめるが、國家の損害に付ては賠償せしめないといふことになつて居るのであります。媾和といふ觀念でなくして今度のは新支那の政府との間の國交を調整するといふ考へで行くのでありますから、國家の被つた損害を賠償せしめる必要はない、斯ういふ考へから出て居るのであります。これは此の前の時と狀況が變化したことに依つて生じた自然の結論であると思ふのであります。

新秩序建設の根本方針 荒木文相は一月二十六日の衆議院豫算總會に於て山本議員の「支那の新秩序建設を目的とする教育國策の根本方針如何」との質問に對し左の如く答辯した。

◇荒木文相 支那の排日思想には遠因もあり近因もあるが、要するに支那が日本と提携して東洋文化の昂揚に目覺めることが根本的に必要であると考へる。故に支那四億の民が眞に日本と手を握り東洋の危機を救ひ世界の平和を招來することが肝要であ

る。斯かる觀點から三民主義を見ると容共三民主義であり、共產黨の三民主義であるから、之を是正するにあらざれば東洋平和は確立されない。二十年に餘る蔣の排日抗日教育の基礎を破壊することが肝要である。

新秩序は獨占的ならず 有田外相は一月二十一日の貴族院本會議に於ける山川端夫氏の質問に對し左の如く所信を表明した。

◇有田外相 機會均等主義を無條件に認められないことは勿論である。東亞の新秩序建設の國策は不動のものであり、其の遂行に當つては萬難を排してもやらねばならぬ。第三國にも十分此の點を説明して置いたのである。第三國の恐れてゐるのは支那に於ける經濟活動を全然排斥されるのではないかと。いふ點であるが、そんなことは全然無いのであり、又出來得べき事でもない。英米其の他の第三國が斯ういふ疑念を持つのは支那に於ける權益を回復出來ないものが多いからであるが、軍事行動上の必要がなくなつた方面は漸次回復して行きつゝあるのである。

新秩序建設の關係不睦 一月二十三日の衆議院本會議に於て豊田豐吉氏より、

一、米國は新秩序、新事態なるものは一國の一方的認定により確定すべきではない、關係國と協議すべしと主張してゐるが政府は九ヶ國條約の見解に於いて英米佛との協議に應ずる意思があるか

一、英國政府は日本の回答が不満足の場合には經濟壓迫を考慮

中だといふが、政府の對策決意如何

一、英、米、蘇聯の海、空大擴張に對し帝國海軍の現有勢力を以て國防の安全感に支障はないか、特に支那事變處理に關聯して如何に考へてゐるか

と質問せるに對し有田外相及び米内海相は左の如く答辯した。

◇有田外相 質問の第一たる米國政府の一方的認定論に付いては米國に對する政府の回答は今日尙ほ決定してゐないが、英米と協議しても其の結果は知るべきのみといふ御意見は傾聴に價すると思ふ。第三國に對しては充分我が眞意を諒解させ、満足されるやう努力する積りである。萬一經濟壓迫を加へ来るやうな場合には素より政府には決意の用意もある。たゞ經濟壓迫は加へられるものよりも加へるものゝ方が甚大な損害を受けるのであるから、俄に第三國が壓迫を加へて来るかどうか測り難い。

◇米内海相 我が海軍が特に考慮することは東亞の新秩序建設を中心、現在並に將來の國際關係に即應して制海權を完全に把握して國策を遂行すること、海軍は昨年以來新工夫をして居るのであつて現に或る成案を得てゐる。それは不脅威、不侵略の實質的軍備たるは勿論である。

新東亞建設方針 平沼首相は三月十六日、議會に於て山道襄一氏の質問に對し新東亞建設の方針を左の如く答辯し、其の所信を率直に披瀝する所があつた。

目的でないことは明かでありませんが、然し我が國の使命を達成します爲めには東亞に對して餘程積極的行動を執らなければならぬのであります。之をこれまでヨーロッパの強國が他に向つて講じた所の手段から考へますと、我が國の此の尊ぶべき目的遂行の爲めに盡しますことも或は之を侵略と誤解されて居ることがあらうと思ひます。故に此の方の疑が寧ろ濃厚であつたと考へます。でありますから支那事變勃發以來我が國は此の點に於て非常に不利な地位に起つて居ることは、これも否むことが出来ないであります。

然しながら我が國の使命を達成致しますには斯くの如き困難は何處々々までも突破致して萬難を排して遂行しなければならぬと考へるのであります。此の重大な時局に際會致してゐるのでありますから此のことは一日も吾々は忘れてならないのであります。でありますから今後此の目的遂行に付きましては却々容易ならざる難關を突破して行かなければならぬのであります。これに付きましては國防方面に於きまして、今日宇内の大勢を考へまして對策しなければならぬことは勿論であります。他の方面に於きましては必要はありますが、殊に一番緊急要事と考へますのは國防の點であります。然しながら國防を充實致します爲めには如何様に致したところが生産擴充、これは當然行はなければならぬ。生産擴充といふことを疎かに致したならば其の國防充實は到底出来ない。現今政府として最も深く考へな

◇平沼首相 山道君の御質問は餘程大きな御質問でありました。

此の點に付きましては或は短時間でお答へが出来ないかも知れません。尙ほ足らざる點は時間の關係もありますから、午後に補足致しまして大體の事を申し上げておきます。今回の支那事變の原因に付て第一はどう考へるかといふ御質問と思ひます。これと豫算との關係に付ての御質問でありました。事變の原因、之は局部的に論じますれば色々なことがありませう。然し之を大體に付て考へますと之は自然の趨勢であると自分は信じて居ります。

今日宇内の大勢を考へますと斯くの如き事變の生ずべき大勢になつてゐたと自分は考へるのであります。局部的に申すのではありませんが、局部的には色々な原因がありませう。大體を申しますれば東亞の形勢は我が國と致しましては如何やうに致しましたも東亞の指導者として爲さなければならぬ使命を持つて居ります。そして武力を以てこれを制壓するとか云ふことではありませぬ。我が國固有の精神を以て東亞全體を指導して行くこと云ふことは我が國の使命であらうと思ひます。

然しながら此の使命を果しますに付きましてはこれまで武力を用ひたこともあります。又武力以外の方法を以て之に盡したこともあるのであります。然し之が爲めに列國の間に於きまして疑を持たれたことも、之は決して否むことは出来ないものであります。我が國は決して武力を以て領土を擴張するといふが如き

ければならぬことは國防の充實、生産力の擴充といふことであると思ひます。

之は前回貴族院の豫算委員會で申し述べたのでありますが、ただ國防充實と生産擴充——生産の擴充といふことが國防の充實といふことだけの關係で之を企畫するのだといふ疑ひがありませんが、之はさうではないのであります。現今の情勢により國防の充實といふことは第一に考へなければならぬ。然しながら生産擴充といふのはそれが爲めのみではない。第一に國民生活の安定といふことも深く考慮しなければならぬ。決して國防の充實だけではありませぬが、現今の世界の大勢から見ますならばどうしても國防充實といふものは一番重要な點として吾々は考へなければならぬと思ふのであります。従つて豫算を編成するに當りましては此のことを基礎として豫算を編成致さなければならぬのであります。

支那事變に局部的のことを考へますならば山道君のお述べにになりました點も無論ございませぬ。現今の蔣介石政權といふものが一つの地方政權に墮して居りながら尙ほ抗戦を續けてゐるといふことに付きましてはお話のやうなことが固よりあると思ひます。此の點に付きましては支那の有力者の考へて居りますことが段々これは變つて参つたといふことも事實でありますから必ずしも元の考へを持續して抗戦を續けたならば遂に日本付經濟的に參るだらう、それまで待たう、斯ういふ考へを支那の有

力者全部が持つてゐるやうとは考へない。支那はこれ迄ヨーロッパ諸國から植民地として取扱はれたことが多々あるのであります。東亞が此の運命に陥つてはならないと云ふことは之は當然のことでありまして、又此のことに付ては支那に於ける有力者と雖も深く考へてゐると思ふのであります。

次には共産思想の東亞に侵入するといふことは如何様に致しましたところが防がなければならぬ。共産思想の東亞進出と云ふことは如何なる手段を以てしても之を防止しなければならぬ。此の點に付きましては支那の有力者が多く思ひをこゝに致してゐるといふことも私は事實と思ふのであります。これ等の點を考へましても茲に東亞の新建設に付きましては其の要點を深く考へまして日滿支三國の提携、之は經濟的にも提携しなければならぬし、文化的にも提携しなければならぬし、また國防の見地から云つても提携しなければならぬ。之はどうしても必要である。之が即ち識者より見て東亞の大勢として考へなければならぬ點であるといふことは深く我が國に於て考へて居るのみならず、支那に於ても有力者は左様に考へてゐると思ふのであります。

之を基礎と致しまして今後東亞の建設に邁進しなければならぬと考へるのであります。それなら之が短時間で出来まするかと云へば之は餘程むづかしい。之が爲めには或は長い時日を要するかも知れませぬ。従つて今後この大勢に應じまする爲めにな

すべきところの豫算も此の見地より建て、行かなければならぬと私は信じてゐるのであります。之は大體の所見を申し述べたのでございます。山道君の御質問の點はこれを分ちますれば多岐に亘るやうであります。時間も大分経過致しましたから大體のお答へに止めて置きます。

我が對支方針不動 平沼首相は一月二十三日の衆議院本會議に於て由谷義治氏の對支處理方針並に對第三國關係の具體性明示の要求に對し、左の如く率直なる答辯を行ひ、經濟封鎖對策及び新生支那政權に對する積極支援の決意を明示した。

◇平沼首相 只今抗日政權を擊滅する帝國の方針は二十二日の聲明によつて變つてゐるのではないかと云ふやうな御説がありましたが、斷じて變つて居りませぬ。二十二日の聲明は即ち帝國確固不動の方針を示したものでありまして何等前に聲明したるところを變更したものではありません。而して此の確固不動の精神は萬難を排してこれを遂行致さねばなりません。如何なる妨害が起りましたもこれを排除して突破するの決心は有つてゐるのでございます。それから第三國の經濟封鎖が起つたならばどうだ、之に屈服するのやうな御質問がございしますが、第三國の經濟封鎖はこれに對應するの策は自ら存するのであります。斯くの如きことのないやうに希望致しますことは素よりであります。之が起りました時には斷乎としてこれに

對應するの策を考へねばならぬと思ひます。それから次に租界の撤廢、治外法權の撤廢、これは新しき政府が、支那の中央政府が出来た場合にはこれを援助して此の目的を達せしむるは固より、二十二日の聲明にございする通り、我が國は之を撤廢するの用意があるのでございます。當然の結果と致しまして凡ての國をしてこれを撤廢せしめなければならぬといふことにならばこれは當然のことでありまして、新しき中央政府が出来ましたならばこれを援助致しますことは當然の結論であります。

事變處理は慎重 一月二十八日の衆議院豫算總會に於て原口初太郎氏が事變の經過並に今後の見通しに關し、平沼首相の所信を質したるに對し平沼首相は要旨左の如き答辯をなした。

◇平沼首相 今日までの事變經過は事實に於て示されてゐる。而して事の成否は蓋し自然である。此の大勢は容易に人意を以て左右出来ない。併も事は極めて複雑であるので、之が措置及び見通しには必ずしも誤りなしと言へないが、大體から云へば矢張り自然の大勢に支配されつゝあるのであるから、其の局に當る者は最も慎重に此の點を考慮して事變處理に萬違算なきを期さねばならぬと信ずる。

國民政府は一地方政權なり 一月三十一日の衆議院豫算總會に於て、小山谷藏氏は道義的使命に依る對支處理方針に關し質問したるに對し平沼首相は左の如く答辯した。

◇平沼首相 私の申しました皇道主義のことに付ての御見解は其の通りでございます。之は蒋介石を對手とせずといふ近衛前總理大臣聲明とは敢へて牴觸しないといふ見解を持つてゐるのである。之は只今小山君の御述べになりました通りに、蒋介石は抗日容共と言ふ事は今日まで持續してゐるものと見るのであります。固より我が皇道の精神は仁愛を基礎とするものであります。固より一旦反抗致したものでありまして我に従へば決して之を敵とするのではありません。仁愛の御上の御趣旨は何處々々までも之を徹底せしめなければならぬのであります。然しながら此の仁愛の背後には必ず力が伴はなければならぬ。仁愛を全うするにも之に力の伴はぬものは之は決して全きを得るものではないと思はせぬ。我が武力を行使致しますのも全く其の故であります。苟くも支那の政權にして抗日を唱へ容共の精神を棄てざる以上は飽くまでも之を壊滅するの策を執らなければなりません。今日迄の我が國の武力行使は此の趣旨に基くのであります。今日と雖も此の事は決して變りはございません。基く處は固より皇道の精神であります。之を遂行するには必ず背後に大きな力を以て之を全うしなければならぬのであります。今日まで我が國の執り來りましたる方針は一に之に據るのでございます。今日色々な事の推移はございましたが、蒋介石政權は尙ほ今日抗日を續けてゐる。又支那に於ける處の共產黨

の力といふのは未だ減びて居らぬ。のみならず或る意味に於ては其の勢を逞しうしてゐるのでありまして、我が武力行使は今日止めることは出来ない事態にあることとあります。従つて蔣介石を相手にせずといふ前總理大臣の聲明は今日まで持續してゐるものと御承知を願ひたいのであります。私の申しましたことに付て誤解が生ずるといけませんから正確に申し上げておきますが、今日蔣介石は先づ地方政權に墮してゐるものと見なければならぬのであります。今後中央政權が獨立致しますれば所謂東亞新建設のことは之と協調をしなければならぬ事と考へるのではありません。蔣介石を飽くまでも憎むといふ精神は固よりございませぬ。前非を改めますれば決して何處々々までも之を敵と考へるといふ心底はございませぬが、地方政權に墮した蔣介石と協調を致しまして東亞の新建設を圖るといふことは今日では既に時遅れて居ります。其の事は出来ないかと考へて居ります。

事變終了の時期 平沼首相は一月二十八日の衆議院豫算總會席

上、水谷長三郎氏の質問に對し左の如く應答した。

◇平沼首相、支那事變の終了といふことに付ての解釋は只今近衛前首相の言をお引きになりましたが、大體其の通りであると思ふのであります。然し其の時期は何時であるといふことに付きましては今日精確な時期を明言することは出来ませんが、之は相當長期間に亘るものと考へて居ります。

平沼首相の道義外交論 平沼首相は昭和十四年五月二十日午後六時武州金澤に於て記者團と會見、歐洲對策決定後の帝國の事變處理並に外交方針、其の他諸問題に就き左の如き所信を披瀝せる時局談を試みた。

平沼首相の時局談

我が國の外交の根本方針は既に決定してゐるが、日本國民として此の際知つてゐて欲しいことは日本の外交は道義外交であつて、建國の精神に基き利害に左右されるものでないといふことである。即ち利害に依る時は十年や二十年は行けるであらうが其の報いは必ず直ちに來る。國家の生命は百年や二百年で終るものではない。利害に拘泥して大本を忘れてはならぬ。外交の最近の失敗はヴェルサイユ條約に其の例を見ることが出来る。即ち同條約の効果は全くなかつた。其の後トーズヤングが實行出来るやうなものを作つては見たが之とても失敗に終つた。小國が分立して結局大國に併合される運命にあつた。斯くして幾多平和を目的とした條約が作られたが、それが却つて禍亂の因となつたのである。一方國際聯盟は國際紛争事件のある毎に其の權威を失墜してゐる。それは機構の缺陷にも依るが加盟各國の利害打算に起因し、却て各國の利益を主張する場所となつて了つた。其の根本原因は道義を基礎としてゐないからだ。然らば日本の使命は那邊にあるかといふに、支那事變處理に付

ては度々聲明してゐるが、世界の舞臺に於ける使命は道義を基とした外交でなければならぬ。現在の儘に放任して置く限り世界の情勢は政治家も國民も戦争を嫌つてはゐるが戦争勃發は不可避である。近代科學を應用した戦争の破壊力は恐るべきものである。随つて交戦國は自ら殘虐な結果を招き、國民は難澁し文明の退歩は非常なもので、戦争を屢々續けるならば人類は破滅するに至るであらう。道義外交を基礎とする日本は世界の平和を維持し極力戦争を防止せねばならない。他の強國をして此の大精神に従はせるのが日本の大使命である。此の使命遂行の爲め平和を害する國を抑へ志を同じうする國家と提携して行かなくてはならぬ。其の爲めには或程度世界の現狀を變更する必要がある。

當面の問題としては東亞建設が第一だ。日本は共產主義は撲滅出来る。假令國內に侵入しても大丈夫である。然し大陸殊に支那は危い。日本國內に入らぬからと言つて油斷は出来ない。支那の政治家は近視眼の人が多から目先だけで此の大目的に目覺めぬ。此の點は歐洲も然りである。一時の利害の爲めに蘇聯と結ぶ國が其の結果はどことも良くない。日本としては之を覺醒せしめねばならぬ。自分の國は大丈夫だと思つてゐても思想の浸潤は深刻な勢を持つてゐるものである。そこへ行くと日本如き皇國精神の確立してゐる國は絶対に大丈夫である。民主主義、自由主義を標榜しつゝ知らぬ間に獨裁主義や統制主義

に犯されてゐる。獨裁主義の弊害が極まれば民主主義となり、民主主義の弊害が極まれば獨裁主義となる。これで行けば終始循環して革命や破壊が引續いて起ることになる。之は大いに危険である。今度戦争が起れば相當長く續くであらう。故に此の使命を達する爲めには國力、武力を充實しなければならぬ武力がなければ一國の發言權はない。故に生産擴充、國防の充實に全力を傾倒せねばならぬ。仍つて之が爲めには或程度の統制をせねばならぬ。之が爲めには一部の犠牲もまた止むを得ない。仍つて機構の改革が必要となつて來る。現狀のままでは目的の達成は出来ぬものがある。然し急激なる統制はやらない。それは効果が上がらない中に弊害の生ずる虞れがあるからである。全體主義、個人主義といふけれども全體が良くなり個人も良くなりなければならぬ。これ即ち國本の一切のものを歸せしむるといふ皇道主義に依るものである。祭政一致も斯かる意味で天地の公道を基礎とすることで、之は神慮で天地大自らの道を體得して進むこととなる。之は政することである。世界平和の外交方針も之に歸着する。神武天皇の八紘一宇も此の精神である。今度の對策の決定も此の精神に基いて行はねばならず、一時の胡麻化しであつてはならぬ。痛快なことは政治家の好むところで易いことではあるが後に禍根を残す毀譽褒貶は眼中にない。自分一代で出来なければ後の人をしてやらしめれば良い。大楠公の精神も六百年後の明治維新に於て顯現され

たではないか。

尙ほ有田外相は同年五月五日日本國際協會第十九回總會の席上左の如き演説をなし、道義觀念に基く對支外交方針を力説した後日蘇關係の現状に言及、更に歐洲政情を説明して之をリードしつつある獨伊兩國の動向に及び、日獨伊三國樞軸が愈々其の盟約を密接ならしめつゝある旨を強調し、最後に國威の發揚と東亞民族の福祉増進に盡すべき不退轉の決意を表明した。

有田外相の對支道義外交演説

日滿支三國が各々其の處を得る様に、之が日本外交の根本的な考へ方であつて、此の考へ方から或は經濟的に或は文化的に互助連環の關係を作り、東亞の新秩序を建設しようと思ふのである。此の道義的な考へに基き支那を半植民地状態より完全なる獨立國に引上げ、日滿支三國は各々互に其の個性を發揮して世界の進運に寄與せんとするのであつて、此の國策は確固不動のもので日本が萬難を排しても其の完成に當る覺悟であるといふことは機會ある毎に第三國にも説明してゐるのである。

日本の此の方針遂行に付て第三國に於ては或は支那に於ける經濟活動を全然排斥されるのではないかとの懸念もあるやうだが其のやうなことは全然なく、帝國外交が支那に對しても第三國に對しても正義を基礎として運用されつゝあることは事實が證明して居り、支那に於ては一日も早く同憂具眼の士により中央

政府が設立されんことを希望し、帝國としては新生支那の友邦として相俱に新東亞建設の大業に参加せんことを切望に堪へないものがある。又日蘇間の事態に付ては四月早々日蘇漁業協定の調印を見て我が北洋漁業權益の保全を圖ると同時に、問題を平和的に解決した。斯くの如く東亞に於ては平和建設の爲めに十分の努力を拂つてゐるのである。

驟つて歐洲の現状を見るに、去る三月獨逸がベールメン及びメルンを合併し續いてスロヴァキアと保護條約を結び、一方メルンと併合したことは異常な刺激を全歐洲に與へ、情勢の進展するところ四月早々伊太利はアルバニアと同君聯合を結ぶといふ事態に立到つた。英佛側は之が對抗策として先づ英國は波蘭との間に相互援助協定を結び希臘及びルマニアの獨立を保障するなど外交の動きが頗る活潑で、米國大統領ルーズヴェルト氏は遙かに大西洋を隔ててヒトラー總統に對し親書を發し、又これに對してヒトラー總統は自己の所信を述べるなど頗る多事である。今日日本外交の樞軸がコミンテルンの破壊工作に對する爲めの日獨伊防共協定に置かれてゐることは動かざる國策で、此の防共協定は本年に入り滿洲國、ハンガリア、スペインの三國の参加を見、今や加盟國六ヶ國を算し世界的情勢は將來更に防共協定強化を必要とする趨勢にあり、既に近く参加を期待されてゐる國も現實にあるし、支那事變の終局乃至東亞新秩序の建設といふことに付いても事變の原因の一つとしてコミンテル

ンの支那に於ける破壊工作といふことがあり、益々防共協定が必要となつて來るのである。元々防共協定は何國をも敵とするものではなく、日本としては防共協定の眞義に従ひ獨自の見解に基き東亞の平和と進運の爲めに貢獻したいと考へてゐる。

私は我が外交が道義を基礎としてゐる點を世界各國に向つて闡明したい。我が國民は支那事變を機として大陸と運命を共にしなければならぬ程の大きな歴史の歩みの中に進み入つたのである。それは決して侵略等といふ外面的の出來事ではない。日本國民は——單に現代に生を享けてゐる人々ばかりでなく子孫も共に——或る意味で支那の歴史の中に其の運命を織り込んだのである。一度茲に立到つた以上日本國民は支那を指導し、高遠なる東亞恒久の平和建設の理想を實現する爲めに政治的に經濟的に文化的に全能力を發揮しなければならぬ。此の國民の總努力の現はれが國際的部面に發現したものが即ち日本帝國の對支外交である。斯くの如き大業は固より私共の如き微力によく致す所ではない。こゝに出席の各位の如き有力なる人々の鞭撻と協力に俟たなければ有終の美は期せられぬと思ふのである。

外交方針の概要 對支處理方針及び之に關聯する對列國關係は今大議會に於ける主要論題の一つとして取上げられ、有田外相は屢次の答辯に於て道義觀に立脚する我が對支態度と國際正義に基調を置く對列國政策を説明して來たが、之は所謂東亞新秩序の建

設に發足したる前年の十一月三日及び十二月二十二日の政府聲明に對し、解説的役割を果したものとして頗る注目される。これ等を總括すれば外相の抱懷する「東亞新秩序建設」といふ觀念が自ら其の全貌を明かにしたことになり、同時に帝國外交今後の動向を示唆するものとして注目されるが、其の要綱は大體左の如きものと解されてゐたのである。

◇對支方針

- 一、日滿支三國は東亞に於ける新秩序建設の理想を以て世界平和の樞軸たることを以て共同の目的とする
- 一、此の目的達成の方法としては善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則を基礎とする
- 一、善隣友好の原則は道義觀に立脚するもので、對支關係に付いて言へば我方では徒らなる優越感を去り平等の觀念を以て臨む
- 一、共同防共は平和攪亂者たるコミンテルンの魔手防衛の手段にして日支の防共協定、蒙疆地域の特殊化に必然である
- 一、經濟提携は互助連環の原則に遵ひ資源開發、交易促進其の他一般産業經濟の發展を圖る
- 一、治外法權撤廢、租界返還は列國をして同一行動に出でしめる積極政策も考慮する

一、廣田前外相當時獨逸を通じてなされたる和平工作の條件に含まれた賠償其の他の媾和條件は、東亞新秩序建設の各メンバーたる日支兩國間に存在しなくなつた

◇對列國方針

一、對外方針の基調は國際正義に基いて不公平なる現狀を打破するにある。功利的精神によつて新興勢力の發展を阻害せんとすることこそ不安動搖の根本原因である所以を率直に闡明する

一、日滿支經濟の互助連環は排他的なものに非ず、寧ろ世界經濟發展の一環である

一、九國條約は列國が支那を植民地視した上での利權共同保障の定款であり、新生支那によつて當然返上さるべきものである。日滿支三國の互助連環をしも列國が不當視するならば世界に於ける機會均等、門戶開放の再檢討も考慮されねばならぬ。波瀾曲折は豫想されても我方としては正を履んで恐れざるの決意があるのみである

對支政策 有田外相は一月二十一日の衆議院本會議に於て小川郷太郎氏のなした質問に答へて、對支政策に關しては十二月二十二日の政府聲明を中心に道義に則る帝國の方針、即ち善隣友好の原則を闡明し、又東亞の新秩序の建設と東亞經濟互助連環に就いて左の如く帝國と英、米、佛諸國との關係並に帝國不動の方針を

重ねて明かにした。

有田外相答辯

一、善隣友好の原則 御承知の通り支那には蔣介石が排日抗日の教育を徹底した爲めに排日抗日の氣分は支那に非常に廣く且つ深く根柢を有して居るのであります。此の排日抗日の考へを變へしむることは中々容易の業ではないと思ふのであります。勿論之が爲めには色々な施策を要するのであります。唯今總理から御話のあつたやうな文化的の施設によつて此の排日の思想を一掃するといふことは最も必要であるのであります。此の日本の官民が日本の道義的使命と申しますか、之に一致するやうに其の言ふ所、其の行ふ所を合せて行くといふことが根本であると思ふのであります。即ち吾々の心からして、若しあるならば優越感を去り平等といふことを吾々の考への中に持つて行くといふことがなくてはならぬのであります。又新しい政權との關係等に於きましても協力は勿論必要であります。指導と云ふ風な考へは之を去ることが必要であらうかと思ふのであります。日本の道義的使命といふものをハッキリと自覺して、それに基づいて日本の官民が將來支那と協力して行く、それが必要であります。又此の排日の思想、抗日の思想を緩和せしめまするに役立つものは去る十二月二十二日近衛總理の談話の形式に依つて發表された日本の新支那との國交を調整するといふあの方針で

あるのであります。あの方針自體は日本と支那とが相協力して行く、さうして支那を半植民地の狀態から完全なる國家に引上げて行く、斯ういふ精神に基いてゐるのであります。即ち此の國策に基いて行く限り排日、抗日の思想といふものは漸次になくなつて來ることゝ考へるのであります。

二、東亞經濟互助連環に關する方針 經濟方面に於きましては日滿支の三國が密接なる協力關係に立つといふことは或る言葉に據れば東亞經濟ブロックでありますが、(中略)ブロックといふ考へは其の他の總べてのものを排除する、斯ういふ誤解を懷く向もあるものであります。我々としては出来るだけ經濟ブロックといふ言葉は最近には避けるやうに致してゐるのであります。然し之は言葉の使ひ方の問題であります。から、何れに致しましても日本が日滿支の間に緊密なる經濟連絡の關係を樹立致して行きますれば、當然に其處に從來の機會均等主義との間に或る程度の何と申しますか相反する部分が一食違ふ部分が出来て來るのであります。然し乍ら日本が國防上の必要並に經濟目的達成の必要からしては、どうしても小川君の謂はるゝ經濟ブロックに向つて進まねばならぬのであります。英米からは之に對して抗議のあつたことは御承知の通りであります。帝國政府に於きましては徒らに文書の上で争ふといふことを成可く避ける考へに於きまして日本の要求する所、日本の考へてをります所を關係國の大使に

對して十分に説明を加へたのであります。加へましたけれども猶ほ十分に諒解するに至らずして米國、英國、佛蘭西からして日本の主張を認め難いといふ返事が來た。英米がどうして日本の主張を認め得ないか、或は認めさせ得ないのかといふ點に付きましては英米では此の日本の新政策、即ち日滿支の間の經濟的の緊密なる協力といふ結果が、事實に於て英米其の他の第三國の經濟的活動を支那から全然排除することになりはしないかといふ其の慮れから來てゐるのであります。其の全然第三國の經濟活動を支那から排除するのではなからうかといふ慮れを抱かしめるのは支那に於ける色々な是等の第三國に關係のある事件で解決の出来ないものが相當數に上つて居ります。又今回の事變に關聯して色々な臨時的、非常變態的と申しますか、さういふ風な措置が講ぜられて居るのであります。これ等を見て日本の行ふ所は日本の説明する所と違つて事實に於て英米諸國の經濟活動を支那から排除するのではなからうかといふ疑惑に基いてゐると思ふのであります。然し乍ら此の諸種の懸案に付きましては軍事上の必要或は軍事行動中調査が不能であるといふ風な理由の爲めに解決の遅れてゐるものが多いのであります。これ等のことは軍事上の必要が熄むか或は調査が出来るやうな狀況に立到りますれば當然解決すべきものである。又或る種の日本の措置に付て非難をし危懼の念を持つてゐるのであります。其の

多くは軍事行動に伴ふ臨時的の或は非常變態的の止むを得ない措置でありますから、これ等の非常態が熄めばこれ等の措置も自らなくなるものが多いのであります。かういふ風な状況でありますので、それ等の事態は英米大使等には説明を致してゐるのでありますが未だ十分其の點を諒解するに至つてゐないことは事實であります。然し乍ら最近の英米の回答で御承知のやうに法理論からしては日本の主張を全面的に反對してゐるのでありますが、然し一面に於て既存の條約は永久的のものでもないからして、場合に依れば之が變更を相談するに吝かならぬと云ふことを附加してゐるのであります。が、これ等は少くとも東亞に於ける新しい事態、日本の主張に對して相當程度の認識を持ち来りつゝあるものと見て差支へはなからうかと思ふのであります。(中略)尙は將來に於きましても機會ある毎に此の方針を説明致しますと同時に、現實の情勢に基いて日本の方針を具體的に闡明するといふ方針を執る積りで居るのであります。

列強の認識是正問題 二月三日の衆議院豫算外務分科會に於て笠井重治氏が事變收拾を繞ぐる國際關係に關し速記を中止して質問したるに對し、有田外相は速記中止を解き左の通り答辯した。

◇有田外相 今笠井君の御質問の中に外國では日本は戰爭に勝つても經濟財政上の破綻からして結局負けることになるのではなからうか、さういふ風に外國が見てゐるといふ陳述があつたや

うであります。勿論これは私共も新聞其の他に依つても承知致してゐる所でありませうが、然し乍ら之は獨り今日に於て云はれた許りでなく、もう戰爭が始まつて數ヶ月経つた時から云はれたのであります。然し既に戰爭も二年に垂んとするといふやうな状況であつて、而して日本の財政經濟に於ける影響と云ふものは外國人が豫想した所とは非常に違つた状況にあることは吾々お互の能く承知してゐる所であります。此の點は日本として又吾々國民として出来るだけ誤解をさせないやうにしなければならぬと思ふのであります。只今笠井君の云はれた中に時局の收拾は第三國に據らなければいかぬと思ふがといふ風な御意見もあつたやうですが、私共は必ずしもさうは考へないのであります。第三國の援助といふか、或は同情といふか、さういふ風なものがあれば時局收拾に便利だといふことは之は云ひ得ると思ふのであります。が、唯これ等の援助なり同情がなければ支那事態の收拾は出来ない、斯ういふ風なことは絶對にない。私共は確信を致して居るのであります。此の日本國民の強い決意を外部に示すと云ふことが即ち諸外國をして日本の實力を誤解せしめない所以であると思ふのであります。

國際會議召集の意なし 一月三十一日の豫算總會に於て小山谷藏氏が「支那問題を繞ぐる國際關係打開の爲めに東京に國際會議を召集しては如何」との質問をなせるのに對し、平沼首相及び有田外相は左の如く明確に「其の意なき」旨を言明した。

◇平沼首相 我が精神の存する所を歐米各國によく諒解せしめるといふことは大變なことでございます。此の點に付きまして今後大いに勉めなければならぬといふことは全く御同感でございますが、其の方法として日本に國際會議を開く、此のことに付ては未だ考へて居りませぬ。

◇有田外相 只今小山君から御話の様に東亞の認識を關係第三國に十分に與へるといふことは極めて必要なことであるのであります。そして、それには現在の支那なり或は日本なりに之等關係諸國の人を一人でも多く招いて實狀を説明し又目の邊り見せると云ふことが極めて必要であると云ふことは誠に御同感であるのであります。東洋へ来て支那なり日本なりの實際の状況を目撃した者は非常によく東洋の實狀を認識して居るのであります。今日迄も其の點に付て十分努力を致して居りましたし、又之からも其の點に付ては一層努力をする必要があると考へてゐるのであります。然し乍ら歐洲大戰以來一時盛んであつた様な國際會議を東京に招集して果して目的が達せらるゝや否やといふことになりますと、之は餘程考究を要する問題ではなからうかと思ふのであります。元來利害關係の同じでない色々な國の代表が一堂に會して、會議をして物事を決めると云ふことが果して適正な解決を得られると云ふ道であるかどうか、歐洲大戰以後の色々な國際會議の例に徴して見ても之は略ぼ明かであるやうに思はれるのであります。最近日本と致しましてはこれ等の國

際會議に参加すると云ふことよりも、寧ろ關係國に付て一々個別的話をして行くと云ふ方が効果的であるといふやうに感じて其の方面に努力を致してゐるのであります。従ひまして此の東亞の事態を認識せしめる爲めに東京に國際會議を開くと云ふやうなことが果して目的を達する所以であるや否やに付ては私としては相當の疑問を持つて居りますが、然し冒頭にも申し上げましたやうに一人でも多くの人を東京なり或は支那なりに呼んで、さうして事實に基いて説明をして認識せしめることが極めて有効であると云ふことは誠に同感でありまして、此の點に付ては將來共一層實現するやうに致したいと考へて居るのであります。

在支第三國權益の損害賠償せず 在支第三國權益の損害に對する賠償問題に就いて、二月一日の衆議院豫算總會に於て世耕弘一氏は政府の方針を質問する所あつたが、有田外相は之に對し「日本の軍事行動によつて發生した外國人の損害は原則として賠償しない」と答辯した。即ち從來帝國政府の此の問題に就いて採り來つた根本方針は、戰鬪行為並に作戰上の必要に伴ふ軍事行動により發生した損害に就いては、支那に於ける第三國人と雖も一般支那人同様其の損害を負担すべきものであるとの根本方針を堅持して居り、左の三項の場合の損害に就いては此の根本方針の下に戦

開法規を準用して賠償に應じない方針を採つてゐるのである。

一、支那側が戦闘行為に利用した外國權益が戦闘行為から被りたる損害

二、戦闘區域或は戦闘區域に接近したる外國權益が戦闘行為から被りたる損害

三、當該地域の附近に行はれたる戦闘行為遂行の爲め軍事上の必要行為から外國權益が被りたる損害

租界返還と列強 一月二十六日の衆議院豫算總會に於て中島彌

國次氏は「新支那の中央政權が出来た時に初めて日本の租界を支那に返すか又治外法權も撤廢するか、又外國の租界回收の時は相當摩擦が起ると思ふが相當の決心を以てやるのか」と質問したのに對し有田外相は左の通り答辯した。

◇有田外相 治外法權の撤廢並に租界の返還を考慮すると云ふことになつてゐるのであります。勿論此の治外法權の撤廢並に租界返還を考慮すると云ふことは、支那をして半植民地状態から脱却せしめる爲めに必要なことであるので、日本として進んで治外法權の撤廢並に租界返還を適當な時機に考慮しようと思ふことであるのであります。然し之は日本だけが撤廢し又返還してもそれでは何にもならないのでありますから、日本が撤廢並に返還を考慮するやうな時には同じく新政府は各國に對しても、それ等の返還撤廢等を要求することになるのは自然の

ことであらうと云ふのであります。日本のみが返還或は撤廢するといふことではないのは勿論であります。租界の返還並に治外法權の撤廢を考慮すると云ふのは固より之は日本政府の考へを述べたのであります。それ以上には出てゐないので。他國の問題に付きましては新政府が決めてさうしてそれを實行すべきである。唯先程申しました治外法權の撤廢並に租界の返還を考慮すると云ふことは、他國がしないに拘らず日本のみが單獨にすると云ふ趣旨でないと思ふことを明かにしたのであります。尙ほ各國がそれに應じなかつた場合には如何なる強力な手段に依つてもやるのかといふ風な點に付きましては今日の場合そこまで議論をする必要はないと思つてゐるのであります。

防共強化問題 一月二十二日の衆議院本會議に於ける安藤正純氏の「防共強化に關する見解如何」との質問に對し、平沼首相及び有田外相は具體的な點には觸れなかつたが、其の根本的な見解を左の如く披瀝した。

◇平沼首相 防共強化と云ふことを云ふが之は一體どうするのであるか此の問題でございませぬ。之は多岐に亘る問題でございませぬ。安藤君の云はれました通り所謂此の共產主義と云ふものは世界の平和を攪亂するものでございまして、之に對しましては我が國と致しましては亦東洋全體と致しましては、亦世界全體と致しましては、之に對應する所の對策を講じなければならん

ことは論を俟たざる所と考へます。(中略)先づ國內に於きまして國民の思想を健全に致しまして斯くの如き外來思想の爲めに害を受けないやうに致しますことは之は論を俟ちませぬ。此の爲めには政府と致しまして又民間の教化團體と致しまして又個人と致しまして大いに努力し來つたことは之を争ふことは出来ませぬ。(中略)それから又此の健全なる思想を普及せしめまして東洋全體に之を及ぼさんければならんと云ふことも當然のことです。現今支那に於きまして御承知の通り共產主義が蔓つて居ります。又共產軍と云ふものもございませぬ。之は實に東洋の平和を攪亂すべき最も大なる力でありまして、之を潰滅することは實に急務であると考へるのであります。従つて新支那建設の事業を完成するに付きましては、先づ防共と云ふことは第一に考へなければならんことであると思ふ。或は支那の三民主義、新民主義等に付てのお話もございませぬが、これ等の主義の内容を一々検討致しまして、之を論ずることは措きまして、兎に角東洋道徳又此の最も粹であります所の皇國の精神、これと抵觸すべきものは之を排撃しなければならんもの

でございまして、三民主義にして若し之に抵觸するものがあるございましたならば其の是正を圖らんければならんのであります。(中略)それから又當面の問題と致しまして日獨伊の防共協定、これが擴大せられまして、近頃滿洲國又ハンガリー國も之に加はつたのであります。此の協定の擴大と云ふことも素より

望むべきことと云ふのであります。然し之を望みますると同時に只今申しました思想的に健全なる思想が世界全體に明かになりまして、所謂此の共產主義と云ふものが世界の平和を攪亂せしむるものであると云ふことを十分に認識せしむる必要があると思へます。

◇有田外相 防共協定強化と云ふ問題であります。之に付ては總理大臣から續々述べられました通りであります。防共協定の強化と云ふことはコミンテルンの破壊工作に對して各國が如何に對處するかと云ふ其の方法に付てであるのであります。之に付ては種々なことが考へ得るのであります。或は情報網の強化或は各國聯繫を取つての取締りの強化或は協定參加國の増加とか種々なことがあると思ふのであります。

次いで一月二十六日の貴族院本會議に於て淺田良逸男より日滿支共同防衛と防共強化に關する質問があつたに對し、平沼首相及び米内海相より夫々大要左の如く答辯された。

◇平沼首相 日滿支三國の共同防衛は我が國が指導せねばならぬ。我が國としては必要な地點に兵を置いて目的達成に努めるのが既定方針であります。日獨伊三國の防共協定強化の中には形の上のものとの精神的なものとの二つあり、精神的のものは日本精神を獨伊兩國に及ぼすこととあります。現今の防共協定を如何にするかと云ふ點に付きましては、今日言明する時期に達し

てゐないのであります。國民全體に國防の義務あることを法文化することは目下のところ廣義國防の點よりすれば國家總動員法がこれに該當するものであります。目下のところ之を以て至れりと考へるのであります。

◇米内海相 コミンテルンの政治工作に對しては日獨伊の防共協定は絶對に必要であると思ふのであります。國防は陸海軍の任務であります。之は國民皆兵の大精神より發して居り、軍に最も大切なものは統制である。之無くしては軍は烏合の衆にして義勇兵の如きものは全然必要としてゐないのであります。國防の重責は飽く迄統制ある軍がこれに當るのであります。

長期駐兵方針變更せず 一月三十日の衆議院豫算總會に於て北哈吉氏の東亞新秩序建設の基礎的條件は、支那本土に於ける皇軍の長期駐屯にあることを指摘したるに對し、板垣陸相並に米内海相は夫々左の如く答辯し其の態度を明かにした。

◇板垣陸相 陸軍と致しましてそれが爲めに半永久的駐兵の施設を考慮準備致して居る次第であります。陸軍に於て中支を輕蔑することは絶對にありません。揚子江流域に重きを置くことは全く同感であります。念の爲めに特に此の際申上げたいことは、十二月二十二日の聲明以來陸軍は近く中南支から撤退するのではないかと噂が云ひふらされてゐるが、それは全くのデマであります。

◇米内海相 只今陸軍大臣から中支南支を輕視せぬとお話があったのであります。海軍としては中支に於ける現實の事態に鑑み揚子江の流れを重視してゐる。海軍は事變前より一つの艦隊を派遣して居つたのであります。只今は事變中でありますから特に強化して居りますが、之は今事變中は素より事變後に於ても此の警備といふ方針には一つも變りがないのであります。其の他中南支以外の點に付ても現在占據してゐる地點は、東亞新秩序建設の爲め確保したい考へであります。

然るに二月四日の衆議院陸軍分科會に於て中島彌團次氏の支那に對する駐兵問題に對し、板垣陸相は駐兵は(一)作戰上(二)地方の治安維持(三)保障(四)約束による必要の爲め相當の期間、相當の兵力を駐屯せしむることになるだらうと重ねて言明し、防共の爲めに必要なる兵力は協定成立によつてやる旨を明かにし、蘇支二正面作戰に付ては、支那事變突發により之が遂行の必要が生じたので二正面作戰を執るに至つたと述べ、又新生支那に軍隊が組織され我が軍の治安維持に協力する限り之と協力するに吝かでない、帝國の公明なる態度を表明した。板垣陸相の應答は次の通りである。

◇板垣陸相 只今は戰爭の繼續中でありますので撤兵と云ふやうな事は考へて居りませぬ。然し此の東亞新秩序の建設、此の新

段階に於きまして將來此の事變を見透しましたにしても、之は相當の期間、相當の兵力を駐屯せしめなければならぬ状態になるだらう、斯ういふ推測であります。そこで今の新政府と國交調整をしてそれと防共協定を結んでから始めて駐兵をするかといふやうなお話でありましたが、此の駐兵は先程申しました作

戦上の必要から或は又其の地方の治安維持の爲めとか、或は又保障の爲めとか色々の意味に於て駐兵を必要とする。又今のやうに防共協定を結んで其の約束に依つて永久に駐屯すると云ふ事もありませう。それは一概に申されぬと思ひます。防共のことに必要なる兵力を駐屯せしむるの必要は此の前から申す通りであります。之は防共協定を結んでそれに依つてやるべきものと考へて居ります。此の支那事變は勿論突發事件であります。現在の軍備計畫は十二年度に昭和十一年に於けるロシアの極東に對する軍備擴張、斯ういふものに對して計畫された事でありまして、之を遂行する途中と謂ひます。初めに於て此の事變に衝突をして随つて支那事變に對して又相當なる兵力を使用しなければならぬ、斯ういふやうな状態にもなつた譯であります。支那事變の遂行に必要な兵力も必要であるし、又ロシアに對する所の軍備の計畫も遂行しつゝ行き從來の計畫も遂行し更に之を更新せしめて行くと云ふことも必要になつて來た、斯ういふ譯であります。支那軍隊自ら日本軍の治安維持に協力すると云ふことになりませう、之を利用することは勿論必要

でもあり結構なことと思ひます。

尙ほ二月六日衆議院第四分科會に於て板垣陸相は水谷長三郎氏の「上海には相當強力な陸軍の駐兵を必要とするが如何」との質問に對し左の如く應答した。

◇板垣陸相 駐兵と云ふことは只今戰爭中であるから考へてゐないが、將來のことを考へると相當長期に亘る駐兵の方針には何等變更はない。只今直ちに屯田兵制度を採用するとは考へてゐない。遠き將來は考へねばならぬかも知れぬが目下のところ考へてゐない。

支那新政府國防費分擔問題 石渡藏相は一月二十六日の衆議院豫算總會席上、中島彌團次氏の「支那新政府に對し我が國が駐兵した場合、國防分擔金を負擔せしめることは滿洲國側の例によつても適當と考へる。政府の意向如何」と質したるに對し大要次の如く答へた。

◇石渡藏相 將來支那に於て我が國の國防の爲め金を負擔するかどうか確言は出来ませんが、或る程度負擔するものと思ふのであります。

蘇支二正面同時作戰の意義 一月二十五日の衆議院豫算總會に於て堤康次郎氏の蘇支二正面作戰の意義及び之と事變處理との關係、蘇聯に對する帝國の覺悟等に關する質問に對し、板垣陸相は

帝國の公明なる態度と軍としての決意を左の如く率直に答辯して其の根本方針を明かにした。

◇板垣陸相 變轉極まりなき國際情勢に應じ、特に又此の支那事變を中心とする所の東亞の新事態に即應する爲めには、國家總力、就中國防の充實を期することの必要であると云ふことは申す迄もない事であり、先般の軍需産業關係者の會合に於て申述べました所も、只今堤君からお話がありました件は「蘇支二正面の武力同時作戰を準備するの必要、即ち其の國防力を充實する。之に關係ある所の軍需を充實する」と云ふ爲めに其處に一つの基準を與へると云ふのが眞意であります。何れの國に於きましても國防を充實し軍備を建設すると云ふが爲めには其處に一定の目標がなければならぬと思ふのであります。其の目標無しに漠然と軍備充實を圖ると云ふ様なことは、之は素より慎まねばならぬ事でもあり又不可能のことでもあるのであります。之を歐洲の諸國の例に見ましても或は二國標準の軍備と云ひ、或は又數正面作戰の準備と云ひ又殊にソヴェト聯邦の如きは「東西兩正面同時獨立作戰」、斯ういふ様な事を申してゐるのであります。之は即ち軍備の建設に目標を與へると云ふ例であります。準備となるべき基準と申すものも此の意味に外ならないのであります。今後時局の解決の要訣と致しましては國家の總力を自ら養ふと云ふことが最も必要だと云ふ事は前にも申した通りであります。即ち國家の政策と致しましては國民精

神を高揚すること、軍備を充實すること、生産力を擴充すること、又貿易を振興すること、國內の調整を行ふと云ふやうな事が必要であつて、これ等を重要政策として之に國家の總力を集中しなければならぬと考へるのであります。(中略)只今此の時局に際しまして支那事變の解決と云ふことに主力を傾注してゐると云ふことは申すまでもない事であり、又帝國の確乎不動の方針であると考へるのであります。然しながら此の事變の完遂と云ふことと、此の作戰準備と云ふことは實は密接なる關係を持つものでありまして、二つの様ではありますけれども實は一つの事柄と考へて差支へないことと確信するのであります。只今の時局と致しましては斯ういふ考へを以て、國民と致しまして如何なる困難をも之を突破するといふ、物心兩面の覺悟と軍備が必要であることを痛切に感ずる次第であります。只今の堤君の御意見に對しましては全く同感であります。

興亞院の權限 一月二十二日の衆議院本會議に於ける安藤正純氏の質問に對し平沼首相は左の如く初答辯した。

◇平沼首相 支那に於ける新秩序の建設は我が國是である。萬難を排して此の目的貫徹を圖らなければならぬ。第三國に對しても我が意のある所を充分説明して、其の實現を期する次第である。興亞院の設立によつて外相の權限が半減するやうなことはない。興亞院は内閣の決定を實行する機關であつて、現地機關

とも緊密なる連絡をとつて政策を行ふので相剋のある懸念もなく、又外交關係のものは外務省を通じて行ふ譯だから權限爭奪の問題もない。

次いで二月三日の衆議院豫算外交分科會に於て中島彌國次氏より興亞院と外務省との權限に就いて質問あり、有田外相との間に左の如き應答があつた。

◇中島彌國次氏(前略) 支那に於て地方政權を指導して行く、或は北支に地方政權を作つたり、中支に又政權を作つて其の上に中央政權を作る、斯ういふことは政治であつて外交ではないのですか。

◇有田外相 外交ではありません。

◇中島氏 では政治ですか。外交でないとするとは興亞院の仕事であつて外務省の興り知らぬことですか。

◇外相 外務省の仕事でもないと同時に興亞院の仕事でないかも知れぬ。外務省の仕事でないから必ずしも興亞院の仕事であるとも云へない。

◇中島氏 どちらの仕事でもないとするとは何處がそれを管轄するのですか。私は興亞院の仕事の範圍内と外務省の仕事の範圍内と判つきりして置かなければならぬ。是は外交大權に關する重大なる問題であつて所謂統帥權と外交大權の此の權限の岐るゝ所を私は承つて見たいと思ひます。統帥權の方は之は軍部の方

に問ひますからあなたの方には問ひませぬが、中央政權を打建て、行くといふことは外務省の仕事でもなく興亞院の仕事でもないと思ふか。

◇外相 世の中には色々な事があつて、其の中には外務省の仕事であるものも興亞院の仕事であるものもあるが、然し兩方に屬しないものもあり得ると思ふ。新政權を樹立するとか云ふことも誰が樹立するか分らないが假に樹立すると云ふ事があれば、それは一つの事實としてあるかも知れぬが、日本の役所の何處かに其の權限が必ずしもあるものとは云へないと思ふ。

◇中島氏 それでは興亞院を作つた意義がなくなつて来るのではないかと思ふ。(中略)私は澤山例を出しますが、一々當嵌めて外交と政治との間に限界を與へて貰ひたい。それが興亞院と外務省との間に於ける一つの接觸點になつて来るのではないかと思ふ。要するに權限が明かになつてゐなければ責任の歸屬點が私には明かでないと思ふ。權限が紛淆すれば責任が紛淆致します。(下略)

◇外相 今軍事行動の時期であるから支那には澤山の兵隊が行つてゐるのであつて、軍隊が行つて蒋介石政權の覆滅を計つてゐる以上、軍として色々な手段を採り得るのである。興亞院の職權でもなく又外務省の職權でもないものであつても軍がやり得ることが當然であると思ふ。

◇中島氏 滿洲國の指導開發の如きは軍もやつて居る。さういふ

やうな意味に於ての統帥權の範圍内に於てやつて居りますか。

◇外相 それは吾々として説明する限りではないと思ふ。(下略)

は、將來の問題となつて残る別の問題である譯です。けれども新しい支那の政府を相手とする交渉は總べて外務省の權限に移ると云ふことだけは明かです。

◇中島氏 政治と經濟、外交の區別を明かにして戴きたい。

◇中島氏 新しい政權が今までに出来てゐる事實上其の政權と色の取極めをしてゐる。例へば揚子江の航行權の問題をどうするか、或は龍烟鐵礦の問題をどうするか、或は又大冶鐵山の問題をどうするか、色々のことに付ての取極めを承認はして居ないけれども、新しい政權と事實上新日はやつてゐますがそれは政治であつて外交でないから與亞院の管轄に屬し外務省は與り知らぬと斯う解釋して宜しいですか。

◇外相 今は支那に於て對支外交はない。

◇外相 さうです。

◇中島氏 支那には對支外交がないのに公使館も領事館も置いてあるのは、あれは唯事實上の仕事をするだけですか。

◇中島氏 之を要するに外交と政治の定義に關しまして外務大臣の云はれた所の結論は、外務省にも與亞院にも屬しないものがあつて事實行爲によつてやるものもある。それから第三國關係に屬するものは皆外務省でやつて行くのである。又新政權が出来てそれを承認するやうな事は外務省に於てやる。それから現に新政權は出来て居りますが、それを承認する迄の間に於ける新政權との色々の交渉其の他のことは與亞院がやるのである。それから連絡部に付ては抽象的には判つきりして居るが、事實色々と複雑して居るところがある。大體今の結論はかう解釋して宜しいのですか。

◇外相 目下の所さうであります。

◇外相 大體に於て其の通りです。唯連絡部に付ては實際に於て

◇中島氏 目下の所さうであると、時局が終了して或る一種の政權でも出来て承認して後は又外務省に戻る、かう見て宜しいです。

◇外相 其の際には中央の政府との交渉は一切外務省が當る譯です。然し支那に於ける日本人の色々な行動を外務大臣が從來通り監督指導するか、或は其の事項は與亞院がするかと云ふことは色々紛糾したことがあると云ふことだが、其處には必ずしもさういふ意味に云つたのではないので、實際問題として分らぬ事が生ずるかも知れないと云ふのです。

文化的事務の區分 外務省と與亞院の支那に於ける主管事務の區別に關し二月四日の衆議院豫算外務分科會に於て中島彌國次、川崎克氏等民政黨議員から繰返し追究され、結局秘密會となつて有田外相から答辯があつたが、秘密會に入るに先立ち清水外務政務次官が中島氏に答へて述べた文化關係に於ける主管事務の區分は左の通りである。

占領地區の人心指導方針 柳川與亞院總務長官は二月八日の衆議院豫算分科會に於て政友會猪野毛利榮氏の質問に對し大要左の如く答辯した。

◇興亞院 一、教育關係諸機關(支那人及び支那に於て活動せんとする日本人の教育機關)
二、支那の政治、經濟、文化等學術研究機關
三、支那に於ける醫療、防疫、衛生機關
四、日支文化協力を目的とする施設
五、其の他支那文化助成に關する事業

◇柳川長官 占領地區に對する指導方針 要するに日本の考へを正しく極めて置いて、それを自然に辛抱強く支那に解らせて行くやうに指導する。彼等自身の日常生活にも或る變化を與へるやうに自然の指導をしなければならぬ。此の具體的のことはこれから研究して行く方針だ。

◇外務省 一、在支日本人子弟學校
二、過去に於ける支那文化の學術的研究機關
三、日本人のみで出来る文化事業
四、支那人の日本留學、日本人の支那留學に關する事務
五、日支兩國人の相互視察

東亞協同體の根本原理 一月二十八日の衆議院豫算總會に於ける水谷長三郎氏の東亞協同體の根本イデオロギーの質問に對し、有田外相は次の如く答へた。

◇有田外相 事變外交が道義を基調とすることは前にも述べた。首相も萬物をして其の處を得せしむることが、日本の方針の基調であるといふ風にも申されたのである。即ち之を日滿支の關係に適用して見ますれば、日滿支が各々其の處を得て行く、さうして日滿支といふ一つの協同體と申しますか、これが世界の

内に於て又其の處を得て行くやうにする、之が日本の考へ方であるだらうと思ふのである。其の根本の考へ方から政治的に、或は經濟的に、文化的に、お互に互助連環の關係を作つて行く即ち其の根本は飽くまで道義であり、さうして萬物が其の處を得て行く如く、日滿支が其の處を得て行く、斯ういふ考へ方であるとは私は信じて居る。(中略)東亞に於ける新秩序といふことは之を廣く世界に考へて見れば、東亞に於ける此の秩序がやはり一つの單位となつて、他の歐米に於ける單位との間に同じやうな關係が存続するであらうと思ふのである。他を犠牲にして自分のみが榮えようといふ考へ方ではないのである。

支那に出来る中央政權がどういふものであるかは今日豫想して居ない。従つてそれと蒙疆との關係も豫想出来ぬ。只蒙疆地方が今迄よりも高度の自治體であるべきだと考へてゐる。

支那新政權の形態

一月三十一日の衆議院豫算總會に於ける北哈吉氏の支那新政權の形態に關する質問に對し、有田外相は左の如く言明した。

◇有田外相 只今北君のお話のやうに英米其の他の第三國の支那に對する考へ方は、勿論これ等の諸國の支那に對する利害關係と云ふことが其の根本をなして居るから、日本が此の東亞の新秩序を建設と云ふことに道義的使命と申しますか、之に付て第三國に説明致しまする場合に於ても、唯道義的方面のみの説明で満足する譯には行かないと思ふのでありまして、自ら其處に

れば法律上細かい議論をすれば限りないことではありますが、極く常識的に云へば分治合作といふやうな形に於て、其の中央政府が外國に向つては、政府として支那を代表するといふ風なものに考へて居るのであります。

中央新政府の統治政策

板垣陸相は二月六日の衆議院豫算第四分科會席上、水谷長三郎氏の質疑に對し左の如く言明した。

◇板垣陸相 占據地區内には北支臨時、中支維新の現存政權を初め中南支各地にも治安維持會が結成され、現に結成されつゝあるのであるが、豫想される新中央政權がこれ等を包括することは勿論である。駐兵に付き其の場所、機關等具體的に申上げる自由はないが、上海に付ては唯揚子江の河口が重大性を持つてゐると云ふことを申上げて置く。事變を解決する目的として我が國は東亞の新秩序建設と云ふ事を主張してゐるので、防共とか經濟提携等の基本的目標に付ては新中央政府と十分打合せ之に必要な誘掖善導を行ふ方針である。但し其の外の細部の問題は新政府自身に任せ干渉することは極力避ける意向である。

汪兆銘脱出問題 有田外相は一月二十一日の衆議院本會議に於ける小川郷太郎氏の質問に對し、汪兆銘の重慶脱出問題に關し帝國政府の見解を左の如く述べた。

◇有田外相 汪兆銘は重慶を脱出して河内に居つて蒋介石に宛てて色々和平を勧告する電報等を出してゐるのであります。従つ

は英米等第三國が東亞の新事態を認めると云ふことに依つて、彼等自身の利害の上から見ても其の方が宜しい、又世界平和、世界繁榮と云ふ點から見ても此の東亞に於ける新秩序を認めると云ふことが利害の立場から考へてもいゝのであると云ふことを説明しなければならぬ。又我々としても其の點に於ける努力を怠つてゐない心算である。従ひまして今北君よりお話になりましたやうな英米其の他の第三國の東亞に於ける彼等の利害と云ふことが、或る程度まで根本になつて居ることは全然御同感であります。

強力なる中央政府と申しますことに多少誤解があつたやうであります。私共は強力なる中央政府と云つたかどうか判つきり記憶致しませんが、中央集權の政府が出来ると云ふことを考へて居るのではないのであります。續々北君からお話のやうに支那の今日迄の歴史を考へて見ましても、又現在の狀況から考へて見まして此の支那全土を打つて一丸とした一の中央集權と云ふものは容易に期待出来ない。或は北支那と云ひ、或は中支、南支と云ふ風に民族、風俗、歴史、利害關係が色々違つて居るのであります。又これ等の各地方には夫々地方的の政權が出来て居る状態でありまして、各地方々々に於ても自治的に相當差の多い場合もあるのであります。結局これ等の地方政權と云ふものがあつて、それが集つて外部に對して一の國家として該當するやうな政府が出来ると云ふ趣旨で、言葉を換へて云ひます

て國民政府部内に非常な動搖を來し、又支那國民にも非常な影響を與へてゐる様であります。然し乍ら汪兆銘が如何なる考へを持つてゐるのか、將來如何にして行く積りであるかと云ふ風なことは、政府としては新聞に現はれてゐるやうな情報以外には持つてゐないのであります。唯此の影響する所が頗る多く、將來國民政府の分裂或は國民政府を壊滅に至らしむる一つの原因になりはしないかとさへ思はれるのでありますから、政府としては其の成行を注意してゐることは勿論であります。

三民主義の擄奪 一月二十二日の衆議院本會議に於て安藤正純氏は三民主義に關し質問したが、之に對し板垣陸相は次の如く答辯した。

◇板垣陸相 三民主義は現在の指導方針では御説の如く之を排撃しなければ東亞新秩序の建設の如きは不可能であります。故に、之に代る所の指導原理の生れることを期待して居ります次第であります。現三民主義も之を修正致しまして東亞新秩序建設の理想に協力するものたるに至らば、之を容るゝに吝かではないものであります。

其の後三民主義修正に關し衆議院豫算總會に於て數回繰返され平沼首相及び板垣陸相は其の都度之に對する見解を披瀝して來たが、首相は二月二日の豫算總會に於て水谷長三郎氏の質問に答へ

又今迄の質問に對する總括的答辯の意味で現在の三民主義は共產主義其の他の抗日意識の浸潤を受けてゐるが、東亞新秩序の理念に合致するやう修正される事を希望する旨左の通り答辯した。

△平沼首相 三民主義は固より支那に於て唱へられた主義でございます。之に對しまして是正を求むると云ふ點は要するに支那に於ける所の新秩序の建設、即ち東亞の新體制、之を完成致しまする爲めに妨げになります主義思想と言ふものは、之を變更せしめなければならぬと思ふのであります。殊に共產主義の思想と言ふものが此の支那に於て唱へて居ります主義の中に入つて居る様であります。是等の點の是正を求めなければ我が目的とする所の東亞新建設と言ふものを完成する事は出来ないものであります。之は主管大臣よりも述べて居りますが、之を綜合致しますれば右の通り政府は考へて居るのでございます。

第三節 阿部内閣の成立

平沼内閣の辭職 獨蘇不侵略條約締結を契機として平沼首相は對歐策打切りを決意すると共に國內體制の更始一新を期する爲め遂に内閣總辭職を行ふこととなり、八月二十八日午前九時より開かれた緊急臨時閣議の席上、各閣僚の辭表を取纏め直ちに宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ總辭職事情を委曲奏上、閣下に骸骨を乞

ひ奉り、辭表を捧呈したが、平沼首相は總辭職の理由に關し即日左の聲明を發表した。

平沼首相聲明

不肖さきに大命を拜し豪閣董監の重任に當りて以來日夜聖旨を奉體、閣僚と協力し一意専心時艱を克期して東亞の新秩序を建設し以て聖戰の目的達成に邁進して來たのであります。而して外交は建國の皇謀に則り道義を基礎として世界の平和と文化とに寄與するを第一義とし、此の方針の下に對歐政策を考慮し屢次之を閣下に奏聞し來つたのであります。然るに今回締結せられたる獨蘇不侵略條約により歐洲の天地では複雑怪奇なる新情勢を生じたので、我方は之に鑑み從來準備し來つた政策は之を打切り更に別途の對策樹立を必要とするに至りました。之は明かに不肖が屢次奏聞したる所を變更し再び聖慮を煩はし奉ることとなりましたので、輔弼の重責に鑑み誠に恐懼に堪へません。臣子の分として此の上現職に留まりますことは聖恩に狎るるの懼れがあります。尙ほ國內の體制を整へ外交の機軸を革め此の非常時局を突破せんとするに當つては局面を轉換し、人心を一新するを以て刻下の急務と信ずるものであります。以上の理由により本日閣下に伏し謹みて骸骨を乞ひ奉つた次第であります。

阿部内閣の成立

斯くて後繼内閣の首班に就き 天皇陛下より御下問を拜した湯淺内府は、同日直ちに西園寺公を訪問、意見交換の結果、後繼内閣の首班には阿部信行大將を最適任とするに意見一致を見たので、湯淺内府は宮中に參内 天皇陛下に拜謁仰付けられ内大臣の責任に於て後繼内閣の首班には阿部信行大將を最適任とする旨奉答した。畏き邊りでは同日午後八時二十分百武侍從長を通じて阿部大將に宮中御召の電話あり、阿部大將は陸軍大將の軍裝に威儀を正し午後八時三十三分參内同五十分 天皇陛下に拜謁仰付けられ茲に後繼内閣組織の大命は阿部大將に降下された。大命を拜した阿部大將は暫くの御猶豫を乞ひ奉り恐懼して 御前を退下、次いで内大臣府に於て湯淺内府と會見、大命を拜した趣を報告し挨拶を述べた後、意見を交換して午後十時宮中を退出、翌二十九日早朝より組閣に着手した結果、三十日午前に至り左の通り閣僚の銜衡を了したので、阿部大將は同日午後一時七分宮中に參内、表御座所に於て天皇陛下に拜謁仰付けられ、謹んで大命を拜受する旨を奏上して恭しく閣員名簿を捧呈 陛下には之を御嘉約あらせられ、同日午後親任式 行はせられた。即ち阿部大將は一旦御前を退下、別室に控へ、續いて新閣僚が參内 天皇陛下には御軍裝を召され松平式部長

官御先行申上げて同二時半鳳凰間に出御、米内海相待立の上阿部大將に對し内閣總理大臣親任の勅語を賜ひ、米内海相より官記を傳達し、斯くて總理大臣親任式を終へさせられ 陛下には一旦入御の後再び鳳凰間に出御あらせられ、阿部首相待立の上同三時新聞閣僚に對し親任式を執り行はせられた。

- 陸軍大將正三位勳一等 阿部 信行
- 内閣總理大臣兼外務大臣
- 内務大臣兼厚生大臣 正三位勳一等 小 原 直
- 大藏大臣兼企畫院總裁 正四位勳二等 青 木 一 男
- 陸軍大將從三位勳一等功五級 畑 俊 六
- 陸軍大臣兼對滿事務局總裁
- 海軍大臣 海軍中將正四位勳一等 吉 田 善 吾
- 司法大臣 檢事從三位勳二等 宮 城 長 五 郎
- 文部大臣 正三位勳二等 河 原 田 稼 吉
- 海軍造兵中將從三位勳二等 伍 堂 卓 雄
- 商工大臣兼農林大臣
- 逓信大臣兼鐵道大臣 正三位勳一等 永 井 柳 太 郎
- 拓務大臣 勳三等 金 光 庸 夫

斯くて阿部新内閣は三十日初閣議を開いたが、閣議終了後時局擔當の所信に關し左の首相談を發表した。

今回不肖拙ならずも大命を拜し寔に恐懼感激の至りに禁へませぬ。たゞ此の上は一意専心、赤誠を捧げて輔弼の重任を完う致したい所存であります。

今や世界の情勢は多事多變にして時局は極めて重大であります。併も東亞新秩序の確立は我が國不動の國策であり、之が爲めに必要なる國際環境の調節亦現下の喫緊事であります。複雑多變を極めつゝめる國際現情に關しては、帝國獨自の立場を嚴持し、自主的所信の遂行に邁進せんとするものであります。此の間帝國の立場を理解し協力を吝まざる國に對しては、我が友邦として共に世界の進運に協力すべく、又然らざる國に對しては斷乎たる決意を以て之に對處する覺悟であります。之と同時に内に於ては國內機構を刷新して國防國家の新體制を強化し、軍備の充實、生産の擴充、輸出の振興、經濟統制の合理的促進等を斷行し、統後對策の徹底を圖り、以て時艱の克服に邁進するものであります。現事變に對する帝國の方針は、既に確定不動のものがあつて、政府は舉國一致此の方針を實踐して、光輝ある段階の實現に邁進する考へであります。之を要するに政府は明朗瀟灑の精神を以て百般の政務を遂行し、國民思想の正導、國民能力の高度的發揮を期するものであります。冀くは國民諸君も亦協心戮力以て帝國既定の國策の達成に精進せられんことを望んで止みません。

新内閣政綱 阿部首相は新内閣の政綱政策に就き、組閣以來内

外の情勢に鑑み、各閣僚の意見を徴して慎重熟慮を重ね唐澤法制局長官に命じ原案作成中の所、成案を得たので九月十二日の午前、午後には互に閣議に於て検討を行つた結果閣議決定を見るに至つた。仍つて首相は同十三日午前宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ委曲奏上の上正午左の如く聲明した。而して新政綱政策は表現を出来るだけ平明にして國民に其の徹底を期する點と苟くも聲明した事柄は必ず實行するといふ點に主眼を置いたものである。

聲明全文

國體の本義に徹し、外交を調整し、國防を強化し、産業を振興し統後生活を確保する等凡そ國政の全般に亘り不斷の努力を傾注すると共に、特に現下の重大時局に處し現内閣が堅き決意を以て其の具現に邁進せんとする當面の要務概ね左の如し。
一、根本方針 政策の中核を支那事變の處理に置き、外は自主的立場を堅持して複雑微妙なる國際情勢に對處し、内は軍備の充實と基本國力の培養とに精進し、内外諸般の施策を此の目的に統合集中し以て日滿一體の實を擧げ、日支新關係の實現を期す
一、支那事變の處理 支那事變の處理は曩に決定せられたる確固不動の根本方針あり、最近抗日政權の實力漸く減退し、又近く新中央政府の成立を見んとするの趨勢に鑑み、進んで之が成立を援助し之と協力し、更に適切機宜の方策を講じて事變處理の

完遂を圖る

一、綜合經濟力の擴充運用 急迫せる國際情勢の近情に鑑み重要國防資源の自給自足を實現するが爲め、生産力擴充計畫の實行を促進すると共に、新情勢に應ずる貿易體制を強化整備す。生産力擴充計畫其の他經濟諸部門に亘り速かに日滿支を通ずる綜合計畫を確立し、之が圓滑なる運用を期す

一、國家總動員體制の整備強化 國家總動員體制の整備強化、就中總動員指導體系の確立、物資動員の整備、物價統制の徹底、勞務の需給調整の速かなる實現を期す

一、諸制度の刷新並に運用 國政の全般に亘り官民協力の實を擧げ、政府各部の連絡協調を一層緊密ならしめ、敏速にして統一ある處理を確保するは刻下の急務なるに鑑み、行政機構、官吏制度其の他各般の制度の刷新並に運用の改善に付き適切なる方策を講ぜんことを期す

第四章 興亞院の創設経緯

第一節 軍部・外務の主張對立

興亞院成立經過 之より先き對支中央機關設置問題は、支那事變勃發以來、軍部方面に於て對支國策統一の必要から要望されてゐた所で、第七十三議會に於て既に具體化したのであつた。然るに外務省は所謂外交一元化の建前から猛烈に反對し、外務省の現機構を擴大強化した外務省案を以て之に對抗した結果、遂に時の外相廣田氏は軍部・外務兩者の板狭みとなり辭職の已むなきに至つたのであつた。其處で近衛首相は一先づ本問題を水に流し、内閣改造を斷行すると共に五相會議を設置して、之によつて支那事變處理の根本方針を決定することとした。然るところ其の後皇軍の勇猛果敢なる奮戦によつて大陸に於ける戦果は益々擴大されるに至り、之に伴れて對支政策の統一機關たる對支中央機關の設置は再び強く要望され、昭和十三年九月上旬には又もや陸海軍一致の案が五相會議に提出されたのである。

即ち對支中央機關設置問題は昭和十三年九月六日の五相會議に於

て研究議題として取上げられ、次いで同十三日の五相會議より内容の検討に入り、大機關を必要となす軍部方面の積極論と、之に對して事務局で足れりとする外務省の消極的意見を組上に比較研究が加へらるゝに至つたのである。而して現地方面に於ては現在の實情並に新支那建設援助實現の爲めには中央に相當強力にして綜合性のある對支機關が緊要であるとの意向が極めて積極的に表明されてゐた。然し之を其の儘實行する時は從來外務省が管掌してゐた對支外交並に對支文化事業等をも吸収することになり、其の結果現行外務省官制に牴觸すると共に、憲法上疑義を生ずる惧れもある。此の點に就いては法制局で慎重研究することになつたが、當時に於ける軍部・外務兩者の主張は大體次の通りであつた。

軍部案

- 一、對支時局問題の處理を目的として内閣に對支中央機關を設置す
- 二、對支中央機關の總裁は内閣總理大臣之に當り副總裁は親任官となす
- 三、對支中央機關は左の如き事務の管掌に當るものとす
 - イ、對支諸政策の樹立
 - ロ、支那に於ける政治、經濟に關する諸種事項の調査計畫をなす

があつて却つて事務の錯綜を來す

- 一、從つて對支機關は對支事務局程度のものとし、第一には五相會議の方針を現地機關に傳達するの事務を管掌し、第二には支那に於ける兩國策會社の事業を監督するに止める
- 一、外交の綜合性に鑑み對支外交の企畫のみを中央機關が管掌するの案には絶對反對する
- 一、現地の政治經濟指導機關を統合して強化し五相會議決定方針の實行機關としての使命を達成せしむる

斯くの如く前記兩案が對立の状態となつたので、法制局では新に妥協案を作成し、爰に所謂「對支院」案なるものが作成せられ、五相會議の審議に附せられたのである。而して九月二十三日の五相會議に於て宇垣外相の讓歩により外務・軍部の新妥協案を案出する事となり、外務省事務局では二十四日以来研究を重ねた結果、對支院を支那事變中の暫定機關とすること、對支院の管掌事項を占領地域に限ることの二つを根本點とした對案を作成したので、殘る問題の中心は對支院の權限の一點に懸つてゐたのである。其處で宇垣外相は此の妥協案を二十七日の五相會議に持出した所、軍部側は暫定機關たることには異存はないが占領地域に限定することは根本的に認識を異にするといふので頭として反對した。其の爲め更に陸海外

し又之が實施に當る

- ハ、支那に於ける新政權と協力して政治的、經濟的諸問題の處理に當る
- ニ、支那に於ける文化事業、厚生事業に關する事務
- ホ、支那に於て各種の事業をなす特殊會社の事業を監督し又之が統制に當る
- ヘ、各廳對支行政の統一
- 四、以上の諸事項の中重要なものは五相會議と連絡して處理す
- 五、對支中央機關に對應して現地には經濟處理機關を設置し、之を對支中央機關の直屬となす
- 六、前項の外の現地機關は暫時の間現状の儘となすも中央と現地機關の連絡を緊密ならしめて出来る限り速かに之を對支中央機關に包括吸収するの措置を講ず
- 七、民間に於ける有力者をも起用して之を委員となす對支審議會を新設し之を總裁の諮問機關とす
- 八、對支中央機關の人的構成は眞に舉國一致のものになし、文官武官はもとより廣く民間よりも人材を登用して國民的輿論を表現せしむる

外務省案

- 一、外政省案は時局柄之が提示を見合せる
- 一、對支中央機關として現行の五相會議が十分其の使命を果してゐる現状に於て、大規模の中央機關設置は屋上屋を架する嫌ひ
- 三省の事務折衝が行はれ「占領地域」を改めて「支那事變處理の爲め必要なる政治、經濟、文化工作」として大略左の如き事務局の妥協案が成立したので二十八日に外相の裁斷を仰ぐこととなつた。
- 一、對支院は内閣總理大臣の管理に屬し支那事變中左の事務を掌る。但し涉外事項を除く
 - (一) 支那に於て事變處理に必要な政治、經濟、文化に關する事務
 - (二) 前項の事項に關する政策樹立に關する事務
 - (三) 支那に於て事業などを目的とする特別法律に依り設立せられたる會社の業務の監督並に支那に於て事業をなす目的とする會社の業務統制に關する事務
 - (四) 各廳の支那に關係ある行政事務の統一保持に關する事務
- 一、中央機關設置と同時に現地に機關を設け政治、經濟及び文化に關する業務を一律に之を移管する
- 一、五相會議に於ては對支基本國策を策定し、本院では之に基いて第二次の諸政策を樹立する

宇垣外相の辭職

然るに宇垣外相は妥協案に對し裁斷をなさず翌日に持越し、翌二十九日午前省議を開いて、妥協案の詳細なる説明を聴取した。其の間宇垣外相は一語も發せず黙々として説明に耳を傾けてゐたが、右報告終るや「自分には獨自の考へがあるから

一切を自分に一任して欲しい」と告げ、其の儘首相官邸に到り近衛首相と會見「對支院の設置は外務大臣の外交權限の干犯となるから自分としては絶対に反對である」として辭表を提出して退出した。其處で軍部側では此の字垣外相の態度は不可解千萬であるとし、問題は恐らく對支行政機關設置でなく、他の理由に基くものと見るの外はないとの見地から、同日陸軍情報部長談を以て「對支中央機關が全く暗礁に乗り上げたらしい。先日來事務當局が苦心して、遂に陸・海・外三省の事務當局間に完全に歩み寄つた案が出来上つたのに、それが打ち壊はれるといふことは、單に行政機關の理窟の問題ではなく他の理由でもないことには考へられないことである」と發表したのである。

「對支院」案大綱内定 斯くて十月一日午後字垣外相の辭任により五相會議に代る四相會議を開き、更に臨時閣議に同案大綱を附議決定の上直ちに法制局に廻附して之を法文化せしむることとなつた。茲に本問題は一應解決を告げた次第であるが、臨時閣議に於て決定した同案要綱及び閣議諒解事項は左の通りであつた。

對支院（假稱）要綱

一、支那事變中内閣總理大臣を總裁とする對支中央機關を設置し

對支院と稱す

二、本機關の管掌すべき事項左の如し、但し「涉外事項」を除く
イ、支那事變に當り支那に於て處理を要する政治、經濟及び文化に關する事務
ロ、前號に掲ぐる事務に關する諸政策の樹立に關する事務
ハ、支那に於て事業をなすを目的とする特別法律により設立せられたる會社の業務の監督並に支那に於て事業をなすを目的とする會社の業務の統制に關する事務
ニ、各廳の支那に關係する行政事務の統一保持に關する事務
三、前項の事務に關し重要な事務を關係各廳と連絡處理せしむる爲め對支院に連絡委員會を設置す
四、對支院の現地機關として支局（假稱）を現地所要の地に設置す

五、總裁の諮問に應じ對支院の權限に關する事務中重要事項を調査審議し且つ總裁に所要の建議をなさしむる爲め對支委員會を設く、本委員會には民間の有能達識の者を加へ國民的輿論を表現せしむ
六、對支院に總裁、總務長官一人勅任（親任待遇）部長三人勅任
其の他を置く

七、對支院に左の三部を置く
總務部、經濟部、文化部
閣議諒解事項

對支院の設置は左記の諒解に基くものとする

- 一、對支院設置と同時に其の現地機關を設置するものとする
- 二、對支院の現地機關は其の設置と共に管掌事務たる政治、經濟文化の全部に亘り其の事務を行ふ、従つて軍特務部と其の地の機關は右現地機關の設置と共にこれ等の事務を一括して之を移管するものとする
- 三、治安維持に關し現地陸海軍と對支院現地機關との關係に就いては特別の考慮をなすものとする
- 四、對支院の所管事務中涉外事項（第三國關係事項）に關係するものに就いては對支院總裁は外務大臣に事前に協議するものとする
- 五、對支院管掌事項中第二號に於て「諸政策の樹立に關する事務」と規定する所の對支諸政策の根本は總て關係大臣、即ち所謂五相會議に於て之を決定し對支院に於ては右管掌事項中第二號の諸政策樹立に關し五相會議の決定に附すべき案を樹て又五相會議に決定したる政策に基き其の實行的具體案を樹つることを其の任務とする
- 六、事務收拾に關する根本方策は専ら五相會議に於て之を決定し右の實施乃至事務は主として外、藏、陸、海四大臣に管掌するものとする
- 七、對支院に參政院を置き親任官を以て之に充て參政は重要な院務に參調す

第二節 「興亞院」官制成る

興亞院官制成る 對支中央機關の官制の法文化に關しては法制局を中心に陸、海、外の三省事務當局間に審議作成に努めた結果、昭和十三年十一月十七日を以て事務當局間の協議を打切り、翌十八日の閣議に附議し正式決定を見たので、近衛首相は宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付られ、右勅令案に就き上奏御裁可を仰ぎ、樞密院への御諮詢奏請の手續きを執り、茲に懸案の對支中央機關は成立したのである。尙ほ機關の名稱に關しては十六日事務當局の協議に於て「興亞院」と決定した。興亞院官制案の全貌は左の如くである。

興亞院設置理由

日支相携へて東亞永遠の平和を確立することは我が國不動の國策であつて、其の目的達成の爲めには凡ゆる方法手段を綜合動員し以て支那民衆をして日支提携の不可缺性と其の妥當性とを覺醒せねばならない。之が爲め帝國は各般の力を統合し、長期に亘つて之を持続することが緊要である。然るに現存の機關では之に缺くる所があり、又事務の内容は複雑多岐にして相互密接に關聯があるので、之が統一調整の爲めには單一化されたる系統に屬する機關を設けることが必要である。依つて事變中こゝに内閣に興亞院なる一機關を設置し専ら此の務に當らしめる所以である。

第二回新支那現勢要覽

興亞院官制

第一條 支那事變中内閣總理大臣の管理の下に興亞院を置き左の

事務を掌らしむ、但し外交に關するものは之を除く

一、支那事變に當り支那に於て處理を要する政治、經濟及び文
化に關する事務

二、前號に掲ぐる事項に關する諸政策の樹立に關する事務

三、支那に於て事業をなすを目的として特別の法律に依り設立
せられたる會社の業務の監督及び支那に於て事業をなす者の

支那に於ける業務の統制に關する事務

四、各廳の支那に關係する行政事務の統一保持に關する事務

第二條 興亞院に左の職員を置く

總裁	一人
副總裁	四人
總務長官	一人
勅任部長	三人
奏任秘書官專任	一人
書記官專任	八人
調査官專任	十八人
事務官專任	十八人
技師專任	六人
通譯官專任	一人

内一人を勅任となすことを得
奏任

八四

理事官專任

二人

判任屬專任

五十五人

判任技師專任

十人

判任通譯生專任

二人

總裁官には親任官の待遇を賜ふ

第三條 前條の職員のほか内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高
等官の中より内閣に於て事務官を命ずることを得

第四條 興亞院に總裁官房及び左の三部を置く

政 務 部
經 濟 部
文 化 部

興亞院に別に技術部を置くことを得、之を置きたる場合に於て
其の部の長は勅任技師を以て之に充つ、總裁官房及び各部の事
務の分掌は内閣總理大臣之を定む

第五條 第一條の事務に關する重要事項に付き關係各廳間に於け
る事務聯絡處理の爲め興亞院に連絡委員會を附置す

連絡委員會は會長及び委員若干人を以て之を組織す
會長は總裁官を以て之に充て委員は内閣總理大臣の奏請に依
り關係各廳高等官の中より内閣に於て之を命ず

連絡委員會に幹事を置く、内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳
高等官の中より内閣に於て之を命ず、上司の指揮を承け庶務を
整理す

第六條 總裁は内閣總理大臣を以て之に充つ、院務を統理し所部
の職員を統督し判任官の進退を專行す

第七條 副總裁は外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣及び海軍大臣を
以て之に充つ、總裁を輔佐す

第八條 總務長官は總裁及び副總裁を助け院務を掌理す

第九條 部長及び技術部の長は上官の命を承け部務を掌理す

第十條 秘書官は總裁の命を承け機密に關する事務を掌る

第十一條 書記官は上官の命を承け事務を掌る

第十二條 調査官は上官の命を承け調査審査及び立案を掌る

第十三條 事務官は上官の命を承け事務を掌る

第十四條 技師は上官の命を承け技術を掌る

第十五條 通譯官は上官の命を承け翻譯及び通辯を掌る

第十六條 理事官は上官の命を承け庶務を掌る

第十七條 屬は上官の命を承け庶務に従事す

第十八條 技師は上官の指揮を承け技術に従事す

第十九條 通譯生は上官の指揮を承け翻譯及び通辯に従事す

第二十條 興亞院には別に定むる所に依り必要の地に連絡部を置
く

附 則 本令は公布の日より之を施行す

興亞委員會官制

第一條 興亞委員會は内閣總理大臣の監督に屬し興亞院總裁の諮
問に應じ興亞院の權限に屬する事務中重要事項を調査審議す

第一編・第四章・第二節 興亞院完制

興亞委員會は前項に關し興亞院總裁に建議することを得

第二條 興亞委員會は委員長及び委員五十人以上を以て之を組織
す

委員長は興亞院總裁を以て之に充て委員は内閣總理大臣の奏請
に依り關係各廳高等官及び學識經驗ある者の中より内閣に於て
之を命ず

第三條 委員長は會務を總理す、委員長事故ある時は委員長の指
名する委員委員長の職務を代理す

第四條 興亞委員會に幹事若干人を置く

幹事は内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず
上司の指揮を承け會務を整理す

第五條 興亞委員會の庶務は興亞院之を行ふ

附 則 本令は公布の日より之を施行す

興亞委員會設置理由

興亞院の設置に伴つて朝野の達識經驗者を集め支那に關する重要
事項に付き研究建築せしめ對支行政に誤りならしむる爲め興亞
院總裁の諮問機關として本委員會を設置するものである

興亞院連絡部官制

第一條 興亞院連絡部は支那に於ける興亞院の事務の聯絡を掌る
連絡部を置く地並に各連絡部の名稱及び擔任地區域は内閣總理
大臣之を定む

第二條 各連絡部に左の興亞院職員を置く、但し連絡部に依り其

八五

の一部を缺くことを得

連絡部長官(勅任)

連絡部次長(勅任)書記官、調査官、事務官、技師、通譯官、理事官、屬、技手、通譯生

連絡部に屬せしむべき調査官は之を勅任となすことを得、各連絡部に屬せしむべき前二項の職員は別に之を定む

第一項の職員のほか各連絡部に興亞院官制第三條の規定に依る事務官を置く

第三條 各連絡部に參與を置き部務に參與せしむ、連絡部參與は内閣總理大臣の奏請に依り學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ず

第四條 各連絡部内の分課は興亞院總裁の認可を受け連絡部長官之を定む

第五條 聯絡部長官は興亞院總裁の命を承け部務を統理し所部の職員を指揮監督す

第六條 連絡部次長は連絡部長官を輔佐し部務を掌理す

第七條 内閣總理大臣は必要の地に連絡部の出張所を置くことを得

第八條 連絡部長官及び出張所の長は軍事及び警備に關係を有する事項に付ては各其の地方に於ける陸軍及び海軍の最高指揮官の區處を受く

附則 本令は公布の日より之を施行す

興亞院の新設 東亞新秩序建設の中樞事務機關たる興亞院の設置に就いては萬般の準備も完了したので、政府は昭和十三年十二月

十六日附官報を以て興亞院官制、同聯絡部官制其他各關係官制を公布したが、之より先十二月十三日の持廻り閣議で既に決定せる勅

任級の人事は十五日午前十時より首相官舎に於て近衛首相より官記を傳達し正式に發令、更に奏任級以下の人事も同日新廳舎たる舊議事堂貴族院に於て柳川總務長官より任命され、茲に東亞建設の重大使命を擔ふ興亞院は愈々設置せらるゝに至つた。尙ほ之に關し近衛首相は同日談話の形式で次の如く發表した。

興亞院設置に關する近衛首相談

本日茲に興亞院官制及び之に伴ふ關係勅令の公布を見、東亞建設の使命を擔ふ可き行政機關の整備を見たことは、今や支那事變が既に建設に着手すべき段階にまで進展して來た際に於て眞に意義あることと考へる。今次事變の終局目的が武力的勝利のみに非ずして、支那の更生及び之に伴ふ日滿支三國間の提携の上に立つ新東亞體制の確立に在ることは政府の曩に天下に宣明した所であるが、之が爲めには優越なる武力に訴へて抗日容共の政權を覆滅せしむると共に其の成果を授けしめ、支那民衆をして眞に日支提携の合理性と正義性とを自覺せしめ政治、經濟、文化の各般に互りて互助連環の實を擧げねばならぬ。而して此の事業たるや洵に至難

複雑であり其の手段も亦廣汎多岐に亘る。畢竟國內各般の力を綜合使用して行くに非ざれば其の成果を期すること難い。今日設置

を見ました新機關は正に此の要求に副はんとするものであつて、内には支那事變處理に關する國內諸般の力の綜合調整を圖り、外には連絡部を通じて支那現地との連絡を採り、眞に對支政策の樹立及び經營の中樞として活動することとなる。政府は此の新機關の整備に伴ひ一段と充實強化された態勢の下に東亞建設の企畫運營に萬全の努力を致し、以て一層力強く本事變究極の目的達成に邁進する決心である。

而して興亞院の職務は對支純外交を除く對支政治、經濟、文化の殆んど全部を處理するものである。即ち或は新政權との協力問題、或は北支那開發、中支那振興兩會社の監督、或は支那の民生に關する事務等、實に廣汎に亘る問題が此の興亞院によつて爲される譯で其の事務の廣汎さと重要性は次に掲げる事務分掌規程によつても窺知することが出来る。同院内部の機構は總裁官房及び政務、經濟、文化の三部より成り、此の外に技術部が設けられてゐる。

總裁官房

- 一、總裁、副總裁、總務長官等の秘書事務
- 二、一般庶務、人事及び會計に關する事務
- 三、通信發受に關する事務

第一編・第四章・第二節 興亞院官制成立

四、其他各部に屬せざる事項

政務部

第一課 一、對支政策樹立に關する事務

二、各部事務の連絡調整に關する事務

第二課 三、連絡委員會、興亞委員會に關する事務

一、支那新政權に對する政治的協力の實施に關する事務

二、各應對支行政事務の統一に關する事務

第三課

一、支那に於ける政治、經濟及び文化に關する調査の事務

二、情報蒐集及び啓發宣傳に關する事務

經濟部

第一課

一、支那の經濟開發計畫に關する事務

二、支那新政權に對する經濟產業的協力の實施準備に關する事務

三、各課事務の連絡調整に關する事務

第二課

一、北支那開發株式會社並に中支那振興株式會社の監督に關する事務

二、在支企業の統制に關する事務

第二回新支那現勢要覽

三、支那に於ける拓殖事業に關する事務

第三 課

日支間及び支那に於ける交通及び通信に關する事務

第四 課

一、支那に於ける金融、財政、幣制及び稅務に關する事務

二、對支貿易に關する事務

文 化 部

第一 課

一、支那新政權に對する文化的協力の實施準備に關する事務

二、民生に關する事務

第二 課

衛生、防疫、醫療、救恤に關する事務

第三 課

思想、教育、宗教、學術に關する事務

技 術 部

因に興亞院總務長官（親任待遇）には陸軍中將柳川平助、政務部長に陸軍少將鈴木貞一、經濟部長に總領事日高信六郎、技術部長に内務技師兼東京帝國大學教授宮本武之輔の諸氏（文化部長は當分柳川長官が事務取扱を命ぜられ、昭和十四年一月十日千葉醫大教授醫學博士松村奎氏新任）が任命された。

斯くて我が國の對支國策は愈々興亞院を通じてなされることとなつたが、問題となるのは興亞院と内閣殊に同院の正副總裁を以て組織される五相會議との緊密なる連絡調整に關してであつた。本問題に就いては初め柳川長官を五相會議に出席せしめる案もあつたが、風見書記官長は十二月十七日午前十時半陸相官邸に板垣陸相を訪問し之に就き協議の結果、陸相は五相會議の幹事として（一）支那事變處理方針に關する限り從來の五相會議に代つて興亞院會議を開き近衛總裁外有田、池田、板垣、米内四副總裁に柳川總務長官を加へ其の最高方針を協議決定すること（二）興亞院所管事項外の一般外交問題其の他に關しては從來通り五相會議に於て取扱ふこととの意見を開陳したので書記官長は之を諒とし、直ちに之を近衛首相に復命し茲に首相の賛成も得た。仍つて書記官長は同日午後三時半海相官邸に米内海相を訪問、尙ほ有田外相、池田藏相に對しては電話を以て夫々同問題に就き諒解を求めたので、結局連絡調整問題に就いては前記の如く決定した。

尙ほ政府は興亞院の設置並に國際聯盟との協力終止後の新事態に對應する爲め外務省東亞局、條約局及び文化事業部の分課規程は左の通り改正、十二月十六日興亞院官制公布と同時に實施した。因に

新文化事業部長は三谷條約局長の兼任となつた。

第九條中第二項以下（東亞局各課）を左の如く改む

第一課に於ては一般政務に關する事務を掌る

第二課に於ては渉外事項に關する事務を掌る

第三課に於ては居留民の保護取締に關する事務を掌る

第十五條中第二項以下（條約局各課）を左の如く改む

第一課に於ては條約の締結、批准、公布、解釋、廢棄及び編纂に關する事務を掌る

第二課に於ては渉外法律事項に關する事務並に國際法及び渉外法制の研究及び調査を掌る

第三課に於ては國際行政事項及び國際會議に關する事務を掌る

第十八條中「對支文化事業及び當分のうち國際文化事業」を「對外文化事業」に改む

第十九條第一項中「第一課、第二課及び第三課」を「第一課及び第二課」に改め同條中第二項以下（文化事業部各課）を左の如く改む

第一課に於ては對支文化事業に關する事務を掌る

第二課に於ては國際文化事業に關する事務を掌る

興亞院連絡部成立 興亞院の現地機關たる連絡部開設に關しては昭和十三年三月一日昭和十三年度追加豫算が議會を通過し、開設

第一編・第四章・第二節 興亞院完制成る

に要する經費百六十萬圓が成立したるにより、興亞院に於ては各連絡部に開設必要なる勅令及び閣令の整備を急いでゐた所、同六日の興亞院會議で原案決定、翌七日の閣議に附議正式決定を見たので、同日左の通り人事が發令されたが、華北、華中兩連絡部の次長は當分の間次長心得とし根本、楠本兩少將が任せられた。

興亞院華北連絡部（北京）

陸軍中將 喜 多 誠 一

補興亞院華北連絡部長官

興亞院調査官 根 本 博

補興亞院華北連絡部次長心得

興亞院調査官 柴 田 彌 一郎

補興亞院華北連絡部青島出張所長

大藏書記官竹内新平△陸軍少將根本博△營林局事務官湯河元威

任興亞院調査官（勅任）（各通）

陸軍通譯官 吉 田 新 七 郎

任興亞院技師（勅任）

遞信省書記官吉田弘苗△商工書記官瀧淵忠利

任興亞院書記官（各通）

陸軍航空兵大佐平田勝治△陸軍歩兵大佐渡邊渡△陸軍歩兵中佐橋本熊五郎△陸軍歩兵中佐松井眞二△陸軍軍醫中佐森村鹿之助

△陸軍歩兵中佐伊藤義郎△陸軍騎兵少佐根岸森太郎△陸軍主計

第二回新支那現勢要覽

少佐永井圓信△陸軍工兵少佐田口晉吉△海軍大佐柴田彌一郎△海軍中佐小島齊志△海軍中佐大西敬一△海軍少佐土手義勝△海軍機關少佐渡邊次郎△海軍機關少佐君嶋武彦

任興亞院調查官(奏任)(各通) 農林事務官 東 畑 四 郎

任興亞院事務官 興亞院蒙疆連絡部(張家口) 陸軍少將 酒 井 隆

補興亞院蒙疆連絡部長官 陸軍步兵少佐 山 本 兼 久

任興亞院調查官(奏任) 興亞院華中連絡部(上海) 海軍中將 津 田 靜 枝

補興亞院華中連絡部長官 興亞院調查官 楠 本 實 隆

任興亞院華中連絡部次長心得 長崎税關長安藤明道△陸軍少將楠本實隆

任興亞院調查官(勅任)(各通) 陸軍步兵大佐洪恩翔△陸軍工兵大佐菅野謙吾△陸軍軍醫中佐廣瀬義夫△陸軍步兵中佐加治武雄△陸軍砲兵中佐大村利嘉△陸軍工兵少佐渡邊利興△陸軍輜重兵少佐高橋九二△陸軍主計少佐佐藤末次△陸軍主計大尉高岡尙△海軍大佐大野竹二△海軍中佐松

藤末次△陸軍主計大尉高岡尙△海軍大佐大野竹二△海軍中佐松

本一郎△海軍中佐小別管三△海軍軍醫中佐大久保繁雄△海軍中佐土井美二△海軍機關少佐植松正孝△海軍主計少佐伏下哲夫△海軍主計少佐栗武彦△海軍大尉赤木敏郎

任興亞院調查官(奏任)(各通) 興亞院廈門連絡部(廈門) 海軍少將 水 戸 春 造

任興亞院廈門連絡部長官 海軍大佐原忠一△海軍中佐大橋恭三△海軍機關中佐前田廣吉

任興亞院調查官(奏任)(各通) 興亞院連絡部官制中改正の件

興亞院連絡部官制中左の通り改正す 第二條第二項中「調査官」の下に「及び技師」を加ふ

附 則 本令は公布の日より之を施行す 興亞院連絡部に屬せしむべき興亞院職員の定員に關する件

第一條 興亞院華北連絡部に左の興亞院職員を置く 連絡部長官、連絡部次長一人、書記官專任十四人、調査官專任

四十二人(内勅任と爲し得るもの五人)、事務官專任六十七人、技師專任二十四人(内勅任と爲し得るもの一人)、通譯官專任五人、理事官專任三人、屬專任百六人、技手專任二十七人、通譯生專任十人

第二條 興亞院蒙疆連絡部に左の興亞院職員を置く

連絡部長官、書記官專任三人、調査官專任十一人、事務官專任十三人、技師專任三人、理事官專任一人、屬專任三十三人、技手專任四人、通譯生專任五人

第三條 興亞院華中連絡部に左の興亞院職員を置く 連絡部長官、連絡部次長一人、書記官專任十一人、調査官專任三十人(内勅任と爲し得るもの五人)、事務官專任四十六人、技師專任十二人(内勅任と爲し得るもの一人)、通譯官專任二人、理事官專任二人、屬專任七十八人、技手專任十三人、通譯生專任五人

第四條 興亞院廈門連絡部に左の興亞院職員を置く 連絡部長官、書記官專任一人、調査官專任四人、事務官專任六人、技師專任五人、通譯官專任一人、理事官專任一人、屬專任二十一人、技手專任六人、通譯生專任一人

附 則 本令は公布の日より之を施行す 興亞院連絡部及興亞院連絡部出張所を置く地並に各連絡部及連絡部出張所の名稱及擔任區域

並に各連絡部及連絡部出張所の名稱及擔任區域に關する件

興亞院連絡部及興亞院連絡部出張所を置く地並に各連絡部及連絡部出張所の名稱及擔任區域に關する件左の通り定む

興亞院連絡部を置く地並に各連絡部の名稱及擔任區域左の如し

名 稱 興亞院華北連絡部 北京 中華民國臨時政府の管轄する區域 興亞院蒙疆連絡部 張家口 蒙疆聯合委員會の管轄する區域

第一編・第四章・第二節 興亞院官制

興亞院華中連絡部 上海 中華民國維新政府の管轄する區域 興亞院廈門連絡部 廈門 廈門島及其の附近

興亞院連絡部出張所を置く地並に其の名稱及擔任區域左の如し

興亞院華北連絡部 青島 青島特別市公署の管轄する區域 興亞院連絡部出張所に配置する興亞院職員に關する件

興亞院連絡部出張所に配置する興亞院職員に關する件左の通り定む 興亞院華北連絡部に屬する興亞院職員の中同連絡部青島出張所に配置するもの左の如し

書記官專任一人、調査官專任五人(内勅任と爲し得るもの一人)、事務官專任七人、技師專任四人、通譯官專任一人、理事官專任一人、屬專任十二人、技手專任四人、通譯生專任一人

斯くて各連絡部は成立したので、蒙疆連絡部及び華北連絡部は三月十一日より、華中連絡部は三月十五日より夫々事務を開始した。華北・華中連絡部の新機構は左の如し。

(一)長官官房(二)政務局(三)第一經濟局(四)第二經濟局(五)文化局 北支軍特務部廢止さる 興亞院の生誕に伴ひ其の現地機構として北京に連絡部が設置されたので、過去一ヶ年に亘り過渡的機構

として幾多の業績を収めた北支軍特務部は昭和十三年十二月三十一日を以て廢止され、昭和十四年一月一日より其の組織は北支軍司令部の中に收容された。之が爲め従来の北支軍司令部報道部は同日から報道課と改稱されるに至つた（因に上海、青島、其の他の特務部も之に準ず）。

興亞院連絡部長官會議

第一回興亞院連絡部長官會議は昭和十四年四月十日午前首相官邸に開會、中央側より平沼總裁を始め有田、米内、板垣、石渡各副總裁、柳川總務長官以下各部長及び太田内閣書記官長、現地側より津田華中、喜多華北、酒井蒙疆、水戸厦門の各連絡部長官及び柴田青島出張所長出席、劈頭平沼首相より別項の如き訓示あり、次いで柳川長官より指示事項の説明あつて一旦休憩の後正午より一同總裁招待の午餐會に臨み、午後二時より會場を興亞院に移し柳川長官以下各部長及び各連絡部長官出席、總務長官の注意事項の説明に次いで鈴木政務部長より支那事變處理に關する政府既定方針並に政務關係事項に關し、日高經濟部長より經濟關係事項に關し、松村文化部長より文化關係事項に關し、宮本技術部長よりは技術關係事項に關し夫々説明あり、更に各連絡部長官より現地報告をなし、終つて指示並に説明事項に關する質疑應答を重ね

更に翌十一日は一般事務打合せをなして第一回連絡部長官會議を終了した。

平沼首相訓示

今次帝國が破邪顯正の劍を動かして以來茲に一年八箇月、其の間我が陸海軍は陸に海に著々戰果を收め、舊國民政府は最早や支那中央政府たるの實を失ひ、奥地に跼蹐し僅に一地方政權として其の餘命を保つに過ぎぬこととなつたのはこれ偏に 天皇陛下の御稜威に依るのであつて、國民一同深く壽き奉る所であると共に、此の間に於ける 陛下の御聖慮を拜察し奉る時誠に恐懼措く能はざる所である。尙ほ我が將兵の忠勇と國民の熱意とに對しては深甚の感謝を表する次第である。

今や事變は長期建設の段階に入つたのであるが、此の建設の事業たるや戰果の獲得に劣らざる大事業であつて、多大の忍耐と不斷の努力とを要することは今更暇を要しない所であつて、帝國朝野戮力同心一丸となり各々其の全能力を傾注し事に當るに非ずんば到底此の大事業の達成は期し難いと思ふ。

對支國策は政治、經濟、文化の各般に亘り廣汎なる部門を有してゐるので、國家の總力的活動を最も効果的に發展せしむる必要があり、今回興亞院連絡部が開設せられ茲に中央及び現地一丸となつて眞に對支政策の樹立及び經營具現に向つて邁進する體制を整備したことは深く欣びに堪へぬ所である。帝國政府の對支政策は

夙に廟議で決定せる各年十二月二十二日の近衛前首相の談に於て其の外貌を明白にされたが、現内閣に於ても既定方針を踏襲し飽く迄之が貫徹を決意してゐる。諸官に於ても此の方針に則られて東亞に永遠の和平と安定とを齎らすべき新しき秩序の建設に拮据せられんことを切望して已まない。但し未だ戰爭繼續中であり且つ支那に於ては列國との關係も極めて複雑してゐるので、これ等關係も充分意を用ひ關係方面緊密なる連絡の下に處置せられんことを希望する。固より帝國政府は國防及び國家存立に必要な範圍を超え、第三國の經濟的活動乃至權益を不當に排除制限せんとするものでは無く、又第三國との各種懸案は公正なる態度を以て速かに處理することが必要なる故に此の點篤と留意善處せられ度い。終りに臨み興亞院は國民朝野の多大の期待と國家的要請に依り誕生せるものにして、諸官におかれては其の職責の重大なるを深思内省せられ、中央と各連絡部は勿論、連絡部相互間に於ても常時緊密なる連絡を保ち依つて以て聖戰の目的達成に邁進せられ上 聖旨に副ひ奉ると共に、幾多の戰没將士の地下の英靈へ應へられんことを切にお願ひする次第である。

斯くて我が政府は愈々事變處理に全力を傾注することに決し、昭和十四年七月六日の定例閣議並に五相會議に於ては對支處理具體案を檢討し、更に翌七日正午より重ねて首相官邸に興亞院連絡部會議を開催、平沼首相、有田外相、石渡藏相、板垣陸相、米内海相、柳

川興亞院總務長官、山脇陸軍、山本海軍兩次官並に津田華中、喜多華北、酒井蒙疆、水戸厦門各連絡部長官以下現地關係者出席、午餐會を共にした後大陸各地の現地情勢を中心に重要協議を遂げた。而して事變處理を中心とする此の種の協議は今後相繼いで開催される筈で、各種の案件に對する政府の根本方針決定に従ひ之を現地各機關に移し、作戰行動と緊密なる聯繫の下に東亞新秩序建設の國策を根幹として政治、經濟、文化各方面の建設工作並に對第三國權益關係の調整處理に關する方策等着々具體化されることとなつた。

興亞委員會設置

興亞院では對支政策樹立上の最高諮問機關として豫て官制の發布を見たる興亞委員會を設置することとなり、七月四日興亞委員會委員並に幹事を委囑發表したが、委員は興亞院の四連絡部長官を始めとし、陸海軍、外交官の長老、經濟界、言論界の代表者を網羅した舉國一致の綜合機關となつてゐる。其の顔觸は次の如くである。

興亞委員會委員

企畫院次長武部六藏、對滿事務局次長原邦道、興亞院總務長官柳川平助、興亞院華中連絡部長官津田靜枝、興亞院華北連絡部長官喜多誠一、興亞院厦門連絡部長官水戸春造、興亞院蒙疆連絡部長官酒井隆、外務次官澤田廉三、大藏次官大野龍太、陸軍次官山脇

正隆、海軍次官山本五十六、男爵安保清種、松岡洋右、男爵齋藤之助、池田成彬、松井石根、大谷尊由、男爵大井成元、阿部信行、高橋三吉、平生夙三郎、勝田主計、小幡西吉、田中都吉、長岡半太郎、永井柳太郎、伍堂卓雄、金光庸夫、長與又郎、伯爵酒井忠正、南條金雄、津田信吾、石黒忠篤、高石眞五郎、緒方竹虎、子爵井上匡四郎、安井英二、賀屋興宣、結城豊太郎、藤原銀次郎、大谷光瑞、加藤敬三郎、清瀬一郎、小倉正恒、村田省藏、松本健次郎、兒玉謙次、三好重道

興亞委員會幹事

鈴木貞一(興亞院政務部長)、日高信六郎(興亞院經濟部長)、松村謙(興亞院文化部長)、戸田正三(京大教授)、小島昌太郎(京大教授)、宮川米次(東大教授)、和田清(東大教授)、松井春生、駒井徳三(著述家)、唐澤俊樹(東亞研究所理事)、高橋雄豹(讀賣新聞)、犬養健(衆議院議員)、木村増太郎(東商理事、中谷武世 法大教授)、高木陸郎(中日實業株式會社副總裁)、濱龍彦(三井合名)、太田文雄(東洋モスリン)、大島堅造(住友銀行)、金子堅次郎(三井合名)、田中完三(三菱商事)、長岡徳治(三菱合資)、向井忠晴(三井物産)、宗像久敬(日本銀行)、山崎靖純(山崎經濟研究所)、古野伊之助(同盟通信)、藤山愛一郎(大日本製糖)、小竹茂(日本興業)、近藤鏡次(電氣化學工業)、里見岸雄(著述家)、宮本通治(滿鐵)、濫澤正雄(富士興業)

興亞委員會初總會

興亞委員會は七月二十日午前十時首相官

邸に初總會を開催、平沼首相、板垣陸相、米内海相、石渡藏相を始め興亞院より柳川總務長官以下各部長並に現地各連絡部長官其の他委員、幹事約六十名出席、先づ平沼首相より左の如き挨拶あり、次いで柳川長官より興亞院既往の事務報告あつて後、(一)委員會内規(二)同議事規則の討議に入つたが、委員會と幹事會との關係如何が議論の焦點となり、結局平沼委員長より左の常任幹事十名を指名し、同常任幹事會が委員會の運営方法を研究することとなり、同十一時二十分散會、引續き翌二十一日再會し、各連絡部長官より各般の現状に就いて報告する所があつた。

△常任幹事(幹事長)鈴木政務部長(幹事)日高經濟部長、松村文化部長、中谷武世、唐澤俊樹、犬養健、里見岸雄、高木陸郎、松井春生、山崎靖純

平沼首相挨拶

抑も東亞新秩序建設は、日滿支三國相携して互助連環善隣友好の實を擧げ、同愛具眼の土相携へて東亞永遠の安定と平和の礎石とを確立し、進んで世界の平和に貢獻致さんとするものである。これ我が國不動の國策であつて、支那事變處理究極の目標も亦茲に存するのである。此の公明正大なる帝國の態度に感銘せる支那の識者が蔣政権に見切りを付け漸次東洋人としての自覺に奮起し、更生支那を率ゐて東亞新秩序の建設に協同邁進せんとする機運の

勃興して參つたことも既に御存じの通りである。

惟ふに今次事變の處理たるや、誠に曠古の大事業であつて之を貫徹せんが爲めには愈々國民精神を作興し、軍備の充實、生産力の擴充、貿易の振興、國家總動員態勢の完備等物心兩面に亘り國力の飛躍的増進と其の綜合的運用の完璧とを期せねばならない。此の聖業達成上、對支國策遂行の爲め、客年末興亞院が設立せられ、本年三月其の現地機關たる連絡部が開設せられ、中央現地一丸となつて邁進し得る態勢が整へられ、此の度更に興亞委員會が設けられました次第であるが、其の任務たるや實に重且大なるものがあると思はれる。各位は各々重要な社會的地位に居られるので極めて繁忙のこととは存じますが、事變の目的達成の爲め十分協力せられんことを希望して已まざる次第である。

尙ほ興亞院華北連絡部では天津に駐在員を置くこととなり、昭和十四年六月二十二日其の職制を決定、技師一名、調査官一名其の他を任命、駐在員の業務は華北連絡部内の業務に限られてゐる。

第三節 國家總力體制の確立促進

總動員法實施方針 平沼首相は時局精神の緊張を唱導し、國民と共に國家總力態勢を強化せんとして、日本精神の發揚に意を用

ひ、或は街頭に進出して精神發揚運動に努め、或は地方長官會議に於て精神總動員運動を力説し、或は又新聞記者と會見して道義外交を強調する等、事變對處の決意を固めつゝあつたが、特に國家總力體制確立の急務より近衛内閣當時制定公布を見たる國家總動員法を實施することとし、政府は各般の情勢に睨み合せて、時局進捗に總力強化を目的とし右總動員法の各條を逐次實施しつゝある。即ち總動員法の實施方針に關しては既に昭和十三年五月十六、十七の兩日開催されたる國家總動員會議に於て慎重に審議された所であつて、其の議題は左の如く物心兩方面よりするものであつた。

◇第一日議題

- 一、時局に鑑み政府並に内外地を通ずる各官廳に於ける國家總動員計畫に關する連絡の緊密化
- 一、之に伴ひ各地方官廳に於ける國家總動員計畫の完成方法
- 一、國家總動員法施行に伴ふ勅令(平戰時を通じての規定並に戰時のみの規定を含む)の準備
- 一、國家總動員機構の整備 即ち商工省外局として新たに設置された臨時物資調整局と企畫院の業務關係の圓滑を期し、關係各當局間の連絡を緊密化する爲め企畫院に總動員業務委員會(假稱)を設置するの可否及び時局に伴ひ我が國が目下行ひつゝある國家總動員計畫を徹底的に實現せんとする爲めの具體的方法

として、(イ)物資需給の圓滑(ロ)生産の擴充(ハ)消費の節約(ニ)輸出増進策(ホ)物價の調整

◇第二日議題

- 一、物資動員計畫及び科學審議會等に就いての全般的事項
- 一、軍需工業動員に關する事項
- 一、物資の需給調節に關する事項
- 一、價格調整に關する事項
- 一、貿易に關する事項
- 一、陸上並に海上運輸に關する事項
- 一、電力動員に關する事項
- 一、勞務動員に關する事項
- 一、財政金融に關する事項
- 一、統後施設に關する事項
- 一、國民精神總動員に關する事項

斯くて政府は各部門に於ける調査の結果、昭和十四年に入つてより幾多の項目を實行に移し、以て國民の時局認識を一層喚起するに萬遺憾なきを期してゐる。

而して平沼首相は昭和十四年一月五日午後一時より日比谷公會堂で開かれた國民精神總動員中央聯盟主催の日本精神發揚講演會に於て「臣民の道」と題し、要旨左の如き演説を行つた。

平沼首相の「臣民の道」演説

古い國が理想を失ひ保守退嬰に陥つて衰微し、之に代つて新しい國が發刺たる生氣を以て擡頭して來るのが歴史の示す興亡の鐵則である。然るに我が國歴史は極めて古いにも拘らず常に新しい生活力に溢れ不斷の發展を遂げつゝある。原因は我が國の政治が萬民補翼を基礎として行はれて來た爲めに外ならぬ。國運の進展が國體に對する自覺と相併行することは我が國史が如實に之を證明して居るから、有事の秋は何よりも先づ日本精神の昂揚が叫ばれるのは誠に當然のことであつて、國家の大事の前に國內の凡ゆる階層が、協力一致して義勇奉公の誠を示すことが實に我が國本來の姿である。

今や事變は所謂建設の段階に入つたが、未だ迷夢醒めざる蔣介石政権に對しては飽く迄武力掃蕩を徹底せねばならぬ。前内閣によつて闡明された更生新支那との國交調整に關する根本方針は我が不動の國是に基く事變處理の方針を率直に表明したもので、支那は素より第三國も凡ゆる偏見と疑惑を去つて我が中外に施して悻らざる大精神を理解すべきである。新東亞の建設は實に東亞發展の自然の理路であつて、國民政府の誤れる政策によつてそれが歪曲されてゐたのであるが、今や不自然の抑壓を除き東亞をして其の本來の姿に歸らしむべき時期が到來したのである。

今日支那に於て我が眞意を理解し同憂協力東亞新秩序の建設に邁進する識者が少からず、又新政權が順調に發達しつゝあることは

同慶に堪へない。然し前途は尙ほ遠慮である。防共の盟邦獨伊が我が國に全幅の支持を寄せてゐることは我々の深く多とする所であり、今後は此の兩國との盟約を一層緊密ならしめ防共の効果を擧げる必要を痛感する次第である。

第三國との關係に付ても素より協力を切望するものではあるが、我が國が公明正大なる華國の精神を以て柄として明かなる大目的に進みつゝある以上、第三國の疑惑や誤解によつて狐疑逡巡するが如きはあり得ない筈である。今後多難なる時局を克服し光明ある前途を開く爲めには全國民が親和協同し、萬民補翼の精神を以て一切の努力を之に傾倒せねばならぬ。之が爲めには政府としては必要なる國內諸般の改新を行ひ舊來の陋習を打破して萬民補翼の實を擧げる決意である。

然し乍ら如何に完備せる組織も之を活用する精神を缺いては單なる形態に過ぎないのであつて要は國民の決意如何にある。私は國民諸君と共に一致協力して堅き信念と決意と而して大なる希望を以て内外の整備建設に邁進し、光榮ある大業翼賛の責務を完うしたいと思ふ。

地方長官會議の訓示

事變下第三年の地方長官會議は昭和十四年五月二日より九日迄東京に於て開催されたが、同會議第六日目の八日、平沼首相は今時事變は世界の情勢と密接なる關係にあり、從來の如き現状維持的な方策を以てしては解決を期し得られぬ旨力

説、同日の會議に於て陸海兩相も亦國家總力戰態勢の確立、國民團結の強化等に付き訓示、柳川興亞院長官も新所管事項を説明した。各相の訓示及び柳川長官の説明は左の如くである。

平沼首相訓示

今次支那事變は世界情勢と密接不可分の關係にあり、之と切離しての解決は望まれない。従つて從來の觀念による現状維持的な方策によつては解決を期し得ない。國內に於ける諸問題、就中經濟問題に付ても同様である。現在外國からの物資の輸入は非常に困難になつて來てゐるに拘らず、國防の充實、生産力の擴充を圖らなければならぬ。現下の實情に鑑みれば、どうしても自給自足の大方針で進まねばならない。付ては官民共に異常なる決心と覺悟を必要とする。政府の諸施策に付ては中央と十分なる連絡を取つて實行第一の方針で進んで貰ひたい。精神總動員運動に付ても同様の心構へが必要であることは勿論であつて、此の運動は時局の收拾、國家の存立の上にも重要なことであるから徒らに議論に時を費すことなくして實效を擧げることと専念されたい。論議は勿論十分盡さなければならぬが、一旦決定した以上は斷乎として直ちに實行に移すことが必要である。従つて地方長官諸君は中央に於て決定された基本方策其の他の方策を速かに實行に移すことに十分なる努力を拂はれたい。

板垣陸相訓示(要旨)

事變勃發以來既に第三年を迎へ、此の間御稜威の下皇軍將兵の忠勇義烈と國民統後の後援活動とに依り今や北支、中支及び南支に赫々たる戦果を収め其の威武を中外に宣揚し、以て東亞新秩序建設の素地を形成した。然し時局の前途は尙ほ逆路し難く、國際四圍の情勢亦愈々險惡を加ふ。昭和十四年は正に事變の運命を決すべき重大轉機に臨めるものといふべく、更に今後數年に亘る國家總力擴充の如何は以て國家永遠の興隆を左右するものといふべきである。

對支戰の消耗に堪へつゝ帝國現下の目標たる軍備の充實と經濟力の擴充とを同時に遂行するは凡そ難事中之難事で、所謂舉國一致不屈不撓の努力を傾倒し、以て全國力を統合發揮するに非ざれば其の目的を達成し得ない。

本官は皇軍使命の重責に稽へ全軍將兵の精勵を要望し軍の精強を圖ると共に、各位の適切なる指導に依る國民の協力を得て此の難局を突破せんことを期し、茲に陸軍の所信を披瀝し以て各位の協力を要望する。

(一)時局の推移に伴ふ帝國陸軍軍備に付て 蔣政權は相踵ぐ敗戦に關らず尙ほ執拗なる抗戰を繼續しあり、其の依つて來る所を觀察するに蘇聯及び英佛等の援將に在り、更に現下國際情勢の險惡逼迫に鑑みる時、今後に於ける我が大陸政策を遂行せんが爲めには其中核たる軍備の擴充に付き更に眞剣なる検討を加へ、以て事變の解決と共に國際情勢の轉機に應ずべき態勢を速

かに完成せねばならぬ。即ち今後に於ける我が陸軍軍備の本質に付ては、大陸國防に應ずる軍備の充實を以て帝國々防の樞軸たらしむるの見地に於て今後兵力量の増大及び重點の大陸移動を必至と考へてゐる。之が爲め陸軍としては特に訓練の精到と軍紀の振肅を圖り出師準備の完璧を期しつゝある所で、特に今後に於ける軍の精銳如何は一に其の構成要素たる青少年國民の物心兩面に亘る資質の向上に存し、他面斯くの如き大兵力を維持培養せんが爲めには人的資源の擴充供給を以て不可缺の要件とする實狀に鑑み、茲に各位の積極的なる御協力に依り目的を完遂せんことを切望する。

(二)總力戰態勢の確立に付て 此の時局を突破せんが爲めには萬難を排し、直接軍備の基礎たるべき綜合國力を擴充し、國家總動員の諸態勢を強化せねばならぬ。

過去の戰爭に於ては武力戰の勝利者即戰爭の勝利者たるを通常としたが、今後の戰爭の勝利は國家總力戰の本質を適確に把握し速かに之を準備し、之を實行する者に歸するものなることは既に各位の認識せられる所で、現下歐洲に於ける獨伊を繞る國際諸情勢に付て見るも明かである。而して總力戰規模の擴大に伴ひ之が組織的計畫準備には相當の年月を要するのみならず、總力戰の本質が必然的に國家の存亡を賭する所以なると總力戰の準備が直ちに戰爭其のものゝ勝敗に影響するものなるとに鑑み、且つ現在の國際情勢に稽へ之が迅速なる完了を圖るは喫緊

の要務である。

則ち右總力戰態勢の強化確立に依り茲に初めて現下事變の解決を迅速容易ならしめ得ると共に、今後豫想せらるる國際情勢の轉機に處し克く第三國等をして我が國策の遂行、東亞新秩序の建設に干渉妨害を加ふるの罅隙無からしむるを得べく、之が爲め今や全國民は不退轉の決意を以て如何なる困苦缺乏にも堪へて、以て國家目的に向ひ一致邁進せねばならぬ。これ直接國民指導の重責に任せられる各位の御努力に期待する所甚大なるものある所以である。

(三)軍事扶助の徹底と國民團結の強化に付て 軍事扶助に關しては各位の獻身的努力と適切なる御指導とに依り事變以來其の成果大いに擧り、第一線將兵をして後顧の憂ひ無からしめ一意軍務に精進せしめあり、茲に衷心より感謝の意を表する次第である。畏くも二天皇陛下に於かせられては昨年十月三日優渥なる勅語を賜ひ且つ軍人援護の爲め御内帑金を下賜せられた。政府に於ても聖旨を奉體して官民一體、軍人援護の徹底を期してゐる。而して統後の諸對策は愈々廣汎多岐を極め益々其の重大性を加へて來た。各位は國內調整の諸施策運用に當り些の社會的不安を醸成するの餘地なからしめ、以て統前統後に亘る國民團結の維持鞏化に付き遺憾無きを期せられたい。

更に今後事變長期に亘るに從ひ或は統後志氣の緊張を缺き、或は國民負擔の公正を失し、或は巷間動もすれば流言浮説の流布

せらるゝに至り、茲に聖戰の意義を誤解せしめ延て國民の團結を破壞し或は軍官民離間の端緒を發生せしむるの虞れ無きを保し難い。而して此の種事態發生を絶無ならしむるに付きては時局に對する各位の透徹せる信念に基く積極周到なる指導に俟たねばならぬ。舉國一致克く國民をして鐵石の團結を以て聖戰目的の貫徹に邁進せしめられんことを切望する。

之を要するに軍は現下の重大時局に處し萬全を盡し以て 聖慮に副ひ奉り、國民の信倚に應へんことを期してゐる。而して軍官民一致、總親總和に基く國民團結の鞏化、國力の統合發揮は之が目的達成の爲め必須の條件で、愈々時艱の克服に邁進せられんことを望む。

米内海相訓示(要旨)

昨年本會議に於て支那の長期抗戰に對處すべき海軍の固き決意と覺悟とを披瀝し、各位の御協力を要望致したのであるが、爾來各方面の作戰に凡ゆる努力を傾注して大いに戦果を擴大すると共に其の間軍備の内容を充實し、東亞に於ける制海制空の兩權を完全に掌握し、以て援將各國の實力的壓迫の企圖を未然に封じて參つた次第であつて、帝國が毅然として其の所信を斷行し、東亞秩序建設の聖業完成に邁進し得るのも此の海軍の嚴然たる無言の威力に依る所大なりと信ずる。

諒つて世界の情勢を大觀するに、國際關係の機微緊迫せる今日より甚だしきは無いと申しても過言でないと思ふのであつて、之が

爲め列強諸國は皆國力を擧げての軍備の擴張に狂奔してゐるのである。此の間に處し帝國海軍としては前述の如く聖戰目的貫徹の爲め海軍軍備の充實が益々緊急なるを認むるものであつて、銳意努力を致してゐる次第である。

今や事變は第三年に入り武力、經濟兩戦力の強化は益々緊要となり眞に國家の總力戦と相成つたのであつて、前線と銃後とを問はず所謂軍民一致、官民一如興亞の大業遂行に邁進せねばならぬ次第であるから、各位に於かれては愈々責務の重大なるを確認され地方官民の指導に遺憾なきを期せられたい。

柳川興亞院總務長官説明

帝國の對支政策は夙に廟議の決する所で、政治、經濟、文化の各般に及び其の業務の處理は各省の所管に相關連する處が多い。茲に於て事態の進展に即應し、諸官廳の力の綜合調整を圖り、以て國家の總力的活動を最も有效且つ適切ならしむる爲め曩に興亞院の設置を見たが、更に今次議會の協賛を経て連絡部豫算の成立を見、三月上旬乃至中旬の間に華北、華中、蒙疆、厦門の各連絡部及び華北連絡部青島出張所等の開設を了つた。而して去る四月十日各連絡部長官を東京に招集して政策實行に關する指針を示され中央及び現地一體となつて其の任務の達成に邁進するの態勢が整ひ、今後新なる各政權との連絡は愈々緊密の度を加ふるに到つたのである。而して曩に現地各機關より引續きたる各種業務も逐次其の緒に著くに到り、之を經濟關係に付て見れば北支那開發會社

設立せられ、之を通じ電信、電話、鑛業、鹽業、電氣、運輸等の事業の統制開發を銳意進行中であり、又中支那振興會社の下に鑛業、水産、電業、瓦斯、電氣通信、都市自動車、内河汽船、恒産等の八會社が既に設立せられて事業を營みつゝある狀況である。併し乍ら現地は尙ほ作戦繼續中に屬し、興亞院の管掌する各種建設業務の遂行も之と相關連し相併行して處理を要する場合尠からず、又支那に於ては列國の諸關係も複雑してをり、我が對支國策の遂行に際してはこれ等關係に意を用ふべきところが多く、所在陸海軍外務等の機關と緊密なる關係を保持して任務の達成に萬全を期してゐるが、驟つて考へるに對支國策を活潑且つ圓滑に遂行するの基調は實に懸つて國家の舉國的態勢の整備に存し、此の點に關しては各位の盡力に負ふところ極めて大なるものがある。今や日本國民をして眞に肇國の精神に徹し此の精神の顯現としての今次事變の眞意義を明識せしめ、聖戰目的貫徹途上に於ける自らに課せられたる責任を直視し、依つて以て各員喜んで難に赴くの氣風を昂揚すると共に、之に對する物心兩面の用意を完全ならしむるやう致すことは最も緊切にして併も基本的要事であると存するるのである。

陸軍の總力戦強化提唱

斯くの如く政府各相の努力に呼應して帝國陸軍では、七月七日の事變二周年記念日を好機とし、國家總力戦の強化擴張を目的とする一大國民運動を展開すべく、其の前

提に「國家總力戦の戦士に告ぐ」と題するパンフレットを發行し、五十萬部を印刷して全國の軍隊、官公衛、學校、二十五人以上を有する工場、鑛山、會社、銀行、商店を始めとし、在郷軍人會、愛國婦人會、國防婦人會、男女青少年團其他各種團體に配布し、以て之を基礎に國家總力戦への認識運動を高めんと企圖したのである。右冊子の全文は左の通りである。

國家總力戦の戦士に告ぐ

陸軍省情報部

はしがき

昭和十二年七月七日蘆溝橋事件をきっかけとして、今次の支那事變の幕が切つて落されてから、舉國一致聖戰に邁進して居る中にも、月日は流れて茲に滿二周年を迎へることになりました。けれども事變はまだ峠を越して居りません。愈々これから本格的の長期戦であり、國家總力戦であります。戦の庭に立つ人も立たぬ人も、老幼男女の區別なく、皇國の臣民は總て忠良なる總力戦士として、聖戰の爲めに進んで立ち働かねばなりません。

此の事變に失敗すると、我が國民は總倒れになり、國の繁榮は素よりのこと個人々々の繁榮も幸福も消え去つて了ひます。我が國が此のやうになると亞細亞の諸民族も亦共倒れになるのであります。之と反對に此の事變に成功すれば日本民族の爲めには勿論の

こと、東亞の諸民族の爲めに新しい天地が開かれ、其の安寧と繁榮と幸福とが約束されて居るのであります。それ故に此の聖戰のはねばなりません。

戦の最後の勝利は國家總力戦の戦力が強大で而も長續きする方に歸するの一般でありまして、此の様な戦力は結局國民の一人一人から發揮される有形無形の力の綜合であります。そこで國家總力戦の戦士たる全國民は忠君愛國の誠心を本として各々の年齢と境遇と職業と地位とに應じ、大御心に添ひ奉る様に、強く正しく十二分にその務めを果さねばなりません。これが爲めには日本精神に徹して聖戰の意義をよく理解し、その行く先を見透し、各人が何うすれば國家總力戦の力が強くなるか、又それが長く持ちこたへられるかといふことをはつきり覺つて、之を日夜實行することが肝要であります。

此の小冊子は全國民戦士に是非讀んで頂きたいと思つて、右の様な考へを以て書き綴つたものであります。

第一、支那事變の眞意義

一、事變の原因は何か 支那事變の直接の原因は、申す迄もなく蘆溝橋事件であります。昭和十二年の七月七日の夜、北京郊外蘆溝橋の附近で演習中の我が北支那駐屯軍に對して、暴戾なる支那軍が不法射撃を加へた事件が此の事變の發端であります。けれども此の不法射撃事件が擴大して、現在の様に國を擧げて

戦はねばならぬ大事變になつたと観るのは、あまりに表面的な観方で、此の様な觀察では、事變の眞意義を捉へることは出来ません。元來、日滿支の三國は互に手を携へ、助け合つて行くべき必然的關係にあり、此の關係に従はねば生存も發展も出来ない國々であります。だから蘆溝橋事件位の小さな衝突だけでは、此の様な大きな戦をせねばならぬ理由にはなりません。それにも拘はらず、日支兩國とも國を擧げて戦ひつゝあるのは、他に深い原因があるのであります。東亞積年の禍根と呼ばれるものが即ちその根本原因であります。

東亞積年の禍根の第一は、歐米列強の東亞侵略であり、第二は「ソ」聯邦の武力を背景とする東亞赤化であり、第三は歐米依存、容共抗日といふ様な支那の遠交近攻政策であります。之等の禍根が長い年月の間に非常に複雑な形に發展して、遂には今次の事變の外的原因を作つたのであります。

ところが此の國外的な原因と相關聯して、日本側にも國內的な原因があるのであります。それは歐米輸入の個人主義、自由主義の思想が政治、經濟、教育などの諸方面で爛熟して極端な歐米崇拜になり、國家を他所にして自己の利益を迫り、特に世界大戰後日本傳統の思想に弛みを生じ、假面をかぶつた正義人道論や平和論に迷はされ、浮華文弱に陥つて經濟難に當面し、之等が原因となつて外交に失敗し、不當な軍備縮小を行つて支那に輕侮されたのが手始めであります。軍縮を行つたところが外

交の推進力を失つて消極外交となり、次々に外交の失敗を重ねた結果は本格的な經濟國難、人口國難となり、遂に共產主義の乗ずる處となつて思想國難を加へ、其の反動として復活された日本主義の積極革新運動と、個人主義自由主義の消極現狀維持運動との相剋摩擦となり、之等の諸事情が依つて以て更に支那の侮蔑を買ひ、排日抗日の乗ずる所となり、不法挑戰の原因を作るに至つたのであります。

以上の内外諸原因が入り亂れて極めて複雑な國際情勢の中に、必然的に燃え上つて來たのが今次の支那事變でありまして、其の關係の概要を申し述べますと次の様であります。

嘉永六年、アメリカ合衆國の水師提督ペリリが浦賀に來て、徳川幕府の鎖國的な太平の夢を覺したのであります。此の時には既に歐洲列強の世界侵略の魔の手は東亞にまで及んで居たのであります。即ちロシアは西北から、イギリス、フランス、ポルトガル、オランダ等の諸國は西南から共に蒙古、西伯利、印度、暹羅、支那、朝鮮、日本に迫つて居たのであります。幸に日本は早く眼を覺し、種々な改革を行つて國體本然の姿に立ち歸り、專心國力の充實、獨立の保全に努力した爲めに彼等の侵略の危険を離脱することが出來ましたが、支那は容易に眼が覺めず、これが爲めにどん／＼ロシア、フランス、イギリス等の侵略を蒙つたのであります。そして明治二十七八年の日清戦役に敗れてからは世界にその弱體を暴露した爲めに、いよ／＼列

強の露骨な侵略を受ける様になりました。之等の關係を一表に見ますと次の様になります。

列強東亞侵略年表

(一) 併呑地域

皇紀	西曆紀元	國名	事
二四六四	一八〇四	英	莫臥兒帝國(印度)英人の保護に歸す
二五〇二	一八四二	英	阿片戰爭により香港を併呑す(弘化元年)
二五二七	一八八七	英	莫臥兒帝國滅ぶ(安政四年)
二五二八	一八八八	露	黑龍江北岸を併呑す
二五二九	一八八九	佛	柴棍を併呑す
二五三〇	一八九〇	露	烏蘇里江の東岸を併呑す
二五三二	一八九二	佛	安南地方(東京交跡)を併呑す(文久二年)
二五二七	一八六七	佛	カンボヂヤを保護國とす
二五二八	一八六八	露	布哈拉汗國を併呑す(明治元年)
二五三三	一八七三	露	基華汗國を併呑す
二五三五	一八七五	露	樺太島を併呑す(明治八年)
二五三六	一八七六	露	浩罕汗國を併呑す
二五三七	一八七七	英	英國女王印度を直轄す
二五四一	一八八一	露	伊犁(コルゴス河地方)を併呑す
二五四三	一八八三	佛	越南を保護國とす
二五四六	一八八六	英	緬甸を併呑す
二五四七	一八八七	葡	マカオを併呑す

蹟

(二) 勢力範圍の設定(所謂租借、鐵道、銀行等の政策)

皇紀	西曆紀元	國名	事
二五四九	一八八七	露	メルフ、アフガニスタン地方を侵略す
二五五三	一八九三	佛	メコン河地方を併呑す
二五五八	一八九八	米	フィリッピンを併呑す(明治三十一年)
二五五七	一八九七	佛	海南島を
二五五七	一八九七	佛	雲南、廣西、廣東を
二五五八	一八九八	英	揚子江流域を
二五五八	一八九八	露	遼東半島を
二五五八	一八九八	獨	膠州灣を
二五五八	一八九八	英	九龍半島を
二五五八	一八九八	英	威海衛を
二五五九	一八九九	佛	廣州灣を

租借地とす

不割讓地域とす

努力す

一、右の如き勢力範圍の設定に伴ひ、政治的借款の押付け、鐵道敷設、鑛業權、銀行等の獨占的利權の獲得に努力す

二、米國は勢力範圍獲得に立ち後れ、一八九九年貿易擁護を主眼とするジョン・ヘイの門戶開放機會均等の原則承認要請をなす

日清戦役によつて日本は、自國の獨立を確保すると共に、朝鮮

の獨立を擁護したのでありますが、此の戦によつて示された日本の實力と發展性とは世界列強の驚異的となつたばかりでなく、彼等が東亞侵略の野望を遂げる爲めに、就中ロシアの南下侵略の爲めに、將來大なる障碍となることを豫想させる結果となりました。かの三國干渉は、實に日本の發展を抑へて、彼等の東亞侵略を専らにせんとする奸策であつたのであります。此の様にして置いて、列強の支那侵略の重壓はどん／＼加へられて來ました。かの明治三十三年の北清事變は正に列強の支那侵略に對する支那の反撥でありましたが、支那一國の力を以てしては到底成功すべくもなく、事變後は却つて侵略に拍車をかけ、支那大陸は國際的利害と陰謀との交錯する伏魔殿となつて來たのであります。特にロシアは滿洲を占領し、次で支那中原を窺ひ、朝鮮の北邊より侵略を企て、日本の存立をも脅かすに至りました。明治三十七八年の日露戦役は此の様な情勢に對する帝國の獨立保全の戦であり、同時に東亞保全の戦であつたのであります。

日露戦役は帝國の國運を賭しての戦でありましたが、三國干渉以來、臥薪嘗膽十年、國を擧げて有形無形の戦力を養つた甲斐あつて見事に日本の勝利に歸したのであります。然し乍ら日露戦役後は新たな國際情勢が現れて來ました。即ち過去に於ける日英同盟によつてイギリスの企圖する所は、日本に依つてロシアの印度侵略を東方から抑へようとしたのであります。今

爲めに歐洲の政局は次第に複雑となり、此の關係が發展して遂に大正三年乃至七年に亘る世界大戦となりました。之が爲めに歐米列強の東亞侵略は頓挫の形となつたのであります。それは侵略の斷念ではなくて、一時的休止でありまして、大戦後から新しい形で經濟的な東亞侵略が企圖される様になつたのであります。而して此の經濟的な侵略の魔の手と手を握り合つて、日本を排斥する様になつて來たのがこれ亦支那の遠交近攻の愚策であります。

世界大戦には日本も聯合國側に立つて一部參加しましたが、ロシアは大戦半ばに共產主義革命が起り、之が爲めに聯合國側を裏切つて同盟國側と單獨媾和を結びましたので、日本は之に對する當然の處置としてシベリヤに出兵したのであります。日本は此の機會にロシアの將來に於ける侵略を封止する様に止めをさすべきであつたのであります。出兵後間もなくイギリス、フランス、アメリカ等の妨害が入つた爲めに殆んど見るべき成果なくして空しく撤兵するの已むなき事情に立ち至りました。けれども日本は此の大戦の間に歐洲の列強が極度に疲勞したのに反し、商工業の飛躍的發展を遂げて世界の市場に進出し、イギリス等の經濟的世界制覇政策と對立することになり、また世界の相對的國力に於て優位を占むることになつて、東亞の重鎮となつたのであります。此の様な情勢を感じたイギリス、アメリカ、フランスなどの諸國は日本將來の發展と利害の衝突を

はロシアの敗戦に依つて其の必要がなくなり、却つて東亞に於ける帝國の權威の確立がイギリス等の利害に反する結果をもたらししたのであります。けれども強敵ロシアを撃破して彼の東亞侵略を一時挫折せしめた日本は、自國の獨立を安全にしたばかりでなく、朝鮮を救つて我が一大家族の中に容れ、支那を助け世界の列強に伍し、事實上東亞の安定勢力となつたので、列強と雖も東亞に關することは日本を除外しては何事も爲し得ない事情になつたのであります。

日露戦役前の支那はロシアの脅威によつて縮み上り、之に對し何事も爲すことの出来ない状態にありましたが、日本に頼り戦役中も陰に日本に協力する所がありました。戦役の末期頃から、密かにロシアに通じ、戦後はイギリス、フランス、アメリカ等と接近して日本に對する態度は逐次冷たくなり、所謂遠交近攻の手を打ちかけたのであります。此の邊の所が實に殘念な支那の無自覺でありまして、日本としつかり手を組んで東亞の安定を計り、歐米列強の侵略から離脱すべきことに最善の方策を見出し得なかつたのであります。

日露戦役に敗れた帝政ロシアは一時日本に對する報復なども企てられた様でありましたが、その國內の弱點の爲めにこれも十分に成らず、其の傳統的な侵略主義は歐亞共に振はなかつたのであります。此の間にドイツは非常な國力の發展を遂げ、之に對してイギリス、フランス等の諸國は大なる脅威を感じ、之が

非常に懸念し出しました。何となれば、イギリスやフランスは大戦の疲勞を恢復し、戦勝の結果と世界侵略の現状を維持せんが爲めに、またアメリカは大戦間に發展した商工業と富と非常に高い生活水準とを維持し、大戦の結果彼に與へた世界的地位の現状を維持せんが爲めに何れも世界市場、就中極東に於て經濟的制覇を必要とし、この野心を遂げる爲めに大なる障碍となるものは日本の東亞に於ける發展であり、優越的な地位であつたからであります。又イギリスやフランスにとつて心配なことはドイツ、オーストリア等の同盟國側の復興であり、地中海に於けるイタリヤの發展でありました。これ等は何れもイギリスやフランスの繁榮に障碍となるからであります。尙ほ一般に大戦に參加した國々は戦争の慘禍に懲り、何とかして自國の既得の權益をその儘に維持しつゝ、將來永く戦争を防止しようとしたのであります。

以上の様な關係にありましたので世界大戦の後始末をしたヴェルサイユ條約と國際聯盟とは兩者相俟つて、世界の恒久平和、ドイツ、オーストリア側の復興防止、イギリス、フランス側の戦勝の結果と繁榮維持を直接の目的として行はれましたが、間接的には日本及びイタリヤの發展を阻止する結果ともなつたのであります。また大戦の慘禍に懲りた人情の弱點につけ込んでイギリス、アメリカ、フランス等から世界に差し向けられた思想戦は正義人道、軍國主義排撃、恒久平和の美名の下になされ

ましたが、實は植民地と資源と富とを既に獲得せる國々の現状維持に好都合であつて、貧しき國々や産業の後進國の發展に不都合なる理論が隠されてあつたのであります。

然るに之に迷はされた日本人の中には之等の思想戰の術中に陥り、自ら自國を軍國主義或は帝國主義と卑下し、歐米の宣傳に迎合したるものもあつたのであります。また明治以降間斷なく輸入されてゐた歐米の個人主義自由主義の思想は此の頃に至つて愈々爛熟して政治、經濟、教育などの凡ゆる方面に毒を流し之が爲めに國民は歐米崇拜に陥り、物質文明に溺れ、尊き日本傳統の精神を閉却するに至つたのであります。また日本人は大戦間少しかりの富を得て成金氣分を發揮し、浮華文弱に流れ却つて輸入超過を重ねて貧乏する様になり、遂にはアメリカやイギリスに頭を下げて力を借らねば經濟的に立ち直れないといふ様な弱考へになつたのであります。此の様な思想的、經濟的の弱點や國力不足につけ込まれて五、五、三といふ不當な比率を押しつけられたのがワシントン會議の海軍々縮條約であり之によつて軍備の片手を断ち切つて置いて不都合な要求を押しつけたのが九ヶ國條約であります。海軍條約は我が海軍の力を削ぎ、東亞に於ける優勢の地位を抑壓して置いて彼等の東亞侵略を容易にせんとする企てであり、九ヶ國條約は支那の領土保全の美名に隠れて支那を彼等の經濟的植民地にせんとする奸策であつたのであります。然るに歐米崇拜に陥り假面の平和論、

假裝の正義人道論に迷はされて居た我が國民の大多數はあまり不思議を抱かなかつたのであります。否却つて軍備半減論さへ現れ、軍備の様な不生産的なものは經濟難の折柄どん／＼縮小せよといふのが多くの政治家や學者の考へでありましたので、海軍の軍縮に續いて陸軍の軍縮も斷行するの已むなきに至りました。けれども軍縮を行つた結果は外交の推進力を失ひ、アメリカの日本移民排斥があり、ロンドン條約による再度の不當なる海軍々縮の割當を蒙り、續いて陸軍の軍縮も第三次に及んだのであります。此の様に外交が消極的となると隣國支那は愈々遠交近攻の政策を露骨にし、國際聯盟に依存し九ヶ國條約に頼つて、盛に排日抗日を始めたのであります。之より先日支の提携を希望する帝國は世界大戰に於てドイツから繼承した租借地青島を支那に還附したのであるが、其の結果は支那の排日抗日の緩和どころか却つて支那を増長させ、彼をして青島還附と不可分の關係に於て成立して居た二十一ヶ條の廢棄さへも一方的に宣言させる様になり、更に旅大回收論をも惹き起させたのであります。

世界大戰間に飛躍的發展を遂げた我が商工業は、其の後も依然として發展を續けて居りましたが、勞働者の勤勉、低廉なる賃銀、技術の優秀、經營の合理化、爲替相場の下落等各種の好條件に恵まれて益々良質廉價の商品を世界市場に送り出しつゝありましたので、外交に於て失敗し不利益なる通商條約を押しつ

けられつゝも日本商品は世界市場の到る處に進出する様になつたのであります。之に反して歐米列強は物質的な高度の生活水準が商品價格に影響し、自由競争に於ては到底日本商品と太刀打ちすることが出来ない状態になり、茲に日本品を目標とする列國の經濟戰が展開されたのであります。即ち本國及び植民地を糾合する經濟ブロックの形成、高率關稅の設定、既存通商條約の廢棄等によつて日本品の進出阻止、日本品市場の壓迫に乗り出して來たのであります。而もイギリス、フランス等の諸國は彼等の贅澤極まる生活水準を維持せんには之を以て足れりせず、更に支那市場に著目し、茲に至つて曾て締結せる海軍條約や九ヶ國條約を利用し、且つ支那の遠交近攻政策と握手したのであります。即ち支那を籠絡して排日抗日を煽動し、日支の離間に導くと共に各種利權の獨占を策し、良質廉價にして支那民衆の需求に適する日本商品を運送し、之に代るに彼等の高價なる商品を以て市場を占領し、其の結果支那民衆を苦境に陥れ依つて以て日本の發展を阻止すると共に、支那を經濟的に植民地化せんとする新なる東亞侵略手段に出て來たのであります。以上の様な國際情勢に取巻かれ、且つ國內的に萎靡沈滞しつゝあつた當時の日本は愈々窮境に立つ様になりました。即ち世界外交戰に敗北して外交國難に遭ひ、世界經濟戰の重壓を蒙つて經濟國難に當面し、失業者の續出、就職難、生活難等を惹き起し、移民の排斥を受けて過剩人口の吐き場に困り、經濟國難と

結び付いて茲に人口國難が叫ばれたのであります。而も當時の政治、外交は益々消極的に傾いて之等の諸問題を何うすることも出來ず、就中安全確實なる資源及び市場の問題と毎年百萬人づつも増加する人口の問題には愈々困つたのであります。而も歐米流の自由主義、個人主義に中毒した知識階級の一部からは將來國運の發展に最も危険なる産兒制限論さへ高唱せらるゝ様になり、消極沈滞の空氣は全國を蔽ひ、國難づくめの世相に取り巻かれ、茲に至つて建國以來悠々三千年の發展を遂げて來た日本民族も全く理想の光を失はんとしたのであります。

時恰も此の様な世相の弱點につけ込んで擡頭したのが共產主義の思想であります。元來共產主義は社會組織、經濟組織の弱點思想の動搖等につけ込んで發展するのが常則でありまして、世界大戰によつて醸された之等の弱點に乗じて世界各國に發展しつゝあつたのであります。これが我が國にも逐次輸入され、特に「ソ」聯邦との國交恢復後はコミンテルンの世界赤化運動として盛に我が國に侵入して來たのであります。而して前述の様な各種の國難、歐米思想の成熟、日本思想の萎靡沈滞、民族理想の喪失状態などにつけ込んでどん／＼成長し、此の思想によつて人民を迷宮に誘ひ、國體を無視し國家を無視する世界主義の方向に理想の光を與へんとしたのであります。之が大正の末期から昭和の初期にかけて勃興した思想問題であります。即ち茲に前述の様な各種の國難に更に思想國難を加へることに

なつたのであります。然るに共產主義は其の理論と實際に於て人間性と相矛盾する所があるばかりでなく、我が國體と日本文化とに根本的に相容れないので茲に大なる反動が起りました。即ち憂國の志士による日本主義運動がこれでありました。日本主義運動は皇道精神の復興であり國體擁護の運動で最初は反國體思想たる共產主義を目標として戦ひましたが、同時に國體打開の積極的實行運動に進展したのであります。然るところ、當時の各種國難を招來した根本原因は歐米輸入の個人主義、自由主義の思想であり、此の思想に基く政治、經濟、教育等の墮落でありましたので、當面の國難を打開するには一方に於て共產主義を撃滅すると共に、他方に於て個人主義、自由主義を清算して日本主義に立ち歸らしめ、皇道精神に相容れない政治、經濟、教育等の缺陷を矯正する改新を斷行せねばならなかつたのであります。昭和維新などといふ言葉の現れたのも此の頃であります。ところが明治初年以來どん／＼輸入され、長い間培はれて根を生やした個人主義、自由主義の思想は中々根強く、而も既に政治、經濟、教育の實際に喰ひ込んで居りましたので、容易に改まらないどころか、却つて現状維持の思想として強い反動を示したのであります。茲に於て我が國には共產主義、日本主義、個人主義、自由主義の複雑なる對内思想戦が展開されやがて改新と現状維持の相剋摩擦となり、各種の不祥事件さへも惹き起したのであります。而して之等の内部的相剋摩擦は隣

國支那の乘する所となつて愈々複雑困難なる東亞の國際情勢を巻き起す一大原因となつたのであります。これより先、世界大戦中に共產主義革命を起し、帝政ロシアを倒して「ソ」聯邦を組織したロシアは、暫く國際政局を離れて内政の整理に没頭して居りましたが、國內統一が成るに及んで世界赤化革命の政策に乗り出して來ました。世界赤化は思想的武器を以てする彼自身の國防策であると同時に、彼の傳統的的世界侵略の變裝であつたのであります。斯くて彼の赤化の魔手はコミンテルン運動として世界の到る處に延べられたのであります。が、就中經濟的、社會的、思想的缺陷の存する所は彼の規ひ所でありました。斯様な意味で且つ又、彼の傳統的な極東侵略を推進する意味で、接壤國たる支那は彼の最も著目する所となりました。何となれば支那は不斷の軍閥抗争と、歐米列強の經濟的侵略との爲めに、人民が塗炭の苦に陥り、各種の社會的缺陷を包藏して居たからであります。彼のレーニンをして「世界の赤化は東方に於て決す」と言はしめたのも之が爲めであります。ところが東亞の赤化を完成するには先づ東亞の安定勢力たる日本を赤化する必要がありますので、前に述べました様に「ソ」國交の恢復後コミンテルンは盛に日本にも働きかけたのであります。けれども日本は共產主義と相容れない事情がありますので、敢て日本の赤化、東亞の赤化を強行するには何うしても日本との衝突を豫想せねばならず、更に東亞の赤化を強行すれば

歐米の東亞に於ける資本主義と衝突する處があり、尙ほ西歐や南歐の赤化に就きましてもドイツ、イタリヤを始めとして之と相容れない國々があつたのであります。そこで「ソ」聯は彼の世界侵略の野望を遂げる爲めにコミンテルンによつて對外宣傳を行ふと共に、一切を犠牲にして赤衛軍の強化擴充に努め幾度か五年計畫を反復したのであります。其の充實に伴れて赤化思想戦を前衛とし、強大なる軍備を背景として先づ極東赤化、極東侵略に邁進して來たのであります。即ち外蒙古及び支那西邊の赤化を積極的に行ひ、支那共產軍を編成し之を指導しつゝ、逐次支那中原に向つて進みつゝあつたのであります。當時支那は軍閥抗争の只中でありましたが、「ソ」聯は赤化の進捗につれて、大正十四年頃にはボロジンやブリュッヘル等の人々を送つて廣東政府に働きかけ、蔣介石政權と握手して國共合作に導き支那革命に干與して支那中原の赤化にまで手を延ぶることになりました。但し國共合作は蔣介石の北伐成功後、國民政府とイギリス、アメリカの接近の結果一時分裂し、ボロジン等の追放となり、上海に於ける共產黨の大弾壓となつたので、其の後支那の共產主義運動は中原に於ては地下に潜行し、外蒙及西部邊疆地方に於て政治的、軍事的に根強く發展する様になりました。之と同時に「ソ」聯は盛に軍備を擴充して東亞赤化の強力なる推進力を養ひつゝあつたのであります。

ゆる方面に極端な消極政策を採り、之が外交に反映しては英米追従對支不干渉主義の消極外交となつたのであります。然るに支那は、倦み疲れて居つた帝國の地位と實力とを侮蔑して、東亞に於ける日支共存の紐帶を斷ち切り、國際聯盟や九ヶ國條約に依存し、且つ支那を經濟的に植民地化せんとして差し延べられた假裝の魔の手や假面の甘言の虜となり、イギリス、フランス等の諸國と手を握り、我が對支不干渉主義に乗じて猛烈な排日抗日に轉じ、愈々本格的な遠交近攻の政策に出で、從來の排外運動を結合して之を排日抗日の一路に指し向けて來たのであります。而して其の首魁となつたのが即ち蔣介石を首班とする國民政府であります。軍民に對する排日教育、抗日宣傳の徹底するにつれて、地方軍閥もまた排日抗日に出でなければ自己の地位を保ち勢力を擴充することが出来ない様な事情になつたのであります。此の様な情勢に迎合し、日露戰役以來今日の地位を築くまで多年日本より蒙つて來た恩義を無視し、北支及び滿洲に於て極端なる排日抗日に出たのが彼の張作霖、張學良の父子であります。即ち帝國の對支不干渉主義に乗じ日清、日露の戰役に於て莫大の犠牲を拂つて東亞保全の爲めに築き上げて來た我が權益と東亞更生の根據地とを蹂躪し、我が帝國を大陸より驅逐せんとしたのであります。而して其の極端なる排日抗日の歸する所は我が權益の蹂躪、居留民の壓迫、皇軍の侮辱であり、南滿洲鐵道の破壊挑戰に及んで遂にかの滿洲事變を惹き

起したのであります。

滿洲事變は昭和六年九月十八日柳條溝事件に端を發したのであります。皇軍の迅速果敢なる作戰によりまして、僅かに半年の間に偉大なる戦果を收め、翌七年三月一日には滿洲國の建國に及びました。而して此の事變は我が國の覺醒、思想の維新、外交の轉換を促した事變でありまして、從來消極政策の爲めに光明を喪つて居た我が國民に活氣を興へ、日本精神を復興し、積極國策を授け、積極外交に轉せしめたのであります。即ち八紘一宇の聖訓に則り、政治、經濟、文化其の他各般に亘つて日滿支の提携共助を實現し、之を樞軸として東亞諸民族の共同更生を計るといふ我が國策は此の時に於て確立されたものと見ることが出来るのであります。事變の處理は此の方針によつてなされたのであります。

其の結果は東亞に於て世界的な新事態を生み、東亞の大勢を一變せしむると共に、世界の視聽を此處に集めることになつたのであります。而して事變處理の結果齎らされた主なる事項を挙げれば次の通りであります。

第一、我が八紘一宇の大精神を以て皇道を宣布し、皇徳を施し、滿蒙諸民族を塗炭の苦しみから救ひ、王道樂土滿洲國を建設し、日本文化の普及、東洋文化復興の基礎工作を完成したること

第二、日滿議定書の盟約によつて滿洲國の國防を保障すると

共に、我が對「ソ」國防の防波壁を前進したこと

第三、日滿一體の經濟結合により有無相通じて兩國の國防に生活資源の自給自足圏を構成し、滿洲國人の生活を安定せしむると共に、事變前に於て逼迫せる我が國の人口問題及び經濟問題を或る程度まで緩和し、以て兩國共存共榮の實を擧ぐるに至つたこと

第四、亞細亞諸民族更生の第一階梯に到達し、更にその積極的推進力を養ひ得る態勢を確立したこと

第五、我が國は國體精神を振興し、之によつて自主積極外交に轉じ、國際聯盟を脱退し、理不盡なる海軍條約を破棄するに至つたこと

右の事實は正しく日滿兩國の提携共助による亞細亞諸民族の共同更生の出發であつて、當時誤れる軍閥の爲めに人民を塗炭の苦に陥れつゝあつた支那にとつては眞によい實物教訓であり、歐米に依存せざる更生の活模範でありました。何となれば蒙疆地方が之に倣ひ、北支が之を採り、續いて中支南支に及ぶならば、日滿支の提携共助、隨つて三國の共同更生は平和裡に、而も順調に成立するからであります。またさうすることが日滿支三國の何れにとつても最善であつて、眞の東洋平和の爲めにも世界平和の爲めにも、人類の文化向上の爲めにも、福祉増進の爲めにも極めて合理的、道德的な方法なので、甚だ望まじきことではありません。然るに此の事實と其の發展は東亞諸民族を

第三國に賣りつゝも自己の野望を遂げんとする蔣政權を始めとし、東亞の赤化と侵略とを行ひつゝあつた「ソ」聯邦及び東亞の經濟的侵略を強化せんとして居たイギリス、フランス等の諸國にとつて、大なる障礙となるので、茲に東亞更生の積極的妨害が現れたのであります。

即ち滿洲國の隆々たる發展と其の民族の幸福なる姿とを以て日滿の提携、共同更生の實物教訓を提示された支那國民政府は、敢て耳目を蔽ひ、之を認めなかつたばかりでなく、却つて人民を愚弄し、排日教育を強化し、民を驅つて抗日戦線に投じたのであります。又蒙疆も北支も共に右の様な實物教訓を認め乍らも、國民政府の壓迫の爲めに、滿洲國に倣ふべき勇氣と實行力とを發動することが出来なかつたのであります。尤も此の事は支那諸民族の單なる無反省無自覺だけに原因するのではなく、日滿支の提携共助、東亞諸民族の共同更生を妨げんとする非人道的な重壓が支那に加へられて居たことが寧ろ大なる原因であります。即ち「ソ」聯邦の東亞赤化政策、歐米特にイギリスの經濟的東亞侵略政策及び之等と結合し東亞の諸民族を賣る蔣政權の遠交近攻政策がそれでありまして、

果せる哉「ソ」聯邦は滿洲事變後極東の軍備を強化して武力侵略を準備すると共に、此の軍備を背景として支那赤化を強行し先づ外蒙古をその手に收めて其の地に赤色政府と共產軍を設立し、更に新疆、青海、寧夏、陝西、甘肅、山西の方面から進出

して思想的、政治的、軍事的に工作し遂次此の地方を半植民地的状態に導いたのであります。次いで昭和十年第七回コミンテルン大會を開いて新方策を決定し、抗日人民戦線を組織し、朱德、毛澤東等の支那共產軍將領を使喚して國共合作に成功せしめ、國共合作の排日抗日に導いたのであります。又イギリスは蒙疆、北支等が逐次滿洲國の模範に倣ふことを恐れて日本に先手を打つて奸策を弄し、かのリースロスの指導による全支那幣制の改革を斷行せしめて經濟方面から支那の生殺與奪の權を自己の掌中に收め、之によつて支那の排日抗日を操縦すると共に北支等の部分的更生を經濟的に至難ならしめたのであります。かくて國民政府即ち蔣政權は一方に於て國共合作を通じて「ソ」聯邦と結び、他方に於て經濟的にイギリス依存の政策をとつて之と握手し、其の結果、日本に對しては容共抗日、聯英排日の方針を強化したのであります。

國民政府の容共政策は愈々「ソ」聯の極東赤化に拍車をかけることになりました。尙「ソ」聯邦は歐洲方面に於てもフランススペイン等に赤化工作を進め、ドイツ、イタリヤ等の全體主義國家に對し人民戦線を結成せしめ逐次世界赤化を進めたのであります。かの日獨伊共防協定は眞の人道、眞の文化を共產主義による破壊から擁護せんとする共通の目的によつて、此の様な霧圍氣の中に生れたのであります。

容共によつて國共合作に成功し、聯英によつて經濟的中央集權

を収めた國民政府は、之等を利用して地方軍閥の力を殺ぎ、排日抗日によつて軍民の關心を國內抗爭より對日抗戰に轉向せしめ、内戰停止、舉國抗日の旗印の下に逐次軍事、政治、教育等の中央集權にも成功し、依つて以て武力、思想、經濟等の各般に亘つて公然と對日開戰準備を進めたのであります。歐米特にイギリスは此の情勢を利用して國民政府を操縦し、對日差別關稅の設定、日貨の排斥、抑留、不賣等を強行せしめ、支那民衆の生活に適する良質廉價の日本品の供給を至難ならしむると共に、彼自國の高價なる商品をして支那民衆を苦しめ、逐次支那各地の利權を其の手に獨占しつゝ遂に支那全土を彼の經濟的植民地にせんとする勢を示して來たのであります。

此の様な情勢になりました。我が帝國は尙ほ且つ隱忍に隱忍を重ね寛大なる態度を以て支那に臨み、敢て彼に武力脅威を加へようとしなかつたのであります。何となれば、東亞の共同更生の爲めには日滿支の提携共助が根本の要件で、寧ろ支那とは親和し握手すべきであつたからであります。而して其の親和を阻害する根本原因は背後にあつて支那を操縦し遠交近攻に出でしむる第三國の奸策にあるので、我が國策の推進、即ち東亞共同更生の推進の爲めには、寧ろ此の様な奸策を封止するに足る綜合國力の充實を計らねばならなかつたのであります。即ち右の事態に即應する帝國の國力充實計畫は、日滿を一體とする軍備の充實、生産力の擴充、之に伴ふ社會調整といふことにあり

ました。然るに我が帝國の此の様な苦心にも拘らず、支那國民政府は容共抗日、聯英排日の強化、對日開戰準備の進捗、排日教育の徹底等に伴つて、帝國に對する挑戰は愈々積極化し、支那各地に於ける帝國權益の侵犯、居留民の虐殺、日貨の排斥抑留、皇軍侮辱等實に枚擧に遑のない程現れ、勢の赴く處遂に收拾することの出来ない排日抗日の亂舞となり、昭和十二年七月七日、北京郊外蘆溝橋に於ける支那軍不法射擊事件に端を發して、今次の支那事變の幕が切つて落されたのであります。昭和十一年初頭以來今次の支那事變發生に至るまでの間に起つた日支間の紛爭事件は實に五十有七回に及び、之を列記すれば次の通りであります。

支那事變前日支紛爭事件一覽表

昭和十一年一月	二日	宋哲元麾下の我が國旗侮辱事件
同	同日	北寧鐵路列車内の邦人官民負傷事件
同	同日	汕頭の緝私隊員暴行事件
同	同日	朝陽門支那兵不法射擊事件
同	同日	通州鮮人殺人事件
同	同日	廣東の排日示威街頭行進
同	同日	汕頭角田巡查事件
同	同日	廈門邦商への爆彈事件
同	同日	星子縣の帝國陸海軍將校不法取扱

昭和十一年三月	十日	上海裕豐紡績の怠業事件
同	同日	時事類編不敬漫畫掲載事件
同	同日	漢口の邦人侮辱事件
同	同日	上海大晚報の我海軍侮辱記事掲載事件
同	同日	青島邦人小學校生徒傷害事件
同	同日	平地泉支那兵の邦人暴行事件
同	同日	濟南の我小學生へ投石事件
同	同日	宜昌支那紙の我海軍侮辱記事掲載事件
同	同日	豐臺日本兵營に支那乘馬兵乗入事件
同	同日	豐臺支那兵の對邦人暴行事件
同	同日	東沙島海人草採取問題の紛擾
同	同日	上海蒼生鑛作暗殺事件
同	同日	天津鮮人所有貨物押收事件
同	同日	天津日本總領事館特務巡捕の射殺事件
同	同日	福州臺灣籍民刺殺事件
同	同日	上海北停車場の我が外交官侮辱事件

同	同日	長沙邦人旅館爆擊事件
同	同日	豐臺支那兵の對鮮人暴行事件
同	同日	成都の新聞記者等虐殺傷害事件
同	同日	梧州邦商の支那人店員拉致事件
同	同日	上海イヴニングポスト及び華美晚報の我陸戰隊侮辱記事掲載事件
同	同日	北海に於ける邦人殺害事件
同	同日	漢口吉岡巡查射擊事件
同	同日	汕頭邦人商店爆彈事件
同	同日	豐臺支那兵の我軍隊侮辱事件
同	同日	青島の抗日指環販賣事件
同	同日	上海の出雲水兵射擊事件
同	同日	湘潭日清汽船會社出張所放火事件
同	同日	長沙日本領事館爆彈事件
同	同日	包頭飛行場格納庫襲撃事件
同	同日	漢口恩明堂爆彈事件
同	同日	太原邦商壓迫事件
同	同日	上海海軍陸戰隊員監禁事件
同	同日	上海海軍陸戰隊員毆打事件
同	同日	長沙邦人刺傷事件
同	同日	上海邦人襲撃事件
同	同日	上海日本系紡績罷業

第二回新支那現勢要覽

同	年同	十一月	上海郵船登置丸船員射殺事件
同	年同	十九日	青島日本系紡績會社罷業問題
同	年十二月	四日	邦人トラック抑留事件
同	十二年三月	十一日	山東高角附近漁船不法抑留事件
同	年五月	二十二日	汕頭青山巡査事件
同	年同	二十三日	渤海灣漁船不法射擊事件
同	年六月	一日	青島邦人不法拘留暴行事件
同	年同	十一日	上海中山鋼鐵廠罷業問題
同	年同	二十日	芝罘東平號不法抑留事件
同	年同	二十三日	梧州の東亞同文書院旅行團への不法妨害事件
同	年同	二十四日	上海新聞不敬記事、皇軍侮辱事件
同	年七月	七日	蘆溝橋事件

件が續發し、八月九日の上海に於ける大山海軍大尉虐殺事件に及んで、遂に帝國をして不擴大方針を放棄して全面戦争を決意するの已むなき事情に立ち至らしめたのであります。此の様な事態になつたのは、實は國民政府の多年に亘る排日教育の徹底對日開戦準備、自國の實力過信、對日侮蔑、第三國就中「ソ」聯邦及びイギリスの後押等が遂に抗日支那を驅つて全面戦争の火中に投じたからであります。

帝國が右の様な不擴大方針を放棄して全面戦争を決意したのは昭和十二年八月月中旬でありました。そこで帝國は廟議に基いて八月十五日に「支那軍の暴戾を膺懲し南京政府の反省を促す」といふことを宣言して、茲に全面戦争に移つたのであります。

此の様な方針に出たのも、實は支那を憎むが爲めではなくて、支那を反省させ、日支の抗争を止めて日滿支の提携共助の態勢を實現し、共同更生を計らねば何時までも東亞積年の禍根は芟除されず、従つて東亞の諸民族は共倒れになるといふことを覺らせ、之によつて事變を處理しようとしたからであります。かくて皇軍は此の政府聲明の方針に呼應して作戦を進め、北にあつては蒙疆及び北支の大半を平定し、中支にあつては上海攻略後更に十二月十三日迄に首府南京を陥落させたのであります。他方政府に於ては友邦ドイツ大使の斡旋を容れて和平交渉を進め、抗日國民政府の反省を促しつゝあつたのであります。然るに漢口に逃れた國民政府は頑迷にも遂に反省の誠意を示さず、

却つて「ソ」聯邦やイギリス等の第三國の使賊に乗り、其の後押に頼つて長期抗戦による必勝を豪語して譲らず益々揚子江筋の抗戰態勢を強化しつゝ挑戰的態度に出て來たのであります。此の様な状態であつたので、帝國は國民政府に反省の見込のないことを見透し、何時までも其の反省を待つことなく、却つて其の潰滅を計ると共に、別途の方法によつて事變を處理することに決意し、廟議に基いて昭和十三年一月十六日政府聲明を發し、事變處理の大方針を中外に宣言したのであります。其の要旨は次の通りであります。

- 第一、帝國は爾後國民政府を對手とせず。
 - 第二、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、
 - 第三、是と兩國國交を調整して、
 - 第四、更生新支那の建設に協力せん」とす。
- 此の聲明によつて、今後帝國は國民政府を事變處理の全面的な和平交渉の相手にしないことになり、其の代りに帝國と眞に提携することが出来る様な新興支那政權の成立發展を待ち、これと國交調整を行つて更生新支那の建設に協力し、かくして事變を處理することになつたのであります。然らば更生新支那とは如何なる支那かといふに、遠交近攻、容共抗日などといふ誤つた思想を棄て、親日滿防共に向つた支那であり、且つ政治、經濟、文化等の各般に亘つて日滿兩國と共に相携へ、互に助け

合つて、東亞の協同更生を計つて行く様な新しい支那であります。丁度此の聲明と相前後して蒙疆には蒙疆委員會、北支には臨時政府、中支には維新政府といふ様に新しい親日滿の政權が生れました。そこで皇軍は政府の大方針に呼應して更に抗日國民政府に徹底的打撃を與へ、右の親日滿政權の發展を助ける爲めに、作戦を進めて徐州の大會戰を敢行したのであります。其の結果國民政府の戦力を減殺すると共に津浦線による南北新政權地帯の連絡を完成することが出来ましたが、暴戾なる抗日支那軍は黄河の堤防を破壊し、大氾濫を惹き起して良民を洪水に投ずると共に皇軍の急迫を逃れ、武漢を中心とする堅固な陣地に據つて抗戦を續け、國民政府も亦漢口に都して第三國の援助を繋ぎつゝ其の勢力を維持し、兩者相俟つて新政權の發達、更生新支那の建設を妨げつゝあつたのであります。之が爲め皇軍は引續き武漢地方並に廣東の攻略を決行したのであります。が、兩地共に十月下旬までに相次で陥落するに及び、遂に國民政府を名實共に一地方政權に轉落させ、第三國の海路よりする援助を概ね封止することが出来たのであります。茲に事變の新段階に入ることになり、帝國政府は十一月三日明治節の佳節を期して東亞の新秩序建設に關する重大聲明を發し、其の方針を内外に宣言したのであります。之に依れば

- 第一に「帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設にあり、今次征戰の目的又こゝに存す」と其